

目 次
第1号（12月10日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
町長提出第122号議案	9
町長提出第123号議案	10
町長提出第124号議案	10
町長提出第125号議案	10
町長提出第126号議案	10
町長提出第127号議案	10
町長提出第128号議案	10
町長提出第129号議案	10
町長提出第130号議案	10
町長提出第131号議案	16
町長提出第132号議案	16
町長提出第133号議案	16
町長提出第134号議案	18
町長提出第135号議案	18
町長提出第136号議案	18
町長提出第137号議案	18
町長提出第138号議案	18
町長提出第139号議案	18
町長提出第140号議案	18
町長提出報告第11号	30
散 会	32
署 名	33

第2号（12月13日）

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
事務局職員出席者	35
説明のため出席した者の職氏名	36
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	36
9番 寺戸 昌子君	36
5番 板垣 敬司君	54
10番 後山 幸次君	72
3番 川田 剛君	87
6番 丁 泰仁君	107
8番 三浦 英治君	126
散 会	141
署 名	142

第3号（12月15日）

議事日程	143
本日の会議に付した事件	143
出席議員	143
欠席議員	143
事務局職員出席者	143
説明のため出席した者の職氏名	144
開 議	144
会議録署名議員の指名	144
一般質問	144
2番 米澤 宏文君	144
1番 草田 吉丸君	159
11番 岡田 克也君	178
7番 御手洗 剛君	201
4番 道信 俊昭君	219
散 会	240

署 名	2 4 1
-----------	-------

第4号（12月16日）

議事日程	2 4 3
本日の会議に付した事件	2 4 5
出席議員	2 4 6
欠席議員	2 4 7
事務局職員出席者	2 4 7
説明のため出席した者の職氏名	2 4 7
開 議	2 4 7
会議録署名議員の指名	2 4 8
町長提出第122号議案	2 4 8
町長提出第123号議案	2 4 9
町長提出第124号議案	2 5 1
町長提出第125号議案	2 5 2
町長提出第126号議案	2 5 3
町長提出第127号議案	2 5 4
町長提出第128号議案	2 5 5
町長提出第129号議案	2 5 6
町長提出第130号議案	2 5 7
町長提出第131号議案	2 5 8
町長提出第132号議案	2 5 9
町長提出第133号議案	2 6 0
町長提出第134号議案	2 6 1
町長提出第135号議案	2 7 4
町長提出第136号議案	2 7 5
町長提出第137号議案	2 7 6
町長提出第138号議案	2 7 7
町長提出第139号議案	2 7 9
町長提出第140号議案	2 8 0
町長提出第141号議案	2 8 2
町長提出第142号議案	2 8 8
町長提出第143号議案	2 9 3
町長提出第144号議案	2 9 5
発委第4号	2 9 9
請願第3号	3 0 1

総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 0 4
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 0 8
議員派遣の件	3 1 1
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	3 1 1
閉 会	3 1 2
署 名	3 1 3

津和野町告示第 121 号

令和 3 年第 11 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和 3 年 11 月 25 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和 3 年 12 月 10 日
- 2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○12 月 13 日に応招した議員

○12 月 15 日に応招した議員

○12 月 16 日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第11回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

令和3年12月10日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第122号議案 令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第123号議案 津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について
- 日程第6 町長提出第124号議案 津和野町地域審議会設置条例の廃止について
- 日程第7 町長提出第125号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第126号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第127号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第128号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第129号議案 津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第130号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第131号議案 指定管理者の指定の変更について(訪問看護ステーション)
- 日程第14 町長提出第132号議案 指定管理者の指定の変更について(津和野町医療従事者住宅)
- 日程第15 町長提出第133号議案 指定管理者の指定の変更について(日原診療所)
- 日程第16 町長提出第134号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第17 町長提出第135号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 町長提出第136号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 町長提出第137号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 20 町長提出第 138 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 139 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 町長提出第 140 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 23 町長提出報告第 11 号 債権放棄について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 122 号議案 令和 3 年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 123 号議案 津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 124 号議案 津和野町地域審議会設置条例の廃止について
- 日程第 7 町長提出第 125 号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 126 号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 127 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 128 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 129 号議案 津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 130 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 131 号議案 指定管理者の指定の変更について (訪問看護ステーション)
- 日程第 14 町長提出第 132 号議案 指定管理者の指定の変更について (津和野町医療従事者住宅)
- 日程第 15 町長提出第 133 号議案 指定管理者の指定の変更について (日原診療所)
- 日程第 16 町長提出第 134 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 17 町長提出第 135 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 町長提出第 136 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算

(第3号)

日程第19 町長提出第137号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第20 町長提出第138号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第21 町長提出第139号議案 令和3年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第22 町長提出第140号議案 令和3年度津和野町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第23 町長提出報告第11号 債権放棄について

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

本日、令和3年第11回津和野町議会定例会が招集されましたところ、執行部をはじめ議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第11回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、道信俊昭君、5番、板垣敬司君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和3年12月6日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月10日から16日までの7日間としたいと思います。

初日の10日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けて散会したいと思います。

11日、12日及び14日は休会といたします。

13日、15日の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は11人の32件であります。

16日は町長提出議案についての質疑、討論、表決、請願等の所定の処理を行い、各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。令和3年12月10日、津和野町議会議長沖田守様、議会運営委員会委員長後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月16日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの7日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会招集日以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【9月定例会以降】

- | | | |
|-----|--------|--|
| 9月 | 3日（金） | 全員協議会、令和2年度決算審査特別委員会（初日） |
| | 7日（火） | 広報広聴常任委員会 |
| | 8日（水） | 総務経済常任委員会所管事務調査 |
| | 9日（木） | 令和2年度決算審査特別委員会（2日目延期：本庁舎閉庁の為） |
| | 10日（金） | 令和2年度決算審査特別委員会（2日目） |
| | 13日（月） | 令和2年度決算審査特別委員会（3日目） |
| | 14日（火） | 令和2年度決算審査特別委員会（4日目） |
| | 16日（木） | 令和3年度島根県立大学支援協議会総会 議長：書面決議
令和2年度決算審査特別委員会（5日目）、議会運営委員会 |
| | 22日（水） | 全員協議会 |
| | 30日（木） | 第9回津和野町議会臨時会、広報広聴常任委員会 |
| 10月 | 1日（金） | 鹿足郡事務組合議会定例会（クリーンパルにちはら）
鹿足郡不燃物処理組合議会定例会（吉賀町）
鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会（吉賀町） |
| | 4日（月） | 島根県町村議会議員研修会（松江市） 全議員：無期延期 |
| | 7日（木） | 広報広聴常任委員会、文教民生常任委員会 |
| | 12日（火） | 広報広聴常任委員会 委員長 |
| 11月 | 3日（水） | 津和野町功労者表彰式典（日原小学校体育館） 議長 |
| | 5日（金） | 島根県奥出雲町議会視察受入（本庁舎） 議長 |
| | 10日（水） | 総務経済常任委員会請願審査・所管事務調査 委員、紹介議員 |
| | 11日（木） | 島根県町村議会広報研修会（松江市） 広報広聴常任委員4名 |
| | 13日（土） | 城山整備事業完成式及び特別功労者表彰（稻成神社） 議長 |
| | 15日（月） | 山陰道等早期整備決起大会（萩市） 議長・議員8名 |
| | 18日（木） | 全員協議会、総務経済常任委員会所管事務調査 |

23日(火) 新嘗祭並びに農産物品評会表彰式典(稲成神社) 議長代理副
議長
24日(水) 益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会(益田市)、全員協
議会
26日(金) 静岡県議会行政視察(特定地域づくり事業協同組合)
29日(月) 第10回津和野町議会臨時会、全員協議会
30日(火) 鹿足郡不燃物処理組合議会臨時会(吉賀町)
12月 3日(金) 一般質問通告締め切り 正午
6日(月) 議会運営委員会

【視察】

11月 5日(金) 島根県奥出雲町議会(11名) 津和野町新庁舎視察・日本遺
産センター視察

26日(金) 静岡県議会(1名) 特定地域づくり事業協同組合について

11月15日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則
第128条の規定により、議長において決定しましたので報告します。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡
養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類、令和3年度定例監査及び財政援助団体等
監査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要な向きは御覧をいただきたい
と思います。

日程第4. 議案第122号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第122号令和3年度見晴らし広場解体工事
請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。

本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそ
ろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、契約案件1件、条例案件8件、指定管理者指定
案件3件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件7件、報告案件1件の合計20案件で
ございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜
りますようお願い申し上げます。

議案第122号でございますが、令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締
結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） それでは、議案第122号につきまして御説明を申し上げます。

契約の目的は、令和3年度見晴らし広場解体工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の工期は、変更前の完成期日が令和4年2月28日、変更後の完成期日を令和4年3月18日にさせていただくものであります。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ421-1、氏名、株式会社栗栖組代表取締役栗栖厚公でございます。

裏面に資料としまして工事請負変更仮契約書の写しをつけておりますので、御確認頂きたいと思っております。

次項には参考資料をつけております。1の当初契約の概要は御覧のとおりであります。2の変更理由でございますが、ポンプ室地下に施設の給水設備用のタンクがあることが施工時に判明したため、その取扱いについて、施工監理業務受託者と実施設計を行いますコンサルタントとの処理方法の協議に不測の日数を要したためでございます。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるというものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第123号

日程第6. 議案第124号

日程第7. 議案第125号

日程第8. 議案第126号

日程第9. 議案第127号

日程第10. 議案第128号

日程第11. 議案第129号

日程第12. 議案第130号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第123号津和野町総合振興計画等審議会条例の制定についてより、日程第12、議案第130号日原特定公園条例の一部改正について、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第123号でございますが、津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第124号でございますが、津和野町地域審議会設置条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第125号でございますが、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第126号でございますが、津和野町国民健康保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第127号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第128号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第129号でございますが、津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第130号でございますが、日原特定公園条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第123号について御説明いたします。

津和野町総合振興計画等審議会条例の全部を改正するものであります。

改正箇所につきましては、第2条から第9条になります。

改正理由といたしましては、今年度進めております第2次津和野町総合振興計画基本構想・後期基本計画並びに津和野町過疎地域持続的発展計画の策定に当たり、当審議会において、必要な調査、審議をしていただいております。

併せて、この両計画の整合性を取り策定中ではありますが、前期基本計画に係る評価、これは行政評価になりますが、その体制整備ができていないために評価に時間を要して苦慮したという経過がございます。

また、本年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市町村計画に目標設定と計画達成状況の評価の記載が必要になったところでもあります。

これらのことを踏まえ、役場内の体制として行政評価システムを再構築することで、いわゆるPDCAサイクルを確立し、各施策や事務事業の検証を行った上で、毎年、当審議会において進捗管理と評価をしていただき、必要に応じて計画変更を行っていくなど、次期の第3次津和野町総合振興計画策定作業をスムーズに実行できる体制整備のため、条例の全部を改正するものでございます。

続きまして、議案第124号について御説明いたします。

津和野町地域審議会設置条例を廃止するものであります。

廃止理由といたしましては、津和野町地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとなっており、設置期間の満了に伴い条例を廃止するものであります。

なお、今後の津和野町新町建設計画の変更や進捗状況に関する事項等につきましては、先ほど御説明させていただきました津和野町総合振興計画等審議会において審議していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第125号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを説明いたします。

本案は、令和3年8月2日施行の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の改正により追加された電磁的方法による対応について、本条例の改正が必要になったことによるものであります。

2ページめくって、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正の主な点は、これまでは第2章の運営に関する基準の中で、利用申込者のみに対して文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法で行ってもよいということになっていましたが、今回の改正により、別途、章を立て、第4章雑則とし、電磁的記録等の見出しにおいて、保育所等で記録や作成するもの、また、保存するものを書面により行うことが規定されていたものを電磁的記録で行うことができるようになったことであります。

左側が現行であります。これまで一部規定されていた第5条第2項から第6項までと、次のページ、第38条第2項を削除し、右側の改正後に、第4章として第53条を追加しました。この条例の第1項が、今回、主に追加された部分であります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年8月2日から適用するものであります。

以上です。

続きまして、議案第126号津和野町国民健康保険条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の改正が必要になったことによるものであります。

1 ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

今回の改正の主要な点は、一つ目として、令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことになりましたが、出産育児一時金の支給総額については42万円が維持されたため、第5条において、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものであります。

二つ目として、附則第6項の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の項目において、新型コロナウイルスの定義を中国発生のもものと具体的に記載されたことの改正であります。

附則として、この条例は令和4年1月1日から施行し、経過措置として、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る津和野町国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の金額については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第127号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が導入されることにより、本条例の改正が必要になったことによるものであります。

今回の主な点は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の5割を公費により減額するもの、併せて、規定内の用語の不備や明確化等による整備であります。

2 ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

第3条から第21条第1項まで及び第21条の2以降については用語の整備等、第21条第2項を追加し、減額の内容を記載しています。第21条2項第1号及び第2号について、アは7割軽減世帯、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯に係るものであります。

附則として、この条例の施行期日は公布の日から施行するものであります。ただし、第4条の2第1号、第12条第1項、第21条及び第21条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行するものであります。

また、適用区分として、この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第128号について御説明いたします。

津和野町介護保険条例の一部改正でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少した第1号被保険者の介護保険料について、減免措置に対応するため、津和野町介護保険条例第9条第2項中にある減免申請の申請期限について、特例を設けるため、附則第7項の改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第6項中につきましても、用語の整備を行うものでございます。附則第7項の「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第129号について御説明いたします。

津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正でございます。

本条例につきましても、貸与の対象となる職種が理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種に限定されております。しかしながら、現在では放射線技師や臨床検査技師の人材確保についても厳しい状況となっております。そのため、あらゆる職種に対応するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条中「理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「医療技術者等」という。）」を「医療技術者等」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、議案第130号について御説明いたします。

日原特定公園条例の一部改正についてであります。

改正趣旨につきましては、日原特定公園の多目的体育館内に、このほど設置いたしましたクライミングウォールを公園施設として追加するものでございます。

1枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

改正内容について御説明いたします。改正部分につきましては下線部となります。占用料等につきまして記載されております条文第18条及び別表第1へクライミングウォールを明記することにより、特定公園内の公園施設として位置づけされます。

続きまして、次ページの別表第5基本使用料の表を御覧ください。使用の区分と1時間当たりの基本使用料へクライミングウォール及び1,000円をそれぞれ明記することによりまして、この使用料の徴収が可能となります。

続きまして、1枚めくっていただき、備考4及び5を御覧ください。この備考4及び5の適用によりまして、使用料は、町内の方は無料、町外の方は1時間当たり2,000円となります。

また、この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

改正内容につきましては以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第13．議案第131号

日程第14．議案第132号

日程第15．議案第133号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第131号指定管理者の指定の変更について（訪問看護ステーション）より、日程第15、議案第133号指定管理者の指定の変更について（日原診療所）まで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第131号でございますが、指定管理者の指定の変更について（訪問看護ステーション）、に議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第132号でございますが、指定管理者の指定の変更について（津和野町医療従事者住宅）、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第133号でございますが、指定管理者の指定の変更について（日原診療所）、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第131号について御説明いたします。

指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、訪問看護ステーションでございます。

指定管理者の団体名称は、医療法人橘井堂でございます。

指定期間は、変更前が平成31年4月1日より令和6年3月31日まで、変更後が平成31年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

変更理由としましては、日原診療所の新築移転に伴いまして指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が変更となることから、条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うため、現行の指定管理の指定期間を短縮するものであります。

続きまして、議案第132号について御説明いたします。

これも、指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、津和野町医療従事者住宅であります。

指定管理者の団体名称は、医療法人橘井堂であります。

指定期間は、変更前が平成31年4月1日より令和6年3月31日まで、変更後が平成31年4月1日より令和4年1月31日まででございます。

変更理由としましては、指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が変更となることから、条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うため、現行の指定管理者の指定期間を短縮するものであります。

続きまして、議案第133号について御説明いたします。

これも、指定管理者の指定の変更について、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、日原診療所であります。

指定管理者の団体名称は、医療法人橘井堂でございます。

指定管理期間は、変更前、平成31年4月1日より令和6年3月31日まで、変更後は平成31年4月1日より令和4年3月31日まででございます。

変更理由としましては、日原診療所の新築移転に伴いまして指定管理施設の位置が変更となるなど、当初定めておりました仕様書の内容が変更となることから、条例改正による新たな施設での指定管理者の再指定を行うため、現行の指定管理者の指定期間を短縮するものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第16．議案第134号

日程第17．議案第135号

日程第18．議案第136号

日程第19．議案第137号

日程第20．議案第138号

日程第21．議案第139号

日程第22．議案第140号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第134号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第6号）より、日程第22、議案第140号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第134号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億2,531万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億2,795万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第135号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ522万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,354万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第136号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ34万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億8,587万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第137号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ19万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,876万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第138号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ74万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,289万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第139号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入支出予算の総額からそれぞれ581万3,000円を減額し、収益的収入支出予算の総額を7億8,068万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第140号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収入を1,284万8,000円追加し、収益的収入予算総額を3億5,730万8,000円に、収益的支出を1,288万8,000円追加し、収益的支出予算総額を3億2,253万6,000円に、資本的収入を210万円追加し、資本的収入予算総額を3億7,379万1,000円にするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第134号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で4億8,440万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、24ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

全体を通しまして人件費関連費目につきましては、一般職の給与条例等の改正や年度中に変更が生じた諸手当によるものなどを計上しております。

歳出の主なものになりますが、総務費では、一般管理費の委託料といたしまして、定年延長に伴います例規整備等支援業務委託料132万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の積立金として、津和野城山整備事業等積立金4,143万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、企画費の委託料として、活動費等の減額に伴い、人づくりによる地域の好循環形成事業委託料450万4,000円を減額をしております。

津和野高校町営寮建設に伴い、設計業務委託料361万8,000円、工事請負費として、津和野高校町営寮整備工事費1億3,970万円、備品購入費として、津和野高校町営寮の開設に伴い、一般備品費1,971万5,000円を増額をしております。

情報処理費の負担金補助及び交付金として、しまねセキュリティクラウドの運用保守負担金103万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸費のつわの暮らし推進課分では、工事請負費といたしまして、危険空き家の解体工事に伴い、空家等対策推進工事費1,194万6,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費のなごみの里管理費では、負担金補助及び交付金として、温浴施設屋上防水修繕等の修繕工事費負担金974万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の商工観光課分では、負担金補助及び交付金として、実績見込みによる業績悪化緩和運転資金補助金460万円を増額、新商品試作開発支援補助金100万円を減額、雇用維持支援事業補助金600万円を増額、事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金300万円を減額、個別商業包括的支援事業補助金160万円を減額をしております。

続いて、50ページをお開きください。民生費では、児童福祉総務費の工事請負費といたしまして、旧木部さとやま保育園の解体に伴い、解体工事費3,340万7,000円を増額をしております。

備品購入費といたしまして、日原保育園の庁用器具費 314万2,000円を新たに計上、負担金補助及び交付金として、日原保育園等の施設型給付費等負担金 3,176万2,000円、うしのしっぽ等の地域型保育事業に伴い、地域型保育給付費負担金 841万2,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の負担金補助及び交付金として、臨時特別給付金 3,885万円を新たに計上をしております。

56ページをお開きください。生活保護費の扶助費として、実績見込みに伴い、医療扶助 934万7,000円を増額をしております。

続いて、60ページをお開きください。衛生費では、医療対策費の貸付金として、実績見込みに伴い、医学生奨学金 290万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、3回目のワクチン接種に伴い、総額 1,886万5,000円を計上をしております。

続いて、68ページをお開きください。農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金として、県事業の変更に伴い、農業施設機械等導入及び整備補助金 140万7,000円を減額し、ハウス等整備事業 142万5,000円組替え計上しております。農地費の負担金補助及び交付金として、中山・長福地区及び堤田地区の区画整理に伴い、県営農業競争力基盤整備事業負担金 3,360万円を増額をしております。

続いて、72ページをお開きください。林業振興費では、備品購入費として、原木・チップヤード整備維持管理用の高所作業車の購入に伴い、機械器具費 1,155万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、有害鳥獣駆除等事業の負担金補助及び交付金として、駆除実績見込みによる有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金 175万9,000円を増額をしております。

続いて、78ページをお開きください。商工費では、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費の委託料として、回廊等整備に伴い、施工監理業務委託料 900万円を増額、工事請負費として、駅前周辺整備工事費 8,628万円を増額、補償、補填及び賠償金として、券売機等の移転に伴い、駅舎移転補償 5,322万円を増額をしております。

続きまして、84ページをお開きください。土木費では、道路維持費の委託料として、町道等維持修繕、舗装修繕に伴い、道路維持業務委託料 1,131万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路長寿命化対策事業費の委託料として、実績見込みによります道路橋梁点検業務委託料 171万7,000円を減額、工事請負費として旭橋等の長寿命化対策工事費 900万円を増額をしております。

続いて、112ページをお開きください。教育費では、森鷗外記念館費の備品購入費として、資料購入費 159万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、桑原史成写真美術館費の工事請負費として、津和野駅周辺整備に伴い、下水道接続工事費207万4,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、養老館費の工事請負費として、環境整備に伴い、養老館外構舗装排水工事費107万3,000円を新たに計上しております。

続いて、126ページをお開きください。災害復旧費では、現年農地農業用施設災害復旧費の委託料として、8月の豪雨災害に伴い、頭首工測量設計業務委託料1,300万円を増額、工事請負費といたしまして、14か所の災害復旧工事費2億2,394万9,000円を増額をしております。現年林道災害復旧費の委託料として、林道柳二俣線の測量設計業務委託料899万1,000円を増額、工事請負費といたしまして、13か所の災害復旧工事費7,248万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費として、町道北斗台線ほか14か所の災害復旧工事費1億3,149万5,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、現年社会教育施設災害復旧費の委託料として、亀井家墓所測量調査設計業務委託料2,929万円を新たに計上しております。

続いて、134ページをお開きください。諸支出金の国庫支出金還付金の健康福祉課分では、償還金利子及び割引料として、令和2年度生活保護費等国庫負担金返還金等1,177万円を計上しております。

それでは、続いて歳入を説明いたしますので、10ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税1億4,850万円を計上しております。

分担金及び負担金では、農林水産業費分担金として、中山・長福地区及び堤田地区の区画整理に伴い、県営農業競争力基盤整備事業分担金1,440万円を増額、災害復旧費分担金として、8月の豪雨災害に伴い、農地農業用施設災害復旧費分担金2,003万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として、医療扶助費の実績見込みに伴い、生活保護負担金700万9,000円を増額、日原保育園等の施設型給付費等負担金及びうしのしっぽ等の地域型保育給付費負担金に伴い、子供のための教育・保育給付費負担金2,310万4,000円を増額をしております。

衛生費国庫負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金1,172万8,000円を増額しております。

災害復旧費国庫負担金として、8月の豪雨災害に伴い、災害復旧費負担金2億2,615万7,000円を新たに計上しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、事業者支援分の追加交付に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,211万1,000円を増額、危険空き家の

解体工事に伴い、空き家対策総合支援事業費補助金428万3,000円を増額をしております。

民生費国庫補助金として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に伴い、子育て世帯への臨時特別給付金給付費補助金3,935万円を増額をしております。

衛生費国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金713万7,000円を増額をしております。

商工費国庫補助金として、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業に伴い、社会資本総合整備交付金860万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費国庫補助金として、亀井家墓所災害復旧に伴い、亀井家墓所災害復旧事業費補助金2,100万円を計上しております。

県支出金では、県負担金の民生費県負担金として、日原保育園等の施設型給付費等負担金及びうしのしっぽ等の地域型保育給付費負担金に伴い、子供のための教育・保育給付費負担金498万2,000円を増額をしております。

県補助金の教育費補助金として、亀井家墓所災害復旧に伴い、亀井家墓所災害復旧事業費補助金300万円を増額をしております。

災害復旧費補助金として、8月の豪雨災害に伴い、災害復旧費補助金4,157万2,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の物品売払い収入では、実績見込みに伴い、ミュージアムグッズ売払い収入281万5,000円を計上しております。

寄付金の総務費寄付金では、城山整備事業の維持管理費として、城山整備事業寄付金4,289万8,000円を増額をしております。

繰入金では、財源振替に伴い、地域医療推進基金繰入金1,202万円を減額、まちづくり基金繰入金150万円を減額、原木・チップヤード設備維持管理用の高所作業車の購入に伴い、森林整備基金繰入金1,155万円を新たに計上しております。

一枚めくっていただきまして、町債の総務債では、一般単独事業債として、津和野高校町営寮建設に伴い、合併特例1億3,620万円を増額、過疎対策事業債として、町営バス購入事業の財源振替に伴い、自動車、雪上車1,050万円を減額、緊急防災・減災事業債として、道の駅津和野温泉なごみの里の温浴施設、屋上防水修繕等に伴い、緊急防災・減災事業460万円を増額をしております。

農林業債では、辺地対策事業債として、中山・長福地区の区画整理に伴い、農林漁業経営近代化施設整備事業1,720万円を増額、過疎対策事業債として、堤田地区の区画整理に伴い、農林漁業経営近代化施設整備事業200万円を増額をしております。

商工債の過疎対策事業債として、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業に伴い、観光施設整備事業1億4,000万円を増額をしております。

土木債では、過疎対策事業債として、旭橋等の長寿命化対策工事に伴い、道路橋梁整備事業750万円を増額をしております。

民生費の一般単独事業債として、旧木部さとやま保育園の解体に伴い、合併特例3,270万円を増額をしております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、8月の豪雨災害に伴い、農林水産業施設災害復旧事業1億90万円を増額、1枚めくっていただきまして、公共土木施設災害復旧債として、公共土木施設災害復旧事業4,590万円を増額、社会教育施設災害復旧債として、亀井家墓所災害復旧に伴い、社会教育施設災害復旧事業600万円を計上をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第135号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

歳出より説明いたしますので、10ページを御覧ください。

総務費の一般管理費のうち、職員手当等9万5,000円減、共済費27万8,000円増は、職員の給与条例の改正によるものであります。

1ページめくっていただき、保険給付費の出産育児一時金42万円増は、今年度出産予定者が2名のため、1名分を増額するものであります。

2ページめくっていただきまして、16ページ、保健事業費の疾病予防費12万9,000円増は、糖尿病性腎症等重症化予防プログラムの実施に当たり、当初2名と見込んでいた対象者が3名となったことにより、管理栄養士の報酬や主治医意見書委託料等増額するものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

県支出金の保険給付費等交付金52万8,000円増は、保険者努力支援分及び国保保健事業等交付金の確定によるものであります。

その下、一般会計繰入金の職員人件費18万3,000円増は、歳出の一般管理費で説明した職員の給与条例の改正によるもの、出産育児一時金等繰入金28万円増は、歳出の保険給付費で説明したものの町負担分、財政安定化支援事業繰入金363万4,000円増、地方単独医療カット分60万円増は共に確定によるものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第136号を御説明いたします。令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

総務費、総務管理費の一般管理費でございます。職員手当等11万2,000円の減額、共済費4万9,000円の減額につきましては、職員の給与条例等の改正によるものでございます。

12ページを御覧ください。

介護認定審査会費の認定調査費でございます。職員手当等3万1,000円の減額、共済費7,000円の減額につきましては、職員の給与条例等の改正によるものでございます。

14ページを御覧ください。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費でございます。職員手当等14万7,000円の減額、共済費2,000円の減額につきましては、職員の給与条例等の改正によるものでございます。

16ページを御覧ください。

諸支出金、償還金及び還付加算金の国県支出金等還付金でございます。償還金利子及び割引料として6万1,000円の増額につきましては、令和2年度分の国及び県補助金の確定に伴う返還金でございます。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

国庫支出金、国庫補助金の事業費補助金でございます。介護システム改修事業費補助金として71万円を計上しております。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金でございます。包括的支援事業・任意事業繰入金14万9,000円の減額、職員給与費等繰入金19万9,000円の減額は、それぞれ歳出で説明いたしました職員の給与条例等の改正に伴います人件費の減額によるものでございます。事務費繰入金71万円の減額は、国庫補助金の計上に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 次に、議案第137号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療広域連合納付金の19万円減は、保険基盤安定負担金の確定によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

保険基盤安定繰入金19万円減は確定によるものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第138号を御説明いたします。令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。職員手当等、共済費につきまして、職員の転居及び給与条例の改正等に伴うもので、それぞれ12万9,000円と6万8,000円を減額しております。役務費につきまして、口座振替手数料としまして8万円を増額しております。

処理場費でございます。需用費の光熱水費につきまして、星の子ステーション、清水管理センターの電気使用料、水道料として、86万4,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

使用料及び手数料でございます。下水道手数料の登録手数料でございますが、指定工事店更新手数料の変更により5,000円減額しております。

一般会計繰入金でございますが、歳入で御説明いたしました下水道事業費の増額に伴い75万2,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 議案第139号を御説明いたします。令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

12ページの下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

病院事業費用、医業費用でございます。

給与費の職員手当17万2,000円の減額、法定福利費3万5,000円を増額につきましては、職員の給与条例の改正等によるものでございます。

経費の交付金につきましては、政策的医療交付金として予算計上しております修繕費の減額により150万円を減額しております。

減価償却費の器機備品減価償却費でございますが、当初予算において見込計上しておりました非常用発電機分の減価償却費につきまして、繰越事業となったことにより、減価償却費の計上が来年度からとなったことに伴い、本年度分の減価償却費417万6,000円を減額しております。

上段の収入を御覧ください。

収益的収入でございます。

病院事業収益、医業外収益の負担金交付金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました医業費用の減額に伴い674万2,000円を減額しております。

補助金につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金92万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第140号を御説明いたします。令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

14ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

下段、収益的支出でございます。

営業費用の原水及び浄水費でございます。人件費でございますが、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うもので、70万2,000円減額しております。

修繕費につきましては、野広浄水場計装盤修繕等147万4,000円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。人件費でございますが、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うもので、合計3万9,000円増額しております。

光熱水費につきましては、水道施設電気代30万円を増額しております。

委託料につきましては、配水池への管理道の立木伐採委託料として33万6,000円を計上しております。

修繕費につきましては、堤田給水本管引換修繕、青原、添谷、左鐙地区の漏水修繕、和田地区配水施設災害復旧等として合計906万3,000円を増額しております。

工事請負費につきましては、野広配水池管理道舗装新設工事、町道滝谷1号線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事として合計283万3,000円を増額しております。

補償金につきましては、和田地区水道管理道復旧工事に伴う立木補償として2,000円を計上しております。

続きまして、総係費でございます。人件費でございますが、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、職員の給与条例の改正等に伴うもので45万7,000円減額しております。

上段、収益的収入でございます。

営業外収益の他会計補助金でございます。一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明しました営業費用の増額に伴い、1,096万6,000円を増額しております。

雑収益のその他雑収益につきましても、先ほど支出で御説明いたしました支障移転工事に伴い、188万2,000円を増額しております。

16ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

資本的収入でございます。企業債につきましては、和田地区施設災害復旧費に伴い、210万円を計上しております。

以上でございますが、ちょっと資料の訂正がありましたので御説明させていただけたらと思います。

資料10ページの下段(3)の級別職員数の補正前のほうの職員数の人数の表示でございます。補正前のほうです。2級のところが空白になっておりますが、これは2級のところが1名でございます。その隣も0.0と書いてありますが、16.7としてくださ

い。それと、その下の5級に数字の1名と書いてありますが、ここが0名でございます。構成比のほうも0.0でお願いいたします。

続いて、次のページの11ページでございます。(4)の昇給の補正前の表でございます。号級数別内訳の2号級のところが1名となっておりますが、これが0でございます。その下の3号級の空白のところが1名とさせていただきます。

その下の特殊勤務手当の区分のところにあります支給対象職員の比率、(2年4月1日現在)と書いてありますが、(3年4月1日現在)でございます。

その下の期末手当、勤勉手当でございます。12月分でございますが、補正前のところが2.075を2.225と訂正させていただきます。その隣の支給率計でございますが、4.3と書いてありますが、4.45と訂正をお願いいたします。差し替えをよろしくお願いたします。差し替えをさせていただきたいと思っております。すいません。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第23. 報告第11号

○議長(沖田 守君) 日程第23、報告第11号債権放棄について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、報告第11号でございますが、債権放棄について、津和野町私債権の管理に関する条例第13条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(野田 裕一君) それでは、報告第11号債権放棄について御説明いたします。

津和野町私債権に関する条例第13条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

権利の内容としまして、水道使用料等債権でございます。

放棄する債権金額等につきましては、1件、38万4円でございます。

放棄の理由としまして、消滅時効が完成し、資力の回復が困難であるものです。

放棄の時期は、令和3年11月2日でございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

調書をつけております。条例第13条第1項第1号の規定により、1件の38万4円を債権放棄するものでございます。本件につきましては、令和2年4月1日以前の給水契約に基づくもので、民法上、消滅時効が2年とされていることから消滅時効が成立し、資力の回復が困難であるために債権放棄を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ただいま債権放棄についての説明がありましたが、これについて何か質疑があれば、これを許します。ありませんか。いいですか。2番、米澤岩文君。

○議員（2番 米澤 岩文君） このほかにも、候補といいますか、続々と出てきそうな可能性はありますか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 今のところ、この1件で、多分来年はないと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

なお、本日まで受理した要望書は、既に配付いたしましたとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

午前10時10分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



令和3年 第11回(定例)津和野町議会会議録(第2日)

令和3年12月13日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年12月13日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			

つわの暮らし推進課長	……………	宮内 秀和君
健康福祉課長	…………… 土井 泰一君	医療対策課長 …………… 清水 浩志君
農林課長	…………… 益井 仁志君	商工観光課長…………… 堀 重樹君
環境生活課長	…………… 野田 裕一君	建設課長 …………… 安村 義夫君
教育次長	…………… 齋藤 道夫君	会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけを頂きありがとうございます。ただいまから、12月定例会2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） おはようございます。議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従いまして、3項目の質問を行います。

まず最初に、再生可能エネルギー事業についてです。

国際的な気候変動対策、脱炭素社会への移行を求める世論の高まりの下で、日本でも気候非常事態宣言の決議とか、温室効果ガスの排出を全体として実質的にゼロにする2050年カーボンニュートラル、また2030年度温室効果ガス46%削減目標を当時の首相が表明しています。

今や石炭や石油など化石燃料の使用を減らしていき、化石燃料を使わない脱炭素社会に移行していくことは避けられなくなっており、推進していかなくてはなりません。

その実現のために欠かせない太陽光や風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入には、本来、安全性と地域住民との共生が大前提になります。

しかし、これと逆行し、地域外の手事業者による大規模な開発を伴う再生可能エネルギー事業が全国各地に広がり、土砂災害や環境破壊を起こしています。

津和野町内でも、再生可能エネルギー施設の普及が進んでいます。水力発電、太陽光発電が既に行われており、木材を使ったバイオマスガス化発電も来年7月から行われる予定になっています。

今後、再生可能エネルギー施設の普及はさらに進むと考えられます。しかし、その導入に当たっては、安全性確保や環境保全など行政の配慮が必要だと考えます。近隣でも自然を破壊しかねないという問題になっている開発があります。

そこで、所見をお尋ねします。

1、現在、大手事業者による大規模な再生可能エネルギー施設の計画はあるのでしょうか。

2、多くの自治体で設置者に対する責務など盛り込む条例がつくられています。津和野町にも必要ではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

再生可能エネルギー事業についてでございます。

まず、最初の御質問でございますが、大手事業者による大規模な再生可能エネルギー施設の計画につきましては、現在のところ予定されておりません。しかし、この世界的な課題でもある脱炭素社会の実現に向けて、本町としての責任を果たしていくためには、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入が必要と考えております。

また、本町では、森林資源を活用した木質バイオマスガス化発電所が来年度から稼働する予定であることから、今後、エネルギーの地産地消と地域内経済循環を推進していくとともに、脱炭素社会の実現に向けた具体的な戦略策定が必要になるものと考えております。

なお、策定に際しては、議員御指摘のとおり安全性の確保や環境保全などに十分配慮した上で、本町の地域特性や再生可能エネルギーの導入におけるポテンシャル等に関して、調査、分析、検討してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問の施設設置者に対する責務などを盛り込む条例につきましては、現在、本町では制定されておりませんが、全国の自治体において、主に太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体において、条例の設置等が進んでいる状況であると認識をしております。本町としましても、今後、再生可能エネルギー施設の普及が進むものと考えており、条例制定に向けて、関係各課等と協議・検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町のほうでも条例をつくらなければいけないということをお考えられるというのはとても喜ばしいことなので、ちょっとほかにもいろいろ聞かせていただきたいと思います。

全国的に太陽光パネルが吹き飛んだりとか、大規模な斜面の開発で土砂が流れ出たりとかいうことがかなりあるというのを把握しておられるのでしょうか。それはどの課が把握することなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） つわの暮らし推進課のほうで、全部ではございませんが、把握しようというふうに努めております。これは再生可能エネルギーというよりも、新しい新エネルギー関連の担当部署となっておりますので、こうした情報は逐次入る予定になっております。ただ、今回、環境生活課とか、その辺と連携して情報共有してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 環境生活課さんとつわ暮らしさんという関係がしてくることであるということで、連携をしっかりといただかないといけないなということを感じます。

町民側から考えたときに、どこに訴えていったらいいか。例えばここで開発の話が耳に挟んだんだけどという場合は、つわ暮らしさんに言えばいいですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） つわの暮らし推進課に御相談頂いて結構でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現在、そういう大規模な開発が行われる予定が把握できてないということなので、安心はしているんですが、万が一の大規模な開発をしようという場合、事業者はどのような手順でそういうことができるようになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今のところそういう計画ございませんので、具体的になかなか今すぐにはちょっと申し上げられにくいのですが、先ほど町長の答弁にもございましたように、まだ津和野町においては条例制定等が進んでおりません。現在は、景観に関する条例ですとか、津和野町景観条例ですね、それとあと景観計画等がございます。自治体によっては、こういう景観条例等でそういう事業者への規制ですとか基準を設けているところもあるようです。ただ、私ども津和野町においては、まだそういうところまで至っておりませんので、今後、もしそういうまた計画等のお話があれば、関係各課等とそういう協議をして、制限等についての条例制定に向けて検討してまいりたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） これから進めていくということなんですが、私、再生可能エネルギーや新エネを進めるなという話ではなく、進めていかなきゃいけないと思っています。それに当たって、万が一住民の方々が、例えば風力だったら、あまりに音

が大きいとか、周りの動物たちに影響を与えると、そういう自然とか住民に対しての影響があまりに大きいものに関して、この津和野町でもし一件でも起きたら大変なことになるなという思いで質問させていただいています。

全国の事例の中で朝日新聞が取り上げたものがありまして、それは町のほうでは太陽光発電を制限する条例がなくて、法律に基づいた指導は行えないということ、その担当者の方が言っておられて、必要な手続きさえ満たしたら事業者を拒むことはできないし、工事を止める権限もないと、町の行政側が何も手を出すことができない今は状態だという、大規模な再生可能エネルギーの開発が行われようと今している、そこの自治体ではそういう状態だということです。ですから、問題が起きてからするのではなく、問題が起きる前にしっかり条例をつくっていただきたいなと思います。ぜひ早くつくっていただきたいんですけど、できるとしたらどのくらい時間がかかるものなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 事業計画の規模にもよると思うんですね。議員さんがおっしゃるように、確かに事業計画は制限ないまま進んでいって、それで自治体がそれを手をこまねいて見ておるといような事例があるようでございますが、津和野町がそうならないと思いますので、その事前の準備はしっかりしたいと思っています。

ただ、今御質問のように、どのくらい時間がかかるかというのは、関係各課と協議をしまいたいと思っています。今回、総合振興計画等も改定いたしました。その中には持続可能なエネルギー社会の実現等も盛り込んでおります。そうした問題意識も高まっている昨今でございますので、早急にそうした関係各課集めて、そういう事業計画がもしあれば、情報共有しながら検討をしまいたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 自治体のほうが取り組むのがなかなか、7月現在で156の自治体が条例をつくっているということで、一般社団法人地方自治研究機構というところが調べておられるんですけど、環境省からの照会での資料なんですけど、島根県は県はまだできていないということでした、この時点では。全国で県がつくっておるところは、県でも4か所しかありません。でも、かなりの問題になっていることなので、県を頼るのではなく、津和野町が美しい森を守っていくためにまず早くつくって、できるだけ早くつくっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。

自治体のデジタル化についてです。

なかなかデジタルのことは疎くて調べるのに苦労したんですが、やっぱりこれは重大な問題で、自治体が根底から覆されるようなことがあってはいけないという思いから質問させていただきます。住民と行政との距離が遠くなったり、住民が行政に相談に来た

り、窓口に来たりするのが遠のいてはいけないという思いから質問させていただこうと思います。

デジタル技術は人類が生み出した最新の技術です。地方自治体においてもこの技術を有効に活用して、住民の福祉の増進と自治体職員の労働条件の改善を図ることが必要です。しかし、技術は使い方を誤れば、住民に重大な被害をもたらします。デジタル技術は、誰が何の目的でどのように使うかということが問われています。

総務省は自治体のデジタル化を進めるために、デジタルトランスフォーメーション計画、略してDX計画と呼ばれていますが、これを策定しました。御存じのようにデジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革すること。既存の価値観や枠組みを根底から覆すような技術的革新をもたらすものという意味です。

この計画では、各自治体において首長をトップとして、最高情報統括責任者であるCIOを配置し、全庁的・横断的なDX推進体制を構築することが柱になっています。民間人材の活用を推進することも盛り込まれています。今までにない強力な権限を持つ部署が誕生します。

現在、全国の地方自治体では、地域の特性や住民のニーズに対応した独自のサービスを実施しています。しかし、国はこの計画に沿って、令和7年度までに自治体の情報システムを国が定める標準システムに移行することを目指しています。実証実験を既に始めている自治体もあります。

埼玉県深谷市では、民間企業と連携して、マイナンバーカードの活用や顔認証による本人確認など、セルフサービスによる窓口業務改革に取り組んでいます。深谷市の実証実験の課題としては、顔認証のシステムでは、なりすましや偽造が防止できない。個人情報インターネットで流したり、パブリッククラウド事業者に提供すれば、情報漏えいのリスクがある。こういうことが明らかになっています。

パブリッククラウドとは、専用のハードウェアなどを所有することなく、企業でも個人でも、利用したい人が必要なときに、必要なだけ、自由にサーバやネットワークリソースを使えるシステムのことです。

深谷市の報告書では、全ての窓口をオンライン化するのではなく、対面窓口も含めた住民それぞれのアクセスしやすい窓口の在り方を併設することが現実的であるとしています。

そこで、津和野町のデジタル化について所見をお尋ねします。

1、行政におけるAIやデジタルの導入は、職員の労働負担軽減や業務の効率化には有効ですが、公務労働を担う職員をそれに置き換えることはできません。窓口業務で手続のオンライン化をする場合であっても、住民と職員が直接対話できる体制の確保が必要ではないでしょうか。

2、DX推進体制について、国は首長が強力な主導権を発揮するとともに、最高情報統括責任者であるCIOやCIO補佐官の設置を求めており、要職には、デジタル関連民間企業からの登用を推進し、民間から人材を任用する経費について、特別交付税を設置するとしています。民間人材の活用がされる場合、行政の公正性を守る体制を取るためには、民間人材といえども、地方公務員の服務規程を遵守することが不可欠ではないでしょうか。

3、地方公共団体情報システムの標準化に係る法律により、自治体の情報システムが国の定めるシステムへの標準化を求められます。しかし、自治体独自の施策を制限するものではありません。津和野町独自にカスタマイズすることができます。カスタマイズを行い、町民の実情に合わせた税の減免や医療費助成等を現在のまま存続させる必要があるのではないのでしょうか。

4、デジタル化を進めるに当たっては、コンピュータウイルスによる攻撃の想定が不可欠です。徳島県の町立病院は、コンピュータウイルスによる被害を受け、電子カルテが使用不能になり、診療に大きな支障を起こしていました。津和野共存病院を含め、町行政のコンピュータウイルスによる攻撃対応はできているのでしょうか。

5、行政のデジタル化による課題は何でしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、自治体のデジタル化についてお答えをさせていただきます。

まず、行政におけるAIやデジタルの導入は、会議議事録作成、災害情報集約、単純作業におけるAI化など、デジタル技術を導入することは、様々な分野において活用することが期待でき、職員の労働負担の軽減や業務効率化において有効なツールであります。

また、自治体の行政手続のオンライン化を行うことで、課を跨いで行っていた手続がデジタル技術を用いることでワンストップ化することができ、来庁された方の手続の簡素化、負担軽減となり住民サービスの向上へとつなげることが可能になると考えております。

しかし、議員御指摘のとおり窓口業務については職員が直接住民の方と対面をし、親身に寄り添って申請の手続、相談等を行うことは大変重要なことであると考えております。

行政手続のオンライン化を進める一方で、従来どおりの職員と住民が直接対話をする体制は基本であると実感しておりますので、住民サービスの低下とならないような運用方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問であります。現時点では民間人材の活用は行っておらず、また活用する予定はございません。しかしながら、今後、本町のデジタル環境を整備する上では、職員のみではスキルやノウハウが不足しており、デジタル分野の有識者である

外部デジタル人材の登用は検討していかなければならない課題でもあります。外部人材の登用を検討する以前に、まずは職員の育成に力を入れていく必要があると考えており、職員のデジタルに対するスキルを向上させ、職員が自らの知識を基に業務の効率化を行うことで、住民サービスの向上へと発展していくと考えております。

職員では不足する部分での役割、スキルを整理、明確にした上で、外部人材の登用についても今後検討していきたいと考えております。外部人材を登用する際には、議員御指摘頂きましたように、職員の服務規程に準じた規定等の整備を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。自治体情報システムの標準化については、令和7年度末までに基幹系17業務システムについて標準化を行う必要があります。本町においても国が示す方針に沿って対象システムの改修を行う必要があります。現システムの保守管理委託事業者である株式会社日立システムズと改修について協議を行っているところであります。

しかしながら、現段階では、システム改修の具体的な方向性が定まっておきませんので、本町の実情に合わせたカスタマイズについても、担当課を含めた協議を行い、検討していきたいと考えております。

四つ目の御質問でございますが、コンピュータウイルスによる攻撃対応については、日本年金機構の個人情報流出事案を契機とし、自治体の情報セキュリティ強化を目的に、平成29年4月より島根県が主体となり運用を行っております。しまねセキュリティアラウドに加入をしております。コンピュータウイルスの感染網である外部通信のインターネット接続口を集約し、不正通信の監視機能を強化しており、ログ分析及びログ解析をはじめ、高度な情報セキュリティ対策を行うしまねセキュリティアラウドを共同で構築し運用を行っております。

また、庁内ネットワーク及び住民情報システムの保守管理委託事業者と協議を行い、セキュリティ機器の導入等必要となるセキュリティ対策を講じております。

津和野共存病院については、役場の庁舎内ネットワーク配下には属しておらず、ネットワークの管理をしていないため、状況について把握ができておりませんが、今後、デジタル化を進めるに当たっては、病院と連携をした取組を実施する上では、医療対策課と協議、情報の共有を行いながら、情報セキュリティ対策について徹底した対策を実施していきたいと考えております。

五つ目の御質問であります。行政のデジタル化による課題としましては、議員御指摘頂きましたように、デジタル化を行う上で、コンピュータウイルス等による情報漏えいのリスクが高まることが考えられますので、情報セキュリティ対策については今後さらに徹底していく必要があると考えております。高度なセキュリティ対策、システムの導入を行うことは、それ相応の費用が伴うことから、町財政の負担増となる恐れもあります。そのため、今後財源の確保や島根県及び近隣市町村との連携を密にして、共同で

の運用方法についても改めて検討していかなければならない課題であると考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） このデジタル化にすることによって、住民との距離が離れてはいけないということを行政側の町が考えておられるということはとても安心をしますが、まだこれから何が起きるか分からない状態で、国からいろいろと話が下りてくるんでしょうが、岡山県の奈義町では、既にデジタル推進計画というのを立てておられて、町民にパブリックコメントも求めておられます。人口としては、うちよりもちょっと少ないぐらいの町です。山の中でもあるんですが、財政的にはかなり裕福な町だと聞いております。そのように令和7年度にということ目の前にそれがあって、あまりに急に進めていくなというのを、素人の私ではすごい感じています。今まで町がやってきたシステムを国のものに統一するということで、かなり大変なことになっていくんじゃないかと思うんですが、その辺はどのように捉えられているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） このDXについては、今議員もおっしゃいましたように、かなりのスピード感で進んでいっているというふうに実感しております。もともと国のほうで将来的に人口縮減期が訪れるという中で、そういった対策の中で国あるいは地方公共団体、職員の数が減っていく中でどう対応していくかと。行政サービスを維持向上させていくためにどうしていくかというふうなことを検討する中で、こういった方向性が示されてきたというふう聞いておるところであります。

スケジュールでいいますと、令和3年度に国のほうでこの標準化に伴います標準仕様書、いわゆる基準書の作成をするというのが今年度ということであります。その標準仕様書に基づいて、令和4年度からそれぞれのそういった開発会社がそういったソフトの開発をしていくと。そういった流れの中で、最終的に令和7年度に移行を完結させるというふうなスケジュール組になってきております。

そういった中でいろいろと窓口対応等のこともございますけども、先ほど町長も答弁しておりますけども、やはり我々、また自治体として、住民の方と直接触れ合うところありますので、そういったところで窓口機能、今までの窓口機能は大切にしていきたいというふうに考えております。

今後においては、いろいろとまだ情動的に国のほうからの情報もまだ不足している状況でございますので、そういった部分をまた整理しながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 本当急に進めていく、もっとゆっくり進めていけばいいという思いが一般住民としての私にはあるんですが、若者主体の町ではなく、高齢者

がかなり多いこの町で、システムが変わっていくということに、高齢者の方がなじむのには大変な苦勞があると思います。

例えばの話なんですけど、外食に行こうとするときに、若者は新しいお店でどんなものが出てくるんだろうかということを楽しみに若者は行くんですけど、お年を召された方は、慣れ親しんだ、ここに行けばあれとこれがあるからこれを食べたいなという、ちゃんと段取りができたところが好きだということ进行分析したる会社がありました。これからのシステムが変わっていくということに関して、とても脅威を感じています。顔と顔が見える我が町で、窓口も本当、誰々さんが来たわ、あの人はここを気をつけてあげんといけんわというそういう心遣いを持っていろいろ窓口では接していただいていると思います。すごくありがたいことだなと思っています。それがこのデジタル化によってそういうことが薄れていくようなことがあっては絶対いけないと思っています。

そのデジタル庁、自治体のデジタル化ということで、町の職員の方というのはデジタルにはたけておられると思っておりますが、それ以上のデジタル技術をこれから職員の方に担っていかなければいけない時代に突入させるというか、突入していかなくてはいけないというこのDX推進計画なんですけど、人材の育成とかをまずしていかないとそれに追いついていかないと思います。今現在のシステムは、皆さん慣れていろいろされていますけど、それからまた変わっていくということで、職員のデジタル技術の習得の計画とか、町長の答えにもありましたが、専門的な方をもし外部の方を招くようなことがあれば、その専門の方にもまた人材の育成をしていただいたりするということになると思うんですけど、その人材育成のことに関しては、何かまだ決まっているというか、方向性はないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほども町長のほうで答弁をさせていただいておりますけども、今そういった流れで動いておりますが、システムの改修の内容がまだ具体的に示されていないという状況でございますので、人材育成等につきましては、そういった状況を見ながら研修の場を計画していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 情報が流れてくる前に先の結末を決めておられるので、現場としては大変だと思います。よろしく申し上げますとしか言いようがないんですが。

国はこのデジタル化によって、誰一人取り残さない、不便を感じてはいけないということをおっしゃられますが、とてもそれをカバーする現場では大変なことになると思います。誰一人取り残さない。80代、90代になられた方が窓口に来られて、万が一、AIがいらっしやいませとって、何を御用でしょうかなんて答えようもんなら、びっくり仰天して窓口には行かなくなったりする可能性もあるので、その辺我が町の独自の本当顔が見える町というところを大事にして進めていっていただきたいと思います。

住民のために不便を感じさせないシステムということなのですが、職員の方の仕事量を減らすということも目的にあって、それが職員の削減のほうにつながっては絶対いけないと思います。仕事が減ったんで職員の数を減らしていこうなんていう方向に向かっては絶対にいけないと思っています。デジタル化によってできた時間は、やはり町民のサービス向上のために使っていただきたいと思うんですが、その辺り町長はどうお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） デジタル化の推進というのは、やはり役場の効率性を上げていくという観点から非常に重要なことだというふうに受け止めております。そのことが大前提にありますけれども、それをデジタル化進めることで職員数の大幅な削減ということにはつながらないというふうに私自身は思っております。

というのも、やはり合併をして本町も15年という歳月がたっておりますけれども、16年でしたかね、16年たっておりますけれども、やはりこの間、定員管理計画に基づいて職員の数というのは相当数削減をしてみました。

一方で、国のほうからは、地方分権という名の下にといたらいいでしょうか、相当な事務事業が町のほうにも下りてきておまして、そういう観点から、職員は減るけれども仕事量はかなり増えてきているということでもあります。一人一人の職員の負担感というのは非常に重たいものになっているという状況で、いろんな新しいプロジェクトを始めようにも、目の前の仕事が精いっぱいなかなか新しい事業に傾注していくことが難しい、時にはそういう体制にもなっているということで、そういう面からもこのDXデジタル化というのは、より一層進めていく意義を認めているといったところであります。

ただ、やはり本町も高齢化がかなり進んでいる、そして高齢者の方が多いという中で、議員御指摘のような、そういう町民の方が不便を感じるようなことになってはいけないというふうに思っております。

一番分かりやすい例ということ、ふさわしいかはちょっと分かりませんが、例えば納税業務なんかも以前から電子申告というものがシステム化されて始まっております。だからといって100%の方が電子申告を必ず使いなさいということにはなっていないわけでありまして、本町においても電子申告を推進しながらも、それが難しいという方については納税相談を行いながら、町の職員が対応し申告業務を行っているというようなことにもなります。

今回のデジタル化の推進ということになりましても、私はできるだけ早く急いでシステムを構築する必要があるかと思えます。じゃあとって、それができたからといって、100%町民の皆様が必ずそれを利用していくというようなことにはならないように、それはそれで、できない、対応が難しい、特に高齢者の方々等には、職員がきめ細かく対応していくということをしていく。そして、やがては時代の流れとともに、そのシステムを大半の方が使っていただくというそういう緩やかなサービスの変化というもの

を進めていくというふうに思っております。そういう観点で議員のそういう御懸念というものが現実にならないように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは職員の人材育成でありまして、これも非常に重要でございます。本町においてはこれまでにIT系の誘致企業が来ていただいておりますので、そうした方々をアドバイザー、御指導頂いて、職員の人材育成にも進めていきたいという思いを私自身持っております。つい先日もその企業の御紹介を受けまして、あるIT系企業から、本町のDXを進めていくために人材育成をどのような形でやっていけばいいのかという提案も頂いたところでありまして、我々としてはそういう誘致企業とのネットワークというものを有効に活用しながら、今後職員の人材育成というものも考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ本当、一人一人を大事に顔の見える我が町を維持していただきたいと思います。

もう一つ、このデジタル化に当たって、全国で同じシステムの中に自治体を全部取り込んでしまうではあるんだけど、町独自、それぞれの自治体が独自でやっているいろんな補助や支援のそういうものを削っていくということではないということ、独自の施策はカスタマイズしていろいろやることができるということを共産党の議員が質問したときに、国会でちゃんと大臣がお答えになっているので、絶対この枠に入れなきゃいけないというのではなく、津和野町が独自でこれをやりたいということがあれば、それはできることなんだということを認識していただいて進めていただけたらと思えます。これは本当に大変なことだと思えます。町民も理解も得るのももっと大変なことだと思えますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

次は、乗合タクシーの実証実験についてお伺いします。

現在、木部地域で乗合タクシーの実証実験が行われています。高齢者の交通手段として有効に使われているのではないかと期待をしています。実証実験は10月から始まり、実験期間の3分の1に当たる2か月が過ぎました。地域の住民からは、年金暮らしにとっては月額運賃が高い。ほかの乗り合わせる人の都合に合わせる事が今までの習慣にないのでためらっているなどの声を聞きます。

そこで、お伺いします。

- 1、現時点における加入状況、利用者の様子をお伺いします。
- 2、対象地域を全町に広げられるのはいつ頃になるのでしょうか。
- 3、今分かっているだけでいいんですが、課題点は何でしょうか。

近年、全国的に高齢の運転者による事故が多くなっていることを受けて、運転免許証の返納をする人が多くなっています。自動車を運転しない方の移動手段が整備されてい

ないと、高齢者は家に閉じ籠もらざるを得なくなります。特に津和野町ではそういうことが起きかねません。ぜひ使いやすい乗合タクシーにしていきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、乗合タクシー実証実験についてお答えをさせていただきます。

本町においては高齢化が進み、マイカーを自由に利用することができない住民の皆様
の買物・通院等、日常生活における移動手段の確保が喫緊の課題となっております。そ
うした中、住民の生活を支える移動手段として、鉄道、路線バスのほか、それを補完す
る町営バス等が運行しているものの、町営バスは利用者の減少と維持コストの増加、担
い手不足といった様々な問題を抱えております。

今後、さらに利便性が高く持続可能なサービスを模索するため、木部地区を対象に乗
合タクシーによる実証実験を10月より開始したところであります。これにより、移動
手段が確保されるだけでなく、住民の外出機会が創出され、認知症等の予防にもつな
がるのではと期待しているところであります。

現時点における加入状況についてであります。12月1日現在、5名の方に登録を
頂いております。木部地区住民に対して行った事前アンケートでは、乗合タクシーを利
用すると答えた方が31人おられました。現状その6分の1程度にとどまっております。
この原因については、利用者や公民館へ聞き取り等を行いながら検証しているところ
ですが、議員御指摘の月額運賃が高いといった意見も聞いております。また、これま
でも町営バスや買物支援サービス等を活用していたため、新たなサービスを使う必要
を感じないといった意見もございました。しかし、実際に体験しないことには利便性
を感じてもらえないと思われまので、11月には木部公民館と連携し無料体
験会を実施いたしました。

また、12月は1か月無料期間とし、利用機会の増大策を展開しているところであり
ます。運賃につきましても、運輸局と協議し、もう少し利用しやすい運賃設定を検討
しているところであります。

今後も住民の皆様からの意見を聞きながら、利用者増加に努めてまいります。

対象地域を全町に広げる時期についてであります。木部地区での実証実験の結果を
踏まえ検討していく必要がございますので、現段階ではいつ頃とは申し上げることが
できません。また、全ての地域でこれが一番よいやり方とも限りませんので、それぞ
れの地域の実情を踏まえながら検討していきたいと考えております。

課題につきましては、まずは利用者を増やすことと考えております。利用者が
増えないことには明確な課題も見えてまいりませんので、先ほど述べましたとおり、
まずは利用者登録における様々な障壁を取り除き、利用者増加に向けて取り組んで
まいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 登録は5名の方がされているということなのですが、その登録されている方は利用をどのようにされているかを具体的に教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 利用実態ですが、主には通院と、あと買物が多くございます。中には散髪とか、そうした方もいらっしゃるようです。全てを何にどういう利用されているかというのは把握しておりませんが、私の今手元にあるのはそういう資料でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 私がまだ乗合タクシーのシステムのことをどういうふうになっているのかが分かっていなくて、個人でこの日に病院に行きたいんだけどってお願いしたら、タクシー会社のほうで組み合わせていただくとか、そういうシステムになっているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 申込みに関してはそういった感じです。ただし、利用の1時間前までに御連絡頂きたいということになっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 乗り合いということになりますが、そうすると1人で利用ということも可能ということですか。一緒に乗る人がいなくても大丈夫。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 1名でも利用可能でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ということは、私がお話聞いた住民の方は、人と一緒に時間を合わせて買物に行ったり、お医者さんに行ったりするのはとても難しいから利用を控えているんだと言っておられた方は、ちょっとシステムの誤解をしておられるということになるんですかね。自分がこの日に病院に行きたいと予約をしておけば、タクシーが利用できるというふうに今解釈したんですが、どうでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 恐らく乗り合いする場合に、ほかの人との時間調整のことを言われているんじゃないかと思うんですけども。例えば木部地区ですと、中山地区の方が仮に10時に申し込みたいといった方がいらっしゃったとしますよね。その後にBさんが同じく10時に申込みをしたということがあったとしましたら、それが同じ例えば行き先が津和野共存病院だったとしますと、遠くの方のほうと時間を合わせて、例えば9時50分に来ます、Aさんが。Bさんには10時10分に来ますというような形でタクシー会社のほうで調整を行っております。なので、恐らく議員さんがおっしゃった、お話しされた利用者の方というのは、多分、幾らか10分とか20分

程度の誤差が出るので、自分の思うようにならないというふうにおっしゃったのではないかなというふうに推察いたしますが、基本的には、乗り合いなので幾らかそうした時間調整が出てくるというような実態であります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 結構、そうすると使いやすい、私は事前に誰かと相談して一緒に乗ろうよという話をしなきゃいけないのかなと誤解をしまして、結構利用しやすいなというのを今感じました。私、町の広報を見たり、議会での説明を聞いたりして誤解をしたんですが、やはり住民説明会をされていても、まだ誤解があるんじゃないかと、勝手に思っちゃいけません、やはりさっき町長のお答えで無料の体験会をされたりするみたいなので、その辺をしっかりと進めて、とにかく体験していただいで使っていただくのが大事かなと感じます。

私は今、車の免許持って車も持って、自分で勝手に自分の好きな時間に出て帰ってとことできるんですが、免許を返納すると、そういう乗合タクシーを利用したらいいんじゃないかなというのを今感じます、私自身がです。たしか5,000円でしたね、月額が。それだとちょっと高いな、年金生活だと高いなという気はするんですが、車を持ち続けると、月5,000円じゃあとても維持できないので、その辺のことも考えると、この乗合タクシーをもっと町の広いところで利用できるようになっていただきたいという気持ちがあります。ぜひ進めて大成功というか、どんどん広げていっていただきたいなと思います。

高齢者の方が三輪の電動三輪車というのかな、タイヤが三つあって電気で動く乗る車がありますね。あれも結構使いやすいとって持っておられる方がおるんですが、それは結構高いそうなんです、買うには。あの辺、ちょっとした距離はああいうのを利用して何とかなる、バス停まではそれで出るとか、バスに乗るとかいうこともできるんじゃないかなと日頃は見えています。お年を召された方が家に閉じ籠もるようなことがないように、ぜひシステムの開発をしっかりといただいて、利便性のあるところに広げていっていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問は終わり、ここで10時まで休憩といたします。

午前9時51分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 発言順序2番、座席で指定席が5番です。

下森町長には4期目の当選、まことにおめでとうございます。今回の質問は、町長の4期目に向けてのまちづくり構想ということで、その中における何点かを御質問をさせていただきたいと思います。

最初に、0歳児からの人づくり構想の推進についてということでございます。特に今後4年間、定住人口対策としてまちづくり構想の重点施策として位置づけられました、0歳児からの人づくり構想を加速化する上で、今後4年間が大変重要であり期待するところであります。

そこで一つ目、人材活用と財源確保、さらに予算管理、事業評価を一元的に執行できる「室」の設置が必要と考えますが、いかがでございましょうか。

二つ目として、津和野高校の魅力化に伴う施設整備として、ペンションのリニューアルが検討されております。改修費や今後の運営費についてどの程度が見込まれるのか、そして県からの財政支援等はあるのかをお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは5番、板垣銀の御質問にお答えをさせていただきます。

0歳児からの人づくり構想の推進についてでございます。

津和野高校魅力化事業から始まった本町の教育魅力化事業は、教育委員会が策定した0歳児からの人づくりプログラムをベースに、より系統性のある教育体制を構築し、活動の充実を図ることとしております。これにより、保小中高それぞれの学校等の教育に加え、自然や文化、産業等の地域資源を生かした地域総ぐるみの人材育成を進め、持続可能なまちづくりを目指しているものでございます。

事業実施に当たりましては、教育魅力化コーディネーターが教育魅力化事業を企画、立案しながら、子ども達の生きる力を育む主体的で対話を重視した深い学びを実践するとともに、地域の大人が子どもに関わる機会の創出に取り組んでおります。今年4月には教育魅力化コーディネーター等の教育人材が所属する一般財団法人つわの学びみらいが活動を始めており、事務局に行政職員が出向し教育魅力化事業を展開しております。

この法人は、保小連携から中学校、高校等のコーディネーターや町営塾HAN-KOHの講師等が在籍しており、系統的で地域とつながる学びの実践に取り組んでおります。この活動をさらに発展させることで地域総ぐるみの人材育成が進むと期待しているところであります。これらの教育事業における財源については、地方創生交付金を活用しており申請等の手続きや管理をつわの暮らし推進課が担っております。

また、0歳児からの人づくり事業をまちづくりに発展させるため、教育事業に関係する担当者が横断的に取り組むため、0歳児からの人づくり推進室を行政内に設置しております。初年度の現状といたしましては、事業の進捗状況等の情報を共有し、事業の在り方や情報発信について協議を進めているところであります。

今後の0歳児からの人づくり推進室の運営につきましては、一般財団法人つわの学びみらいと連携することで効果的な事業実施が見込まれることから、教育魅力化コーディネーターを構成員に加え、事業評価を踏まえ構想を練ることとしております。予算措置や権限の付与については、必要に応じて検討してまいります。

次に、津和野高校の魅力化事業が全国的に認知され、志願する生徒が増加したことにより、入寮希望者が定員を超えるなど住環境の不足が課題となっております。町といたしましても、高校の魅力化事業に取り組む上で住環境の整備は喫緊の課題と捉えており、志願する生徒が不安なく津和野高校に進学、そして生活できるよう、現在使用されていない宿泊施設を改修して定員16名の町営寮を整備することとしております。

建物改修につきましては、耐震化や消防法に適応した建物改修費に1億4,000万円程度を見込み、このたびの12月補正予算案として上程させていただいたところでございます。財源は合併特例債を予定しております。

町営寮の運営費につきましては、炊事員人件費や水道光熱費等を含めた年間経費を1,100万円程度と試算しております。これに対して県の財政支援は、炊事経費に年間344万3,000円、光熱水費等の基本的経費に年間105万円の合計449万3,000円が補助金として交付されることとなっており、申請に向けて県教育庁と協議しているところであります。

町営寮の整備並びに運営につきましては、県教育庁や津和野高校と連携をし進めてまいります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 私もこの魅力化事業に対して、非常に期待しているところということでございまして、これまでの進め方が教育委員会サイドで進んできたものと認識しておりましたが、改めて今年度の施政方針等に目を通してみますと、つわの暮らし推進課に事務局を置くというような形で、既に津和野町0歳児からの人づくり推進室というものがこの3年の4月に設置されているということを確認したところでございますが、この室に対してはつわ暮らの課長さんが室長という立場で進めておられるかと思いますが、先ほどの回答では、一般社団法人つわの学びみらいに対しては事務局として行政職員が出向しておられるというふうな答弁でございましたが、やり方がそのほうがベストということで、現在進めておられるのかどうか分かりませんが、やっぱりこれは現在の室長であるつわ暮らの課長の、そこがやっぱり選任としておくほうが各課を跨いで、特に教育委員会部局、健康福祉課も含め、さらに一般社団法人のつわの学びみらいですか、そういうものを全部を統括する上では、やっぱり独立した室というもの、そしてそれは兼任、併任ではなくて、専任というんですか、そういう室のほうがこれから4年間進めていく上では大切になってくるのではないだろうかと思いますが、現在の事務局へ行政職員が出向しているという、そのことについて私はちょっと十分理解し

ておりませんが、どの課の方が行っておられるんですか。ちょっとお聞かせいただけますか。

それと、今の私の前段の質問に対して、現在その室長であるつわ暮らしの課長がどのような認識でおられるか、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、先ほど町長の答弁にありました0歳児からの人づくり推進室というのは、議員おっしゃるように私が室長兼務しております。これは、この事務局はつわの暮らし推進課にございまして、構成員は教育委員会から2名、つわの暮らし推進課から3名、それから健康福祉課から1名、こういう構成になっております。

この事務局は0歳児からの人づくり推進室として、つわの暮らし推進課が事務局を持ってありますが、議員おっしゃる一般財団法人つわの学びみらいの事務局に町の職員が出向しておるといのは、これはまた別の問題でございまして、一般財団法人つわの学びみらいにはつわの暮らし推進課の課長補佐の楠が出向兼務で行っております。

これはどういうことかと申しますと、一般財団法人つわの学びみらいというのは、今年の春に立ち上がりました。立ち上がった当時の、いわゆるスタートアップのところは恐らく行政支援等が人的に入っていないと、なかなか回らないだろうというところの配慮から、大体1年ないし2年を目途に事務局長として行政役場側から出向して、そちらのお世話しておるといようなこととございます。

なので、0歳児からの人づくり推進室とつわの学びみらいとは、ちょっと別物のような形で御理解いただけたらというふうに考えています。0歳児からの人づくり推進室は、あくまでも行政内の教育委員会、健康福祉課、つわの暮らし推進課が課を横断して、0歳児からの人づくり推進を進めていきなさいという町長の意向から立ち上がったもので、議員がおっしゃるような行政内にそれを組織して、今年度はいろいろな情報共有ですとか、情報発信に努めているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 分かりました。今、町長は一般財団法人ですか、つわの学びみらいを立ち上げて法人化できましたが立ち上げていたそのときは、いくら財源的というか、財政支援が国なり県なりからいただけるけども、これからはその法人事態の運営については、非常に努力していかなければならないというようなことを今日まで申されたことを、ちょっと記憶にあります。今後そのつわの学びみらいの運営に対する財源というものはどういうものが宛がわれて、そして自分たちで法人で何かを収益を得るといような事業にも、手が差し出されるのかどうか、その辺についてちょっと伺いたらと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 現在のところの財源は、国からの地方創生交付金が主なものになっております。議員がおっしゃるように、今後の一般財団法人つわの学びみらいは、やっぱり独自の財源を持っていかないと、地方創生交付金がなくなった後のこととか考えると、今からもうそうした準備を進めなければならないという認識でおります。じゃあ今、具体的にどういうものが今後のつわの学びみらいの財源として宛にしておるかですとか、今後の事業計画があるかというのは、今のところまだ検討段階でございます。

例えば、トヨタ財団ですとか、そうしたところの補助金の申請ですとか、それからあの独自の事業収入をどう得るかというような形を今、来年度の事業計画ですとか収支計画等々は、今ちょうど検討しておる段階でございます。なので、持続可能なこういう一般財団法人が続いていくためにはそうした検討が早急に必要という認識でございますので、今後そうしたことが分かり次第、皆様方にいろいろ報告してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大変でしょうけど、しっかり財源確保と人材活用に奔走されて、この事業で成果が得られることを期待しております。

あとペンションのリニューアルに関する質問でございますが、先ほど答弁では1億4,000万円、そして備品購入等で2,000万円というようなものが先般の山陰中央新報にも掲載されておられましたけど、少しちょっと、これからどうなるのかということで、現在の津和野高校の寮は70人が定員で66名入っておられて、寮費は3万5,000円というふうに伺っています。そして、それでは賄えない部分を下宿という形で、何軒かの受入れ先になっていただいて、そこを希望される学生の方は、少し3万5,000円の寮費ではない、少し高額ではあるけども、そういうものが学生の負担として親御さんにかかってくるようでございますが、そのために町としては下宿促進推進補助金ですか、その1人当たり2万円ですか、それを月額出しておられると私は思っていますが。

ある下宿の受入れ先の方からの御意見では、私の家は7万円ですその事業を請け負っているよと。そうすると、3万5,000円が基準の寮費として当然の負担となり、さらに町からの補助金が2万円あるとするならば5万5,000円になります。そうするとAさんの下宿先に入られた方は、あと残り1万5,000円が自己負担として当然かかりますが、それは寮という集団生活ではなくて、個人で生活ができるというわがママが一部ありますので、その1万5,000円はわがママで少し負担が増えても、それは本人の当然のあれだと思ってみんな納得しておられると思いますが、本町が、さらにその方の御意見を聞きますと、寮生に対しては2万円の月額補助金、そして受け入れ側のほうにもなんか1万円ぐらいは支援をいただいているというようなことも考えましたが、受ける側、入る側にそれぞれ町として、それぞれの2万円と1万円という形なんか分か

りませんが、その辺については実体はいかがでございましょうか。そうしてこれ、2万円の補助金についてはなんか要項がありましたけど、1万円の要項というのがちょっと探す中にはないようですが、これ現在どのぐらい実績として出しておられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 2万円の補助は私も承知しておりますが、1万円の補助というのは下宿代の回収費じゃないでしょうか。これは上限10万円でございませう。津和野高校生を受け入れる下宿のところは自分の部屋を、例えばエアコンを新しく設置するとか、そうしたことの経費に使っていただいております。恐らくその経費じゃなかろうかと思ひます。

議員おっしゃるやうに今、寮生がいっぱいございませう。ただその下宿生に、じゃあどういふ人がいくのかといふのは生徒の希望ももちろんでせうが、その辺の采配といひませうか、管理は高校のほうでしていただいております。ですから我々町のほうで、あなたは寮に入りなさい、下宿にとかいってやっっているわけじゃございませう。なので、今後の今度の町営寮が出来ますけれども、その辺も管理ですとか運営方法については、しっかり県や津和野高校と協議しながら進めていきたいといふやうに考へております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 分かりました。あと新しく民間施設が町の寮として開設される中で、先ほど運営については県から449万3,000円ですか、補助があるといふやうに聞いております。それで1,100万程度が年間経費といふ形でございませうが、やはりその、まだ今の時点でどうかと思ひますが、入られる寮生の負担がこの現実の中でどの程度の設定がなんとかなるのか。その辺をまだ検討されておられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まだ正直なところ、寮費の具体的な月額については、まだ決まっておひませう。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 新聞資料では厨房といふか、炊事とか云々じゃなくて舎監といふやうな表現でございませうが、舎監と炊事は同室のものですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今のところ、舎監と炊事の方は別々のものといふやうに認識をしております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ひとつスムーズな、できるだけ早く受入れ体制が整うことを期待して、この質問を終わります。

それでは続いて、行政組織の見直しといふことで大きなくくりでおりますが、先日も東京事務所の次長が帰られて全員協議会の中で報告がありました、東京事務所といふ

のはもともと、東京オリンピック開催年までを一区切りとして進めてこられたというふうに私は承知しております。

それで、東京事務所の設置に関する条例を見ますと、もろもろのたくさんなミッションというか、そういう仕事が課せられておりますが、これなかなか住民の皆さんからどれだけの、この事務所が東京にあることに対するメリット、デメリット云々等で、ときどきというよりは頻繁に私のほうでは聞くところでございます。

今回の4期目の町長選挙に際しましても、一つのテーマではなかったかというふうなふうに考えておりますが、この事務所の継続か、撤退か、町長の所見を伺いたいと思います。

併せて文化庁から指定を受けて現在計画が出来上がりましたが、文化財保存地域計画、出来上がっていると思いますが、それやら日本遺産の認定、重伝建等の推進を図る上で文化財係を町長部局としたほうが、私はもろもろいいのではないかというのが私の経験上思われるわけですが、その辺についての御見解をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政組織の見直しについてお答えをさせていただきます。

まず、津和野町東京事務所については、御指摘のように東京オリンピック開催年までを当面の一区切りとして進めてまいりましたが、その背景にはオリンピックを契機に一層のインバウンド（訪日外国人旅行）需要が日本において高まることが予想され、本町の観光振興に活用していくために重要な位置づけをしておりました。オリンピックは開催されたものの、残念ながら新型コロナウイルスによるパンデミックによりインバウンドは見る影もなく鎮静化をしておりますが、今後必ずこの感染症も世界的な終息を迎え、海外から多くの観光客が再び日本を訪れる時期がやってくると信じております。いわゆるアフターコロナにおいて本町の基幹産業である観光の振興を図る上で、引き続き東京事務所の役割は重要と考えているところであります。

併せて、新型コロナウイルス感染症は、日本国民の生活様式や思考にも大きな影響を与え、地方への関心が今後高まるといわれております。本町において定住対策は何においても取り組まなければならない喫緊の課題であり、首都圏における窓口としての機能を持つ東京事務所は社会環境の大きな変化とともに、今後一層活用していかなければならないと考えております。

本年の東京事務所の活動は、先日の議会全員協議会で報告をさせていただいた通りであります。コロナ禍により活動が制約をされる中でも、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて様々な準備を進めてまいりました。

また来年は、森鷗外没後100年に当たり、終焉の地である東京都文京区とは一層の交流を深める事業を計画しております。これまで文京区からは東京事務所の活動をとおりして、文化交流のみならず観光や企業誘致、農業などの様々な分野において本町の振興

に多大な御協力をいただいております。これほどの活発な交流や共同事業ができてまいりましたのも、文京区成澤区長の本町に対する深い御理解があってこそと認識しており、この関係性が構築をできている間は、本町にとっての絶好の機会として東京事務所を十分に生かしてまいりたいと考えております。

当然のことながら、厳しさを増している本町の財政状況を鑑みながら、東京事務所の費用対効果を常に見極めてまいります。その上で、議会にも毎年度の予算編成前に御相談をさせていただきながら、継続の時期などを判断してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

二つ目の御質問であります。文化財係の町長部局への移管に関する御質問ですが、近年文化財行政については、保存から活用へ重心が置かれるようになってきており、呼応して全国の市町村では文化財関連部署を教育委員会から首長部局へ移管するところも出ているように聞いております。本町においても、多様な文化財は重要な観光資源となっており、その保存とともにどのように活用していくかという観点から商工観光課等との連携を深める上では、町長部局への移管も一考に値するとかねてより認めておりました。

一方で、島根県においては文化財行政を教育委員会にて司っておられることや文化庁との関係性を鑑みた上で、機能的な連携を行うためには移管することが正しい判断であるか慎重に検討する必要があると考えております。

併せて、これまで文化財に資する各種審議会に出席をしてきた中で、有識者の方々から社会環境の変化に関わらず一途に文化財を守ってきた本町の姿勢を評価いただき、活用に傾注しつつある風潮に本町が即していくことを心配さえる御意見を賜ってきたことを胸に留めてもおります。

こうした背景において、本町の文化財係を町長部局に移管することについては、各界の御意見をお聞きしながら判断をしてまいりたいとも思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、東京事務所の町長の答弁に対しまして、この東京事務所というのが開設以来何年になるのかなということでもひも解いてみますと、平成26年の3月11日が告示ということで設置要項がなっていますから、26年3月に設置されたもの、それから今日まで約7年間が経過しているのかなというふうに認識しております。

ただ、その7年間の中で、時の流れか社会情勢なのか分かりませんが、この要項というか改正が7回にも及んでおります。これは何を意味するかといいますと、結局実体がなかなか当初の計画していたような形で取り組む体制も云々が、なかなか時々に応じて支障があり、目的が達することが非常に厳しいというような視点のもとで7回の要項の改正につながっているのかなという感じがしますが、いずれにしましてもこの前の、コロナということが非常に極めて残念な中で、本当担当者の努力がやっぱり報われていな

いような感じがして、気の毒なところもありますが、ただ報告の中で、津和野の特産物を輸送費をかけて東京に持って行って、これが津和野のブランド品ですと言ってやられ、そして試食的な数量でその都内の都民の方、そして量販店の方、お料理屋さん、そういう方が試食的にそのブランド、農産物を使われて、それが最終的に取引きとして流通として拡大につながることを期待させるわけですが、なかなか全国津々浦々、うちのブランド品が一番だと声高らかに言ってPRしても難しいのではないかな、この事業をこのままの継続では少し難しいのではないか、そのようなことから去年ですか、邑南町の試食の取組について非常に関心がありまして、グループで行ってまいりまして、寺本さんというんですか、その方のお話を聞く機会があり、そして寺本さん自身が編纂されたビレッジなんとかという本がありますが、それも購入して読んでみますと、やっぱり東京に物を運ぶとか東京に送るのではなくて、人をこっちに招く、あそこに行ってみようというような、その取組みのほうがむしろ実績が上がっているように私は感じております。

その辺について御一考いただくということと、やっぱりもう一つは東京事務所の設置に関しては、これからの津和野町を担う中堅の職員の一つの養成といった言葉があれですけども、人材育成につながるような、そういう前線基地に1人で立ち向かって町長のめいを受けて頑張ってください、その人材育成のためには正職員を派遣するのが津和野町民としては当然の人事ではないかという意見をよく聞きますので、その辺について今度継続しようとするならば、その辺についての御配慮はいただけたらと感じております。

あと文化財係のことについては非常に慎重にも答弁がありましたが、日本遺産認定の修正計画は現在どのような段階にあるかをお聞かせいただきたいと思います。再審査結果がまだですか。その辺についてお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 東京事務所の関係でございます。いろいろな業務の目的があるわけでございます。その中でやはり数少ない2名体制という、そういう中で業務を運営しておりますので、今後についてはやはりもう少しやるべき仕事に優先順位を付けて、それをある程度絞り込んでやっていく必要があるというふうに思っております。

私は最初の答弁でも申しましたとおり、まずやはり観光でございます、このインバウンドということ、やはりアフターコロナを目指して、今から取り組んでいくということが非常に重要だというふうに思っております。やはり選挙期間中をとおしても、基幹産業は観光だということで、多くの期待の声も聞いてきたところであります。じゃあこれをどう生かしていくのかということで、情報発信ということにも力を入れてまいりたいと思っております、その辺の今、準備もしているところでありますが、やはりいわゆる首都圏への、いわゆるツーリストの業務を行う会社、ツーリズムを行う会社、こ

ういうようにやはり直接的な訴え、足を運んでの営業活動、そういうことも非常に重要だというふうに思っているところであります。

現在、やはり石見空港がありまして、その活用という観点から、圏域でこうしたところにも取り組んでいこうとしておりますので、本町としてはそういう益田圏域の自治体の力もしっかり連携をしてお借りをしながら、東京事務所を有効に生かしてインバウンドを中心とした観光につなげていきたいということでもあります。

御承知のとおり、今回の新型コロナウイルスの影響によりまして、町内の観光業大きな打撃を受けております。なんとかこれを今から力を入れて復活させていかなきゃならないと、そういう強い思いの中で、この東京事務所はもう少し活用していくという気構えでございますので、また御理解もいただきたいというふうに思っております。

併せてもう一つの優先順位の高い問題として、これも最初にお話をしましたように、人口減少対策でございます。やはり首都圏に窓口があって、津和野に住んでみたいと思われる方を直接的にそこで津和野町の魅力をお話しできる窓口が常にあるということは、私は重要だというふうに思っております。当然、IT社会でございますので、詳細な説明というのはまたオンラインという中で、東京事務所に来ていただいたところと、そして本庁の担当部署とがオンラインでつながる中で、そういう説明もしながらということも念頭に置いておりますが、やはりその窓口が東京にあるということは、この定住対策においては非常に強みになるというふうに考えているところでありますので、今後についてはそこをしっかりと重点的に業務として行っていきたいというふうに思っております。

そして、正職員をまた東京事務所に派遣すべきではないかというふうにところでございます。この点についても十分踏まえて今後検討していきたいというふうに思っております。今回は正職員を送るに至っておりません。再任用職員を送っているわけでございますけれども、やはり本町も経営管理計画に基づいて職員をかなり減らしてきております。そういう中で全体の職場を見た中で人事のやりくりというのが非常に今、難しい状況になっておりまして、このたびは一つの苦肉の策でもあるというふうに思っております。今後については、御指摘のような中堅職員の人材育成ということも踏まえた中で、来年度から早々にということがちょっと今、はっきりは申し上げられませんが、いろいろ人事を考える中で、そのことは十分に気に留めながら、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 日本遺産の再審査スケジュールのことについてございますが、今年の7月16日です。再審査の発表があったということでございます。その後、津和野町としましては合計4回の日本遺産の活用推進協議会を開催しまして、そういった中で計画を作ってきたわけでございます。

当初9月の17日に計画を提出する予定となっておったところですが、今年度のコロナの関係で現地調査も難しくなったということで、緊急事態宣言もありましたので、これが延びに延びまして、現地調査事態、計画の提出事態が11月になってまいりました。その間、現地調査も9月に予定されておったところですが、これも10月の14日ということになったところがございます。実際、現地調査にフォローアップ委員会の方、それから文化庁の方が津和野町にいらっしやいまして、津和野町の日本遺産の活動について先行説明を行ったところがございます。

そうしたところを越えまして、11月の5日に計画を文化庁のほうに提出したところでもあります。発表自体は文化庁のほうからいつあるということはまだお聞きできていないところですが、当初は11月にあるということでしたが、恐らく12月、もしくは1月ということで、そここのところまで聞いておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃあこのことについては終わりました、3項目めの100周年記念事業ということで、いろいろ歴史のある津和野町においてはそれぞれありますが、今年ですか、郷土館の創設100周年記念事業ということで展開されて、そのポスターなりチラシを見ますと10月2日に講演会がなされて、展示はこの12月13日ですから今日までですか、そういう形で郷土館の中にあるもののさらに100周年を記念するような展示内容ということで伺っておりますが、私も少し中に入ってみたときに、あらと思って、たくさん入口の上がり框といいますか、その辺に埋蔵文化財というか、そのあちこちいっぱい掘ったものが山積みになっておまして、この100周年記念事業のお客様を迎えるという感じの博物館としてのしつらえとしては、いかにも無造作という感じがありました。

さらに、これから話題になっております三津同盟やアフターコロナの中で、観光振興策としてやっぱりこの歴史ある郷土館の活用が大切ではないかなと思っております。その辺について、とりあえず答弁をお願いしたいということでございます。

それともう一つは2022年、ちょうど来年ですが、山口線の開通100周年ということで、その際にイベント等はどういうことを計画されておられるのか、現段階においてその計画があればお知らせいただきたいということと、あと私たちの住んでいるところでは、SLの写真ファンの方がたくさん来られて、その方々とも日頃から意見交換する機会がありますが、その中で城山から写真を撮ったり、それから門林の高いところの辺でしょうか、あの辺から写真を撮った際に9号線から青野山荘のところを下りて、津和野の町に入るところに大きな赤い鳥居がありますけれども、あの鳥居が頭だけちょちょっと思えて、あともう全体が見えなくて、もう少し景観的なものがうまく維持できないだろうかというようなことで、要望をいただいております。立木の伐採等についての考え方等をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、100周年記念事業についてお答えをさせていただきます。

まず、大正10年に公立の博物館の先駆けとして開館した津和野町郷土館は、今年開館100年を迎え、その価値を講演会や特別展示で町民の皆様や観光客にも紹介してきました。また、本館の建物は国の登録有形文化財としても登録されており、貴重な文化財でもございます。議員御指摘の埋蔵文化財の出土品につきましては、郷土館で整理作業を行ったものを旧三松園に移し保管しています。郷土館では埋蔵文化財調査の職員のほか、堀家文書の整理業務を行っている職員など、多くの業務を行っており、現状では物理的に出土品を一時的にでも保管するスペースがなく、それらが来館者の目に触れる状況となっています。

現在、事務スペースを確保できるよう調整を行い、適切な施設管理に努められるように検討しているところです。また、今後議員御指摘のとおり、観光客に喜ばれるような企画展示など一層の活用を図りたいと考えます。

二つ目の御質問であります。令和4年には山口線津和野駅が開業して100周年を迎えることとなり、町ではこの機会をコロナウイルスからの景気浮揚の好機であると考えております。また、同年は森鷗外先生の没後100周年にも当たり、町、教育委員会、商工会や観光協会をはじめ、民間事業者等とも連動したイベント等を含む効果的な事業に取り組みたいと考えております。

現在は、新年度予算の編成前に当たることから、観光部局が財源等も含めた事業計画を検討している段階であり、現時点で具体的な実施策を全て答弁できないことをお許しいただきたいと思いますが、森鷗外記念館での記念講演に加えて、JRと連携した「鷗外津和野に還る」とした誘客事業の実施や、それに併せた町内の商店等と連携して町中バルの開催、飲食店やお土産物店などと連携して、新メニューや新商品の開発などを検討しているところであります。

次に、大鳥居付近の樹木の伐採の件ですが、伐採に際しては土地の所有者の同意が必要であります。そのためには所有者を特定することが必要になり、土地の境界確認作業や相続等の調査も発生することが考えられますので直ちにというわけにはいかないと思いますが、国道9号からの景観は現在整備を進めている見晴らし広場の整備等とも連動して取り組むべき課題であると認識しております。今後は御意見を踏まえて、農林課等と連携し適切に対応してまいりたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 現在の状況は分かりました。旧三松園に調査というか、とりあえず終わったものはそこへ移して保管しているというふうに説明がありました。私もその三松園というものは1回中へ入ったことは何度かありますが、現在どのように、どこまで埋蔵文化財等でスペースが狭くなっているかちゅうことは承知しておりませんが、あれだけのスペースで、あそこへ調査の関係、埋蔵文化財調査の職員、そして

堀家文書の整理を行っている方、また西周の云々の調査もしておられる方も、ちいとずつその今の郷土館の中で仕事しておられるようですが、三松園というものはただの物置き、もっとあそこにそういうものの機能というものを移すこと、それは移すということは倉庫じゃないので、また電気やら電話とかいろんなもろもろのケーブル等では大変な支出になるかと思いますが、三津同盟をこれからしっかり町のあれとして進めるとするならば、三松園にそちらの機能を移して、郷土館のしつらえをしっかりとしていく、そして郷土館の2階に上がらせてもらいましたが、なんともいえん、倉庫ともいえん、なんていいんでしょうか、書庫といいんでしょうか、いろんなものがたくさんありまして、貴重なものだとは思いますが、その辺についてもどっか移動して、2階もやっぱりうまく活用するように、三津同盟をこれから進めるとするならば、そのぐらいの心構えで来年度進めていただければと思います。

あと山口線の関係で、いろんなことを考えてはおられるけれども、まだ具体的なことが提案としてはいただけませんでした。その大鳥居のところの周りの木を切ることにしても、なんか従前から同僚議員があそこの津和野の町の景観等に云々、9号線の沿線の流木の伐採等についてはこのような答弁だったと思いますが、鳥居の一部分のところだけでも考えてみたときに、法務局の切図と登記簿を閲覧して具体的に進めることは行政でなくてもできます。というのはなぜかと言いますと、私どもは山口線沿線協議会というメンバー40人ばかりで構成せられておられますが、その方々と一緒にうちの山の上に乗って、立木伐採しました。もちろん所有者も確認されて協会も確認されていますからそういうこともできるわけですが、鳥居の周辺の一部を法務局行って切図と登記簿を閲覧した上で、積極的に伐採にこぎつける、こういうことも100周年、お祭り騒ぎをするだけでなく、地道ではあるけどもそういうファンの皆さんと一緒に共同活動ができれば、これでまた100周年や極めて津和野の印象としてはいいものになると私は思っておりますので、御一考いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 郷土館のことですが、今のおそこで整備をしたものを三松園のほうへ移して管理をしているということで、三松園の使い方は今もうほぼ倉庫の状態です。そもそも美術館の作りでございますので、事務スペースがほとんどありません。実際に遺物、出土品も含め堀家の文書は莫大の量でございますので、ほぼもう満杯の状態に今なっております。そもそも今の状態ではそこ事務室を作りかえるということ自体が困難な状態に、今なっております。郷土館につきましては、従来から教育委員会としての思いとすれば、養老館が改修が終わったら、次は郷土館ということで、今までも思って計画も進めてきたところでありますが、なかなか合間合間に新しく緊急事態が生じておるような状況で、だんだん先送りに今なっております。このたび、作りかえました計画の中では令和8年ぐらいから郷土館の整備に当たろうというふうに計画を改めて控えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 100周年事業については、こういうことで終わりたいと思います。

最後の質問でございますが、交通システムの実証実験については、前段の同僚議員からの質問に対して町長からの答弁もありました。その聞いたことをもう一度質問するというのもいかがと思いますので、それを念頭に置いて質問したいと思いますが。

どうも10月からスタートしたこの実証実験、まだ確かに10月、11月しか終わっていませんが、先ほどの答弁をお聞きしますと鳴り物入りでやった割には登録者が5人、どれだけの利用があったかといつて、具体的に何回使われたとかそういうことも具体的には答弁がありませんでしたが、そもそもこの実証実験は、委託料は1,900万ぐらいじゃなかったですか。それで委託先はコンサルと実証事件に関わるタクシー事業会社の方に当然その実証実験の費用が積算として上がっていると思うんですが、1,900万も委託料払って、希望がないけえ、だけでも来年なんとか見つけましょう。そんなまだ2か月ですけど、最後の3か月やった上でないと、その結果というのは評価できませんが、いかにもそのやる段階でコンサルのやっぱりこうしたほうがいい、ああしたほうがいい、そういう指導というものがコンサル料に大きく入っていると私は、入って当たり前だと思うんです。その辺についてよろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） コンサルさんは今、バイタルリードさんというところが受託しております。確かに議員おっしゃるように利用者が伸びておりません。これは10月の事業開始までのところで地区説明会も4回行いました。それから木部公民館の方等々、御協力いただきまして、お声かけの作業もしております。事前のアンケート調査、それから実際の事業がスタートしてからも11月の実証実験のてこ入れ、それから12月は無料で行っているというような状況でございます。現在12月に入りまして、また2名の応募者がございましたので、今現在7名というふうになっております。

そういうことを考えましても十分な実績が上がっておるとは確かに言い難いことかと思いますが、我々どもも担当課としたら、これ実証実験として非常に新しい試みで、県内でも今、大田市で同様の実証実験が行われております。そこでは非常に高い利用実績と評価をいただいているというような情報もあった中で、役場内では医療対策課の包括支援センターとも協議をして、今の町営バスのいろいろな問題点を一緒に解決する。さらには高齢者の方々の交通不便者対策の一助になるという考え方のもとに今進めておるところでございます。今年度残りもう僅かになってまいりますが、この利用者数を増やしながら、この実証実験を実りあるものになりたいというふうに考えておりますので、いろいろ御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） バイタルイズムというコンサル、大田のほうではそれなりに先行事例として実績も上がっておられるようですが、そういうところも担当課として参考にされながら、さらにそのコンサルのバイタルイズムですか、そういう方とも協議をされながらここまでこぎつけられたと思うんですが、少しちょっと取組みの弱さというか、期待度が外れているなど思うんですが。

実は、朝日新聞の1か月ぐらい前にこういう記事がありました。山形県の南陽市、大体その町は行ったことありませんけど、160.5平方キロメートル、ちなみに津和野は307.03平方キロメートルですから、津和野の半分かな。もちろん津和野はこんな山の中ですから。ただその南陽市は津和野の半分でありながら、平野なのかも分かりませんが、人口は2万9,957人。沖郷地区というところがあるようでして、沖郷地区が担当者に落合さんという方がおられて、私はその新聞記事から電話をしました。そうしたら、60歳以上の方が対象で利用者は一律使ったときに500円払われるそうです。

例えば、木部から津和野の共存病院まで行かれたときに500円払う、診察が終わって帰るときまた500円払うわけですから1,000円払うことになります。今の津和野の場合は月々使っても使わなくても5,500円を負担しましょう。そうして乗り合いで三、四人で使いましょう、そういう仕組みになっていると思いますが、今の仕組みと山形県の仕組みを見るとこっちのほうのなんか利用者負担が少なく、使ったときに自分の負担だと。5,500円というのはみんなで5,500円を負担して、利用者がそのときになんばかの利用料金を払うということで、国民健康保険のようなものです。使ったものはさらに幾らか利用料を払うけども、全体で保険で賄うということになっていますが、この山形県の南陽市もやっぱりその地区があるようでして、その地区は全体の町じゃなくてその一部の地域が約2,500世帯あるそうです。その世帯で年間1戸当たり200円を負担するそうです。そうしたら負担金の全額拠出額はなんぼかいうたら、全額で50万しかありません。そして先ほど言うように利用者は1回ごとに500円払うわけですから、500円、それと住民が拠出した小渡200円の年額50万、その差額は市の補助金として支出しておるようですが、令和2年の年度途中からスタートしたようで、当初200万予定しておったようですが、90万は減額して110万で済んだそうです。令和3年度はどうかなっていったら、まだ途中ですけれども200万はちょっと超すだろうとか、そんなことを担当者の落合さんは言っておられました。

私はこれを津和野に置き換えたときに、すぐ実行できるかどうか分かりませんが、やっぱり検討するに値するなど私は思いました。とにかくまちづくりでいろんな形で各自治会にもまちづくり交付金というのを数年にわたって交付していただいています。それはそれなりに、全くだめだとは私も言いませんが、まちづくり交付金が一旦住民の皆さんに支払われた後に、また住民の各世帯からその地域だけでも我々は負担していくよ、ましてや津和野町の3,000世帯の方が幾らから、1世帯当たりなんぼか負担しまし

よう、抛出しましょう、そうして60歳、65歳以上の方が負担を軽くして、いつでもどこでも行かれる、そういう交通システムの構築のほうが実は上がるのではないかと、いうことを申し上げて、私の質問に代えさせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わります。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序3、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山でございます。

一般質問を通告しておりますので、逐次質問に入りたいと思いますが、質問の前に一言お祝いを申し上げたいと存じます。今回の町長選挙におかれまして、めでたく4選を果たされました下森町長におかれまして、衷心よりお喜びを申し上げる次第であります。誠におめでとうございます。今後4年間、全町民皆平等原則の下に御指導をいただきたい、このようにお願いを申し上げておきます。また、島田副町長におかれましても再任されまして誠におめでとうございます。今後下森町政の補佐役として、ますますの御活躍を期待をしておるところであります。

我々議員の任期も残すところ5か月となりましたが、残されました期間、御指導のほどをよろしくお願いを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきたいと思っております。おめでとうございます。

それでは質問に入らせていただきます。

1番目、郷土館の改修工事についてお尋ねをいたします。

郷土館の改修計画については、新館の雨漏りの修理ではなく、平成29年度以降の国庫補助事業で修理の基本計画、耐震診断の実施を予定し、段階的に郷土館の修理工事の準備を進めると28年度のときの質問に対する御答弁をいただいております。あれから既に6年も過ぎております。

現在、町の公共事業は駅舎改修をはじめ、チップヤードの建設、城山整備、日原保育所の建設、給食センターの建設とまた中座団地の解体造成、津和野庁舎の改修、また旧議会棟の改修計画等、大きな事業が計画中であります。町の財政状況を見ましても、令和2年度の決算では総額106億円の決算内容で、自主財源が16億4,100万、これは比率にしまして15.35%ぐらいであります。あとは依存財源に頼っておる財政であります。依存財源にしましても84.65%、このような状況にあります。自主財源も乏しく依存財源に頼る財政状況にはありますが、その中でも地方債の残高も136

億3,100万円、このようになっております。これは町民1人の負担額が約194万円にもなっておる現在であります。

これも毎年増えておるわけでありましたが、このような財政状況の中で避けて通れない事業もあるわけでありまして。その類いの1件が郷土館の改修工事であるというふうに私は思っております。

新館の屋根は瓦や金属板でなく、アスファルトシングルぶきで屋根のアスファルトシートの劣化が大変進んでおります。防水の効果もなく、2階の展示室まで雨漏りがした痕跡もあるわけでございます。応急的に屋根に防水シートが張られ、風よけに砂袋、土のう袋ですね、これで押さえられておりますが、いろいろな角度からこれが見えて景観的にも大変見苦しいと私は思っております。本館とまた新館の軒先が競り合い、破損をしている状況に今あります。教育長さん、見られて知っておられると思いますが、また、1階の裏の横やら後ろ側ありますが、ひさしの雨どいももう破損して、ないところもあります。

こういった箇所が大変そのままにされておると本当に見苦しい、人通りが多いところでもありますので、といぐらひは私は修理されるべきじゃないかというふうに思っております。大変な費用がかかるわけじゃないし、これはぜひやられておくべきじゃないでしょうか。

このようなことだけでなし、いろいろ改修計画があるわけでございますが、この改修計画の進捗状況はどのようになっておるのか、ようやく資料館も済みましたので今度は郷土館かなというふうに期待をしておるところであります。これについてどのようなお考えか御答弁いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、郷土館の改修工事についてお答えをさせていただきますと思っております。

津和野町郷土館は、国登録有形文化財に指定されている昭和17年建築の本館と昭和48年建築の新館で構成されています。本館は建築から約80年、新館は約50年が経過して老朽化が進んでおり、今後耐震補強や展示施設改修など郷土館全体の整備が必要となることから、平成27年度国庫補助事業にて津和野町郷土館保存活用計画を策定いたしました。

当初はこの計画を基にして、養老館の改修が終了後、引き続いて郷土館の保存修理の準備を進めていく計画でしたが、郷土館以外に早急な対応が必要となった城山プロジェクト事業などの文化財関係事業が続いたため、現在のところ郷土館の保存修理に着手できていない現状です。

今後は、改めて令和3年に策定いたしました津和野町文化財保存活用地域計画に基づいて、町内の文化財建造物の保存修理を計画的に進め、郷土館の保存修理を実施していきたいと考えております。

なお、雨どい等の諸修繕については、随時行っていきたいというふうを考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 先ほどの同僚議員の質問の中の御答弁にもあったようにございますが、この郷土館の改修計画を令和8年度にというふうなことであったと思いますが、郷土館以外に対応が必要な建物はたくさんあるとは思いますが。特にここに上げてあります城山プロジェクトも大変大切なことではあります。今、郷土館本館が傾いておるのかどっち側が傾いておるのか御存じか分かりませんが、もう屋根が今競り合っているんですね、どっちかが地盤沈下を起こしておるはず。そういったことで建物同士がもう接触して、その片方の屋根が相当傷んでおります。

このような状況にあるんですから、私は優先順位は一番にするべきじゃないかと思うんですが、そういった点、どのようなお考えをされておるか。また、本当に雨漏りも今まで随分して2階の展示場も使えない状態にあるわけですから、私はこれは順番としてはこれが一番じゃないかと思っておりますが、教育長さん、どのような御所見かもう一回お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 個人的な見解とすれば、まさに議員さんの言われる部分は大事なことだというふうにも思っております。私も教育長という任を拝命いたしまして、そこが一番気になる部分の一つであったというふうにも思っております。従来からとにかく養老館が終わったら早く郷土館に取りつきたいということは私的にはずっと訴えております。

ただ、間あいだにより重要なものがどんどん入ってくる、そういう状況の中で限られた職員で用務を行っております。その中でどれだけその優先順位をどこのところへ持っていくかというのは、全体の教育委員会担当も含めて、全体の中で協議をして今事業を進めてきております。

御承知のように昨年大雨で亀井家墓所ののり面が大崩落をしております。こういったようなものも、もう捨て置けない、順番とすれば今まではゼロだったのが、いきなり一番に持ってこないとやれないような、そんな事業がどんどん組み入れてきておりました。雨漏りもして確かに建物も傾きつつある、そういう状況も承知しておりますけれども、何とかその辺を仮補修をしてでも日を延ばして、その優先順位を違うものが入ってくるということを認めざるを得ないという状況が続いてきているというふうには思っております。

改めて財政的な部分も当然必要なわけでありましてけれども、人的にやはり職員がこなしていける量も限られておりますので、全体のバランスの中でそうしていかないとやれないという現状でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 災害等で緊急的にいろいろなことが起こるかもしれませんが、既に地盤沈下を起こしておるんだろうと思います。建物がもう倒れかかってすがり合っているような、本館か新館かどっちかはどうかは専門でないので分かりませんが、こういった状態を見たときに、私は順位は一番につけてやられるべきじゃないかというふうに思っておりますので、教育長の今後のその御努力を期待しておりますので、一日も早い修復工事着工をお願いするところであります。

それでは、次の質問に入らせていただきます。小学校前のバス停であります。

今年度の新規事業調査に堀内公園整備事業が計画をされております。小学校前にあります空き地にバス停を兼ねた公園に整備するとの計画であります。公園の設計に当たっては、津和野百景図をはじめとし、江戸時代の城下町絵図等を参考にして調査を行い、歴史的景観の向上を図るとこのように計画書にあるわけですが、私は平成28年に当時の通学児童が石見交通バスで、寺田・直地方面から34名の子供がおりました。また、町営バスにつきましては畑迫・名賀方面、これからの子供が21名で合計55名の児童が雨の中、傘を差してバスを待っている姿を見たときに本当に大変寂しい気持ちになったわけであります。

そうしたことで質問をしておりますが、今年度の計画では、バス停を兼ねた公園とありますが、公園というのは本来は公衆の憩いの場所として設けた庭園のことというふうに私は理解しておりますが、あの空き地にバス停を兼ねた公園を整備することが本当にできるのでありましょうか、可能なのでありましょうか。このような計画が本当に実現するのでありましょうか。

本当に津和野の百景図や江戸時代の城下町絵図等を参考にした歴史的景観の向上を図る、このようにも申されておるわけですが、本当に公園を整備される気持ちがあれば、平成21年に購入されております嘉楽園という大きな公園があるわけですが、これも当時1億2,300万円で購入されて、現在まで何ら整備はされておられません。現在使用されておるのはグランドゴルフ場として使用されておるような状態であります。これも何度か質問をしておったわけですが、全く公園としての整備はされておられませんので、本当に公園の整備をされる気であれば、この嘉楽園が最適な場所であろうというふうに思っております。ここなら子供の遊具でも好きなものが造れる、このような面積も広いところがわるわけでございますから、小学校の前の空き地にバス停のみを計画されるべきじゃないでしょうか。

質問した当時、子供さんが1年生でありましたが、この子ども達が既に6年になって来春には卒業します。このバス停を見ることもなく来年は卒業していくわけですが、大変私も寂しい気がしておりますが、また、2月に子ども議会が始まるわけですが、昨年の子ども議会でもバス停のことを聞かれ、今一生懸命教育委員会でそのほうの対応をいただいている、早急にバス停はできるんだというふうに子供にも説

得してきておったわけですが、これが今やこのような状態であれば、2月に子ども達にどのように説明をしようかと今大変悩んでおるところでございます。

バス停の建設は本当に実現が可能であるか、どうでありますか。これについて工事の進捗状況が分かればお聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、津和野小学校前のバス停についてお答えをいたします。

御質問のありました場所につきましては、津和野小学校校門前で県道に面しており、小学生が下校時に乗車するためのバスの待合所を設置するために、担当課のつわの暮らし推進課が用地を購入いたしました。この場所は小学校の入り口でもあり、津和野百景図の第六十八図、堀内御番所の景として描かれた場所にも当たっており、津和野城下町の外堀や土塁などがあったことが推定されるため、事業実施については教育委員会に移管されたものです。

バス待合所を兼ねた津和野城下町公園として整備するに当たり、埋蔵文化財保護との調整が必要となるため、津和野城下町遺跡の試掘調査を実施したところ、外堀や土塁など遺構の一部が発見されました。

現在は津和野城下町公園測量設計を業務委託していますが、その中で津和野百景図に描かれた歴史的景観がイメージできるよう、発見された遺構の表示や説明板設置などの検討を行うとともに、バス停留所の設置については津和野警察署や島根県益田県土整備事務所など関係機関と協議しているところです。

しかし、事前の協議では法令の基準からは現在の予定地にはバス停の移動が困難との情報もあり、設計の基本に関わることとして、全くバス停の移動ができないのか、あるいは何らかの対応で移動が可能なのかを検討協議しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたが、バス停の移動が困難との情報もあるというふうに答弁書に書いてありますが、これは一応関係機関と申しますと、警察、県土木、それから陸運局、石見交通、このように協議をせんとバス停ちゅうのはできんようなことは百も承知しております。

だが、この場所について、なぜ五年も六年もこれが実現できんのか、その点、どこからの一番その問題があるのか、陸運局がバス停の移動が難しいと言われるのか、警察署と言われるのか、どこがどういうふうに言われるのか、それはどのように理解をしておられるのか。今の計画がこのような答弁をいただくのは、五年も六年もたってからの答弁ではないと思います。もっと進んだ答弁をしていただきたい。

また、ここに埋蔵文化の件が出たようでありますが、外堀や遺構があつて、その発掘されて調査されているようでございますが、このようなものは写真を撮って埋め戻せば何ちゅうことはない、今までそのようなことでずっとされてきておるんじゃないですか。

写真を撮ってそれを残していかれる、これが遺構の保全であろうというふうに私は思っております。今よその土地でもそういうふうなことをされてきておるんじゃないでしょうか。

それはそれとして、教育委員会としての埋蔵文化の調査もしなくてはいけない、その何は分かりませんが、この進捗が本当にどうなるか、本音を聞かせていただきたい。来年の2月に子ども議会がまたあるんですね。そこで私らはやっぱり行って、いろいろ子供から聞かれると分かりませんちゅうわけにはいかないわけです。去年も今一生懸命、教育委員会で前向きに用地買収もしていただいて進んでおりますというふうなことを申し上げておるんですが、これを今回、来年2月に子供のところに行って、どのように答弁すればいいのか。どこがどうで難航しておるのかというぐらいのことは申し上げんと子供は承服してくれんと思います。この点どうでありましょうか、お答えをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今年度になって教育委員会のほうで今こういう形で設計に入ったわけでありまして、それまでの経緯については、もう御承知かもしれませんが土地の購入と、県道との間に溝がありまして購入をした土地とは別の方の所有になっていたというところで、そこをまたがないとその土地に入れない、今の古い道だけでいけば別ですけども、そういう状況の中で、つわの暮らし推進課のほうでその溝の用地の所有者との交渉をずっとやってこられて、ようやく今年度になって解決になったというような経緯で長年時間がかかったというふうに私らは聞いております。

それから教育委員会のほうに移管をされて、設計の予算をつけていただいて、今設計を委託をして進めているところであります。実際にうちとすれば、停留所も当然その前に動けるものというスタンスの中で設計に入ったわけでありまして、実際にいろいろと関係機関と話をしてみますと、いわゆる交差点から30メートル以内には停留所が原則造れないというふうに法令で決まっているようでありまして、その部分がどうしてもネックになって、なかなかバス停自体を動かすことが難しいという現状のようであります。

今、一つの方法とすれば、今あるバス停はそのまま残して、停留所の待合所だけは今のところに造ろうというような思いで今設計をしているところであります。

実際はどうも正式な申請をしてみないと関係機関のほうで正式協議に入れないというふうに言われているようでございますので、それをまた待ちますと、その期間ほどまた延期になりますので、もう諦めて今の法令に遵守したような形でスタートするというのであれば、今の設計でもう入札に入るというようなこともできるかというふうに思っております。その辺はちょっと財政的にどういう判断をするかというのは、もう少し関係機関と詳細を詰めさせていただいて、もう出しても無理だというような状況であれば、そういう設計の仕方設計を完了させていきたいというふうに思っております。

それから、発見された遺構でございますけれども、これについては先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、調査をした記録を残して、記録保存という形で埋め戻しをして、上に一応公園という名称の中で整備をしていこうというふうに思っております。言われるとおり狭い土地なので、遊具を置いたりとか遊ぶような公園は当然無理です。ただ、一応ここの工事の予算の根拠とするものが、その公園という形での予算の設定がいわゆる財源確保としてしてありますので、それに合うような形で公園の体は造りますけれども、そこで遊び歩くようなそんな公園というよりは史跡がここにありますよということを表示できるような、そんな公園の造り方になろうかというふうに思っております。

それから、入り口がどうしても今は狭い入り口になっておりまして、スクールバスとかそういったものも今は十分には入れないような状況になります。公園に合わせて若干、道路敷地部分を広げるような形で設計をさせていただいて、道幅を広げてバスが中に入るような、そんな造りにはしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） バス停については、直地のバス停から口屋橋のバス停、これも時間がかかったと言いましても1年以内にはできておりますんで、いろいろ条件もあったわけではありますが、ここも大変難しいいろいろな条件があると思います。交差点から30メートルとか云々とかということを言われましたが、今のバス停があるところも津和野印刷さんのところの角だったら30メートル現在あるバス停でさえ、それはその範囲の中におるんですから、どないな理屈を警察が言おうと公安が言おうと、いろいろもうできんことはできんのでありましようが、それを早くクリアしていただいて、ひとつ一日でも早く次の子供らが本当によくこのバス停を造っていただいたという気持ちになるように、ひとつ検討していただきたいと思っております。

それでは次の質問に入ります。請願採択後の対応についてであります。地方自治法第125条に請願採択後の処置として、採択された請願に対して、議会は執行機関に対し、処理の経過及び結果について期限をつけて報告を請求する権限を有しておるわけですが、この請求を受けた執行部は議会に対して報告をする義務があると、このようなことが地方自治法第125条であるわけでございますが、津和野町議会ではこの125条をもって処理した事例は一度もありません。そこで私は請願の紹介議員として、一般質問で処理について伺っていききたい、このように思っております。

1番目に、津和野町の後田地区の側溝整備について、これは平成23年に請願が採択されまして、その後、部分的に整備が進み、あと1区間、今市鍛冶屋丁線の側溝の片側43メートル50がまだ残ったままであります。これも請願をして、もう既に11年が経過しておるわけですが、この期間、担当の課長さん、何名か配置換え、または退職をされて過ぎておるわけですが、こういったことの事務事業の引継ぎが大変であるのは理解をしておりますが、この11年間も過ぎて、まだその成果が出ていない

ということは大変残念に思いますが、残された改良部分の早期改善についてどのようにお考えがあるかお聞かせをいただきたい。

2番目に狐尾線の道路改良について、続けて質問をいたします。

この件も平成26年に道路改良工事の請願も採択をされております。部分的改良と拡幅等も着工していただきましたが、一番危険な場所、丸山公園付近の急カーブの区間があるわけですが、この道路幅も狭く、何回も自動車事故が起こった場所でもあります。そうしたことを鑑み、前の建設課長さんと一緒に地権者にこの場所がどうしても事故が多くて改良したいんだということをお願いしまして、ようやく用地買収に応じていただき、それで用地買収をしております。課長さんも御存じと思いますが、そうした経緯もありますので、ひとつ早急に改良計画に着手していただきたい、このようにも思っております。

この場所は、御存じのようにSLの撮影場所として多くの撮り鉄の人が集まる場所でもあるわけでありまして。今年はこの場所の近くの花畑に秋の七草の一つ、フジバカマという花が植栽されておまして、ここに旅する蝶という蝶、アサギマダラという蝶でありそうですが、この群れが数百匹飛び交いまして、本当に大きな話題になりました。新聞でも取り上げていただいて、本当に町民の皆さんの多くの方が知ったような場所でもあります。こういったこともこの観光の一助にもなっているんじゃないかというふうに思っております。

このような狐尾線の道路改良にぜひ実施計画を早くしていただきたい、一日も早くこれをつくっていただきたいと思いますが、これについて御所見をお伺いいたします。

次に、町道森野坂線の改良工事についてであります。これもくらしのみちゾーンのトランジットモールに山陰の小京都津和野が津和野地区が登録をされた事業であります。この区間がJR津和野駅より津和野温泉なごみの里までであります。主要幹線道路の柿木津和野停車場線の駅通り200メートル間と萩津和野線、本町・祇園丁、殿町通りの700メートル間は電線も地中化され、車道はさび色の御影石舗装にされ、インターロッキング舗装をされて、この区間も18年10月に完成をしておるわけですが、今私が申しておる場所はこの区間内にあるわけでありまして。町道森野坂線といいます。これは町道の道幅も狭く、対面通行でありますので、大型車の離合の際は、歩行者が道路の端まで寄らないと安全性が十分担保できない、このような道路の場所でもあります。

町も島根県に対しまして、町道森野坂線の県道編入による道路改良については、いろいろこれまでも要望されてきておるといふふうに思っておりますが、平成25年度において、県より県道昇格のための3つの課題が挙げられたわけでありまして、その1番目、沿線用地の土地境界の明確化、2番目、津和野町としてのビジョンの提示、3番目に沿線住民の改良に対する理解と協力について、この3つの課題について、平成25年から9年間も過ぎておりますが、県に対してどのような案を作成されておりますか。

ミニ国土調査の完了が平成29年度末を予定されておったわけではありますが、県道柿木津和野停車場線の中座バイパスの供用開始、これが30年までの県道昇格を実現させたいとの考えでありましたが、これも大変遅れておるわけですが、先ほど申しましたこの3つの課題について、この解決策についてどのような処置を取っておられるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、請願採択後の対応についてお答えをさせていただきます。

まず、後田地区の側溝整備については、御要望をいただき整備の必要があると認められたことから、過去に部分的に工事を実施しております。工事が途中で休止状況であるとの御指摘ですが、町内各地域において側溝整備など道路の改良要望が数多く寄せられている状況であり、これらの要望箇所の整備について、財政状況を勘案し、特に危険で早急な対策を講じる必要がある箇所から優先的に整備を進めていく方針でありますので、この点について御理解をいただきたいと考えております。

次に、町道丸山狐尾線につきましては、平成26年に地元より御要望をいただき、町議会においても請願採択されているところであります。この区間は延長約900メートルで道路幅員が狭小のため、自動車の離合困難箇所や視距が確保できない箇所が存在する状況となっており、地域や観光客の方々の通行に御不便をおかけしていることも承知をしているところです。

御指摘いただきましたとおり、この区間について道路改良の必要性があると考えており、特に見通しの悪い急カーブ付近については、道路拡幅について土地所有者の御理解を得て用地買収させていただいていることから、他路線の改良工事の進捗や財政状況を勘案した上、この改良について検討したいと考えております。

次に、町道森野坂線の県道編入は、平成23年度に關係する自治会から要望があり、以降、庁舎内担当者会や町内関係者検討会を開催し、道路整備に当たっての協議を行ってまいりました。議員御指摘のとおり、平成25年度に島根県から県道昇格のための3つの課題が挙げられました。

その課題に対する進捗状況は、①の沿線用地の土地境界の明確化については、平成26年度に実施した地籍調査事業、ミニ国土調査において現地調査を行い、境界確定しております。

②の町としての道路改良ビジョンの提示については、平成26年より整備方針の検討、整備へ向けた課題抽出など、庁舎内で議論を進めてまいりました。

③の沿線住民の改良に対する理解と協力については、平成26年に町内関係者における検討会を開催し、整備に当たっての御意見を伺いました。また、平成27年には住民アンケート調査を実施し、その結果については、大半の方々が整備が必要であるとの御回答でありました。

しかしながら、この改良整備に当たって解決しなければならない問題がございます。それは沿線世帯の自宅前に駐車をされている自動車の代替駐車場への移転であります。この解決に向けて今一度内部で検討し、関係者の方々と協議していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、町道森野坂線の改良は本町において重要な案件であると認識しておりますので、その実現に向け、引き続き努力してまいりたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 請願採択後の側溝のことではありますが、後田地区ももうあと34メートルばかりでございます。自治会としても毎年、その側溝清掃をポンプまで買って一生懸命町のために協力してやっておるわけではありますが、もうちょっと、もう34メートル、何とか予算をつけていただいて、早急に実現していただきたい、私もこの紹介議員の一人として、もう一人の紹介議員はやめてもうおられませんので、一生懸命これを訴えておるわけでございますので、ひとつ計画の中に忘れずに入れて実施していただきたい、このように思っております。

それから狐尾線についても、この道路もいろいろ撮り鉄の人、または地元の人、あそこをやれいろいろ車がとまるので公衆便所を建ててくれとか、いろいろな要望もあったんですね。それも建設課にはもう申し出てあるんですが、なかなか一遍にどれもこれもということにはなりません。逐次悪いところからやっていただくように、これもひとつお願いをしておきます。

また、町道森野坂線ではありますが、これは御答弁いただきましたように、自宅前の駐車してある自動車の代替駐車場の移転でいろいろ申されておりますが、これは場所が私は違うと思います。これは森野坂線で前からいろいろ問題になっておる区間であります。私はここでなしに、今まだ改修されていないこの地区の場所のことをお願いをしておりますので、そこも付近住民の要望は一日でも早くかなえていただくように、ひとつ実施計画を立てていただいて、早期完成を目指していただくように強くお願いをしておきます。御答弁がいただければお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 後田地区の側溝整備につきましては、御質問にありましたとおり町道今市鍛冶屋丁線の一部区間であると思っております。

私も先日、現地の方で側溝の状況を確認いたしましたが、この区間は一部開渠の水路となっております。または交差点の隅切り部分がしま鋼板が設置されておったり、側溝蓋がフラットになっていなかったり、改善すべき点が幾つか見受けられました。御質問の箇所は、地元より御要望いただき、一部区間の整備完了後、長らく休止中としておりますが、改善を図る必要があると私自身も感じておるところでございます。

先ほど町長が申し上げましたとおり、町内各所において道路水冷に伴うたくさんの御要望をいただいておりますので、また、今年はさきの災害復旧工事等も優先して行う必

要があるのではないかと考えているところであります。そういった状況を踏まえまして、こちらの整備工事につきましては、今しばらくお時間をいただき、現地の状況を確認した上、調査・測量等を行っていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、丸山狐尾線でございますが、こちらにつきましては、御質問のありましたとおり、幅員が狭く、車両の通行が困難な状況になっております。

この路線の改良計画につきましては、令和4年度より現地調査や測量設計に着手する予定としておりましたが、他路線の改良工事の進捗状況や本年8月の豪雨災害に係る復旧工事などを勘案いたしまして、少し遅れが生じる見込みでございます。平成26年に御要望いただいた後、こちらも長らく休止中となっております。議員御指摘いただきましたとおり、平成30年には一般県道柿木津和野停車場線中座工区が開通いたしました。この中座バイパスによる市街地と国道9号のアクセス向上が図られたものと考えております。

丸山狐尾線の全線改良につきましては、道路の現況からして多額の費用を要するものと想定されます。また、御要望いただいた後、先ほどの中座バイパスの開通など市街地への道路状況が変化しておりますので、私個人的な考えではございますが、御質問にありました用地買収済みの丸山公園付近のカーブ付近からピンポイントで整備を進めてはどうかと考えておるところでございます。こちらにつきましては、隣接する水路と高低差があり、道路部分が暗渠になっておりますので、現地調査の上、道路法線計画を含め検討し、対処していかなければならないと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、町道森野坂線の改良工事についてでございます。

町道森野坂線の改良工事につきましては、御指摘のありましたとおり県から3つの課題を受けまして、庁舎内会議、関係者会議により整備方針について検討してまいりました。先ほどお話ししましたとおり、地籍調査事業による沿線用地の土地境界の明確化以外のものにつきましては、根本的な解決には今至っていない状況でございます。町長申しましたとおり、町道森野坂線は本町において重要な案件でありますので、整備に当たって課題解決に努めていかなければなりません。

また、先ほど改良部分について御指摘いただきましたが、ちょっと私自身がそちらのほうを把握していないところがあります。そちらについては進捗のないことにつきましては反省しているところであり、またお詫び申し上げます。今一度こちらにつきましては、内容を精査して確認分析の上、対処したいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ実現をしていただかないと机上の空論で終わらせていたということになりますので、ひとつ実施計画を立てられて、ひとつどの工事も完成していただくように強く要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで13時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序4、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、冒頭、このたび町長におかれましては、4期目の御当選誠におめでとうございます。また、副町長におかれましても、再任ということで、町長、副町長、両2名がこの4年間津和野町を住みやすいまちづくりにしていただけることを祈念申し上げまして、質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず、この町長4期目に当たり、質問をさせていただきます。

この町長選挙を終えまして、選挙期間中の声や選挙結果に表された町民の評価をどのように受け止めておられるか。そしてそのことを踏まえ、公約に掲げられたことをどのように実現されていくのか、まず所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。町長4期目に当たりという御質問でございます。

このたびの津和野町長選挙におきましては、多くの御支持をいただき4期目として再選をさせていただくことができましたこと、町民の皆様にもまずもって御礼を申し上げます。

相手候補におかれましても、町の発展のために自らの志や構想を示され、それに期待される多くの票を得られたことが選挙結果として表れたと思っております。

選挙期間中には町民の皆さまから様々な声を聞いてまいりましたが、その中で特に多かった御意見として印象に残っておりますのは、合併前の旧町を単位とした地域の考え方において津和野地域と日原地域を対比してのまちづくりに不公平感を有しておられ、そのことに対する御批判でありました。3期12年の町政運営においては、上下水道や道路などの社会資本整備、医療や福祉の充実に資する施設整備、観光振興や歴史文化財の整備など、諸事業について両地域のバランスを考えながら進めてきたつもりでありま

すが、結果として多くの厳しい御意見をいただいた現実を真摯に受け止める中で、これまでに行ってきた施策や事業について町民の御理解を得るための努力がまだまだ足りていなかったことを反省をしているところであります。

併せて今後の4年間ににおいてもこれまで同様に行財政改革を恐れず断行していかなければなりません。改革を行うには利害関係者との調整が必要となりますが、その過程においても、その改革はなぜ必要であり、全体としてどのようなメリットが生まれるのかということなどについて、これまで以上に十分な意見交換を行うなど、丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えております。

そして人口減少により町民の皆さまが経済や集落の維持などについて閉塞感を持ち、将来への展望が描けない状況にあることを改めて受け止めており、4期目という長期の在任期間に入ることを厳しく自覚し、人口減少に歯止めをかける結果にこだわり、皆様からの負託に応えてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 再質問させていただきます。

この町長選挙、町民にとりましては、大変両町二分するぐらいの激しい選挙戦だったという感想を持っております。この結果の中で、私も選挙中、選挙後、町民の方とお話する機会がありました。中には、当然町長を応援されている方、反対に町長を批判されている方、様々な方がいらっしゃいましたけれども、特に町長を応援されている方ではなく、町長に対して批判的な感情を持っておられる方の多くが思ってらっしゃるのが、町長に対して意見を言うタイミングがないですとか、我々の声も聞いてもらいたいんだというような御意見でございました。この過去4年間のうちの約半分の2年間はコロナ禍ということで、多くの行事、多くの集会在延期または中止されております。私どもも議会議員も選挙で選ばれる身でありますので、多くの皆さま、多くの町民の方に会うことが仕事の一つではあるんですけども、やはりそれがかなわなかった2年間だと感じております。町長におかれましては、様々な会合、あらゆる団体とお話する機会はあると思うんですけども、たまたまこの町政座談会といった町民の方々とは直接話す機会というのが極端に減ったのではないかと推察しておりますが、過去4年間の中で、町政座談会というのはどれぐらい開催されてきたものなのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） どのくらいという、回数として急に問われてすぐに答えられる状況にはございませんけれども、基本的には、コロナ前までは、1年間通して日曜日を中心に各地域から町政団体の申し込みをいただいて、そして座談会を行っているというところであります。そのほかにも、自治会単位ということだけではなくて、いろんな組織ごとに意見交換会をしたりあるいは総会に呼ばれたりということでもありますとか、そういうことはまた平日の夜とかというふうにもなります。ですので、ほとんど1年間通して町長の仕事というのはいろんなことがあって休みがないというような表

現が正しいかわかりませんが、それぐらい頻繁に町政座談会やあるいは会合、そうしたものを通じて町民の皆さんと意見交換をしてきたというところでございます。ただ、今、いろんな話す機会がないとか、そういう御意見もあるということ伺う中で、やはり町政座談会においても、これまでににおいては、なかなか地域が偏っているという状況もございまして、町政座談会される場所は毎年されますけれども、今まで12年間やってまいりまして、1度も自治会に行ったことがないという地域もございます。そういうような状況の中で、今後は、これもなかなかそういう町政座談会、意見交換会をすることがなかった方々との、そういう意見交換の場ということを持つということも必要なのかなということは感じておるといったところでございます。ただ、そうした町政座談会や意見交換会の場ではありますが、この2年間は新型コロナウイルスの影響でありまして、ほとんどなかったと、できなかったという状況であります。それが1つなかなか意見交換の場が、意見を交わす場がなかったというちょうど選挙前に重なりましたので、多くの意見をいただく結果にもなったのかなというふうにも思っておりますが、ようやくコロナのほうも落ち着いてきておりますので、今後については、また町民の皆さんと直接的に話し合いをすえる場というのは設けていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 過去の3期までの町長の実績としましては、実質公債費比率を下げたりですとか、この度のコロナウイルスに対しましても、迅速な対応されてこられました。評価される場所は多々あるわけなんですけども、やはり批判的な考えをお持ちの方というのは町長に我々の意見を聞いてほしい、我々もそうですが、いろんな情報が錯綜する、いろんな情報を目にする中で、知ったようなことは言えるわけなんですけども、いざその現場では、我々が想像もしていないようなことが起きていたりします。それは担当部署の担当課長もおわかりいただけると思うんですけども、机上の空論ではなかなかうまくいかないようなことも、やはり現場の人たちは、実際はこうなんだと、こうした方がもっとうまくいくんだといったような意見もお持ちであります。ですので、私は、この次の4年間においては、多くの町民の皆さんの御意見に耳を傾けながら、当然行政の財政規模というのは決まっておりますので、青天井のようなことはできませんけれども、何でもかんでもやるという意味ではなくて、多くの方々の御意見、全く反対の意見や肯定的な意見も全て聞いてあげると、そういった姿勢からが町長への信頼につながっていくのではないかと感じております。

具体例申し上げますと、例えば、町長の公約の中にありました子育てという部分でありますけれども、過去何度か子ども議会、小学生子ども議会、また学習会を行ってまいりました。毎年のように子ども達から要望が上がってくるのが公園の整備というところでもあります。遊ぶところがない、子供と親と一緒にいける場所が少ないといった要望がずっと上がってきておりますが、この中で町長はこれからということを使いやすいスベ

一スとなるよう改良を図っていくというお答えを出しておられます。やはりこういったなかなか予算的には難しいことになるんだとは思いますが、子ども達の本当に真摯な声、これは当然町民の子育て世代をされている方々も同じだと思います。そういった声をできないと片づけるのではなくて、気持ちを酌んでいつかは実現するという姿勢、そこから町民の皆さんは、町長に聞いてもらったんだというふうになんか納得いただけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも町長には町民からの提案、要望、当然頭の中には、いろんな財政のことが頭をよぎったり、緊急な課題、喫緊な課題が頭をよぎると思いますけれども、実現が難しい問題であっても、耳を傾けてその実現に努力していくという姿を見せていただければ、町民の方々も納得していただけるのではないかと思いますので、一言、若輩者ではありますが、町長に対しましてお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） おっしゃっていることは当然でございます、弁解がましく申し上げるわけじゃありませんが、今までいろんな御要望を年間通していただくわけでありまして、そのときに即座にこれはできません。そんなことは言ったことは一度もございません。必ずお聞きをして、そして、常に頭にとどめながら、そして努力をする、実現に向けて、その姿勢はこれまでも持ってきたつもりであります。特にやはり我々は国に財源を依存しておりますので、課題を有しておりましたら、何かの拍子で国がそういういい補助制度ができて、そして実現ができるということ、これまでもよくあったケースであります。ですから、今はなかなか財政上の問題があるということとか、なかなか難しい面もあるけれども、しかし、課題はしっかり把握しておくことがいつも大事であって、国の何かいい補助制度ができたときに、実現ができるかもしれないので、また実現に向けてさらに努力をしてまいりますということは、常に申し上げてきたつもりでございますので、そういう姿勢というのはこれからも失わずに、様々な意見交換会にも臨んでまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この4年間、町長の姿勢を十分注視しながら調整運営に当たっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

コロナウイルスワクチンの3回目の接種についてであります。今日のお昼のニュースでもやっておりましたけれども、いろいろと情報が錯綜しております。錯綜といいますかいろんな情報がございまして。3回目接種の中で、交接種があるとか、ファイザー製をずっと、3回目もファイザー製まで使ったほうがいいとか、いろんな情報が出ていますけれども、全国一律そういうことができるのかなというふうにも思っております。そこで、町内のワクチンの3回目の接種はいつ頃からまず接種が可能なのかというところと、それと3回目接種は、ワクチンの製薬会社が選択ができるのかどうかという

ところ、そして、現在までのところでこの津和野町の取組、どのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コロナワクチンの3回目の接種についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、原則2回目の接種完了から8か月を経過した方から接種を行うこととなっておりますので、町内での一般の方の接種開始が令和4年2月上旬から実施できるよう、現在、津和野共存病院や和崎医院、つわぶき医院と協議をしているところでございます。

使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製の2社のワクチンになりますが、供給されるワクチンの数量は、島根県の配分により、この2社を合わせて必要数量となりますので、希望するワクチンの製造会社を選択することはできないと考えているところです。

今後、3回目のワクチン接種について、年末までには町民の方へお知らせしていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この3回目の接種ということで、モデルナかファイザーか、どちらが来るか、今の時点ではわからないというところだと思うんですが、例えば、ファイザーを打ってほとんどファイザーだと思うんですけども、1回目、2回目ファイザーを打って、3回目ファイザーじゃないんだったら、打ちたくないという方もいらっしゃると思いますし、中には、ファイザー、ファイザーを打ってモデルナで打ちたいと。もしくはこれだけ感染が落ち着いているんだから、もう3回目は必要ないという方もいらっしゃると思いますが、そういったときに、製薬会社というのは事前の通知でお知らせされるものなのかどうか、現時点でわかっておればお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在のところ今町長が答弁しましたとおり、ファイザーとモデルナ、というか、モデルナはまだ国として承認されていない段階でありまして、今後2月ぐらいに承認をされるということの中で、物が動いているわけでありまして、現在のところはファイザーとモデルナで大体津和野町として5,500人分が今受けておられるわけですが、約5,500人の方が。その約半分ずつをファイザーとモデルナで配分の予定が県から来ております。現在のところ既にファイザーは入ってきている状況になっていまして、まずファイザーの薬が入って、2月以降国がモデルナを承認してからモデルナが入ってくるということになるろうかと思っております。

したがって、交接種、今町長も申し上げましたが、2月ぐらいから接種を一般の町民の方は接種をするということになるろうかと思っておりますが、とりあえずその段階では、まずはファイザー製の薬から順次使っていくということになります。

また、これも町長の答弁にありましたが、今議員言われましたように、私はファイザーがいいとか、私はモデルナがいいということは、恐らく選択はもうできないと、そのときにある薬になろうかと。もしくはその医療機関によって薬を分けることも、可能性もありますので、今協議中ではありますが、その辺もありますので、例えばその医療機関に行くとファイザーがあるけど、例えば集団接種だったらモデルナになるとか、その辺は今検討中であります。

それから、3回目接種したくないという方につきましては、2回目の例えば副反応がひどかったんで、私はもうしたくないと言われる方は、これは強制ではありませんので、御自分の判断ということになろうかと思えます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ということは事前にファイザーですよ、最初。そのときにも、きちんと町民の方には接種券のときにはファイザーの接種券ですよということなのか、それとも一律接種券が配られておりますから予約をしてくださいよと、和崎医院なら和崎医院、集団接種なら集団接種、行ったところに行かないとそれはわからないということなんでしょうか。それは通知が行くもんなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在のところの接種券を今後該当者の方に送らせてもらうんですが、その中に、1回目と2回目をいつ打って、そのときのお薬は何でしたよというのはこちらのほうで事前に記載をする予定であります。今議員言われますように、3回目はどこでファイザーが打てますとか、どこでモデルナが打てますと、そういう記載は、混乱のもとになろうかと思えますので、今のところは接種券にもですが、今後出していく御案内の文書にも出すかどうかは今検討中であります。この辺も、国県等から、こういう広報の仕方をするということで、今議員言われましたような広報の仕方の指示がありましたら、それはしなければいけないということではありますが、そういうことがなければ、今町の考えとしましては、できるだけそういう混乱を招きたくないの、あまり出たくないなというところが私の今の気持ちです。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ぜひ、そのあたりは県、国としっかり協議していただいて、町民の方に不安をあおらないような結果にさせていただきたいと思えますので、お願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきますが、こちらもワクチンについてなんですけども、子宮頸がんワクチンの補助拡大について質問させていただきます。子宮頸がんワクチンは、小学校6年生から高校1年生の女性が無料で接種を受けられる定期接種であります。

しかし、接種後の体の痛みなどの報告が相次いだため、国は2013年、平成25年の6月に定期接種の位置づけのまま、個別に接種を呼びかける積極的勧奨を差し控えるよう自治体に求めております。

WHO、世界保健機構は、ワクチンをヒトパピローマウイルス感染、HPV感染に対する重要な予防手段として推奨しております。国も積極的勧奨を差し控えてきた8年間で、ワクチンの安全性と有効性の知見を整理し、国民に理解を得るための広報を進めてきたとし、来年4月から積極的勧奨を再開するとのことでもあります。

しかし、この積極的勧奨を差し控えていた2000年度から2004年度までに生まれた現在16歳から21歳までの女性のうち、およそ260万人が無料接種の機会を逃したとの報告があります。

まず、積極的勧奨を差し控えていた時期、町内のワクチン接種対象者は何人で、接種を受けた方は何人いらっしゃるのか。積極的勧奨を差し控えていた時期にワクチンを打てなかった方々が高校2年生になってから自己負担により接種をされている、この自己負担というのは5万円以上で、非常に高価なワクチンであります。積極的勧奨をしておりませんので、自分のお子さんが6年生から高校1年生までの間でそういう定期接種があるんだということを知らずに過ごしたまま高校2年生になって打つと自己負担になってしまうと。それが5万円以上かかってしまうということなんですけども、ワクチンについては、体の痛みなど深刻な副反応の症状が出たとの報告もあり、接種を受けるかどうかは、御本人や保護者に判断が委ねられているものではありますけども、ワクチン接種を受ける権利というのも当然ございます。

まず、無料接種の機会を逃した方々や自己負担で接種をされた方に対し、国や医療機関への働きかけ、町独自の救済策など、接種の補助について所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子宮頸がんワクチンの補助拡大についてお答えさせていただきます。

国の子宮頸がんワクチン接種に関する経過としましては、議員御指摘の経緯により現在の状況になっているところでございます。

御質問の子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を控えていた時期における現在16歳から21歳の対象となる方は約150人と推定します。そのうち、ワクチン接種された方は8名となっております。

このたび、国が子宮頸がんワクチンについて、ワクチンの安全性や有効性、接種後に生じた症状に苦しんでいる人たちに寄り添った支援、情報提供の進め方等について議論し、大きな方向性として、積極的勧奨を妨げる要素はないと総括され、接種を勧める積極的勧奨を再開することを正式に承認しました。

町としましても、今後は国からの通知に基づきまして対象者の方には積極的な干渉を実施していきたいと考えています。

なお、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応については、今後国が公費による接種機会の提供等に向けて対象者や期間等についての議論を開始した

ところであると聞いておりますので、その結果を見た上で、町独自の制度の構築を図ってまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 子宮頸がんワクチンということで、我々はどうしてもその名称から女性特有のワクチンなんだろうと思っていたんですが、このHPVというヒトパピローマウイルスというのを感染するのは、女性だけではなくて男性も感染するウイルスだそうでございます。特に子宮頸がんに対してひどい症状が出るということで、女性は特に打ったほうがいいということらしいんですけども、当然男性にも感染する恐れがあるということで、欧米などでは9歳以上の男の子にも無料で接種をするというような制度があるという国もあるようでございます。そういうところで、日本においてはまだそこまでは広がってはいないんですけども、その金額も大体9万円ぐらいするみたいなんです。そこまで接種をする必要性があるかどうかというのは、御家族の判断によると思うんですけども、ただ、子宮頸がんワクチン、女性に対して打ったほうがいいというのは、特に若年のうちに打ったほうが特に有効であるという臨床結果もあるようです。ですので、お年を召してから打ってもあまり効果はないと。だんだんと効果が薄れていくということで、この年代で打ったほうがいいと。

たまたま、私もこれある保護者から指摘を受けて知ったんですけども、実際子供がいますと色々な接種、ワクチン接種といいますか、いろいろなものを打ちますけれども、母子手帳には何歳のときに打ってくださいとは書いてありますが、やはり、役場からの通知が来なければ、いつどのタイミングで何を打つのかというのは皆さん覚えていないと思うんですよ。そうしますと、今津和野町で150人の方々を対象者としていらっしゃるって、中には8名の方が打っているということは、8名の方は大変気にされて打たれたんだろうと思うんですけども、その間、通知が来ませんので、当然対象とは思っていません。ある程度、何かの知識か何かの情報で知ったときに、もう無料接種の機会が終わっていたということで、実際に子宮頸がんワクチンを自己負担で打たれている保護者の方がいらっしゃいます。そういった方々にとっては、1年早く気づいていれば無料で受けれたのに、1人打てば5万円です。2人で打ったら10万円という高額な金額になっているわけなんです。ですので、今国のほうでは議論をされていると思うんですけども、例えばですけども、国の議論がいい方向に進んで、国の対象としてなるという予測をしながら、早めにそういった方々を把握をしていただいて、町のほうから独自の補助を出せないかどうか、それについて所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、子宮頸がんワクチンといいますか、HPV、ヒトパピローマウイルスについてですが、これについては、ワクチンを早く打てばいいという話ではありませんで、結局、男性でもこのHPVには感染すると。というか、ほとんどの方が男性、女性でも約人間の50%の人がこのウイルスを持っておるとい

とでありまして、ただ、なぜこの早い時期に女性だけが打ったほうがいいということになっているかと言いますと、女性が性交渉することによってウイルスが移るということがわかっておりまして、その初めての性交渉するまでにこのワクチンを打たないと意味がないということになっております。併せまして男性もということは、今議員おっしゃられましたように、海外では男性も打っている国たくさんあるわけではありますが、男性もそのウイルスがなければ、女性に移すこともないというところの中でありまして。

それから、そのじゃあHPVワクチンがどういう効果があるかという、子宮頸がんを発症する恐れがなくなるということでありまして、このワクチンを打たなくても、今言いましたように人間の50%ぐらいの女性の方はこのHPVを持っておるということになって、ただし、それが発がんをするかどうかというのはかなり少ない確率であります。ただし、その発がんをする方が、今年間日本で1万人超、それから3,000人ぐらいの方が亡くなっておられるという統計がありますので、そこを予防するということになっております。

それで、今議員まさにおっしゃられたとおり、平成25年にこの事業実施はその2年前の23年ぐらい、22年度の終わりぐらいから国のほうがHPVのワクチン接種を始めたわけですが、最初の2年間は緊急促進事業と言いまして、13歳以上の方で高校1年生までということで2年間やったんですが、その後、平成25年の4月には定期接種としまして、12歳からということで1歳年齢下がりました。そこで、全国一斉に定期接種ということで御案内をしたところ、6月に重篤な副反応を起こされた方が何人かおっしゃったということで、急遽厚労省が積極的な勧奨を取りやめるようにという通達があった2か月の間に出たということになっています。

それによりまして、平成25年から現在までのところ、接種をされた方が本当8人とか、数人となっております。これについては、今申した人数、8名とかというのは無料接種で、この期間のうちで受けられちゃった方でありまして。じゃあ、その間津和野町も積極的な勧奨というのは個別に案内とかは全く出していないけれども、ただ、資料、この流れがあったんでいろいろ資料を調べてみましたら、例えば平成30年あたりには、一応この子宮頸がん予防ワクチン接種のお知らせとか、こういうチラシはどのぐらいのレベルで配っているかはちょっと覚えていないんですけども、幾らかは配っています。それと、あとは平成25年の重篤な副反応があったということ、それから、御自分の判断、もしくは保護者の判断によって、ワクチン接種が無料でできますというのは出していますが、じゃあ、果たしてこれを個別に該当者の方に配ったかどうかというのは、大変申しわけないですけど、今の段階ではわかりません。という中で、今議員おっしゃられますように、現在16歳過ぎて、17歳以降になって御自分で気づいて接種されるというときには、5万円程度の個人負担が要るということになっていまして、この接種を受けた方というのは、私も保健師等に確認しましたが、今のところ1名ほどはそうい

う問い合わせがあって、接種をしたという確認が取れておりますが、ほかの方はいないということでもあります。

町長が最初に申し上げましたが、来年度以降、また積極的な勧奨をして、国がその救済措置を取ることになっていきます。その救済措置というのは、積極的勧奨をしていなかった期間の方の年齢の方が受けたらといったときには無償にするということで、そこ何年で拾うかというのは今国が検討しているところですが、実際接種されちゃった17歳、18歳の方等がそこに救済されるかという、そこは県のほうにも確認しましたが、そこはできないということになっております。つきましては、ここを救済するに当たっては、津和野町が単独で行うしかないかなと思っておりますが、このことについては今議員からおっしゃられたことでありますので、今後検討させていただけたらと思うところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 国の救済措置というのは、あくまで打っていない方々はもう1回高校生になって、1年生を超えたところで受けていないんだったらもう1回打てるチャンスが来ますよ。ただし、自己負担で打った方というのは、もうその方に対しては国からの制度は何も適用されないということです。ということは、やはり今私が申し上げたとおり、補助といいますか、打たれて、その方々が気づいて打ったのに、何だか損したような気分になると思いますし、実際高額な金額ですので、ぜひ町独自でその補助について検討していただければと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初の答弁でも申し上げておりますとおり、町独自の制度の構築を図ってまいりたいと思いますというふうに述べているということでもあります。ただ、やはり制度をつくる以上は、できるだけ多くの方を救済するものでなければなりませんし、また公平性ということもしっかり説明ができる、そういう制度をつくらないといけないというふうに思っているといったところでございます。そういう中で、国のほうでの公費の制度というものが議論されているということではありますので、それはこれからの話の部分であります。それも結果を見た上で、その上のまた広い救済措置ということで1つの制度として盛り込めないかというのを検討したいというのが最初に申し上げた私の趣旨でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） いい結果になるように期待しておりますので、ぜひ議論をしていただければと思います。

では、最後の質問に移らさせていただきます。

学校への生理用品の配置と性教育について質問を上げさせていただいております。

コロナ禍における「生理の貧困への支援」を求める意見書が本年6月定例会で、議員提案、同僚からの提案で提出され、可決しております。その後、国や関係機関の提出さ

れたわけなんです、他の自治体においては、コロナ禍における生理の貧困への支援として、公立高校や公立中高一貫校などの女性用トイレに生理用品を常備設置する取組が行われております。

東京都のある学校では、5月に女性用トイレでの配布を開始しましたところ、半年間で800枚の使用があったとのこととあります。それまでは、必要になった生徒が保健室に取りに行けば生理用品を渡していたそうなんです、年間で10枚程度の利用だったということとあります。

東京都教育委員会の担当者に問い合わせをしてみましたところ、コロナ禍での整理の貧困対策として配置したものではあるが、利用者がどのような状況で使用しているかまでは調査はしていないそうです。トイレでトイレットペーパーを使用することと同じ考えで今後は配置していくということなんです、今年度は学校の運営費の中で賄っているが、来年度からも継続して生理用品をトイレに配置していくということとありました。

津和野町においても、保健室に生理用品を取りに来る生徒は年間わずかしかないというふうにお聞きしました。学校施設への生理用品の常設、配置場所については十分に検討されたいと思います。

また、町に対しましては、役場を初め公共施設への常設を検討していただきたいと思っております。

そして生理用品の配置に併せ、性教育についてさらに充実されることを期待したいと思っております。

生理は女性特有のものではなく、男女ともに性に対する知識や理解がなければ、あらゆる問題を引き起こす原因にもなるということをお町の保護者さんから指摘を受けました。

特に、低年齢による妊娠は、本人そして家族への影響、母体への影響など、軽い気持ちで取った行動が大きな代償を支払うことになりかねないものであります。

まずは生理になったときに家族や本人が不安にならないようにスターターキットのようなものを活用しながら、整理に対する理解を広げていただきたいと思っております。そして、それに併せ、性教育のさらなる充実をお願いしたいと思っております。

町長、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校への生理用品の配置と性教育についてという質問に対してお答えを申し上げます。

学校施設への生理用品の常設、配置場所についてですが、現在学校ごとに設置方法について再度検討をしているところであります。

トイレへの設置の場合、1つ目として、メリットとしては、1つとして気兼ねなく使用することができる。2つ目として、誰でも自由に使用できることから、貧困家庭に限ることなく使用ができる。デメリットとしては、1つとしてトイレのスペースが狭く、

設置ケース等の設置場所がない。2つ目として、生理用品に対する衛生管理や安全管理が十分にできない。3つ目として、自由な使用にすると、使用量がかなり多くなることが予想され、多額の経費が必要となる。4つ目として、設置場所の在庫管理が大変である。5つ目として、生理の貧困への支援の趣旨とは異なる趣旨となる。

2つ目の候補として、学校の特定場所への設置の場合のメリットとしては、トイレの場合と同じようなことと思われませんが、デメリットとしては、トイレへの設置の場合の1つ目を除く内容に加えて、男子の目にも触れることとなり、利用しにくくなることが予想される。

3つ目の設置場所の候補として保健室へ設置する場合のメリットとしては、1つとして、配布時の指導ができる。特に小学校では、最初にしっかりと指導するために、養護教諭が直接渡すことで、児童への細かい様子を気にかけることができる。2つ目として在庫管理が容易にできる。3つ目として、衛生管理や安全管理が行いやすい。4つ目として、本来の趣旨に沿って必要な者に配布することができる。デメリットとしては、誰でも気兼ねなく使用することにはなりにくい。2つ目として利用者が多くなった場合、養護教諭の負担が多くなる。

4つ目の設置場所の候補として、職員室へ設置する場合のメリットとしては、保健室の1つ目を除く内容と、5つ目として教職員の負担が分散される。デメリットとしては、教職員の目が気になり利用しにくいと、そのような設置場所についての検討を行っています。このように、現在検討している設置場所の候補ごとにメリット、デメリットがありまして、養護部会でさらに検討を行い、各学校の実情に応じて対応をしたいと考えております。

また、役場を初めとした公共施設での生理用品の常設についてですが、町としましては、現時点で検討には至っていないのが現状であります。島根県では8月30日から、様々な理由で生理用品を購入できない女性を対象に社会福祉協議会や児童相談所、保健所などで生理用品の無料配布を実施しております。津和野町内では津和野町社会福祉協議会が生理用品の配布場所となっております。町としましては役場庁舎内の女性用トイレや総合窓口などにチラシを掲示して、制度の周知に努めているところであります。

実際に町の公共施設等で生理用品を配布するかどうかにつきましては、配布場所や配布方法など必要とする方への配慮すべき点を踏まえた上で、関係各課と検討していく必要があるかと考えております。

性教育の充実については、正規の授業時間では小学校4年生での保健体育、5年生では生活、中学校では保健体育の時間で学んでおりますが、そのほかにもいろいろな場面での指導や講演会などの開催、女子と男子に分けての指導やジェンダー教育等、指導時間を設けるなど、授業だけでなく、年間を通じて心身の発達段階に合わせた指導を行っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この学校への整理の貧困の支援ということで、6月定例会で意見書の提出がありました。それを契機に、私にも何件か問い合わせがありました。それと同時に、私自身があるスポーツの指導を行っております関係で女の子を指導することもあるわけなんです。そうしたこと、私もずっと40年間男として生きてきて、情報としては性教育も学んできましたし、情報としてはいろんなことは知ってはいたつもりではあったんですが、いざ、女性がどういうふうな思いで過ごしているかとか、特に今は男子、女子ではなくジェンダーというところで心の性、気持ちの性とか、いろんな性があるわけです。そうしたときに、我々大人が女性の選手、男性の選手と接するときの配慮の気持ちというのが非常に大事なことだというふうに気づかされました。

指導していく上で、例えばスポーツのユニフォームを着替えるときに、人目につかないところで、トイレで着替えてこいやとか、車の中カーテン閉まるとるけえ車の中で着替えてこいやと、これは果たして配慮しているのかというふうな議論が指導者の中で沸き起こりまして、じゃあ、果たして中学校の先生方はどういうふうな指導をされているのか。例えば試合中に生理になった子がいた場合、我々男性指導者に向かって何か問いかげができるのか、我々がそれを気づくことができるのか、そのプレーに対して覇気がないなど、配慮できているのかどうか、その辺もいろいろ考えさせる部分がありました。そうした中で、津和野町議会が意見書を提出したという情報と、それともう一つは、コロナ禍における支援ということではありますが、学校への生理用品の配置ということで、それが東京都の高校生、中学校の取組ではありますけれども、半年間で800枚ということで、年間でいうと、単純計算で1,600枚ですので、10枚だったものが1,600枚に増えるという、いろんな状況での使用だとは思いますが、貧困だけの使用ではないと思うんですが、それだけの枚数の需要があったということは事実として東京都としては受け止めているというふうなことでございますので、じゃあ津和野町はどうなんだろうと、学校の先生に問い合わせましても、そんなに学校で生理用品を取りに来る子というのはあまりいないと、取りに来る子というのが貧困だから取りに来るのかというところというわけでもなくて、忘れたからとか、いろんな問題、状況によって取りにくる子が年間に数件あるぐらいだということですので、そこまで急いで配置しないとまずいぞというところではないと思うんですが、ただ、配慮するという、ここの今この議場にも男性ばかりであります。果たして女性がどれぐらいの苦痛があるかというのは、皆さんも情報では知ってはいると思いますけれども、大変な思いらしいです。ですから、保護者に言われたのが、川田君、何で制服が紺色か知っているかと。血がついてもわからないように制服というのは紺なんだよというふうに教えてもらいました。知らなかったです。そういう意味なんだと。ですから、我々は知っているようで知らないことが私はたくさんありました。そこで、じゃあ、女性にとって生理って何なのかというところ、生理現象ですので、なりたくてなっているわけではない。我々もトイレに行きます。行きたくて、出したくて出しているわけではなくて、勝手に来るものなんです。そのときに我々で思

うのが、トイレットペーパーがないときというのはやはりどきっとしますよ。女性も同じだと思うんですよ。やはりそういったものがあるのとないのとでは、大分気持ちのゆとりが違ってくると思うんです。それが、子供にとっては、やはり恥ずかしさ、今日持ってきなかった、どうしようとか、相談できるかなとか、そういった心の心情もあると思うんです。そういった意味から、配置の場所は検討してもらいたいというふうに提案させていただきました。

ただ、一方で、現場の先生方からすると、無料で置いていたものを使ってもらえるのは構わないかもしれませんが、何で使ったんだろうとか、コミュニケーションが一番大事だと思うんです。子ども達がどういった状況なのか、コミュニケーションを取りながら、そういった生理用品を配るということも大事だと思います。ですので、一概にこうしたほうがベストとは思いません。東京都はこういうやり方をしていました。しかし、津和野町としては、今私が申し上げたとおり、年齢によってもいろいろあると思います。まずは学校段階においては、1つの生理現象として捉えてもらって、子ども達が気軽に取りに行ける、準備していなかった場合、突然な場合、気軽に取りに行ける環境づくりというのを学校と検討していただいて、学校の負担にならないように、何百枚も置けと言っているわけではありません。必要枚数を必要なだけ置いていただければ、子ども達の不安は取り除かれるのかなと思いますので、まず教育委員会にはその点をお願いしたいと思います。

それともう一方、僕も知らなかったんですが、男性の皆さんレストランなんか行きますと、たまに綿棒が置いてあったり、身だしなみを整えるものがトイレに置いてあったりしますが、女性用トイレには生理用品が置いてある場合があるそうなんです。やはりそういったところを見ると、女性からすると、ここのトイレはちゃんと管理されていると思うそうです。やはり、全てのトイレに置けとも思いません。何か月もずっと置いてあるものを使いたいとも思わないとも言われました。やはり新しいもの、きれいなものは当然使いたいけれども、あることによって、その環境、その場所が例えばレストランであればレストランのホスピタリティーの高さというのを感じるそうです。なので、できれば、この津和野町観光地でありますので、多くの観光客が利用されるところにそういった設備が整うと、ホスピタリティーが魅力が向上していくのではないかなと思ひまして、そういった意味から、まずは官公庁の置けるところから、そういった対策をしていただけたらという思いで提案させていただきました。

そういったところからまず町長、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） では、まず私のほうから学校関係の生理用品の配置場所ですが、先ほど回答申し上げましたように、今、養護の先生を中心に設置場所についてメリット、デメリットを見比べながら、検討してもらおう段階に入っております。一番トイレに置いて気軽に使うのが子供の立場からすると一番使いやすいんだろうというふう

に、誰も思うわけなんですけども、一番心配するのは、やはりその部分での衛生管理と、万が一いたずらで何かそこへ仕掛けるとかいう、そういう部分のところが一番気になるということで、そこが、そんなことはあまりないとは思いますが、万が一そういうことがいじめとかにつながってもいけないというような状況の中で、いきなりトイレでなくて、何か気軽にとれるような感覚で養護の先生のところに気軽に取りに来てくださいというような、まず広報的なものからやるほうがいいんじゃないですかというような話が今大体中心になっています。それから、トイレは、学校によっては狭過ぎて、衛生管理をしっかり置いた箱を置けるようなスペースもないトイレもあるので、そこら辺も全体をバランスを考えて、学校によっては若干変わってくる可能性もある。それから小中で、中学校になるとほとんどの女子生徒が対象になろうと思うんですが、小学校の場合は本当、まだ限られたお子さんだけということになりますので、そこら辺で、とにかく初潮が始まった頃にしっかりと指導を養護のほうでしたいという気持ちもやっぱりあるということ、それから、特に父子家庭の家庭では、その辺をより充実した指導をしていく必要があるというふうに養護の先生方も捉えておりますので、そこら辺も含めて、全体的なバランスを考えて、今年度中にはどこへ置くかというのは決めていって、実際、その配布場所ということでスタートはしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回のこの生理用品の配布につきましては、御指摘のとおり生理の貧困への支援という、そういう大きな名目があって、それで始めた事業ということになります。町としても、議会の請願、採択ということも受け、そしてまた、福祉施策、それから教育施策、そういう観点から学校への配布というものを決定をしたといういきさつがあるわけでございます。県におかれましても、子供だけではなく、福祉的な観点から、経済的にお困りの方々の家庭を支援するという観点で、社会福祉協議会への配布という方針を出されたということでもあります。こうしたことで、町が今度は公共施設のほうへ常設をしていくということでありまして、そういう中で、要はトイレトペーパーと同じような感覚で、消耗品のような形で全町民の方を対象に置いていくという考え方になってまいりますから、ある意味福祉施策との整合性とまで言えばちょっと大げさ過ぎるかもしれませんが、一気にそこまで進めていくべきなのかどうかというのは、もう少し議論をしていく必要があるかと思っております。観光のホスピタリティという、そういう利点もあるというのは、御指摘を聞いて、まさにそうかと思っておりますけれども、やはりいかにせん大きなお金ではないかもしれませんが、それでも町も財政状況がございますので、一つ一つ丁寧に検討を加えながら、進めていく必要があるかというふうに思っております。ですので、常設で公共施設まで配布ということになると、ちょっと私としては、一気にそこまで進めなければならないのかという、非常にスピードがあまりにも早いような感じがしております。いま一度今日の御質問を踏まえ

た中で、庁議等でも意見交換の上、検討してまいりたいと、そのように思っております。ぜひ、議会のほうでも請願の採択をされたという、そこが出発点でもございますので、一度この点についてもまた議会の中でも話し合いをされるなりして、意見集約等も図っていただければ、我々としてもありがたいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この質問を作成するに当たり、本当に知らないことばかりで、そういうことなのかという、本当に感心をさせられたところでありました。教育長におかれましては、今小中学校のことでいろいろ、小中によってまた対応が変わってくるのは重々わかりますし、また学校の先生にも過度にその業務がいて、働き方がちょっとひどくなってもいけませんので、しっかり、一番、学校に合ったやり方、養護教諭の先生としっかり議論していただいて、学校それぞれで対応していただいて構わないと思いますので、そのあたりしっかりやっていただければと思います。また、町長におかれましては、当然、先般、コロナ禍における生理の貧困から始まったもので、急に役場に置くというのもなかなか難しいのは重々わかります。やはりいろんな女性の職員の方もいらっしゃると思いますので、本当に必要か必要でないか、その辺の議論はできるのかなと思いますし、必要でなければ、必要でないということになるのかもしれませんが、やはり時代がこういう時代になってきました。そういったところで、いろんな観点から見ていただいて、町の判断をしていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問の質問が終わり、ここで14時5分まで休憩といたします。

午後1時55分休憩

.....
午後2時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序5、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 議席ナンバー6番、丁泰仁でございます。本日も通告に従いまして、2項目の質問をいたします。どうかよろしく願いいたします。

早速ですが、第1番目の質問からさせていただきます。

昨今の、第1番目、当町の当面の施策課題に関してでございますが、昨今の世界会議（G20）、先進国7か国に新興国を加えた主要20か国及びCOP26（国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議）における主な協議内容を検討してみますと、以下の3点に集約できるように思われます。

第1点目、世界経済情勢、特にコロナ禍で落ち込んだ経済活動の回復に関する事柄につきまして。このことに関しまして、新聞紙上により、我が国国内経済情勢について少し触れてみますと、内閣府が12月8日発表しました1月から9月期の国内総生産（GDP）回復益は、実質、前期比0.9%減、年率換算3.6%減で、マイナス幅は事前の市場予想を上回り、2期ぶりマイナスでした。減退の主な要因は、コロナ禍を受けた緊急事態宣言で、個人消費が振るわず、世界的な半導体不足に伴う自動車の減産で輸出も落ち込んだなどなど。また、経済再開もエネルギーや原材料価格高騰などの影響で個人消費に影を落とし、景気回復の足踏みが続いている状態ということです。

元に戻りまして、第2点目、コロナ感染拡大防止、ワクチン接種の状況、特に第3次ワクチン接種に関しまして。

第3点目、気候変動、大雨洪水等の異常気象及び地球温暖化に対する温室効果ガス排出量に関してなどであります。

これら世界会議における協議課題を具体的に、当町の今後の施策課題として取り上げ、検討し質問とします。

1、経済情勢について、特にコロナで落ち込んだ観光関連経済の立て直しに関する当町の諸施策及び忘新年会プレミアム券発行に関する情報などについて。

2、コロナ感染拡大防止のためのワクチン接種に関して、特に、今後の第3次ワクチン接種に関する情報について、また、今後のスケジュール。

3、地球温暖化に対する気候変動に関しまして、今季の冬はラニーニャ現象で大雪のおそれが高い予報が出されています。除雪計画は万全であるか。特に森三差路からキヌヤ路線、大橋から高岡通りの幹線道路に関しまして。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当町の今後の施策課題に関してでございます。

まず、1番目の御質問でございます。

本町におきましては、コロナウイルス感染症に伴う観光入込客数の減少により、飲食、宿泊関連事業者のみならず多くの事業者に深刻な影響を与えております。罹患状況の改善により発令されておりました緊急事態宣言は解除となりましたが、町、商工会、観光協会の3団体ともにいまだ以前の状況までは回復していないとの認識であります。

こうした中で、本町におきましては今年度、業績悪化緩和運転資金給付金、第4次として4月分から9月分、同じく業績悪化緩和運転資金給付金、第5次として10月分から12月分、商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金、事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金とともに観光協会への補助事業を展開して、事業者の支援に当たってまいったところであります。

しかしながら、3団体会議の中でも継続した事業者支援が必要であるとの御指摘を頂いておりますことから、町では現在展開中の施策に追加して、昨年度実施いたしました社会保険の被保険者を有する事業者の雇用維持を支援する雇用維持支援給付金を新たに展開して支援を強化したい考えであります。

次に、忘新年会応援キャンペーンについてでございますが、先日囑託文書の配布により皆様への周知を行ったところであります。

この事業は観光協会への補助事業として行っており、対象店舗での忘年会、新年会において4人以上での会食や仕出し、おせち等を御利用いただいた方の額がお一人3,000円以上であった場合に、御利用金額に応じてお一人最大3,000円のドライブショッピング券をプレゼントするという事業でございます。

キャンペーン期間は12月1日から1月16日まで、券の利用期間は1月31日までとなっております。皆様方にも大いに御利用いただき、影響の特に大きかった飲食、宿泊関係の事業者の方を中心に広く本町の経済支援につながることを期待しております。

二つ目の御質問であります。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種につきましては、原則2回目の接種完了から8か月を経過した方から接種を行うこととなっておりますので、町内での一般の方の接種開始が令和4年2月上旬から実施できるよう、現在、津和野共存病院や和崎医院、つわぶき医院と協議をしているところでございます。

使用するワクチンは、ファイザー社製とモデルナ社製の2社のワクチンになります。

今後、3回目のワクチン接種について、年末までには町民の方へお知らせしていきたいと考えているところでございます。

三つ目の御質問であります。御指摘のとおり、報道によりますと、ラニーニャ現象が発生しているとのことで、この冬は気温が低くなり、降雪量も多くなる傾向が予想されております。

特に、冬にラニーニャ現象が起きると、日本の上空では偏西風が平年より南に蛇行して寒気が流れ込みやすく、気温が東日本や西日本などで平年より低くなる傾向にあるということです。また、昨年度は本町において例年まれに見る大雪となったことは記憶に新しいところでございます。

除雪計画についての御質問でございますが、この12月7日、町内建設業者にお集まりいただき、除雪会議を開催し、今シーズンの体制について確認をしたところです。

町全般の計画について申し上げますと、除雪を開始する積雪量は、道路上における積雪20センチ以上とし、道路愛護団長または自治会長からの要請に基づき実施をしております。また、除雪車両は業者所有のものを借り上げております。

しかし、豪雪時には、町内全域にわたる除雪作業に相当の時間と労力がかかることが想定されることから、個人で所有されている除雪可能機械及びオペレーターを募り、作業を委託している路線もあります。

町道駅前線及び森野坂線につきましては、通常の場合、除雪ダンプ等での対応を検討しているところです。

いずれにいたしましても、住民の方々から除雪に関して様々な御要望があることは承知をしておりますが、限られた体制の中、必要最低限の交通の確保を基本に計画しておりますので、皆様方の御理解御協力をお願いしたいと思っております。

また、過去全国的な大雪となり凍結防止剤の供給が需要に追いつかず、本町においても町道の凍結防止対策に遅れが生じたことを踏まえ、今シーズンは事前に必要量をストックできるよう準備しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、経済の問題ですが、10月に全国的に非常緊急事態が解除されまして、当町におきましても、それ以降、私、ちょっと土日を中心に見てまいりましたが、ちょうど秋、観光シーズンですね。非常に何年振りかのね、本当観光客を見たような気がするんですよ。それまでこの2年間ね、ほとんど死んでいましたからね、町が。幾ら連休であろうと、土日であろうとね、本当寂しいものでした。しかし、ここを本当緊急事態宣言解除されまして、SLもまた運行し出したし、相乗効果で非常に町が賑わっていました。見て、ふと安心しました。そういうふうに非常事態宣言なければ、やはり整備されたきれいな町に来てくれるんだなど。観光客ばかり、一様に言うことは、やはり自然に恵まれた非常にきれいな町だということなんですね。だから、私どもが目指しているそういうまちづくりに、町長はじめ、執行部の方々、行政の方々、努力してこられましたね。賜物がね、やはりそういうときにはね、成果として現れるんじゃないかなと、非常にうれしく思いました。だから、今後も努力を続けて、そういう障がい乗り越えて、さらに素晴らしい文化都市をつくっていくべきじゃないかなと思っております。

それで、今の観光客の情勢、非常にいいということで、ただ、今、もう12月に入りまして、大体、オフの時期に入りましたんで、これからは地元のお客さんを中心にね、いかに個人消費を喚起させるかという課題に入ってきていると思うんです。それで今、県がGoToEatキャンペーンで、GoToEat券、これは、5,000円で4割アップの7,000円の券が頂けます。それと今、GoToキャンペーンで町が、当町がキャンペーンを始めましたのでね、これはまた4人以上、一人3,000円以上だったら1,000円のお得特権のバックということで非常に相乗効果を期待しているお客さんが、やはり、私どもを来店するお客さんが非常に何か楽しみに来ています。非常に効果が今、出てきているんじゃないかと思えます。

それで、ちょっとここへ、そういう効果が出てきているんですけどね、ちょっとこの頃ね、面白い現象があるんですよ。面白いちゅうかね、これは店側にしましてはね、非常にややこしい、戸惑うような現象というのがね何かと申しますとね、金券ラッシュなんですよ。ちゅうのはね、レジで精算するのにね、GoToEat券、それから得々ド

ライブ券、それからもう一つはね、やまびこ、通称やまびこ券ですかね。山でお宝いっぱい、何かそういう券がもらえますよね。それを一緒に出してくるんですよ。そうしますとね、それは一緒の金券として処理するのはいいです、一括してね。ただ、この中で問題はね、得々ドライブ券は、今度の忘新年会のキャンペーンの金額をはじくときにその対象にならないということでそれ除外しないといけない、今度は。それキャンペーンと、要するに、4人以上3,000円というね、そういう中で、その得々ドライブ券を使っている分は、除外して計算しなきゃいけないんですね。ほいで、しかもね、この忘新年会の得々ドライブ券をもらうにはね、店の証明書と、それからその領収証をつけて、それでお客さんに渡してお客さんがそれを観光協会に持って行って得々ドライブ券に換えるわけなんです。だから、店側としましてはね、全部精算するときには一括してね、レジをはじくわね。領収書は一つだけしか出てこない。その中にドライブ券が含まれておるわ、もう全部に含まれておるわけですよ。ほいで別々に出すわけにはいかんというんでね、こういうややこしい問題が非常に頭をこねているんです、今。ここはね、何かええ考えがあるんですかね。私がふと考えておるのに、領収書の中に、うちドライブ券が何ぼと金額を明示して、それを持っていってもらって観光協会にはじいてもらおうかなと。そういう方法しかないのかなと。それとも何か、そのほかにいい案がありましたら、課長、教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 議員御指摘のように、現在、津和野町内でそういったキャンペーンをやっているところが、島根県のGo To Eatですね、5,000円で7,000円になるというお得。それと、現在、テイクアウトのキャンペーンをやっておりまして、これも12月の半ばまでやっておるところですけど、これについての得々ドライブショッピング券が一つと、それと12月1日から来年1月の中まで実施予定の町内消費拡大キャンペーンのうちの忘新年会のキャンペーンになりますが、これが一つということで、それぞれ、それぞれの券等があつて、お店で発行、発行自体は観光協会等が引換えをしておるわけですけど、実際それを使う、今度、それをお店で使う場合にはいろんな種類のものがあるということでございます。それぞれにこれ統一できたらいいところなんですけど、最低でも町の部分の二つについて統一できたらいいところなんですけど、現実問題、それは観光協会と相談したところですが、できないということでございました。ですんで、この施策を実施するに当たりまして、お店の方からはいろんな御意見を頂戴しておるところでございます。ですんで、なるべくマニュアル等をつくって分かりやすいものを配布して、問合せについては丁寧に対応をするということで、現在、やっておるところですけど、そうは言いましても、現場のほうは日々券が集まってくるところでございますんで、大変だろうなというふうには思っております。

先ほど何かいい手はないかということでございましたが、もう今となりましてはなかなかちょっと難しい部分がありまして、ただ、分かりやすくこれを取り扱うということ

につきましては、先ほど議員が御指摘のように、証明書の中に得々ドライブショッピング券が幾らかとか、現金が幾らでこの証明書が出るとか。また、領収書の明細の中にそういった情報を盛り込んでいただくと、こういった方法しか今のところないのかなというふうに考えております。

現在のところ、これについてはそういうやり方しかないというところがございますが、今後、同じ形で町内消費拡大の施策をするときには、統一できるものにつきましては統一して、お店側にとっても、利用者側にとってももっと使いやすい、そういったような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） なかなか難しいんで、そういうふうに店側が努力するしかないかなとそういうふうに思っております。努力しましょう、それで。

これキャンペーンがね、キャンペーン期間が12月1日から1月16日までとあるんですが、これ途中で打ち切ることはありませんか。

というのはね、昨年だったかな、早々と打ち切ったような気がするんですよ。ちゅうのは、予算が足りなくなったというようなことが、すごく好評でね。だから、そこら辺はちゃんと1月16日まで予算を確保しておいてもらえるんですかね。ほいで、お客さんにこういうふうに1月16日まではやっておりますよちゅうんで来てもらった。ところが、観光協会が言った、「いや、もう予算打ち切りです」というようなね、そういうことではちょっとね、申し訳ない、お客様に。それのところで、ちゃんと16日までやるんならやるでちゃんと予算を足りなくなったら補充すると、そういうところの気構えでね、臨んでほしいんですよ。せっかく人気があるキャンペーンですから、どうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 忘新年会応援キャンペーンでございます。

ただいま予算のほうを確保しているところでございます。500万円の予算を確保しております。昨年もこれについては実施をしまいったところでございます。実績としては、約460万の実績があったということでもあります。

キャンペーンのチラシのほうに載せてあると思うんですが、これも予算のほうがなくなくなるもしくは1月16日という期限があって、そのどちらかが過ぎるところまでという御紹介の仕方をさせていただいているところであります。

これについては、今回の国のコロナの補正での予算を充てたということでございますので、また新たに国の補正の予算が、現在、衆議院の委員会で本日も審議されているかと思えます。

今後、そういった部分の財源が、もし、これについて引き続き考えることができるのであれば、こういったようなもんも考えながら、一旦は、16日で締めさせてもらうというところでありますが、その先についても、必要に応じて実施のほうを考えてまいり

たいと思っております。これは、まだ全然承認を、将来的に議会の承認も頂かなければいけないところでございますが、可能性としていろんなことを、そういったことをやっていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） とにかく1月16日までは途中で予算がなくなっても、私としましては何とか補充しまして、16日という数字はキープしてもらいたいと、それまでは絶対にキャンペーンをやると、そういうことをちょっと努力してほしいなど、そういうふうに思います。

それでもう一つ、業績悪化緩和運転資金、これ非常に助かっていますが、これも今、10月から12月までは、一応、出ているんですが、来年度以降、これもやはり情勢を見て継続されるという気持ちはあるんですかね。ここはどうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 業績悪化緩和運転資金補助でございます。

現在、10月から12月の間ということで、第5次ということで、業績悪化の補助をさせていただいております。

これも、4月に4,000万円の予算を承認していただきまして、今回12月の補正で、若干、数字が足りなくなるということで補正のほうを上程させて、要求をさせていただいております。

12月までで、一旦、終わるところでございますが、来年1月からに向けては、先ほどのコロナの国の補正というところもありますんで、財源が見つかるところで、見つければというところで、新しい御提案を考えていきたいと思っております。

昨年1年間実施して、今年実施中ということでありますが、業績悪化の悪化率につきましては、昨年の4月から9月までが非常に高いパーセンテージでございましたが、今年につきましては、もうすごく改善されたということはありませんが、若干、そういう数字が穏やかになってくるといったような状況になっておりますんで、そういったような状況も見ながら中身の率とか、給付額とか、そういったようなものも、今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この件も今、ようやく少し従来のデルタ株収まって、ある程度平常な、経営のほうも運転に入っているような気がするんですが、今は怖いのはオミクロンですかね、変異株がまた出てきているからね、これがどういうふうに拡大していくかによりましてね、まずは緊急事態宣言みたいなね、何か報道を抑制されるような、そういう事態が起こった場合はね、また経営のほうもみんな各店舗を縮小せざるを得ないと、こういうところで一番助かったのがこの業績悪化緩和資金なんです。だか

ら、そういうところはしばらく、来年以降情勢を見まして、行政としましては的確に迅速に取り組んでほしいなど、こういうことでございます。よろしく願いいたします。

大体、今の経済のほうはそういうところで推移していくんじゃないかとして、よろしく願いします。

次に、コロナ感染拡大……。

○議長（沖田 守君） 丁君、ちょっと待って。最後に、町長に答弁必要とせん。

○議員（6番 丁 泰仁君） はいはい、じゃあ。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 経済対策、今後に絞ってお話をさせていただきたいと思いますが、国のほうも11月からこの売上高に依る給付金制度のようなものを新たに行うようなことを、報道によるとそういう方針だということでもありますので、うちの業績悪化と関わるような事業でもあろうかと思っております。そういう国の制度がまとまったその内容を見させていただいた中で、来年1月以降のこの本町の業績悪化を同時に続けていくのかどうかというのは、検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、臨時交付金のほうも、現在、国のほうで予算審議等がなされているということでありまして、これも現在での規模間、聞いているところによりますとという段階であります。大体、1兆2,000億円規模じゃないかというふうにいわれております。これが津和野町と対してどれぐらいの規模かと申しますと、これまで頂いてきた分が、大体、国のほうで1兆円ぐらいの規模であります。それに対して津和野町が1億3,000万程度頂いてきたということでもありますので、今回、1兆2,000億円という規模は、それまでよりもまたさらに増額がなされると期待をしているといったところであります。

ただ、今までの地方の各市町村への配分方法というのがいろいろ計算式に基づいてなされてきたわけでありまして、津和野町は、そういう意味ではほかの市町村と比べて、かなり多く頂いていたということになりましたが、やはり今までの配分の方法では不公平だというのが他の市町村から声が上がってきているという状況もあります。ですから、同じ配分法、計算式で出てくるかまだ分かりませんが、ただ、少なくともこれまで頂いてきたぐらいの規模は頂けるんじゃないかというふうに考えているところであります。

それを有効に使わせていただこうというふうに思っておりますけれども、今後はやはり、私自身課題として思っておりますのは、今回、新型コロナウイルスの関係で多くの企業が国コロナ、県コロナのこの融資を受けておられるわけでありまして、これが早いところでは来年度から、主のところでは再来年度ぐらいから償還が始まってくるということでもあります。その償還元金までを町のほうで補填するというのはとても難しいわけ

であります、経済状況も見ながらこの利子不足分、不足分ということについてもどうするのかという検討も必要だというふうに思っております。

これは確約的なお話、今の段階ではできませんけれども、国からの臨時交付金の規模、そういうものも実際に町にどれだけ配分があるかというのをまた見た上で、そして業績緩和のこういう運転資金や、それから今回やります雇用維持の関係の事業の補助金、そうしたもろもろのやってきたことの評価もしながら、今後やるべきこととして、どういうことを一番効果的なことが打てるのかというのは、今後の検討材料として考えているという今、状況でございます。

いずれにいたしましても、経済対策は必要だと思っておりますので、何らかの町内事業者を守るための対策は、町としてしっかり打っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 町長から前向きな答弁を頂きまして、大変うれしく思います。よろしくお願いいたします。

次に、コロナ感染拡大防止のための話ですが、同僚議員のほうからこのことについて質問があつて、ある程度の要約は分かっておりますが、私の中で質問を二、三したいんですが、一つは、交差接種、要するに、ファイザー製で今まで2回目やってきて、3回目はモデルナですかね、これを今から使用するようになるんだというような今、話なんですが、これを交差接種というらしいんですが、それで、いろいろテレビ、ニュース等を見ていると、どうもその混ぜてね、打つことにちょっと安全性がね、どうも分からないと、副反応が。だから、我々はファイザー製を何回打つてもどうもなかったから大丈夫だろうと思うんですけど、今度、モデルナ製を打つということになりますと、しかも我々が選択できないという答弁だったと思うんですが。そうしますと、ファイザー製が回ってきた人はいいけど、モデルナ製が回ってきた人はちょっと不安なんですよね。打つたことない、初めてになるわけですから。そこら辺がやはりモデルナ製のワクチンとファイザー製のワクチンといろいろ打つ前にいろいろ特性が述べられていましたよね。だから、そういう点でこの安全性につきまして、一応、行政としましてはこういう情報を得ているのか、そこら辺の回答をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これまで1回、2回目につきまして、津和野町内で実施していたワクチン接種につきましては、全てがファイザー製でありました。それで今回は、先ほどもちょっと申し上げましたが、県の配分によりまして、町民、町内で接種分の約半数はファイザー製が入ってくるが、約半数はモデルナ製であろうということとで今、聞いておるところであります。

その安全性というのは、医学的な見地によるものでありますので、私どものほうで言及することはできませんが、ただ、国のほうがそれで問題があるというようなことは、

今まで一度も聞いたことがありません。当然、安全性がないものを国民に向けて接種を進めるということはないということで考えております。

町民の方々におかれましては、1回目、2回目がファイザー製でしたので、もう1回、2回打ったことによって、次のファイザーだったら何となくイメージが沸くというような感じなのかなというところではありますが、決して、モデルナ製がよくないワクチンであるとかそういうものでもありませんし、報道によりましたら、交差接種のほうが効果が高まるというような報道も聞いたことがありますし、また、東海のほうの集団接種では、職域接種なんかはほとんどがモデルナ製で打たれているというところもありますんで、特に安全性についての問題はないのかなと私どもは把握をしております。また、国、県からの情報もありません。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、そういう言葉を信じまして打つという方向ですね。

次に、幼児に対してはどのようなふうになっているのでしょうか。

それから、もう1点、オミクロン株、変異株ですね、今これに対してね、行政としてはあるいは国としてはどういう対応、つまり、どういうワクチンを打つとか。

ちょっと聞きますと、今朝テレビで見ましたら、南アフリカ、発祥地の南アフリカのある政府関係者は、要するに、オミクロン株の特性というのは、非常に感染力が強くて広がると。しかし、幸いなことに軽症であると。だから、重症化は今のところあまり見られないと。そういうような話を聞きました。だから、そういうところから、どういうふうにオミクロン株、変異株に関してはどういうふうに思っておられるのか、これちょっと聞かせてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回の3回目のブースター接種につきましては、2回目が終わって8か月以上たった18歳以上の方ということになっています。ですから、これまで1、2回目は12歳以上、ファイザーの薬の場合、12歳以上の方は接種ができるということになっていまして、現実、町内の方でも12歳以上の方で接種を2回済まされている方はおられますが、3回目につきましては、18歳以上の方のみということで、それ以下の方は3回目の期限が来ても、1、2回目が終わって8か月が経過しても、現在のところはファイザーの薬は打てないということになっています。

それから、もう少し小さいお子さんにつきましては今、報道であります、来年の2月辺りぐらいからは、ファイザーの次を5歳以上にぐらいに下げると。ただし、液量なんかが変わってくるということは聞いていますが、その辺も承認がされる方向で今のほうが進んでいるというところだけ。これも国から直接聞いた話ではありませんで、いわゆる議員と同じように、テレビや新聞の報道について見たところであります。

それから、このブースター接種、3回目接種についてのオミクロン株への有効性ということにつきましても、これも国、県からの正式な通知等は市町村には来ておりませんので、例えば、効果があるとかないとかそういう話は何もありません。知り得る情報は、いわゆる一般的な報道で流れているもののみということですので、特に私どものほうから報告するようなことはないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。おいおい情報入ってくると思いますんで、それを注視して、気に留めていきたいと思います。

3点目の、それから次は、気候変動に関しまして、昨日以来、テレビでアメリカの竜巻の話が出ていますよね。大体、11月から2月というのはね、竜巻なんか、絶対アメリカで今までちゅうか、ほとんど100年以内ですか、起きていないちゅうんですよ。ところが、大体、6月を中心に梅雨時期ですよ、日本でいえば、から竜巻が大体起きるちゅうんですけれども。このたびはこの本当に異常気象で、やはりこの地球が温暖化現象でこういうことになったんだろうということだまげているわけですね。そして、世界中に今はちょっと脅威を及ぼしているわけです。

だから、こういうふうには気候変動は、もう当町におきましても大雨、大雪、何が起こるか分かりませんよ。それは、そういう状態でもう天変地異がもうしょっちゅう起こるんじゃないかという時代に入っています。その中で特に、ラニーニャ現象の話が今、テレビで盛んに言われていますんで、本日ですかね、北日本、東北、大雪ですかね、一晩で40センチとかどうや言うて暴風圏に入っていますんで、だから、昨日まで暖かくて急にそういうふうになるわけ、一晩で。だから、当町も油断はできないなと思っていますけど。この大雪をとにかく警戒しないといけないと思うんですが。

昨年でしたかね、もう豪雪で、ここに私、伸びましたが、特に、森三差路からキヌヤ方面ね、これは食料買い出しにね、もう全員行ったらね、やはりキヌヤへ向かうんですよ。そうしますと、私の家の前の道路がもう渋滞渋滞、しかも雪がかかされていない。往生していましたから。それから今度は、大橋から役場の駐車場ね、入り口からずっと高岡通り通して、あの幹線道路は、もう雪がかかされていないから、これは大変な状態でした。だから、それで私はちょっと、特にそこは気をつけて計画を練っておいてほしいということはそういうことでもあります。ここを回答で、先ほどの回答で、極力注意して、いろいろできることはやるということですので、私もそれ以上無理は言いませんので、ぜひそこら辺は、怠りなく、特に土日にかかったときに、もう日曜なんか特にかかったときに、祝日とか、そういうときは動きにくいかと思えますけど、その辺も徹夜で頑張らなきゃいけないんじゃないかなと思うような日が来ると思いますんでね、ひとつ建設課長、そこら御注意してください。注意。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 除雪体制につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりの計画でございます。今議員がお話ございましたとおり、豪雪時につきましては、町内全域にわたります除雪が必要になってくるかと思っております。このような状況になった場合、なかなか1日、2日で全て取り除くということは不可能かなと感じておるところでございます。

先日、12月7日に除雪会議を開催いたしまして、町内の建設業者の方と体制について確認したところでございます。その中の御意見といたしましても、限られた作業員で対応している、そういう状況もあるので、町のほうの了解と住民の方の御理解を頂きたいとの御意見もございました。

除雪に関しましては、以前より住民の方から、早く丁寧にとということの御要望を頂いておりますが、重々、承知しております。ただし、降雪量とか、気温や雪質の積雪の状況、それとか、道路幅員、勾配、交通量、そういったこと、あるいは除雪に伴います機械、除雪ダンプ、グレーダー、タイヤショベルなど、そういったものを複合的な要因におきまして早く丁寧に、なかなか現場ごとに対応できないことがあろうかと思えます。また、除雪に関しましては、どうしても除雪した後に路肩の部分に、一部、山を、雪の山をつくってしまうことがあろうかと思えます。そういった場合につきましては、お手数をおかけいたしますが、住民の方に最低限のところを取り除いていただく必要があるんじゃないかなと感じておるところでございます。

このように、現状では、住民の御理解、御協力なくしては対応できないことにつきまして、改めて御理解頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。重々、私どもも協力しまして、除雪しやすく手伝っていきたいと思えます。

それでは、1項目めの質問はこれで終わります、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めは、蘭学、洋学、三津同盟に関してでございます。

この同盟の概要としましては、優れた蘭学者、洋学者を輩出したという共通の歴史的背景を持つ津和野町、岡山県津山市、大分県中津市が相互に連携協力して、学术交流や観光振興を進めることを目的として同盟を締結するということですが、この同盟による具体的な事業内容に沿って質問をいたします。

1、博物館、資料館の交流と共同研究の促進。ここで、活動の拠点が鷗外記念館になると思いますが、この際、教育の町として恥ずかしくない町民の知的学習拠点としての津和野地区図書館の整備、改修等も他市町村に対する外交的視点から必要であると思われれますが、いかがか。文教民生常任委員会からも要望が出されております。

2、知的観光の振興と他分野交流の促進については、食、物産などの他分野交流において、日本3大芋煮会のように3市町による盛大なイベントを企画しているのか。

3、連携協力による広報活動の展開、観光面でのPRなど3市町で広報活動を展開とありますが、行政のみならず、町議会として両市との交流企画などは考慮をされていますか。

以上、3点でございますが、お答えください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、蘭学、洋学、三津同盟に関しての御質問についてお答えを申し上げます。

1点目の活動拠点についてでございますが、三津同盟における活動の拠点につきましては、森鷗外や西周、その他津和野藩の学者に関する史料を所蔵している郷土館と森鷗外記念館並びに津和野藩の藩校であった養老館を想定しています。

また、図書館については、既に新しく日原図書館が建設されておりますが、郷土関連資料等を多く有する本町におきましては、現在の津和野図書館は手狭な上、100年もの歴史ある図書館としても施設の充実が望まれております。

現状の施設の増改築や、以前議員より御提案いただきました今昔館などの既存施設の利用、あるいは新たに新築することも含め、主要な課題の一つと捉えており、財政状況等も踏まえて、以前から具体的な検討へのタイミングを図っているところであります。

二つ目のイベント企画についてでございますが、三津同盟の調印により、3市町は既にある知的好奇心を刺激する観光コンテンツの充実を図り、蘭学、洋学のまちとしてのブランド力アップに努めることとなりました。

また、食や物産の産業を含めた他分野における交流を含め、3市町発展のための幅広い交流に取り組むとしているところです。まずは、3市町で連携してPRを始めるに当たり、3市町の観光パンフレット等をお互いの市町に設置したところであり、今後は、議員御指摘のとおりイベントも視野に入れ、単独では生み出せない相乗効果が生じるような取組を行ってまいります。

三つ目の議会としての交流企画についてでございますが、今後の具体的な方策につきましては検討中ですが、3市町の協議の中では息の長い交流にしていきたいという思いが強く、イベント開催などを中心にした一過性の交流ではなく、民間交流を含めた幅広い交流活動を目指すことを考えています。

議員の御質問の議会としての交流につきましては、今後の3市町の議会間での交流はもとより、民間団体などとの交流を通じて各地域の魅力発信や情報交換ができるよう、御協力をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） まず最初に、これは、たしか、11月18日に津山市で三津同盟締結調印式があったと思いますが、これは計画どおり済まされましたか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、計画どおり交流の協定を結んだところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、安心しました。計画どおり進んでいた。コロナ禍でまた延期でもされたというんだったら、どうかなと思いました。じゃあ、そういうふうにちゃんと締結されたということで、質問のほうを続けます。

第1は、私が津和野地区図書館の問題を上げておりますが、よく言われるようにね、各、内向的に外からいろいろな方がお見えになって、図書館を見れば、その町、あるいはその市の町民、あるいは市民の知的レベルが、学習的な知的レベルがよく分かるというようなことはよく言われるんですよ。やはり図書館を見てね、やはり判断していくという傾向があります。だから、早く、せつかく当町としまして三津同盟という、これは、全国でこんな同盟ないですよ。もう本当に知的な観光資源ということですね。こういうのがまた重厚に創設されたということで、非常に私、うれしく思っています。

ほいで当町というのは、やはり、教育、文化、歴史ということを標榜して成り立っている観光都市です。そこへもって行って、こういう重厚な同盟が結ばれたということですね、とにかく、一時も早く図書館を何とかしてほしい。そして、やはり中心になるのは、この津和野地区ですから、日原は図書館がちゃんと新しくなりましたが、やはり今から中心になって、こういう三津同盟の中心地域ちゅうのはこの津和野地区になると思いますので、早くこのことは手がけてほしいなど。

だから私、思いますに、当町ね、随分、十数年前から比べましたらいろいろ整備されてね、いよいよ当町が将来目指す文化都市、国際的な文化都市を目指して、そういう意気込みでね、あと図書館、それから文化ホール、そういうものがぜひ欲しいなど、そういうものが整ってきますと、ある程度公共施設として、文化都市に必要なそういうものが揃ってくる。そういうことも財源的なものもあろうし、いろいろ展望あろうと思えますけれども、ぜひ考慮しておいてほしいなど、そういうふうに思っております。

次に、2点目は、物産交流の話ですが、これは、日本3大芋煮のあのイベントを見ても、ものすごく近隣から集客するわけですよ、秋、観光シーズン。そうしますと、やはり賑わう。その都度、津和野町がまた名前も上がる。そこへもって行って、また三津同盟でいろいろ前と違った津山市で岡山の名物、あるいは大分、大分のほうから中津市がそういうのを持ってくる。それで当町の産物、そういうものが交互に一大ね、物産展が開かれればね、それは時期もよく考えられてやれば、本当に賑わって、盛大なもう呼び込みのすばらしい町になっていくんじゃないかと思えますので、ぜひこれも盛大にやってほしいなどと思います。

3番目に、これ私、表現悪かったですけど、要するに、行政だけじゃなくって、3番目、議会の問題ですね。これは、私ども議会も両市の市議会と一緒にこの問題に関して行政共々交流を深めていけば、非常に息の長い、答弁にもありますように、息の長

い付き合いになっていくんじゃないかと思えますし、こういう同盟というのは本当に、今後、全国でもないんじゃないですかね、貴重な。だから、そういう点を考えまして、ぜひ考慮してほしいなど、そういうふうに思います。

最後に、町長、教育長なり、一言。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、こうして三津同盟という同盟を結ばせていただきました。主に岡山県の津山市からお話を頂いたということでありまして、津和野町にもぜひ加わってほしいという、大変市長さんからの熱意ある御言葉も頂き、我々ももう文京区さんであったりとか、3大芋煮であったりとか、あるいは与謝野町や明和町であったりとか、これまでもいろんな交流をしまいいりましたけれども、また今回の交流を通して、さらなる幅が広がればというふうにも思っているところでございます。

そして、特に三津同盟に関連しましては、やはり西周でございまして、現在、島根県立大学と協定を結んで、毎年、西周のシンポジウムを始めております。そして西周賞というものも始めたところでありまして、現在は西周の大全集を出そうということで、さらなる研究が深まっているというところであります。これにプラスして、今回の三津同盟を結んだということは、そして学術研究の幅の広がりも出てくるということでございまして、これをいわゆる知的観光というふうに呼んでおりますが、そうした形でまた観光へも波及をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

そういう面で、また3市町の食、例えば、津山市であれば、津山ホルモンうどん、それだけを上げると津山市に怒られるかもしれませんが、庶民的な食べ物として、そういうものが今、有名でございまして。それから中津市は唐揚げでございまして、これもそれだけを上げると怒られるかもしれませんが、そういう庶民的なまたところでの持っておられますから、津和野町にもまたそれを加わらせていただきたい。より庶民になじみやすい食材の中で、津和野町もPRと一緒にさせていただけると、また観光の広がりにつながっていくんじゃないだろうかというふうに思っております。

そして、そうした中、今日は図書館の建設等もまた御指摘を頂いたところでありまして、もう議員の言われている趣旨は本当によく分かるつもりでございまして。

ただ、やはり町も財政を理由にはいけません、でも、現実的な問題として、財政上のやりくりというのがございまして。これから学校給食センターを津和野中学校のところにいよいよ建設に入っております。まいります。これが相当な額の要する事業ということになります。

また、コミュニティーより、津和野町のコミュニティセンターでございまして。町民センターであります、ここも相当老朽化が激しいわけでありまして、やはり社会活動等、今後、広げていくためには、これをいつまでもこの状態のまま置いておくことができるのかというふうに私自身課題として捉えているといったところでありまして、この改修ということにもまた大きな費用が要するということでもあります。そのほかにもも

う時間がないので、一つ一つの施設は上げませんが、そういう状況において、財源のやりくりということも十分考え合わせながらということになりますが、図書館ということについても、意義はよく分かるつもりでありますので、そういう財政的な絡みを含めながら、総合的にまた検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 町長の答弁頂きました。国際的な文化都市を目指しまして、とにかく頑張ってください。お願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、15時10分まで休憩といたします。

午後3時00分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 議席番号8番、三浦英治です。通告に従って質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回、3点、質問をいたします。

まず、1点目の津和野栗生プロジェクトについて。

平成27年に津和野栗再生プロジェクト推進協議会が発足しました。現在の状況と進捗状態は。

- 1) 現状の課題と対応策は。
- 2) 現在の植栽状況は。
- 3) 休耕田、耕作放棄地への植栽は。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野栗再生プロジェクトについてでございます。

津和野栗再生プロジェクトは平成27年にスタートし、6年が経過したところです。プロジェクトでは「つわの栗」の品質を高めるとともに、生産から流通までの全ての工程を一貫して津和野で行い、新商品の開発等も含めた「つわの栗」のブランド化と生産量の増加及びそれに伴う農業と商業等の連携による地域の活性化を目標としてまいりました。協議会では毎年、栗の生産量増加策として植栽や研修費の一部を負担し生産サポートも実施するなどして生産量の確保に取り組むと同時に、品質もよく、パティシエ・

料理人に評価が高い「つわの栗」ブランドを確立するため栗部会生産者が所有する園地での栗拾いイベントの実施や町内事業者の協力を得て、各飲食店・菓子店で限定スイーツや特別メニューの提供を「津和野の里の栗まつり」として実施してまいりました。

栗拾いイベントは津和野の栗を求め町内外から多くの参加があり、リピーターも多く高い評価を頂いています。また、「栗まつり」においても、その商品やメニューを目的に多くの観光客の方が津和野町を訪れております。

そうした状況であります。島根県内での生産順位は高いものの、生産量自体が少ないことにより市場では他産地の栗と交ざり、島根県産栗として販売されるため、「つわの栗」としての販売ができていないのが現状です。

津和野産の栗をブランド化し、「つわの栗」として市場で販売を行うには最低でも10トンの出荷が必要との関係者からの意見もあり、今後は特に生産面のサポートを強化する必要があると考えております。

評価の高さにもかかわらず生産量が縮小し需要に対する供給が追いついていないため、まずは、助成要件の見直し等を含む生産量を増やすための施策を行いたいと考えております。

二つ目の御質問であります。現在の津和野栗生産部会で把握している栗の植栽面積は町全体で884アールでございます。また、新たに植栽した面積で申しますと令和2年度は約32アール程度、また、今年度は約50アール程度を予定しているところでございます。栗生産部会の会員も高齢化等により減少している状況の中で、栗の生産量にも今後大きく影響が出ることも懸念されるところでございますが、何とか生産体制を維持していただくため新たな生産者の確保につきましても課題の一つであると認識しているところでございます。

三つ目の御質問であります。休耕田対策として、これまでも栗の植栽事業を推進しており、これからも引き続き推進することとしております。

新たな植栽をするためには排水対策がされていることが必要となりますが、休耕田は水田で利用されていた農地であり、かつ平地であることが多く、肥料や農薬の散布が山地と比較して容易であることから、新たに植栽される方に対しましては休耕田の利用を推進していきます。

また、耕作の放置されている農地とは、いわゆる農地法で定義します1号遊休農地と再生利用が困難な農地のこととして捉えた場合、農地の再生作業として草刈りや基盤整備等を実施する必要があることから、休耕田と比較すると植栽が困難であります。荒れゆく農地の改善を目的として栗の栽培を推進することも栗の生産量を増やすためには今後必要となってくることも考えられます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、再質問させていただきます。

津和野栗再生プロジェクトは、経済産業省の事業である「ふるさと名物応援宣言」による支援を受けて商品開発や人材育成など支援してきた事業ですが、地域資源活用促進法は昨年の令和2年10月1日に、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律、略して中小企業成長促進法が施行されたことによって廃止となっております。

財源はどうしているのかお伺いします。

また、この「ふるさと名物応援宣言」による助成事業は継続しているのかお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 津和野栗再生プロジェクトの中の協議会の運営でございます。

財源については現在、町負担だと認識しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） そうか継続か。当時、中国地方では初めての「ふるさと名物応援宣言」による支援を受けた事業であり、また、津和野町栗再生プロジェクトでは5か年計画でJA西いわみ地区本部共販扱いを13トンから30トンに増量する計画でした。

今年になって、注文しても栗がないといった声を聞きます。今年の収穫量が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 「つわの栗」の今年の収穫量ということでございます。

昨年は、ああして栗も比較的豊作であったというふうに聞いております。この栗再生プロジェクトのほうで購入した栗の数量が、昨年とはしか1.5トンだったというふうにお聞きしております。今年度につきましては非常に集荷量が少なく、いわゆる裏年というようにときもあるんかも分かりませんが、栗の仕入量が、JAから仕入れた量が非常に少なく、約630キロの仕入量だったというふうにお聞きをしております。したがって、今年度、栗を実際こうしたキャンペーン等に使うために昨年度ストックしておりました栗が約270キロ程度ございましたけれども、それと抱き合わせで今年度につきましては栗を使ったということでございます。なかなか思うように栗が入らなかったというのが現状でございます。これが全国的なことなのか島根県全体的なことなのか、あるいは津和野町単独のことなのかっていうのはちょっと分かりませんが、今年度は非常に不作だったということをお聞きしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） どうも頭の中でトンの話をしとる中で、何キロというのが出てくるというのがとても意外なような気がするんですけども、先般、道の駅シルクウェイに行ったところ、焼き栗を知り合いが売っておりました。商売変えたんかなと思って尋ねたところ、これCASにかけた栗なんじゃと、注文しても栗が入ってこないからってということで、もうCASでどの程度冷凍しとったのか分かりませんが、こういったときほどCAS、最近CASの話全然聞かんのですが、活用すべきじゃないかという気がするんですが、当然生産が増えたときでないとそういうCASのほうに回すっちゃうことはできないかもしれませんけども、今後、CASにかけた栗がどの程度市場で受けるのか、例えば料理とかやっている人は生栗を当然注文するんだと思いますけども、CASの栗に関することでその効果とかどういうふうに見ているのかなと思って、お聞きしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） CASのことにに関して御質問だったと思いますけども、先ほど議員がおっしゃるとおり今年度につきましては、CASをかけておりません。CASをかけるまでも行かなかったというほうが現状かも分かりませんが、昨年の、200何十キロぐらい昨年のストックがあったということを今さっき申し上げましたけれども、いずれにしましても、今年度につきましてはCASは幾らかは冷凍はしたというふうにはお聞きしましたけども、今年度につきましてはCASをおかけして、それを出荷したと、出荷というかお店のほうに卸したとかいうことは、今年度につきましてはございません。

ただ、来年度以降、またどのぐらいの収穫があるかは、こればかりは自然の相手ですんで分かりませんが、もし幾らか余力があるようでありましたら、CASをかけた冷凍栗のCASをかけた数量を幾らかストックをさせていただいて、今後の不足部分にしたりとかいうことは考えていきたいというふうには考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 「つわの栗」は品質もよく、パティシエ・料理人の評価の高さにもかかわらず生産量が縮小し、需要に対する供給が追いついていない状況の中です。助成要件の見直しや生産量を増やすための施策を考えたいと答弁しておりますけども、この津和野栗再生プロジェクトを立ち上げて、これを考えてこられたのではないかという気がします。単純に。生産体制を維持するために新たな生産者の確保が課題であるとしておりますけども、平成27年4月に、津和野町は「つわの栗」の再生に取り組んでいただく集落支援を募集していますという大きなチラシが各戸に配布されましたけども、生産者含めて担い手を今も募集しているとは思いますが、こういうチラシを新たに見たような記憶がないんですが、どのように募集しているのか増やそうとしているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 集落支援員のほうでございますが、昨年令和2年度に1名集落支援がございましたけれども、現在退職をしております。したがって、そこについては集落支援員は欠員のままでございますけれども、現在、津和野栗再生プロジェクト推進協議会のほうでは、その抜きで、いわゆる今は集落支援いたしませんけれども、進めておるといふ形でございます。

先ほど、町長答弁の中にもございました新たな後継者というのが今栗生産部会のほうも高齢化をしているのは事実でございます、新たな生産者を見つけるといったのも一つの課題になっているというのを先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、今、町としては先ほど答弁の中にもありました新たな栗の新植を推進をしております。なかなか、これが場所とかがなくて休耕地なんかを利用してやっているんですけども、非常にこれが伸び悩んでおるといったところと、併せまして「つわの栗」の生産推進研究会というのがございますけれども、これが中心となりまして、毎年、栗のなりわい総合研究社というところから講師をお招きしまして、栗農家さんを対象とした栗の栽培に関するアドバイスや意見交換会、それから栽培技術の向上といった技術的なハードのほうの技術的な向上なども今取り組んでおるところでございます。非常に現状維持の状態も踏まえまして、こういったことも今行っておるといふことでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 発足当時、栗生産部会のほうで土地の所有者にいろいろ話を聞いております。その中に、多くがもうとても高齢でできない、今できとる土地をやってくれるものがおったら幾らでもやってほしいというような声が結構出ているんです。だけ、それと、あとどうしても山間部でやると作業効率、また鳥獣被害——熊とかイノシシ、猿の被害も多いので。生産、以前、総務経済常任委員会でJA熊本——あそこに視察に行ったときに、そこで言ったのは、もう山間部での生産は徐々に減少していると、ほとんどが平坦地に下りてきているっていうのが鳥獣被害も含めて、あと作業効率の関係だと思うんです。です、休耕地とかそういうものもいかに活用していくか、ちゅうんが今後の大きな課題になろうかと思えます。少しでも生産量を増やして島根県産栗ではなくて、「つわの栗」としてのブランド化を目指して行ってほしいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思えます。

2点目、空き家対策についてです。

今年度町内の空き家を調査されているが、結果は。

2番目に、今後の空き家対策の展開はどうなるのか。

お聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問でございますが、令和3年7月から10月の約4か月間にわたりシルバー人材センターに空き家調査業務を委託し、実施をいたしました。その結果、津和野町全体の空き家総件数は619件でありました。7年前の平成26年に実施した前回調査と比較しますと、津和野町内全域において前回調査の500件から今回調査の619件と、7年間で24%増加をしております。また、今回の調査においても外観による家の状態のランク判定を行っております。家の状態がよく比較的入居が可能と思われるランクの高い物件数は383件、家の状態が悪く今後は危険家屋となり得るランク低い物件数は236件という結果となりました。今後はこうした調査結果を基に空き家改修や、危険家屋の対策を計画的に進めていきたいと考えているところであります。

二つ目の御質問であります。このたびの空き家調査で判明したランク高い物件を対象に自治会長等を通じて所有者様とコンタクトを取り、空き家改修事業を御活用いただきながら迅速に空き家情報バンクへの登録を推進していきたいと考えております。

また、今年度より3か年の事業としてスタートしました民間賃貸住宅建設改修支援事業につきましても所有者等に対して働きかけを行い、空き家の利活用を促進してまいりたいと考えているところであります。

一方で、危険家屋の対応につきましては、瓦の落下や建物の倒壊により人的、もしくは物的損害が発生する可能性がある物件については、自治会からの通報により逐次現場確認を行っております。

また、早急な対応が必要な危険家屋については、所有者様と連絡を取り、危険回避の対応をお願いしているところであります。

危険家屋の撤去に関しましては、今年度新設しました補助事業にて対応しております。今年度は3件の申請がありました。

こうした事業を活用しながら、危険家屋対策への迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 危険家屋となり得るランクの低い物件数が236件、これは以前26年調査したときの建物状況判定のAとBって考えていいのか、ちょっと、ここの分け方が26年の調査ではA・B・C・Dに分かれています。それで今回、入居が可能と思われるランクの高い物件数が383件、危険家屋となり得るランクの低い物件数が236件ということは、このA・BとC・Dに分けて考えればいいのか、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員お見込みのとおりでございます。ですから、要は家の状態の比較的良好なもの、入居可能なものが383件でしたけど、町長が申しましたが、それが前回調査でいうところのAとBでございます。危険家屋となり得

るランクの低い物件数236件というのが、CとDにランクされる物件というふうに御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、前回と比較をしまして、危険家屋となり得るランクの低い物件数236件っていうのが、前回C・D合わせて230件、6件増えているわけです。これは当然解体もあったかと思えます。それに比較して比較的入居が可能と思われるランクの高い物件数383件、これは前回調査のA・Bでいうと270件、すごいここに差が出ているんです。この状況というのは人口減少並びに人口流出、これが考えられるのではないかと思えます。

これから調査があって分析されていくとは思いますが、じゃあどのようにこれを次の段階に持っていかようとしているのか、また以前、危険家屋という、もうおそれがあるというのが、たしか26件だったと私の中の記憶、記憶間違いかもしれませんが、前回Dの倒壊の危険性がある物件が64件でした。今回一緒になっているんで、その前回の評価のDは何件あるのか、分かれば教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 比較的状态のよい、最初の御質問ですが、AとBの件数が増えているのは事実でございます。なので、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、そういう状態の比較的良好な物件は早急に空き家改修をして、それで住める状態にして空き家バンクに登録を推進したいというふうに考えているところでございます。

2点目の御質問の、いわゆる危険家屋のさらに一番状態が悪い物件——Dランクの物件でございますが、前回64件に対しまして今回96件でございます。なので、前回より150%ということで、状態の悪い物件も増えておるといふふうに御理解いただければと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） なかなか、この空き家対策それぞれの自治体、住民も自分たちでできることはなんとかしたいという思いもありますし、かといって素人が集まってけがされても困るしというような、いろんな思いがありますので、また、自治体とか連携して空き家対策を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、民間賃貸住宅建設改修支援事業の現在までの申請状況を教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 現在、申請件数は3件となっております。令和4年の1月31日に3件とも完成予定となっております、事業完了後に町の検査及び県の検査を経まして令和4年3月中旬以降で入居が可能となるような状況になっておりまして、そこから募集を開始したいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 危険家屋の撤去に関して、今年度補助事業に対応して3件申請があったようですけども、これはもう解かれたのか、それか今年度中にやるのかをお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、今2件は完了しまして、もう1件がまだ途中でございますが、全部3件とも今年度中に完了予定でございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 2年前のちょっと古くなるかもしれませんが、全国の公営住宅で単身入居者の死亡後に残される遺品の扱いに自治体が苦慮していると、自治体の多くが国による遺品処理のルール化を求めているので、国土交通省が実態調査に乗り出す方針といった記事が出ました。それで、津和野町ではこのようなケースの町管理の空き家はあるのかないのか、また、今まであったかどうか、また、そういう調査が国から来たのかどうか、それをちょっとお聞かせ願います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 現在のところ、町管理というのはないと思います。国交省等からそういう調査が来たかという御質問に対しても、ちょっと詳細は今手元にありませんが、確認をしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） このすごく気になるのは、今町営住宅に限らずですけども、高齢者で独居生活の方が増えております。例えば被災した場合、町は政策的空き家として町営住宅を何軒か確保しております。それは、長期にわたって住む場合だと思うんです。

それで、最近気になることがありまして、消防で出動したときに独居の方で障がいを持っておられる方がおるといことで、こういった場合、社協が対応していたんです。たまたま生きとって。話を聞いたら、今晚、本人が承諾するとすれば身内の人は近くにいないので遠く離れているので、「せせらぎ」でも行って一晩一緒に泊まろうかというような状態がありました。それで、その社協の担当も気になって来ていた状況なので、泊まる用意もしていなかったの、準備をして公用車で来るからちゅうことで、それが来るのを待っておりました。後は本人が泊まる泊まらんでいろいろあって、最終的には泊まらなかったみたいなんですけども、ただ、思うの、今後こういったケースは増えるんじゃないかなっていう気がするんです。例えば認知症の徘徊とか、そういった部分も当然増えてくるだろうし、消防やって何回か捜索というのをしたことがある。もありますけども、こういった短期、1日2日、例えば介護施設とかどうこうで対応できる体制ができないのかなっていうふう感じたんですけども、この点どう考えられるか、現状とか分かれば、包括になるのかなをお願いします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 今御質問の件でございますけども、確かにそういう認知症の方とかの徘徊とか、行方不明と言っているかどうか分かりませんが、家のほうからちょっといなくなるっていうような件が何件かは聞いていることはございます。ただ、最終的には見つかって御家族のほうに帰ってこられたというところで、そちらのほうで対応されたというのを何件か確かに聞いてはいるところなんですけども、今後認知症の方とかそういう方が増えてくるっていうのは統計的にも出ております。そうした場合に、そういった方々を一時的にでもどっかに避難というか対応できる施設っていうところを、こちらとしましても、どうにかしないといけないなというところは現在考えておりますけども、実際のところ、例えば特別養護老人ホームとか「介護老人保健施設せせらぎ」とかといったところに対応できるだけの余力というか、そういうところをまだ確保はしておりませんので、今後そういったところが出てくるというところを念頭に置きながら、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 特に独り暮らしとか1人っていうのは、人間で大変不安になるものです。こうなったらこうしてくれるっていう体制があることによって、安心感が生まれるっていうことは多々あると思います。今後、こういった事例が増えてくると思いますので、早急な対応を検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

環境整備についてです。

まず、1点目、「ごみの分け方・出し方の手引書」は平成29年に改訂版が配布されましたが、今後の発行、配布予定はどうなっているのかお聞きします。

2点目、手引書の分別内容を詳細に記述する必要があると思うが、例として衣類のチャックやボタンは取り除いて燃やせるごみかどうなのか。

3点目、自治体によって分別の方法の違いで、津和野町を離れている持ち主が大変戸惑っています。帰郷し整理のために町外の人でも搬入できるのか。

4点目、資源ごみ回収のキロ当たりの単価を教えてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、環境整備についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の御質問であります、「ごみの分け方・出し方の手引書」の改訂は発行から五、六年を目安に改訂を考えております。発行後、内容に大きな変更点等があった場合は、広報・嘱託文書・ホームページ等で随時周知を行っております。今後の改訂予定といたしましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日より施行となっており、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品についてもリサイクルを行っていく予定となっております。現在、不燃ごみについては広域処理となっているため、吉賀町と分別品目の見直し等の協議をこれから行う予定になってお

ります。このようなことから、令和4年度中には「ごみの分け方・出し方の手引書」を改訂し配布を検討しております。

二つ目の御質問であります。 「ごみの分け方・出し方の手引書」のリサイクル分別表の各品目ごとに条件・注意事項等は記載しておりますが、説明が不十分なものにつきましては改訂時に修正を行う予定としております。

三つ目の御質問であります。 町外の方のごみの分別については、事前に連絡を頂いたものについてはホームページ上の「ごみの分け方・出し方の手引書」の御紹介させていただいたり、郵送等で手引書を事前に送付させていただいております。町外の廃棄物を当町関連の集積施設へ搬入することはできませんが、津和野町に現存する自己の廃棄物であれば町外の方でも搬入は可能でございます。

四つ目の御質問であります。 資源ごみの回収については、現在町内21か所の集積箇所の回収を業者に委託し、回収を行っております。委託費用については毎年度入札により決定されるため、毎年度キログラム当たりの処理単価は変動いたしますが、令和2年度実績で申し上げますとキログラム当たり約31円となりました。

また、環境整備には地元住民、自治体をはじめとした関係機関との協力体制が必要不可欠でありますので、関係機関との連携を密にし、より一層環境整備の推進に努め、きれいで住みよい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 令和4年度中には手引書を改訂し配布するのだと思います。検討しておりますと書いてありますが、4月1日よりプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品についてもリサイクルを行ってくる予定だとなっておりますけども、ということは今、容器包装プラスチック、これピンク色の分だと思います。それが今、黄色の商品プラスチックがあります。この商品プラスチックの袋がまた別の袋ができるのかどうかということが気になるんですけども、それと併せて、これの周知をどの時点でやっていくのか、もう4月1日に法律改正なら今からでもやってかないけんのじゃないかなっていう気がするんですけども、それをちょっとまず初めにお聞きします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 先ほどの質問なんです。これが令和3年の今年の3月9日に閣議決定をして、令和3年の6月4日に一応再本会議で可決されて、来年の4月1日から施行できたらという目標ではあるんですけど、まだ国・県のほうからうちのほうに正式な詳細なことは情報として下りてきてないところが現実であります。ですが、4月1日からで今からやらなければもう間に合わないという感じではあるんですけど、その辺のこうしたほうがというものを示されてから吉賀町とは今から一緒に動いていこうかなという予定ではありますんで、4月1日からっていうのは実際のところは難しいかもしれないという状況です。

それで、ピンクの容器包装プラスチックと黄色の今まで出していた商品プラスチックが多分一緒のような形の袋に、一つの袋になるのではないだろうかという今のところそういう予定であると思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 2点目の、これは例としてこう通告したんで言いますが、衣類のチャックやボタンありますね。これ取り除いて燃やせるごみかどうかというのが回答がないんですが、ちょっとこれすごく微妙なのかなっていう気がするんですが、どうなんでしょう。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） すいません。この辺の回答ちょっと書いてなかったんですけど、回答としては、そのままチャックもボタンも付けてもらったまま燃えるごみとして出してもらってよろしいと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 結構、問い合わせがあるんです。こちらのほうにも。それで、この町が持っている「ごみの分け方・出し方」は常に持ち歩いて見せてから説明したりするんですけども、私も分からないというのを結構あるのと、今回ごみの分別問題を取り上げたのも個人的に家の中を整理しなきゃならなくなったということと、たまたま、また独居の高齢者の方から「重い粗大ごみを持っていかれんけえ持っていってくれんか」という声があったので、軽く自分も家を整理するついでに持って行ってあげるよみたいな感じをしたところ、近所で長いこと空き家状態になった家で空き家バンクに登録すりゃええのになんていう個人的な思いもあって、たまたま都会から帰ってきたときに「どういうふうに処分すりゃええんか」言われて手伝ったりしたんです。それで、この分別が分かりにくかったりということがすごくありまして今回質問したわけなんですけども、結構、高齢者の人なんか分からない。特に家庭ごみを出す自治会でいろいろ取り扱ったりするんですけども、ちゃんぽんになっとなんか置かれていたりとかいうことがたまにあたりとか、そうした部分でみんな助け合って何とかやっているといるんですけども、こういった都会から来たときに手伝って何とかしようっていう思いは、自治会の中では少しでも住める家があったら空き家バンクに登録して住んでほしいという思いもありますし、そういった部分では行政と連携せないけんところはるかと思えます。それで、町民から分別に対する質問とか問い合わせって結構ありました。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 本当に1日1回では済まないぐらい多かったです。1日10件までは行かないんですけど、五、六件ぐらいは、高齢の方が多いです。瓶を出したいんですけど、瓶の中に薬液っていうか顔に塗ったりするクリームが入っているんですけど、それはそのまま出してもいいのか一度出さなければいけないとか、結構かかってきます。あんまり同じ質問がないです。何かどことなくちょっと違うような形の

質問が多くて、うちも電話を取ってしばらく考えさせてくださいっていうようなやり取りが結構あります。1日に1件もかからなかったということは、ほぼないような状況でございます。今。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） このゴミの問題出たとき一つの自治体で全てのごみが処分できることができたなら、世界から視察が来るだろうというふうに言われたことがあります。それだけもう大変な部分ですけども、特に1人の人間が生きていく持ち物ってすごいものがあります。亡くなったらそれを整理するの、これまたすごい労力があるんですけども、ふだんから断捨離とか言われて少しずつ小まめに出していけばいいのかもしれませんが、日常の生活に追われてなかなかできないのが現状だと思います。

それとあと、その問い合わせ部分、職務上大変でしょう。どう考えても電話がかかってきて。じゃあ、それをこういう紙ベースにもっと落とし込めることができれば少しでも軽減されるものかなっていう部分を感じます。結構、今でも小まめに書かれていますけども、問合せがあるというような内容っていうのがみんな分からない人も多いと思うんです。当然、行政に電話をかけられる人はまだいいですけども、聞けないから私ばかりじゃなく議員なり自治会なりいろんなところに問い合わせ来るんだと思うんですけども、ぜひこの手引書、少しでもグレードアップさせていってほしいと思います。

それとあと、あれです。この環境整備を考えたらごみばかりじゃなくて、例えば道路愛護だ河川愛護だなんとか、いろんな部分が出てきます。答弁にありますように地元住民、自治体をはじめとした関係機関との協力体制は当然必要不可欠です。じゃあ、この関係機関との連携を密にするための働きかけもしなきゃいけないと思うんです。行政のほうから。これは、ごみにかかわらずですけども。そういった部分の機会・働きかけ、ケーブルテレビとか広報とかやっているでしょうけども、まだ足りないような気がするんです。何か考えられないのか、何かまた行政のほうで考えていることがあるのかどうか、これを最後に質問したいと思います。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） 多分今までも密とまではひょっとしたらいかないかもしれないんですけど、そういうような、そういう地元住民、自治体さんと一緒になってごみの出し方とはこうとか、婦人会さんとかも含めて、そうですね、まだ全体を集めてっていう会議自体とかっていうのは多分ないと思うんです。婦人会さんとか毎年そういうのをやってもらっている団体さんとかは意外と密に、婦人会さんだけとは密になっているけど、結局、全体を通したら婦人会さんと愛護団体さんとか、自治体の方は意外と横のつながりがなかったりとかするようなことが多分あると思います。

やはり、今そういう意見が出たからには来年とか、また新年度始まってから、今年度でもまたいろいろそういうところを、縦ばかりでなくて横の連携もできるようなそういう会議とか、何かそういうものを設けて今こういう状態というのをアピールしたり、皆

さんとそういう横の顔が繋がったりとかいうことで、うちのほうも音頭取ってやっていきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 本当住みよい環境づくりという部分を考えて、ごみばかりじゃないです。全てなんですけども、ここに住みたいと思える定住にもつながると思うんです。それと、そういう助け合える環境づくりっていう、そうしたことを考えた中で住みよい環境づくりに努めていっていただきたいし、また私たちも、そのようなまちづくりに努めていきたいと思います。

これで質問終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会といたします。

午後3時58分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和3年 第11回(定例)津和野町議会会議録(第3日)

令和3年12月15日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和3年12月15日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君

農林課長	……………	益井 仁志君	商工観光課長	……………	堀 重樹君
環境生活課長	……………	野田 裕一君	建設課長	……………	安村 義夫君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。一昨日に続いてのお出かけありがとうございます。ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

一昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文君でございます。通告に従い質問をいたします。

まず一つ目に、フランキ砲ということで、観光発展の起爆剤にフランキ砲、別名石火矢、または国崩しとも言われるものであります。これの活用について質問いたします。

まず、フランキ砲の簡単な説明をさせていただきます。

フランキ砲とは、16世紀の原始的な大砲、後装砲、これはカートリッジ式の前から弾を詰めるものではなく、カートリッジを置いて打つということであります。日本に最初に伝わった大砲であり、大坂の陣などで徳川家康が使用し威力を発揮したとあります。

津和野神社のフランキ砲5門は、太平洋戦争の金属類回収令などでも処分されなかったものであります。これは私の推測ですが、氏子の方、または並びに藩主亀井家の御尽力があったものと推測しております。

郷土館展示の2門は、秀吉時代に大陸に出征したとき、亀井茲矩公が持ち帰られたと伝えられ、津和野神社倉庫所蔵の3門は、坂崎出羽守が大阪城落城後持ち帰ったものと伝えられております。

津和野町のフランキ砲2門は、平成28年、NHKの大河ドラマ「真田丸」に貸し出してあります。どのような使い方をされたのか、ちょっと真田丸の再放送を見ようと思ったんですが、再放送はされないことになっております。なぜか調べてみますと、この

出演者の中に逮捕者が出たこと、また、撮影の中におしめが映っておっらしいので、男の、男優の、らしいです。これで再放送は禁止になっておりますので、ちょっと分かりませんが、貸し出していることは確かであります。

質問に入ります。

津和野百景図47、津和野神社これは玄武社とも言いますが、玄武とは、鶴と亀と蛇が合体した神であります。ここの所有のフランキ砲5門を整備し、観光津和野の目玉行事として活用してはどうでしょうか。

津和野神社所有の5門のうち2門は郷土館で展示、3門は津和野神社の倉庫で保管されております。

書物によれば、津和野神社の宝物でもある、津和野神社だけでなく、見てみますと津和野町、また日本でも珍しいものなので、すばらしいものだと思っております。

世界、また我が国でも珍しいフランキ砲3門が神社の片隅に、このような貴重なものが無造作に置かれております。

フランキ砲とは、16世紀の大砲の種類で、日本に最初に伝わった原始的な後装砲。津和野神社所蔵、フランキ砲は、全長175センチ、口径5センチ、これが2門、ちょっと一回り大きい全長273センチ、口径9センチが1門の合計3門が置いてあります。世界で12門、我が国に8門ないし9門しかないと言われております。この8門というのは、津和野神社倉庫の前に説明書きが書いてあります。これが8門とあります。書物によれば9門とありますが、どちらかは分かりませんが、そのうちの5門が津和野町に存在すると、現存する、すごい事実であります。

一説には国宝でもおかしくないと言われており、津和野神社の3門は坂崎氏のもの、郷土館の2門は亀井氏の所有物と言われております。

11月、東京千代田区の靖国神社付属博物館遊就館2階に、1門展示のフランキ砲を見してきました。国宝でもないのに撮影禁止となっておりましたので、受付に行き交渉し、史料課の職員に撮影の許可を交渉しましたが、申請書の提出が必要とのことでした。

訳も言ったのですが、青銅製であり、ストロボをたいても、そんな変色するわけではない、何でかと随分頼みましたが駄目でした。結局、申請書は出しておりません。

靖国神社のフランキ砲よりも古いと思われる原始的な津和野神社のフランキ砲、これは小さいほうの分ですが、それほど貴重な大砲であります。

靖国神社では、大変貴重な大砲として扱っております。ここのフランキ砲は全長290センチ、津和野町にある、津和野神社にある大型より少し大きいです。口径は9.5センチとあります。したがって、だんだん大砲も大きくなり、津和野神社のより一回り大きくなっており、改良型ではないかと、これは私の思っていることでもあります。

次に、3点ほど質問いたします。

世界的に貴重な津和野神社所有の原始的なフランキ砲、これに台座、車輪などを整備し、5門を盗難防止のためにも一堂に保管してはいかがでしょうか。

2番目、さらなる観光資源、町おこし、観光力アップ、文化財と書いておきましたが、まだ文化財ではないと思います。何の指定もありませんが、世界、また国内の都道県市町村が実施できないフランキ砲5門の実射を、町内のイベントの開始合図として活用できないでしょうか。もちろん、これには津和野神社氏子の方の理解が必要なのは言うまでもありません。

3問目として、国宝として申請をされてはどうでしょうか。と言いますのも、やはり靖国神社のフランキ砲の扱いを見ていると、やはり書物もちょっとありましたように、国宝でもおかしくないというような表現がされておりましたので、やはりここらで何か動きを出したほうがいいのではないかと考えております。

以上3点、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。一般質問2日目であります。

最初の御質問につきましては、教育委員会の関係の御質問でございますので、私のほうで回答をさせていただきたいと思っております。

フランキ砲についてであります。

フランキ砲は、国内に9門しか確認されていない貴重な歴史資料であり、9門のうち5門が津和野町に所在することは、当町の豊かな歴史を象徴するものであり、以前の大河ドラマ「真田丸」の記念展示にも貸し出すなど、文化的な観光資源としても重要であると考えられます。

現在、津和野神社で保管されている3門については、以前も盗難にあった経緯もあり、現在、国内で金属の盗難が頻発するなど、そういった状況が見られるなど、貴重な歴史資料の保存管理の観点からも、後世に伝えられるようにより適切に保管される必要があると考えます。

今後、津和野神社に展示されているフランキ砲については、氏子の方々の意向も踏まえながら、適切な保管管理について検討いたします。

本物のフランキ砲を使った実射についてであります。これについては文化財保護の観点からも、今後の文化財指定を目指す上では好ましくないと思われまますので、画像を利用するなど、別の方法で子供にも大人にも分かりやすく魅力を伝える方法を検討いたします。

国宝等の文化財指定についてであります。これにつきましては申請して指定されるものではないため、引き続き、フランキ砲の詳細な調査を進めて価値を明らかにするなど、文化財指定に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） フランキ砲実射は、文化財の保護の観点から好ましくないとの答弁でございますが、現在、町、県、国、どこの指定にもなっておりません。指定の予定があるのでしょうか。

青銅製のフランキ砲は、実弾を装填すれば壊れやすいとの記述もあります。したがって、これは実弾でなくて空砲です。空砲で発射すれば、砲身に負荷が少なく問題はないと思われま

す。松江城では、火縄銃、姉さま鉄砲隊20人が編成され、活躍しております。もちろんこれも空砲であります。実物フランキ砲の一斉射撃であるからこそ価値があり、全国に津和野町の名がとどろき、観光客の大幅増が見込まれると思っております。

これを実現するためには、技術的に難しい面があるかと思いますが、400年前の人が使用したものでありますので、現代の人が使えないということは考えられません。いろいろ調べるようなこともあるとは思いますが、

そこで質問をいたします。

津和野町観光の起爆剤に、これほどの宝物を前向きに活用すべきであると思えます。

二つ目、靖国神社付属博物館遊就館の国宝並みのフランキ砲、これをこのような扱いの認識を、津和野町と比べてどのように思われますか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御提案をいただきありがとうございますわけですが、フランキ砲、議員御指摘のように、非常に貴重なものであります。これについては、たしか平成28年度だったと思えますが、別府大学の上野先生という、この専門で研究をされておられる先生をお呼びをして、郷土館のほうで講演をやったことがございます。

そのときに、先生のいろいろな御説明の中で、我々も初めて、そのフランキ砲の貴重さを認識をさせていただきました。そのときに、先生のほうにも、これを、それこそ米澤議員さんではありませんが、国宝とか十分に匹敵しないものかなということをお伺いしたわけですが、先生が、その判定をする立場ではないので、それにすぐなるかならないかということとは申し上げられないが、全国で9門しかない、世界でいっても12門しかないという、そういった貴重なものであることは確かだというお答えでございました。

それを受けて、何とか重文なり国宝なりにしてできるものであればやっていきたいというふうな思いは、そのときに、今、思ったわけですが、何分、それを持っていくにあたっては、それなりのデータとか、まずは国がその価値があるということを認めていただく、そして、国のほうからこれについては指定を下ろしていくということになります。

町の指定であれば町の判断で、町の文化財指定ということは、それなりにできるというふうに思っておりますが、いきなり町から進めるほうがいいのか、あるいは県とか国とかそういったところで文化財指定をするのがいいのか、その辺は、今、担当のほうとも協議をしながらいるところであります。

一方、これを利用して、空砲であっても、いわゆる爆裂させるわけでございますので、そういったことをするという事は、文化財の価値としての、今から指定を仮にするのであれば、位置を引き下げる、そういった行為になります。町として、それを文化財としての意識がないというのを証明するようなものでありますので、今の両論併記は、今回は絶対できないと私は思っております。

本当にこれで空砲で、皆さんに楽しんでもらうということで、もう文化財としての価値は認めませんという意識であれば、そういうことも可能なかもしれませんが、私の感覚からすると、この貴重なものを、たとえ空砲であってもそういった利用の仕方をするということはあるのではないというふうに、私は理解をしております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 岩文君） つい最近の新聞記事でしたが、文化財を一つでも活用しなさいと、これが当てはまるかどうか分かりませんが、まだ文化財でもなんでも、悪い言い方ですがほったらかしです、今までは。

したがって、文化財を活用しなさいという国からのメッセージがどのように受け取られるかの問題ではありますが、いろんなことを前向きにやって、観光津和野に役立てて、文化財の価値が落ちるとは思いませんが、ますます価値が上がるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） はっきり申し上げますが、空砲を打ちますと文化財の価値としては下がります。これは明らかです。

議員の言われる文化財の活用というのは、そういった活用でなく、その大砲があるという現実をいかに観光なりでPRできるか、そういった活用の仕方を考えるべきであって、それで空砲を打つというのは、さすがにちょっと無理です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 岩文君） 価値的にどれほどのものがあるか分かりませんが、またこれ、ちょっととつぴな話ですが、これははしなくてもいいんですが、例えばプロの鑑定士がそろしてお宝鑑定団、例えばそれに出して、これは何ぼか、青銅の値段か、これは値がつけられんか、例えばそういう宣伝なと思うんです、全国に対しての。これはちょっと無理かもしれませんが、そういうやり方で全国に、こんな砲が、すごいのあるんだという発信をすることはできると思いますが、ここで、今後、役場の方、また町民の方、また議員の方、もしも東京に行かれることがあれば、千代田区九段の靖国神社付属博物館遊就館にできるだけ行っていただき、2階に、1階はさっき言いましたように、ゼロ戦が置いてあります。これはなんぼ写真を撮っても大丈夫です。2階に上がったら、すぐフランク砲が置いてあります。撮影禁止です。ちょっとたまげました。ぜひ、このようなところも見ていただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入ります。

遊園地兼防災公園の建設であります。これは資料2枚目でございます。写真資料。

このことは、子ども議会でも何回も提案されております。町内の親子や観光客の子供の遊び場がないのが現状であり、随分と聞いております。町内の子供にとって楽しい遊び場に、親にとっては、子供を持つ親同士の公園デビュー、そして子育てをしやすい環境になります。

観光客の方からよく聞くことは、津和野町に子供を連れてきても遊ぶところがない。観光客誘致の面でも必要ではないでしょうか。

防府市の海近くの防災公園、メバル公園というのがあります。土日の休日は、多くの親子が楽しんでおります。子供の人口増加対策の一環として必要ではないでしょうか。

中でも人気が高いのは、らせん形のローラー滑り台、これは、親と子供と一緒に滑ってどンドン下りております。小さい子も親と一緒に、下の板ではなくローラーですので、結構なスピードで下りるので親がついております。そして、幼児用複合施設、これは1歳から遊べるような施設ですが、ゆっくりタコさんというのに、やはり幼い子を連れた親がたくさんそこを利用しております。

そして、防災用は防災シェルター・かまどベンチ・防災倉庫等が設置されております。

近年、地球規模で発生している天候異変、特に予測不可能な大洪水、日本でも毎年各地で過去にない大洪水が発生しております。

津和野町で災害時必要なものは、仮設住宅用広場・かまどベンチ・ソーラー充電機能付きLED照明塔等と思われれます。ほかのものは、ある程度そろっておりますが、町長施政方針の人口増や子育て環境の整備として、必要な施設ではないでしょうか。これは遊園地のことです。

子育て環境の整備、子供連れの観光客の誘致、さらに防災面の安心確保のためにも、急ぎ建設するべきではないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、遊園地兼防災公園の建設についてお答えさせていただきます。

子供の遊び場を兼ねた防災公園の建設についてですが、山口県防府市の防災公園（通称、メバル公園）は、昨年11月にオープンし、滑り台、ターザンロープ、クライミング、ネットトランポリンなど37種類の遊具を取りそろえた施設となっております。瀬戸内の海を模した休憩施設や、大人も利用できる健康遊具を有するとともに、防災機能を併せ持った公園です。

この公園は、メバル型大型遊具を中心に港湾緑地として建設され、道の駅に隣接することから、子供連れの観光客誘致においても一定の効果があると考えます。

御指摘のとおり、子ども議会において、「アスレチックを造って子供が楽しめるようにしてほしい」または「人をつなげる広場」など、公園整備について様々な提案があります。

子供自らの創意工夫により遊びを生み出す環境を整備することは、人の成長過程において、とても大切なことであり、行政の責務と考えております。

本町では、今年度より日原特定公園において、芝生広場の遊具の改修を進めております。そして、このほど設置されたクライミングウォールとの相乗効果により、より一層、子ども達の健全な育成の場として、あるいは住民の健康づくりの場として機能することを期待しているところです。

緑のオープンスペースである公園は、住民の暮らしに様々な効果をもたらすと言われております。その一つは、公園を休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ、運動、地域のコミュニティー活動に利用することでもたらされる利用効果でもあり、もう一つは、緑に覆われた空間が存在することによってもたらされる都市機能や環境等が向上する存在効果でございます。

本町においては、都市公園の維持管理を年次計画的に進めているところですが、これらの公園のもたらす効果にも着目し、子育て環境の整備、観光客の誘致及び防災機能の充実など複合的な判断の下、整備について検討したいと考えております。

また、公園事業は多額の費用を要することから、その財源についても調査の上、整備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 建設するとすれば財源の問題は当然起こってきます。とはいいまでも、人口増対策、子育て支援に欠かせない施設と思っております。

場所の選定といたしましては、現在整備中の見晴台広場、または9号線から下り、中座バイパスを通して直結するなごみの里周辺、ここら辺りが効率的ではないか、観光客のことも考えましてと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、ただいま、議員、御提案がありました件でございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、公園事業、かなりお金がかかるものでございます。

ちょっと私、調べたところによりますと、都市公園整備事業による事業要件というのがございまして、最低でも2ヘクタール以上の整備、または、ちょっと記憶が確かじゃないんですが、2.5億円以上の事業費とかいった、かなりハードルが高いものになっている部分もございます。

そういったこともございますが、今、場所についても御提案がございました。なかなか大規模なものについては難しい部分がありますが、今、ある施設において、大きなことはできませんけど、遊び場というような、子ども議会でも御要望いただいております。

とおりに、議員御質問のとおり子育て環境の整備は必要と思っておりますので、そういった面で大きなことはできませんが、そういったことで検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 答弁の中に、日原特定公園において、これはカントリーパークのことと思いますが、芝生広場の遊具の改修を進めておりますとあります。

この日原特定公園、芝生広場の遊具改修を進めているということで、どのような、今度、どのような遊具を設置されるのか。そして、これは一つの質問ですが、芝生広場までの上がる道、たしか120メートルぐらいあると思います。この道路の広さは、幅は3メートル程度で、とても離合できません。どっかで出会うと三、四十メートル、どっちかが下がらねばなりません。

といいますのも、月曜日の昼休みの間に、ちょっと行ってみました。芝生広場とはどこだろうかと。私の頭では、グラウンド近くの見晴らしのええところだったんですが、とんでもないところでした。

120メートルぐらい狭い道を進んで左側にテニスコートがあります。さらに、それを右に行った山の上です。寂しいところでありました。え、ここを改修して、さて子供や親が喜んで行く場所かなど。もしも事故があったとき、救急車が上がって回転するのも、ものすごい苦勞すると思います。

また、公園の一番外れの山の上にありますので、熊やイノシシ被害も十分予測される危険な場所と思っております。議会も予算を承認しておりますが、芝生広場が、まさかこのような場所とは思えなかった、これは私の感想です。

変更できるのであれば、このような、ちょっと恐ろしいような場所ではなく、運動広場のグラウンドの近くで、気楽に親や子供が楽しめる場所に変更するべきではないでしょうか。

といいますのも、11月に自治会で買い物ツアーに行きました。益田市に。万葉公園にトイレ休憩で立ち寄りました。100メートル先に、きれいな遊具施設、滑り台とか見えました。2歳の子が本気で走っていきます。一人で。どこに行くんかと思ったら、遊具施設に行きました。

したがって、このような山の中に建てたんでは、効果が薄いんじゃないのかな、また道も狭い。この変更はかなうかどうか、もう既に、まだまだ着手されておられませんので、もしするとすれば道路の拡幅も必要じゃないかと思っております。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今、議員御質問ありましたとおりに、芝生広場の遊具改修については、現在、測量設計業務のほうを委託しております。

これに、趣旨につきましては、そちらにありますザイルクライミング等の遊具の老朽化による更新を含めて検討しているものであります。

そういったことで、どうしても遊具でございますので、子供さん、事故があつてはいけませんので、適切な維持管理が必要となつてまいろうかと思いますが、どうしても遊具の解体処分だけでは、起債対象にならなかつたり、そういったこともございますので、ある程度幾らかの遊具の更新も含めまして検討しておるところでございます。

次に、広場までの道が狭い、距離があつて幅員が狭いということでございますが、そういったことでなかなか利用者がいないんじゃないかという御趣旨の御発言であつたかと思ひます。

この辺につきましても、今、設計中でございますので、いろいろな費用対効果も含めまして、遊具の撤去と、あと先ほど御提案ありましたグラウンド周辺のほうにしていかがかということも含めまして、まだ検討の余地はございますので、これから内部で協議、いろいろしていきたいと思つておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） お金をかけて改修するのであれば、やはりいきめがいくところ、課長も行かれたことがあると思うんですが、こんな、本当、熊が出るかイノシシが出るか、一番上です。カントリーパークでも。ちょっと怖いと思つたので、これを取り上げています。

そして、津和野のどうせやるなら、津和野の道の駅の遊具施設、3種類あります。滑り台が2台と、何かロープのつり橋みたいなのがありますが、ここは、やっぱり色が悪いのか、面白みがないのか、子供が遊ぶところを1年のうちでもほとんど見ません。やっぱり人気があるような、目立つようなものにされたほうがよいのではないかと思つております。

場所変更も検討されまして、実施していただければと思つております。

それでは、3番目の質問に入ります。

イノシシの捕獲対策ということで、イノシシ捕獲対策にミミズの養殖事業を、町営または民間委託でできないかということでもあります。

「凶暴化する野生動物」のタイトルで、イノシシに襲われたテレビ番組や、全国的に農作物の被害増大が報道されております。

鳥取市で、住民がイノシシに足をかまれ、和菓子店駐車場にイノシシが侵入し捕獲された等、ほかにもイノシシ咬傷、かみつかれたといった報道がたくさんあります。

イノシシの好物ナンバーワン、ミミズの養殖を町営または民間でできないものか。これを実施し、箱わな漁師の方に有料で分け、捕獲の増を図ることはできないものか。農家救済で生産意欲増進のため、また襲われる人的被害防止の為にも、試験的に実施の価値はあると思われまふ。

イノシシはミミズ目当てに一晩で500平方メートルぐらいは軽々と掘りおこします。これは、しかも鼻一本であります。例を申しますと、鷺原公園の平地、土手、至るところで掘り返しております。ほかにも多くのところで地面が掘り返されております。これはよその畑とか、いろんなどころですが。

津和野町内でも農作物のイノシシ被害のことをよく聞いております。イノシシによる人的被害や農作物被害を防ぐため、他市町村に先がけ試験的に実施してみるべきではないでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、イノシシ捕獲対策についてお答えをさせていただきます。

津和野町内における農地及び農作物等へのイノシシ被害につきましては、昨年度の同時期と比較し、報告数に関しましては若干減少しているものの、依然、後を絶たない状況であります。

一方、令和2年度のイノシシの捕獲状況は561頭、また今年度は、今現在で271頭となっております、昨年度と比較すると低く推移している状況でございます。

町としましては、獣対策として防除や捕獲の両面の支援に取り組んでおり、そのうち、防除対策につきましては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の防護策等の資材費を一部助成する有害鳥獣被害防止施設整備事業を実施しております。

議員、御質問のミミズを餌にして捕獲対策に役立ててはどうかということについてでございますが、イノシシは雑食動物として知られており、季節や場所等にもよりますが、様々なものを食すと言われております。ただ、食物として、ほとんどが植物性のものを好み、動物性のは僅かと言われております。ミミズもその動物性食物の一つとして考えられますが、そのミミズのみを餌にしてイノシシを捕獲罠に誘引し捕獲する効果があるかどうかは、現在のところ分かっておりません。

また、イノシシが土を掘り返す主な目的でございますが、一般的には植物の根をかんで栄養分を摂取するためであると言われておりますが、詳細な原因等については、いまだ解明されていない部分が多く、今後調査、研究が必要であると言われております。

こうした現状から、町でミミズを養殖して餌として販売するということは現時点で考えておりませんが、最新の研究・調査の情報収集に努め、必要があれば、こうした事業の検討もしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） イノシシが雑食等動物であることはもちろん認識しております。植物の根といいますか地下茎、地下茎といいますと、地下の中を根、茎が張り巡っている大きな根のことですが、これを好んで食べることももちろん記述にありま

すので調べております。イノシシの一番の好物はミミズとの記述もあり、私の中では常識となっております。

一例ですが、鷺原公園の中の暖かい時期です。ミミズの活動時期が活発なとき、地面がほじくり返されております。掘っているのはミミズのおりそうなところばかりで、例えば草刈りの草が残ったところ、そして掘っているのは、ほとんど木の下です。湿度が高いところ、湿気が。ほかの平地の草は掘っておりません。

草の根をかむというのは地下茎のことと思いますが、ほかにミミズぐらいしか考えられないところばかりを掘っております。そして、ミミズの活動しない冬場には、今でも掘った跡はあります、夏に。最近掘ったところは見当たりません。

ゴルフ場においても、近隣の、イノシシ対策が大変であります。ゴルフ場の、例えば夏場なんか、ものすごいミミズのふんが出ておりまして、こんなにミミズがおるものかというところで、ここの対策も、電気牧柵や金網の柵が至るところにあります。

したがって、どうしても実施してみてもどうかということは難しいかもしれませんが、一応私の思いはそういうところにあります。

いささかとつぴな発想ではあるかもしれませんが、誰も、どこも実施していないこのようなことをすることにより、イノシシ被害、畑、人、また車の衝突事故も結構増えておると聞きます。イノシシの体はすごい硬いです。乗用車が当たったぐらいでは、ほとんどびくともしません。乗用車が壊れます。

このようなことで、農業のやりがいといいますか、被害をできるだけ防げればと思い、この質問に至りました。

また、写真資料にありますように、箱罾、ほとんどぬかだけです。よっぽど腹が減ったら入るかもしれませんが、ぬかを入り口からずっとまいて誘引するようになっておりますが、入ってくれんと。

例えば、地下茎がミミズよりも大好物であれば、地下茎を養殖して、おりの中に入れるような工夫も必要じゃないかと思っておりますが、なかなか思うようになりませんが、そのような地下茎の植栽といいますか、されてみる気はありませんか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 御指導、御指摘ありがとうございます。

イノシシの被害につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、令和2年度については捕獲数が561頭、ちなみにその前の平成31年度につきましては、1年間で289頭で、今年度は今のところですけども271頭と、相変わらずそういった捕獲の数についても減っておらんという状況でございます。

議員おっしゃるとおり、その人的被害というのは、我々のところに報告は来ておりませんが、農作物の被害というのは、あらゆるところから報告が来ておりまして、確かに農家さん、困られている状況であるというのは認識をしているところでございます。

普通、一般的にここに書いてある、町長のほうの答弁にもございましたとおり、一般的には雑食動物で、動物性よりも植物性のほうを好んで食すということを言われております。

そういった中で、今のミミズを餌にしてということでございますが、これも動物性の食物の一つでございますので、これが本当に有効的かどうかというのは、現在のところ研究とか、あと調査とかしているところで、よく分かっておりませんが、先ほど議員御指摘のとおり、今は米ぬかを使って、餌に餌としてまいて、それで捕獲をしているというのが現状でございます。

もし地下茎を、どういったようなものがあるのか、あるいはどういったような地下茎があるのかということも含めまして、今後はまたそういうところも研究をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、イノシシの捕獲を、依然として捕獲、あるいは防御のほうを、依然として町のほうとしては、一般的に補助していくといたしますか、というふうに今後も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 農業生産意欲向上のためにも、ぜひとも尽力をいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わり、ここで10時00分まで休憩といたします。

午前9時50分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序8、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。今回、2件ほど通告をしております。

最初に、下森町政4期目のスタートに当たり、3期12年の行政経験を生かし、津和野町発展のために全力を尽くされることを望むものであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、町長の目指すまちづくり構想についてであります。様々な課題を抱える津和野町行政において、改めて町長の目指すまちづくり構想について、お聞きをいたします。

二つ目として、新たな事業導入について。年度途中であるため、当面は令和3年度事業の継続が主な取組と思っておりますが、今年度または令和4年度において新たな事業導入の考えはあるのでしょうか。

3点目であります。組織機構について。今後の行政運営をしていくためには何よりも行政の組織機構がしっかりと機能することが重要と考えます。縦割り行政の弊害をなくし常に横の連携を保ちながら各課の課題、問題点が共有され、一体となった町行政の運営が望まれます。

また、職員一人一人の能力が十分発揮できる職場環境づくりが大切であると考えます。組織機構改革、職場環境改善計画等の考えはあるのでしょうか。

あわせて、庁議の在り方が行政運営上重要であります。現状について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

下森町政4期目のスタートに当たってでございます。

このたび、津和野町長として4期目のスタートを切ったところでありますが、町民の皆様方の変わらぬ御理解、御協力と議員各位には御指導を頂きますようよろしくお願いをいたします。

議員御指摘のとおり、本町は様々な課題を抱えておりますが、その要因の最も主なものは人口減少にあると思っております。本来なら民間の経済活動において成り立つサービスが、人口減少により市場経済にそぐわず、行政課題として解決を迫られる現状にもあります。

そうした山積する行政課題の解決に向け4期目においても知恵を絞り全力を尽くしてまいりたいと思っておりますが、諸課題の発生要因となっている人口減少を食い止める定住対策は最も重要視をしているところであります。

御質問の私の目指すまちづくり構想ということではありますが、幼児期から小中高校までの系統性を持ったふるさと教育を実践する0歳児からの人づくり事業を進めながら教育の魅力化を図り、教育の町・津和野町の看板を掲げ発信することで、UターンやIターンを増やしていく定住施策を推進してまいりたいと考えております。

過去10年間、津和野高校の魅力化に取り組んでまいりましたが、様々な紆余曲折があり、その都度課題を乗り越えて、現在、重要な成果を見るに至っております。今後も0歳児からの人づくり事業を推進する過程において新たな課題や困難に直面することが予想されますが、これまでの着実な取組を経験として信念を持ってこの4年間取り組んでまいりたいと決意をしております。

新たな事業の導入についてであります。今年度は3月議会で述べました施政方針に基づいて諸施策を進めてまいります。令和4年度においては、議会で請願の採択がなされている買物支援対策事業や福祉施設関連防災事業をはじめ新たな課題の解決に取り組まなければなりません。年々厳しさを増す財政状況を勘案しながら判断する必要があるため、新年度の予算編成とともに決定してまいりたいと思っております。現時点で新規事業等について明らかにすることは困難でありますことをお許しく下さい。

組織機構については、御指摘のとおり縦割り行政の弊害をなくし、横の連携を保ちながら進めることが効率的かつ効果的な事業の推進につながると考えております。

しかしながら、合併以来本町は職員数の削減を行財政改革の一環として行ってまいりましたが、その一方で地方分権の名の下に国や県からの事務移譲が数多くなされ、職員1人当たりの事務量は以前に比較して相当に増しており、本来の自らの持ち分の仕事に追われ、プロジェクトチームをつくるなどの横の連携が取りにくい現状にあります。

こうした観点からDXの推進による事務の効率化とともに行っている事業のスクラップ・アンド・ビルドによる見直し、そして各課の事務分掌の再精査などを行いながら、職員一人一人の能力が発揮できる環境づくりと機能的な組織機構をつくってまいりたいと思います。

あわせて、行政執行部の意思決定機関である庁議の在り方は重要であり、これまでよりもさらに活発な意見が発せられる中で意思決定がなされるよう、その環境づくりに留意してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 町長のほうから回答を頂きました。

少し再質問なり、私なりの少し思いを話させていただきたいというふうに思いますが、町長の回答の中ではやっぱり定住対策、これも大変重要視しているということでありました。0歳児からの人づくり事業を進めながらUターン、Iターンを増やしていく、このことを信念を持って取り組みたいという力強い、これは決意であったというふうに思います。

私もこの0歳児からの人づくり事業については、確かにUターン、Iターン者を増やしていく、そういうことにつながっておりますし、特に高校支援等は成果を上げている。そういう実績もあるというふうに思います。やはり将来に向けて非常に重要な施策であるというふうに思いますので、ぜひこれを発展させていただきたい、そういうふうには思っております。

ただ、私は町長に今日お聞きしたいことは、今、町民の方、そしてまた私自身が将来に対して非常に不安を持っていること、これがございます。それは集落の維持ということでもあります。町長もこの選挙中、いろんな集落を回られたというふうに思います。どのように感じられたか分かりませんが、周辺集落、大変厳しい今状況であります。少子高齢化の波は止むことなく続いております。これまで集落で取り組んでいたことがだんだんと縮小しなければならぬ、そういう状況にもなってきております。特に、草刈り等についても農地周辺の草刈り等は直接支払制度とかそういった制度がありますので、何とかこれは維持できている状況もあります。しかし、集落周辺の草刈り等の範囲もだんだんと縮小され、集落自体が狭まってきております。そうすると、そこには獣被害が発生してきます。

集落の集会等においても、夜の集会、これはだんだんと参加者が少なくなってきています。今、団塊世代の人が大体75歳です。その人が10年先は85歳になります。このような状態で10年後の集落はどうなっているのか。本当に存続できるのか。大変、これは不安を抱えている、そういうふうには私には思いますが、何か希望を見つけていかななくてはならない、そう思いますが、なかなか展望が抱けない、そういう状況でもあると思います。若い人たちの集まりの中でもどちらかというとききらめムード、そういったものもあるんです。

このような中で町長は集落対策、地域対策についてどのように取り組もうとされているのか、まずその考えを私はお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、それぞれの集落、今、人口減少が大きな原因で本当に維持活性化というのが非常に難しい状況になってきていて、まさに10年、20年先というのがそれぞれの集落がどういう状況になっているのかというのが危機感というのは、今、議員がおっしゃられるとおり私自身も共有をしているというところでもあります。

これまでもこの集落の維持活性化策というのは様々な取組をしてきたつもりであります。一つは、まず、まちづくり委員会というのを各地域に設置をしていただきまして、そして地域提案型助成事業、また、まちづくり組織交付金、そういう制度もつくってまいりました。

先ほども草刈りという現実的な課題の例も挙げていただきました。こういうことも予測したものがまさにまちづくり組織交付金でございまして、もう集落の人的な力ではもう賄えないものをそういう組織交付金のようなものを使っていただきながら、例えばシルバー人材センターにも委託をしていただくとか、あるいは現在では地域づくり協同組合というのができましたので、そういう組織も活用していただきたい、そういう財源にもなればという、そういう思いも込められているといったところでございます。

そして、それをやりながら、やはりそれぞれの集落が活性化をしていく取組というものにも地域提案型助成事業というものを使っていただきたい、そういう思いでございます。

我々はやはりまずは集落のそれぞれそこに住む方々が、やはり自発的に取り組んでいくという、そこからが出発点だと思っております、そこにいかに行政として御協力ができるかということをもたやっっていく必要があるかと思っております。そのためにはやはりそれぞれの集落に、その次の時代をも担う若い人がまず住んでいただいて、そしてその若い方々がその集落の担い手になっていただくと、そういうことも必要だということからやっけてまいりましたのが若者定住住宅でございます。特に日原地域も津和野地域も比較的人口が多いところはまだ民間の建設会社等がアパートを造っていただけのわけでございますけれども、なかなかやはり山間部になってまいりますとそういう民間の建

設会社の事業がないという状況にもなる。そこも踏まえて我々はあえて中心部を中心に若者定住住宅というのを推進をしてまいりました。そこに若い人が入っていただいて、そしてそれぞれの地域あるいはまちづくり委員会の私は担い手になってもらいたいというような思いの中で、こういう住宅施策も進めてきたというところでございます。

ただ、なかなかそれ以上にやはり人口減少のスピードが速いということでありまして、その集落の今後の展望が描けない、今そういう現状にもなっているということは厳しく受け止めているところでありまして、今後もまたより一層それぞれの集落やまちづくり委員会と連携をしながら事業を進めていくということが必要であろうかとも思っております。そのためにもこの人口減少対策をどうするかということで教育というものを中心に据えたまちづくりをこれから展開をしていきたい、それが多くの方がUターン、Iターンが来た中で、それがどこに住むかというまた一つの課題があると思いますので、そこもしっかり解決をしていきたいと思っています。そのためには住環境の整備、仕事のこと、それから子育て支援、そういういろんなことをやっていかなきゃならないわけで、課題は多いわけではありますが、また一つ一つしっかり取組をしていきたいというふうに思っております。

特に住環境については、空き家がやはりかなり増加してきております。危険家屋になる前に使えるうちに活用していくということが非常に大事でもありますので、今後はこの空き家の活用の部分についてしっかり取組をしていきたいと考えております。その辺を視点に重点を置いた取組をしっかりしていきたいと思っています。

それから、仕事の確保ということになります。これについては、津和野町は何度も申しましたが、物流の条件不利地域でありまして、なかなか大きないわゆるメーカーの工場の誘致というのが非常に難しい競争社会の中で、そういう地理的なハンディを抱えております。今後においては、これまでもIT系の誘致というのを進めてまいりました。またこれをしっかり伸ばしていくということと、あと工場誘致については、私はもう益田市の工業団地のほうと一緒に取り組んで、そこに企業が来ていただいて、仕事は益田の工業団地、そして住まいは津和野町、そういうやり方を目指していきたいというふうに思っております。そのためには子育て支援等々のやはり益田市さんとそういう意味ではまた競争になるかもしれませんが、津和野のほうに住みやすい、子育てしやすいという環境をつくっていくことで推進していけるんじゃないだろうかというふうにも思っているところでございます。

そういう状況でございまして、いろいろなこの取組をこれからもしていかなければならないわけですが、ただ最後にもう一つ申し上げたいのは子育て支援、今、住環境の整備、仕事の確保、もう一つ忘れておりました、その仕事の確保についてはやはり各集落に住んでいただくという面においては農林業というのがまた大事だというふうに思っております。この辺のこれまで進めてきた地域おこし協力隊制度や国の農業施策の制度

を活用した農林業の受入れ、そういうものもより一層進めていきたいというふうに思っております。

その上でということになります。要は仕事の確保も住環境の整備、子育て支援、実はもう全国の人口減少、どの町も苦しんでおられるわけですから同じようにやっておられます。すごくサービスを充実してやっておられます。だから、津和野町はそこをやるだけではなかなか津和野町に選択していただけるかどうか、特にIターンについてはという課題が出てくるかと思っております。そういう意味で、やはり何か津和野町としての全国に向けてPRができる看板が必要だ、そういう思いの中で津和野町の歴史に鑑みてもこの教育の町ということを見板として掲げることが大きな特色づくりになっていくんじゃないか。そんな思いを持っているところであります。

ただ、これはただ看板を上げると言っても短絡的なものではないというふうに思っております。まさに古くからの教育の町としての津和野の歴史があり、そして高校の魅力化に取り組んできた10年間の、本当に紆余曲折がありながらも積み重ねがあるということでもあります。それをしっかり土台にした上で津和野町のこの教育としての看板を掲げて、また全国へPRすることで津和野に住んでみよう、UターンIターンを増やしていくということに繋げていきたいというふうに思っております。

少々取り留めのない話になりましたが、そういう中でUターン、Iターンを増やしながらか津和野に住んでいただくことを全庁的に行いながら、それぞれの集落の維持活性化ということにも繋げていきたいと、そんな思いを持っているといったところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろんな施策を展開しながら地域の維持、やっぱり集落の維持、そういったことに繋げていきたい、町長のそういう思いは分かります。

今の回答の中でまちづくり委員会、これの活動のことは町長触れられましたが、私は地域をこれからやっぱり存続していくために、このまちづくり委員会活動、これは非常に重要な活動の一つというふうに捉えております。自由に使える財源が配分されて、それを十分使っていく、これはなかなかこういう制度がないというふうに思いますが、私はありがたい制度であるというふうに思っています。このものをやっぱり継続していくということが大事と思いますが、今、まちづくり委員会も10年が経過してきたと思いますが、当初の勢いというかそういったものが少し薄れてきている、そういうふうにも感じるんです。

そういった原因は何かということをおし考えてみたんですけども、私は以前、このまちづくり委員会について公民館と連携してこれはやらなければいけないことではないかということで質問いたしました。その中で教育長も非常にそのことは、もう公民館と地域づくりというのは一体的にやらなければならない、もうそういうときであるという回答を頂きました。私はまさにそうだと思うんです。そのときに私は事務局体制を公民館で持てないかという質問をいたしました。そのとき、教育長の答弁はこういうことで

した。公民館が事務局を持つことは地域の人材育成に逆行することにもなると、しかし事務局を持つことを強制することは適当でないが、反対するものでもない、地域の実情に応じて協議をいただきたいというこういう回答だったんです。確かに、若い30代、40代の人々が事務局を担っているいろんな勉強をしながら育っていくという、これは大事なことだと思います。しかし、私は今70なんです。事務局を持っているんです。私、今、育てっちゅわかれてもこれ以上、よう育てません。恐らくどのまちづくり委員会の事務局を担当されている方は60歳を定年されて、その後そういう役に就いておられる方がほとんどだと思うんです。こういう実態なんです。若い人が一番やってもらえばいい、しかし、そういう人材がいないんです。そういう状況です。だから、私はこの公民館というのがこれからの地域の私は集落の存続に最後のとりででもあるというふうに思っているんです。ですから、そういった公民館の中に社会教育と、そういったまちづくり、そういったものを全部担うような町の体制としてつukれない限り、幾ら教育長がやりたいところはやっていいでしょう、そんなことではなりません。町がそういう方針を出さない限り、絶対できません。そういう事務局体制を強化することで、私はいろんな集落、自治会でも問題を抱えております。そういった問題をそこでいろんなことを協議しながらやっていけば、私は地域っちゅのは継続できる可能性がある。何としてもこの公民館というものをもっと私は機能していただいて、本当に集落維持、地域継続の起点として私は機能するような体制をつくってほしいんです。

今、いろんな地域で公民館の見直し等が行われている。教育長は御存じと思いますが、そういう動きはあるんです。そうしないと地域がもたない。私はそういうことで、まず4期目の町長スタートに当たってお願いしたいことは、公民館の在り方について協議をする場をつくってほしいんです。そして、指針、そういったものを示していただきたい。私はそういうふうに事務局を公民館に持ってほしいということをおっしゃっていますが、いろんな公民館がありますから、それぞれの考え方があろうかと思えます。地域の事情もあります。そういった意見もいろいろとくみ上げながら、ぜひ私はこの公民館の在り方について協議する場、これをつくってほしい。これは町長、教育長、その辺についてどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、公民館の連携体制ということではありますが、議員御承知かと思いますが、旧津和野町と旧日原町が合併をいたしました。平成17年9月25日、このときに一番の課題になったのはいわゆる公民館の体制でした。合併後、3年間を目処に公民館体制を見直しをするということで最終的には調停をして、合併がなったわけでありまして。その後、私もその新町になってから教育委員会に配属をされて、その合併問題でいわゆる公民館の体制について各地域を回っていろいろな御意見を頂きながら3年後にこういった方向でやろうという形で現在の体制になったわけでありまして。

そのときに一番言われたのが、公民館に事務局を持たすな、そういう地域の声がたくさんあったんです。我々は、私個人は地域のいろんな活動に公民館で事務局を持って、持てるものについてはしっかり持って地域と一緒に活動をしたほうがメリットが高いという意識の中でいろいろな地域説明会の中で話をさせていただきました。ただなかなか受け入れていただけない。その中で合併後、公民館体制を受け継いで、その後、だんだんとそういった状況についても地域で御理解を頂きながら現在に至っているなというふうに思っています。

議員が言われるように16年前と現在の状況はかなり違ってきていると思います。ですので、今、あえて言えばその当時事務局を持たすなと言われた日原地域の議員さんでございますので、その議員さん自らの気持ちとして、やっぱり地域で事務局を担えるものについては持ってもいいという、そういった地域のお考えに変化が出てきたということは改めて今日は認識をさせていただきました。

また、改めてそういった部分について、公民館の役割を再度検討する時期に来たのかなとそういう意識を改めてさせていただきましたので、そこら辺は地域によってやはり事務局は地域が持つべきだと考えられているお方もおられると思いますし、公民館でぜひやってもらいたいという地域もあろうというふうに思います。そこら辺をここで即答でそうしますというわけにはなかなかまいりません。過去の経緯もございますので。そういった御意見があったということで、また庁議で、先ほどの御提案にあったように庁議の中でもそういった方向性について議論をする時間があればいいかなというふうにも思っております。

貴重な御意見だということで参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからはまちづくり委員会に少し視点を置いたところからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、このまちづくり委員会がそれぞれ公民館が事務局を持つということについては、それぞれの地域委員会の考え方がありますので、それを尊重すべきだという思いの中で公民館が事務局を持って一体となってやる、それはそれで地域の考え方を尊重したいと思っておりますし、公民館とは違う形でまちづくり委員会を進めていくという、その地域においては、またそれはその御判断だということであって、どのようなやり方であってもこのまちづくり委員会というのは町としてはしっかり応援をしていくというスタンスでやってきたところでございます。

そういう中でこれまでも、例えば畑迫のまちづくり委員会さん等は公民館とまちづくり委員会が非常に連携をした取組をしていただいております。現在、小さな拠点づくりということで、例えば遠隔の健康相談とか、それから地域が振興していくためのいろんなイベント活動とか、そういう取組を現在活発にされているという状況であります。

そして、現在そこにIターンの若い方も何人か加われて一緒になってそういう活動をされているという事例もあるかと思っております。

ただ、私がここでそれを紹介をする中でもそれぞれの畑迫のまちづくり委員会においてもいろいろな課題を抱えておられて、それを乗り越えながらやってこられたというふうに拝察をしているところでございますけれども、またそういう見本になるような先進事例というものも紹介をさせていただきながら、そういう意味では未来づくり協同会議の在り方というのも今後問われているのかもしれませんが、そういう部分がまたほかのまちづくり委員会にも広がりながら若い人が入り、そして公民館との連携の在り方、そういうものをまた模索をしていく、そういう切っ掛けにもなればというふうにも考えております。これについては、また今後の、これはまた行政としての課題であろうかというふうにも思っているところでございます。

こういう中でそれを今後進めていく中で、また各地域の公民館がどういう存在意義を持っていくのかということにも繋がっていくかというふうに思っております。

今後、また私自身も公民館の在り方というものをしっかり考えながら、まちづくり委員会との関係性においてお互いがよくなっていく、そういうことを考え出していきたいと、そのように思っております。

どちらもそれぞれの集落が、まちづくり委員会も公民館もよくなっていくということが一番の目的でありますから、そのことを前提にしてそれぞれのまちづくり委員会と公民館の連携の在り方というのを考えてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 教育長の答弁の中では合併当時の話もありましたけども、やはりそれからもう10何年経っておりますね。随分地域の実情も変わってきております、本当に。私も地域が協力、皆でやるということを放棄しておるという意味じゃないんです。しっかりした事務局っちゅうのは本当に大事なんです。そこが機能しない限りなかなか活動もできないと思うんです。事務局だけがしっかりしてきて、そして地域の人も当然、会長職とか周りの委員とかなって一緒になってやるのはやるんです。基軸となる私は事務局体制、ここを何とかしないと本当に活動が進まない、そういう思いがしてならないんです。そういったことで町長からもいろんなあれがありましたけども、庁議で話をされるということもぜひやっていただきたいと思っておりますし、いろんな公民館の事情、そういったことの見解も聞いていただいと申しますけども、ぜひ公民館の在り方、これについてぜひ協議を持つ場を、そういった場をぜひつくっていただきたい、そのことをお願いをしておきたいと思っております。

次に、あと職場のことを少し書かせていただきましたけども、職場環境、これは仕事をやる上で非常に重要なことだというふうに思います。いろいろな取組もされているというふうに思いますが、特に職員の方とトップの町長あるいは副町長、教育長、どういうふうに職員と向き合っていくか、そういったところも非常に私は大事な部分があると

いうふうに思いますが、4期目を迎えて町長もいろいろと出張も多い、そういう時期になると思いますが、役場はやっぱりそこで残って職員と向かい合う一番機会が多いのは副町長の役ではないかなというふうに私は思っております。副町長、新しく島田副町長、就任されました。非常に期待をしているところでございますが、これまでもいろいろと職員との関係性は非常に気配り、心配り、そういったことをされて苦労があったというふうにも思いますが、ここで副町長に就任された島田副町長に副町長になられた抱負と併せて今後職員とどのように向き合っていられるか、その辺についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 職員への対応ということでございますけど、私が職員一人一人に個人的に指示を出すようなことは、まずございません。それぞれの部署にはやはり課長というものがおりますので、課長を通しての指示ということになります。

それよりも私が一番大事に思っているのは、課長を含めてまずは役場をまとめていく、これが一番大事ではないかと思っております。これまでの8年間におきましても一貫して組織である以上は報連相——いわゆる報告、連絡、相談、このことを徹底していただきたい。そういう旨を伝えてまいりました。今月の庁議におきましても、改めて徹底するようにお願いをしてきたところでございます。特に管理職で構成いたします庁議の場というのは役場の意思決定をするのに最高の場だと思っております。毎月定例庁議を行っておりますが、その中で各課長にはそのときそのときの課題を全員に報告していただいておりますので、庁議メンバーは同じ情報を共有する体制は既にもうできていると思っておりますので、町長の答弁にもございましたけど、今後もさらに充実をしてまいりたいと思っております。

ただ、今後の課題としましては時代の変化、社会の変化等によりまして、職員の意識改革、これは必ず必要になってまいります。みずから考え、行動できる職員をいかに育てていくかが私どもの課題ではないかと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ何としても職場は風通しのいい職場でないといけないというふうに思います。いろんな人が力が発揮できるような職場環境づくりに努めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

美しい森林づくり構想であります。平成27年9月25日開催された津和野町合併10周年記念式典において、町長は美しい森林づくり条例を制定することを発表されました。

平成28年6月議会において美しい森林づくり条例が制定され、その後、美しい森林づくり構想が制定をされました。

津和野町面積の9割以上を占める森林を生かし、里山保全と産業振興に結びつけるこの構想に町民の期待は大きなものがあつたというふうに考えます。

そこで、次の点について伺います。

1、美しい森林づくり条例は例規集の第1編、「総記」第1章、「町制」の津和野町民憲章の下に掲載をされています。他の条例より高い低いということはいわれぬかもしれませんが、高い位置づけというふうに私は捉えましたが、この条例の位置づけの見解についてお聞きをいたします。

2点目、今日まで森林づくり構想として取り組んだ主な事業について。

3点目、美しい森林づくり委員会の開催状況について。

4点目、森林づくり構想第1期は平成29年から33年度の5年間となっていますが、1期の実績の評価、検証や次期の構想についての取組状況についてはいかがでしょうか。

5点目、枕瀬山を中心としたモデル林の現状と将来に向けた整備計画について。

6点目、枕瀬大橋上流からバイオマスガス化発電所周辺の森林整備について。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、美しい森林づくり構想についてお答えをさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。美しい森林づくり条例は他の条例と同じ位置づけではありますが、平成25年の豪雨災害で手入れの行き届いていない森林が崩れて大きな被害をもたらしたことを教訓に、行政や住民が一体となって森林保全に取り組む意識を高めるため、津和野町民憲章の下に掲載しております。

二つ目の御質問であります。美しい森林づくり構想4つの柱の一つである森林とつながる基盤整備として担い手育成を目的とし、地域おこし協力隊を主な対象とした林業の技術研修を行ってまいりました。成果としまして、現在までに8名が津和野町に定住し、自伐型林家として活動しております。

また、ここ2年間はコロナ禍のため開催できておりませんが、美しい森林づくり講演会をこれまで18回開催しております。講演会のテーマとして津和野町の林業に関するものだけでなく、鳥獣対策、森林教育など広範囲にわたるもので、多くの方に参加頂くとともに、後日、ケーブルテレビで放送を行いましたので、人と森とを近づけるきっかけになったのではないかと考えております。

次の御質問であります。美しい森林づくり委員会の開催状況でございますが、これまでに年2回程度、委員会を開催してはいたしましたが、ここ2年間はコロナ禍のため開催できておりませんでした。来年度から木質バイオマスガス化発電も始まり、森林に注目が集まると考えられることから、今年度中に1回は開催し、美しい森林づくりへ向けて取り組んでまいります。

次の御質問であります、これまでの森林づくり構想で第1期でございますが、事務局である農林課でこれまでの実績をまとめ、美しい森林づくり委員会で評価・検証を行ってまいりたいと考えております。また、次期構想についても1期を踏まえた構想案を事務局で作成した後、委員会内で協議し、第2期構想を今年度中に策定する予定としております。

次に、枕瀬山のモデル林の整備計画ですが、文京区との友好の森と遊歩道周辺の下刈りや枯損木などの森林整備を毎年行っております。活用状況としましては、文京区とのこどもキャンプやNPO法人による自然体験イベントで活用しております。今後についても継続的な利用が見込まれますので、活動に利用できる下刈り等を継続していくとともに、樹木の成長に伴い、キャンプ場、天文台からの景観が損なわれますので、適宜、森林整備を進めてまいります。

次に、枕瀬大橋上流からの森林整備計画であります、現時点では森林整備の計画はございませんが、木質バイオマスガス化発電所が稼働した後は多くの方が視察等で訪れることも予想されますので、森林所有者の御理解と御協力を得て、町内の林業事業体と連携しながら、森林整備を行うことを検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この美しい森林づくり事業であります、最初に申したように合併10周年に町長がこれを制定を発表されました。非常に私自身もこれは重要な条例であるというふうに思っておりました。

しかし、その後あまりこの条例を生かした活動が本当にされてきたのかといったところはあまりまだ見えてこない。本当に本気で取り組んでおられるかどうか、これは分からないんです。いろんな研修会等は確かにやられました。私も参加はいたしました。いろんな話を聞かせてもらっておりますが、そういうことは幾らか取り組んでおられると思いますが、特にモデル林ということで枕瀬山にありますね。非常に日原市街地が見下ろせるいいところです。ここきれいに整備はされております。しかし、本当にモデル林なのかどうかちょっとどうかなというところはあるんです。まだ範囲も狭い。もう少しこの条例をつくった以上はモデル林としてもっと立派なモデル林を作って、他町村からでも来られて、さすがに津和野町だと思われるようなところまでやらないと、条例を私がつくった意味がないというふうに思うんです。あそこの今、モデル林、入口に看板も何もない。誰が来ても分かりません。どこにそういうモデル林があるか。そういうこともやっていないんです。私は本当にこれは本気か。その辺は非常に疑問に思います。やる気があるのかどうか分からない。そういうふうに私は感じておりますが、そういった意味ではもう少し非常にあそこあたりはここから見てもよく見えるところなんです。きれいに整備をすれば、いろんな人が見てもさすがにこういう条例をつくった町だ、きれいに整備されていると、そういうことも伝わるんです。そういうことが全くないような気がしてならない。もう少し、できればあのあたりを整備計画でもつくって、もう少し年

次的に整備をしていく、そういうことは考えていく必要があるんじゃないかと私は思っております。

今の状況、地域おこし協力隊の方が8名、今、津和野町で林業に携わっているという回答がありましたが、林業の担う業者の皆さんと併せてこういった協力隊の人はこれからの津和野町の林業を背負っていかれる、非常に貴重な存在であるというふうに思います。こういった人が本当に協力隊の期間が過ぎて自立していける、そういうことはやはり町も支援を今後もしなければいけないと思います。需要量の確保、こういったことでもして生活できる、そういうことをやっぱり考えていかなければいけないと思います。そのためにはいろんなもう少し活動を進めていくことによって、そういった事業も出てくるんじゃないかなというふうには思っているところであります。

これの今、取組状況について農林課長担当と思っておりますけど、特に5年間の計画を立てて、それで3年で一応検証するということがありましたよね。条例上もそうなおるんです。コロナがあったからちょっとそういうことをできないということもあるかと思いますが、ちゃんとこれはやっておられるんですか。

それで次期の計画も立てるといふふうに言われておりますが、この辺、途中の検証はやられたのかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 森林づくり構想についてでございますけども、確かに、議員おっしゃるとおり中間的に評価をなささいという条例がございます。ただ、先ほどから申し上げましたとおり、今のコロナの関係でここ2年は確かに活動ができておらんというのが現状でございます。評価まで至っておるかどうかは分かりませんが、今後その評価も含めて、この3月までのところで第2次構想を策定していく予定にはしております。そのために、今、1期分を実際にどういったようなことができたか、あるいは今後どういったことをするのか課題も含めて、今ちょうど精査をしているところでございます。そこら辺も含めまして第2期の構想に向けて、今向かって準備をしているところでございます。

それから先ほど来、モデル林の整備という御質問がございました。これにつきましては、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、文京区との友好の森の歩道周辺を中心に天文台、それからその下の道路まで基本的にこれは毎年、友好の森整備事業委託料ということで30万円ばかり予算をつけて草刈りあるいは枯損木等の除去を毎年これについては行っておるところでございます。それに合わせまして、樹木の成長がどうしても著しいところにつきましてはキャンプ場、それから天文台からの景観が損なわれないように間伐といいますか除伐等もしておる状況でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 本当にこの条例を持っておる町村、近隣ではない条例をつくったわけですから、やっぱりそれにふさわしい森林整備、これはぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、最後にもう一点だけお聞きしたいんですけど、前回、私は枕瀬大橋からバイオマスガス化発電まで、これの整備を何とかできないかという質問をいたしました。特に建設課に対しての質問で、親水護岸とかを検討したらどうかという話をしましたが、それは非常に時間がかかる、なかなか事業採択は分かりませんが、当面できることはあそこあたりの非常に景観が悪い立木があります。民間の人の土地であると思うんで、当然許可も必要、許可を得てでないといけないと思いますが、そういったものだけでも整備すれば、非常にいい景観になるんです。だから、立木だけでやれば、そんなに財政的にもかからない。できるんじゃないかと思うんです。

特に私が今日言いたいのはあそこのバイオマスガス化発電のところ、もう6月に発電が開始されるというふうに思います。チップヤード、造成のところでもいろんな問題も出ましたけれども、6月からは何とかスタートして発電が行われる。そのことを私はすごく期待をしております。ただ、そのときにあそこの周辺なんです。国道と発電所ができる間、わずかな距離ですが、あそこは非常に景観上あまりよくない、よくないと言っちゃあれですけど、少し景観上整備すればいい場所と思っておるんです。あのままでスタートさせちゃいけないと思うんです。それと併せて国道から川河川の間、大変に竹が茂っておる。あそこは大体山が狭まっておって雰囲気的には暗いところなんです。そういうところをもっと明るくせんにゃいけないです。恐らくあの竹も民間の人だと思いますけども、ぜひ協力頂いて、間伐でもいいです。そうすると竹の林の間から高津川が望めるようになる。非常にいい景色になるんです。それもそんなに財政的にかかるものじゃないです。そうして明るい雰囲気にしてスタートさせにゃ、いろんな、これ言われておりますように視察等もある、そういうことがあると思うし、学校教育関係でもいろんなところから私は来る、そういうところになるとそういうふうに期待をしております。来たときに周りがこれは何だと、これが美しい森林づくり条例をつくっておる津和野町かと、そんなことになっちゃいけない。ですから、何としてもあの辺はあそこに入られる業者、それと当然電力を発電する会社の皆さん、そして町、町がとにかく先頭に立ってきれいにしようという、そういう協議をして何としてもスタートするまでには明るい雰囲気、いい環境の中でスタートさせてほしい、そのことだけは私はぜひやっていただきたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 美しい森林づくり条例をつくったのはいいが、なかなかそこに実行が伴っていないんじゃないかというお叱りも受けてきたわけでありまして、これまでも自伐林家の支援ということについても地域おこし協力隊制度が終わった後も、もうプラス町独

自のほうでこの制度をつくりまして応援をする、そういうものも行ってまいりました。これは担い手の育成という観点でございます。そして、やはり林業活性化という視点からもこの木質バイオマスガス化発電に着手をしたというところでもありまして、これも大きな事業費を投じてのものでございます。またそのほかにも作業道の開設に対して、これも町独自にその開設の補助制度もつくったりというようなことで、恐らくここまでやっている自治体というのは全国を見てもそこまで多くはないだろうというふうには、そこについては自負をしているところであります。

ただ、なかなか林業だけにお金を投じるわけにもいきませんので、福祉も医療もいろいろなバランスを取りながら財政を投じていかなければなりません。そういう中でまだまだきめ細かいところで足りないところがあるというところはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

特に、森林環境譲与税が始まっております。これまではその辺の資金をガス化発電とかそういうものに使ってまいりましたが、この事業も一段落してまいりますと、より森林整備という形で環境譲与税を有効に使わせていただけるかというふうにも思っておりますので、その辺はまた念頭に置きながら、今日御指摘を頂いた、特に注目を頂ける部分、まず最初にそこを優先的に考えながらモデル林を中心に、また木質バイオマスガス化発電所との周辺の整備というものにはできるだけ、ちょっと6月のガス化発電の開始に合わせてまでというのはここで確約はできませんけれども、できるだけ早い段階でそうした環境整備には取り組んでいきたいという思いは持っているところであります。

そして、もう一つだけ、このバイオマスガス化発電でございますけれども、一昨日も寺戸議員のほうから再生可能エネルギーで津和野町にそういう計画はあるのかという御質問を頂きました。風量発電、太陽光発電等、大規模なものですが、これらについて現在は計画はありません。ただここ数年の中でやはり風力発電のそういう設置をしたいという意向を示されたお話もあったのは事実であります。ただ、津和野町はやはり、いわゆる景観というものが重要な観光資源になっていることがございます。そういうことも踏まえて景観審議会でも御意見を頂きながら、やはりこの風力発電は津和野町の景観を壊すことにもつながるということで町長として懸念を示すという、そういう文書も送らせていただいたりとか、そういうこともやってきた事実もありまして、いわゆる風力発電等はお話はあったけれども今のところは実現をされていないという状況の事例は幾つかございました。

今後もやはり津和野町を考えたときに、再生可能エネルギーは必ず取り組んでいかなければなりません。脱炭素社会の下で、けれどもなかなか風力発電、あるいは大規模な太陽光発電というのはやはり難しいというふうに私自身は認識をしております。ただ、そういう中で、今、地球環境というものが全世界的に問われている中で、全世界のあるいは全国民が一人一人自分の責任を果たしていく、そして、自治体の責務もあるというふうに思っております。では、津和野町はその責務をどういう形で表していくのか

ということになりますと、やはり私はもう木質バイオマスガス化発電というものを、これを進めていくということが非常に大事なんだというふうに思っております。

そういう観点から、今後もこのバイオマスガス化発電というものもしっかり中心に据え、そして林業全体へ、また自伐型林家をさらに育てて取り組んでいく。そういう林業森林施策というものを美しい森林づくり条例の下に進めてまいりたいという強い気持ちを持っておりますので、またお叱りを受けないように実効性を持って、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ありがとうございます。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序9、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 11番、岡田克也でございます。それでは、通告に従いまして4点質問をいたします。

まず、1点目の質問であります。津和野町の医療・介護についてであります。

津和野町は医療崩壊の危機の後、公設民営化で健全経営を続け、医療を町の最重要政策として取り組んだ成果として、島根大学や自治医科大学、県立中央病院などから医師の派遣を受け、益田赤十字病院との連携が津和野共存病院、日原診療所の医師体制の充実を生んでいると考えます。

現在の共存病院・せせらぎ・診療所の現在の運営状況、看護師などの医療従事者の充足状況、益田赤十字病院との連携によるベッド稼働率の状況、医療資材などの購入一括化による経費削減状況などをお尋ねいたします。

また、看護師などの医療従事者確保のためには処遇改善が必要と考えますが、確保のための橘井堂の取組はどのような状況かお尋ねいたします。

また、日原診療所の移転が予定されておりますが、中年、高齢者の主な死亡原因としてトップに上げられますのが、心疾患や肺炎、脳血管疾患、悪性新生物、いわゆるがんであります。それに対して診療所に配備されるレントゲン撮影装置や血液検査機器等でも一定の検査が可能であり、精密検査が必要な場合は津和野共存病院のCTやMRI撮影で対応されると考えます。

日原診療所移転後の検査機能の詳細や今後の日原診療所を中心とした日原地域周辺の医療構想についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の医療・介護についてでございます。

津和野共存病院の運営状況につきましては、7名の常勤医師と非常勤医師により診療に当たっておられ、津和野町医療介護統括管理者である益田赤十字病院木谷院長の御指導を頂きながら三輪院長の下、医局全体で協力体制をとって診療に当たっております。

経営状況につきましては、令和3年度計画値に対し9月末現在の実績を比較し、入院患者数では1日当たり1人の減、外来患者数では1日当たり8.7人の減となっておりますが、診療単価では、入院収益が1,552円の増、外来収益が468円の増となっており、収益全体では対計画値105.8%、費用全体では対計画値103.1%となっております。

また、前年度同月末と比較し病床稼働率につきましては、令和2年度81.4%に対し、令和3年度80.6%と僅かに減少しております。外来患者数につきましては、1日平均患者数が令和2年度68.4人に対し、令和3年度63.6人と減少しております。外来患者数の減少は、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えと手洗い、マスク着用等の自己健康管理の徹底が大きく影響しているものと思われま。

日原診療所につきましては、令和2年10月より須山先生が所長となり週3日勤務され、飯島副院長、非常勤医師により診療に当たっています。

経営状況につきましては、令和3年度計画値に対し9月末現在の実績を比較し、外来患者数では1日当たり2.9人の増となっており、収益全体では対計画値101.3%、費用全体では対計画値92.8%となっており、増加傾向にあります。

また、前年度同月末と比較し外来患者数につきましては、1日平均患者数が令和2年度28.8人に対し、診療体制が整ったこともあり令和3年度34.4人と増加しております。

介護老人保健施設せせらぎにつきましては、令和3年度計画値に対し9月末現在の実績を比較し、入所者数では1日当たり0.5人の増、短期入所者数では1日当たり13.5人で増減なし、通所者数では1日当たり1.7人の減となっております。収益全体では、対計画値103.4%、費用全体では対計画値103.5%となっております。

また、前年度同月末と比較し入所利用者数につきましては、1日平均利用者数が令和2年度30人に対し令和3年度29人と減少しており、短期入所につきましては、令和2年度11.9人に対し令和3年度13.5人と入所者数の減少をカバー、通所につきましては、令和2年度13.5人に対し、令和3年度12.3人と減少しております。

近年においては、高齢化と人口減少及び新型コロナウイルスの感染状況に左右される中ではありますが、今後も人口予測等を考慮しながら、必要な医療と介護を提供してまいりたいと思います。

看護師等の医療従事者の充足状況についてでございますが、令和3年度の計画要員数に対し看護師8名、准看護師3名、介護福祉士6名、理学療法士1名、診療放射線技師1名、臨床検査技師1名、調理員1名が不足している状況にあり、パート職員等により補っておりますが、人員不足については厳しい状況が続いております。特に退職等による看護師、診療放射線技師の不足が課題となっております。

職員の募集については、医療法人橘井堂のホームページや折り込みチラシ等の媒体を使用して周知しております。これに加えて近隣県の医療技術者養成学校を訪問し、看護師及び医療技術者への修学資金貸与事業の説明なども交え、就職担当者に対するPR活動も行っております。

なお、町は医療技術者に対する修学資金の貸与事業を実施しておりますが、対象者が理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を目指す者に限定されておりましたので、診療放射線技師等あらゆる職種が対象となるよう現在手続を進めているところでございます。

益田赤十字病院との連携につきましては、平成27年3月26日に二次医療圏、益田圏域において質の高い医療環境を確保し、地域住民に適切な医療を提供するため、緊密かつ円滑な医療連携を図ることを目的として、津和野共存病院と益田赤十字病院は医療機能連携協定を締結しております。この目的を達成するため、津和野共存病院は、益田赤十字病院の後方支援病院及び在宅療養支援病院として位置づけられており、回復期の患者対応を主とした医療を提供しております。

このように限りある医療資源を効率的に活用するため、二次医療圏における医療機関の機能分担により当院の役割が明確化しておりますので、益田赤十字病院との連携により回復期患者の紹介を受けることで、病床稼働率の向上につながっております。病床稼働率の類似病院平均値が70%以下で推移している中、津和野共存病院の令和3年11月末での病床稼働率は80.6%となっております。

医療資材等の購入一括化による経費削減状況につきましては、益田赤十字病院の購入方法を参考にSPDシステムの導入に向けて検討中であると伺っております。

SPDシステムとは、病院における医療材料や医療用消耗品の購入に関する発注や在庫定数管理及び供給を一つの業者に委託することで、過剰在庫の防止や期限切れ製品の把握ができ、購入価格の抑制や不良在庫の削減など、病院経営をサポートするシステムのことです。

また、入院や入所の際に必要な衣類やタオル等をセットで貸し出すサービスの導入を令和3年11月より導入されており、こちらも職員の負担軽減と経費削減、併せて患者様や御家族様の負担軽減にもつながる可能性があるかと伺っております。

看護師等の医療従事者確保のための取組につきましては、医療法人橘井堂としても給与等の処遇改善が大きな要素の一つとして考えられることから、昨年度より益田赤十字病院等を参考にしながら、給与表や退職金規定の改正等、処遇改善に向けた取組に着手し、令和4年4月からの実施を計画しております。

町といたしましても、処遇改善により医療従事者にとって魅力ある病院、施設となるよう、財政担当課と協議を重ねながら支援を図りたいと考えております。

日原診療所を中心とした日原地域周辺の医療構想につきましては、平成30年に民間の医療機関が閉院したことに伴い、日原診療所は日原地域で唯一の一般診療所となりましたので、日原地域にお住まいの方が安心して生活できるよう、日原診療所が提供する医療をより充実させることが責務と考えております。

そのため今年度、日原診療所の場所を発熱外来施設へ移転増築する事業を現在進めております。現発熱外来施設の約2倍の面積分を増築し、レントゲン撮影装置の導入及び訪問看護ステーションを併設することで、診療所の機能強化を図ることとしております。

日原診療所で実施可能な検査につきましては、これまでと同様に簡易な血液検査及び尿検査、そして今回新たにレントゲン撮影装置を設置することで簡易な画像検査が可能となります。これにより利用者の移動負担の軽減につながると考えております。

日原診療所は津和野町全体で考えたときに、津和野共存病院のサテライト診療所として位置づけられておりますので、診療所で実施できない検査につきましては、これまでと同様に津和野共存病院と連携しながら患者輸送により対応してまいりたいと考えます。

また、将来的に必要な医師数及び医療従事者が確保できた場合には、二診体制での医療提供の実施を検討していると伺っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、ただいまの答弁に即しまして、1点ずつ御質問をいたしたいと思います。

まず、7名の常勤医師と非常勤医師により診療に当たっておられるということであり、そのうち7名のうち1名が自治医科大学卒業の医師の方であります。今後、自治医科大学や島根大学への、また島根県立中央病院等への医師の派遣要請等、現在しておられる状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 町長からの答弁にありますとおり、津和野共存病院では現在常勤医師は7名おります。しかしながら、老健との兼任の医師がおられますので、人数概算上は6.5人となっております。様々な事情から、実質的に外来、入院は若手医師4名で対応することになっております。無理がかからないように益田赤十字病院や島根大学医学部附属病院からの非常勤医師の応援を依頼して何とか診療を維持で

きています。しかしながら、令和4年3月末で若手医師の2名が退職することが決まっております。

津和野共存病院は、地域医療拠点病院の指定を受け、津和野町の医療を何とか守り、研修医や学生の実習の受入れ、併せて町内無医地区への対応等、少なくとも現在の若手医師、4名の体制を維持していくことが必要であります。津和野共存病院の存在は、この圏域にとってなくてはならない医療機関となっており、現在勤務している医師に加え、県に対しましてはさらにもう1名の若手医師の派遣を要望したと橘井堂のほうからは聞いております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま、もう1名の医師の派遣の要請をされたということではありますが、これは自治医科大学のほうから2名の派遣をという要請であったかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 現在、自治医科大学のほうから1名の医師の派遣を受けておりますけども、さらにもう1名ということで希望していると聞いております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 自治医科大学のほうから医師の派遣を受けるとい、このことだけでも今まで津和野町がどれほどこの医療を大事にし、そして尽くしてきたか、そして県や国とどれほど連携しながらやってきたかという、その成果だと思っております。2名の派遣を頂くということになれば、より安定した今後も医療が継続されてくると思いますので、ぜひとも自治医科大学には要請をして、この地域にとって何よりも大切な、なくてはならない病院であることを訴えていただきたいと思うことあります。

再質問の2点目ではありますが、診療単価が増加しております。これはコロナ禍の中で外来の控えとかいろいろなことがありながらも診療報酬が増となっております中で、結局のところ収益が増になっているという、今答弁でありました。診療報酬が増となった理由については、把握しておられますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 先ほど町長からの答弁にありましており、津和野共存病院の9月末現在での診療単価につきましては、計画値より入院収益につきましては1,552円の増、外来収益につきましては468円の増となっております。

増となった原因につきましては、患者様への診療内容や投薬の問題関係など関係していると思われませんが、詳しいことについては分かりません。

なお、9月末までについては、コロナ加算で増額につながったということを橘井堂のほうからは聞いております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 日原診療所については、診療体制が整ったこともあり、令和3年3月4日と増加しているということでもあります。これは須山院長先生、そして飯島先生、そして木谷先生などの益田赤十字病院からの応援診療、そして非常勤医師体制の充実が増加の原因になっているのか、増加の要因についてお尋ねをいたしたい。

また、須山先生の週3日の診療、そして飯島先生の診療というものが地域住民から非常に信頼を得られているということもお聞きします。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 町長の答弁にありまして、日原診療所の患者数の増加は、診療体制が整ったことからが主な原因だと考えております。

診療体制につきましては、ただいまの議員のほうからもありまして、須山院長が月、火、金の週3日の診療と、あと訪問診療を月、木の午後行っております。水曜日は飯島副院長、午後は特別養護老人ホームへの訪問診療、木曜日の診療については益田日赤からの非常勤医師で対応しておりまして、午前につきましては、山崎先生、また午後につきましては益田日赤の木谷院長が担当されております。

今後、外来患者数につきましては、増加すると見込んでおりまして、1日当たり40人を超えた場合では、1人一診体制では不可能だと、厳しいということを伺っておりますので、今後1日当たり40人を超えるようなことがあれば、この前提としましては医師数とか医療従事者が確保できた場合ということになりますけれども、二診体制での医療提供を実施するという検討をしているということ法人のほうから聞いております。

また、須山先生、また飯島先生につきましては、以前より日原のほうで診療に当たっておられたという実績ございまして、日原地域の町民の方には馴染み深い先生であるというところで、かかりつけ医という意味合いが大きくなってきたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 病床稼働率が類似病院の平均値が70%以下で推移している中、津和野共存病院の令和3年11月末での病床稼働率は80.6%となっているという、これがこういうことや先ほども全体的に答弁の中で診療報酬というものが増加をしておるとい、これはやはり益田赤十字病院との連携が大きいところだと思うわけでありまして、この答弁の中でありましたSPDシステムや医療等のセット貸出し、これが益田赤十字病院が導入をしておられる、この経費削減方法だとの答弁でありましたが、どれぐらいの削減効果があるのか、そこら辺は把握しておられるでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 先ほど答弁にありましたSPDシステム、また入院セット等のことにつきましては、始まったのがこの10月からというところもございますし、SPDシステムにつきましては来年度からという形になっております。今のところ、その試算につきましては医療法人のほうから聞いておりませんので、詳しいことについては分かりません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 医療従事者にとって魅力ある病院施設となるよう、財政課と協議を重ねながら支援を図りたいということの答弁がありました。これは若い職員がやはり処遇が将来を生活していく上で見通しがきかないということで退職というようなことも続いたり、また、高齢になっていた看護師の方々に退職されてもずっと勤務をされながら何とかこの医療を保っておりますが、やはりそれもいつかは限界が来るわけで、若い医療従事者、看護師や医療従事者の方々にやはり勤務を続けていただくためには、処遇改善は避けて通れないことだと思います。

その中で地方交付税の措置、そして財源等をどのように考えて支援をしていこうと考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 処遇改善につきましては、先ほど議員のほうからございましたとおり、大変重要なことであると考えております。

今後5年、現在の状況で進みますと、恐らく医療従事者の確保ができないということ、幾ら医師のほう確保できたとしても、病院自体の経営ができないということになり得ると考えております。

質問にございました交付税でございますけれども、令和3年度の交付税につきましては、津和野共存病院、一般病床が13床、地域包括ケア病床が36床ということで49床ございます。交付税につきましては、病床数により算定をしておりますけれども、普通交付税につきましては1床当たり72万円ということで3,528万円、特別交付税につきましては1床当たり170万6,000円と定額分3,081万円により1億1,440万4,000円となります。合計で1億4,968万4,000円となりまして、令和2年度に比べまして約2,568万1,000円の増額となっております。

ただ、この交付税を処遇改善の財源とするか、また他の財源を充てるかにつきましては、今財政課のほうと協議をしておりますので、今後の検討次第ということになっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 財政のほうは、このことについてどのように検討しておられるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 病院従事者の処遇改善ということで、給与等の改善ということがございますけども、今医療対策課長が特別交付税措置等の内容について、普通交付税についても答弁しておりますけども、今現状で申し上げますと新年度予算についての予算編成を今各課にお願いして要求を積み上げていただいている状況でございますので、そういったことが整理されて、年が明けて各課ヒアリングを今から行うスケジュールにしております。

そういったスケジュールの中で、医療対策課と予算についてのヒアリングを行いますので、そのヒアリングを通した中で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 日原診療所はレントゲン撮影装置が入ると、今まで例えば高齢者が亡くなる原因の大きな一つに肺炎があります。肺炎を誘発する理由の一つは、やはり風邪やインフルエンザ様々なものがあります。そのような肺炎や、また骨折などでも受診によって診断ができるのであろうということが予想されます。

今後、今現在、日原診療所から津和野共存病院にレントゲンを撮りに行かれる方がどれぐらいあるのか。また、レントゲンがあることによって増えるということは十分に考えていけるとは思いますが、このレントゲン撮影について、現状が分かれば、また今後の展望があればお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） レントゲン設備のことでございますけども、大変申し分ございません、日原診療所から津和野共存病院へレントゲン撮影を行うために搬送している人数につきましては、資料を持っておりませんので分かりません。

ただ、今回日原診療所に設置いたしますレントゲン設備につきましては、津和野共存病院に設置しておりますレントゲン設備よりは簡易なものでありまして、ドクター、医師の判断で撮影ができるものになっております。ですので、今後は日原診療所のほうでレントゲンの数は増えてくるということは予測をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野共存病院は地域拠点医療病院として申請をされておるかと思いますが、この申請に係る経緯について、また組織機構の変更などもこれに伴って進めておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 地域医療拠点病院への申請の関係でございますけども、津和野町は国勢調査の経過からも人口減少が非常に激しく少子高齢化が進行しております。高齢化率につきましては、令和3年9月末で48.9%と50%近くであり、町全体で見ると住民の2人に1人は高齢者であります。このことから高齢者や移動が不自由な住民への医療提携体制を整えることが急務であると考えております。

このような状況で、町はいかにして医療を提供できるかということですが、先般、津和野町の二つの地域が無医地区に認定されました。木部地区と須川地区です。病院や診療所から離れた地区であります。

それぞれの地区につきましては、木部地区の高齢化率は55.3%、須川地区は57.9%であり、両地区とも町全体の高齢化率を大きく超えたところでございます。さらにこの地区の中の集落に目を向けると、高齢化率が100%の集落も存在しております。両地区とも町営バスが運行されておりますけども、運行本数も少なく、時刻などを考慮すると利便性が十分ではありません。

医療ニーズに関しまして地区公民館にお話を伺いましたが、やはり循環診療についてはぜひとも実施していただきたいということでした。循環診療を実施することで、患者の負担も軽減され、住民の方も強く要望されていますので、医療法人橘井堂ともお話をしていますけども、実施する方向で現在進めております。

以上のことから、地域医療拠点病院となることで責任を持って地域に医療を届けたいという思いから、申請をさせていただいているというところでございます。

なお、地域医療拠点病院に申請することによって、例えば巡回診療する施設等への国、県の補助金の申請ができやすくなり、財政支援が受けられるというところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 巡回診療は、非常に特に遠距離の地域に住まれる、先ほどお話がありましたが、無医地区に認定された2地区にとりましても巡回診療は非常に交通、例えば手段を使ってでもなかなか遠距離にまで出かけていくことが大変な高齢者などには非常に有効的だと思います。

実際に巡回診療を行っていく上での医師体制、そのようなものは考えておられるのか。また、医療近接型住宅というものも考えられると思いますが、その点はどのように考えておられるか。そしてまた、患者移送サービス、そういうものも考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 大変申し分ありません。先ほど質問にお答えするものが一つ抜けておりましたので、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

医療法人橘井堂の組織機構の変更でございます。私もこの9月に医療法人橘井堂の組織機構に係ります研修会のほうに参加をさせていただきました。これまでの運営につき

ましては、各施設、津和野共存病院、日原診療所、せせらぎ、訪問看護ステーション、それぞれが単独で事業を行っていたというところがございますけども、10月1日より組織改編を行いまして、管理運営部門が一本化されたというところがございます。

また、今までダブリというのがございましたけども、その辺につきましても、課長や係長、職員、会員との業務を明確化するということも行っております。さらに医療部門と介護部門を分け、それぞれを統括する部門を新たに設けたと聞いております。

新たなものとしましては、地域医療連携センターというものを設けておりまして、津和野町で最後まで暮らせるための支援を行う課というところで、患者サービス課等々の設置を行ったと聞いております。

それでは、先ほどの質問でございますけども、まず医療近接型住宅の考えでございますけども、医療法人橘井堂と連携を図りながら、津和野町としましては地域包括ケアシステムを進めるため、通院が困難な方や退院後の自宅での生活が不安な方でも、町外へ転出することなく津和野町で安心して暮らせるための医療近接型住宅の確保も考えていけないといけないとは考えておりますが、ただ、今のところ実際医療近接型住宅が実現できるかどうかというところにつきましましては、現在のところ検討中であるというところでおいていただきたいと思います。

また、先ほど申しましたとおり、地域医療連携センターの中に患者サービス課というのを新たに設けております。これにつきましましては、津和野町内の開業医の方と連携を図りながら検討しなければいけないところも多々ございますけども、できればドア・トゥ・ドアというところで、患者の方を家から病院へ運ぶということも考えておりますし、また巡回診療におきまして、公民館で実施をする予定としておりますけども、その際には患者の方を家から公民館へというところも現在検討をさせていただいております。

ただ、あくまでも先ほど申しましたとおり、地域の医療機関との連携を図りながら細かいところについては検討させていただくというところにしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 住み慣れた地域で、住み慣れた家で安心して最後まで暮らしていくために、ただいま地域医療連携センターの開設というようなことも答弁にありました。町長として、医療・介護をどのように考えているのか、最後に総括的にお答えを頂きたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まず質問の御回答に先立ってというふうに申しますか一つお話をさせていただきたいと思えます。

今日、質問の前段の部分で、自治医科大学の医師派遣について何名お願いをするという回答もしたところでありますが、これについては12月24日に島根県地域医療支援会議がございます。そこで益田圏域であれば医師会病院、六日市病院、そして津和野共

存病院、日原診療所ということで、それぞれそこで何名の派遣をお願いをするということ正式をお願いをするということになりますので、そしてその上で、来年3月に発表があるかと思えますけれども、実際にどの病院に何名の派遣というのが発表されるというような状況でございます。この辺は少し慎重に進めていかなければならないものでございますので、そこの地域医療支援会議でお願いをするものだとすることを補足としてお話をさせていただきたいと、そのように思います。

そういう状況の中で、今後、医療と介護の方向性でございますけれども、やはり医療従事者あるいは介護職場のスタッフの確保、これがやはりまずは基本になるというところであります。そのためには、この待遇改善というのが重要になってくるわけでございます。そして、そこに若い方々が入っていただいて、そして一緒に職場として、この職場を最後までやり遂げていただけるという環境をつくらなければなりません。

津和野町のこの医療については、石西厚生連のいわゆる破綻から再出発を切っているという経過もありますので、これまではこの待遇面というのは、ほかの自治体病院等に比べても、非常にいい状況にはなかったということがあります。しかし、今後の将来の医療の維持を考えていくためには、まず人材の確保が必要ということで、今回待遇改善というものを進めていこうということになります。

来年度予算にこれが反映してくるということにもなります。できれば1月ぐらいの全員協議会をお願いいたしまして、この辺、詳細についてまた議会で予算を提案させていただく前に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、やはり待遇改善のための財源確保を町の行政のほうでもしていかなきゃならないという状況でありますので、今この点について予算編成に向けて全体の事業のある程度の見直しも含めて財源を確保していかなきゃならないということになります。今そういう面で、相当重たいという使命を感じながら、そこに取にかかろうとしているといったところでありまして。

そうした人材を確保した上で、様々なまた今地域連携あるいは医療近接型住宅、そうしたものにも取り組みながら医療・介護の充実に取り組んでいきたいと思えますし、介護部門については次の質問にも関係するかと思えますけれども、組織の再編成ということも念頭に置き、また限られた人材をより有効的に生かすことができるような、そういうまた体制づくりも進めていく必要があるかと思っております。

残念ながら本町も人口減少率、非常に高い。これはいろんな議員からも御質問頂いております。そこには若者の移住ということも大事であります。やはり高齢者が町外へ転出をされるケースというのも非常に多いわけでございますから、この高齢者の方が津和野町で住み続けていただける、そういうためのこの医療・介護の提供、そういうものも充実が大事になってくるかと思っておりますので、またしっかりこの辺も重点的な取組として進めてまいりたいと思っております。

細かいところまで話し始めると、とても時間が足りませんので、医療・介護の方向性ということで私の思いを述べさせていただくということに、この場ではとどめさせていただきたいと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。津和野町の介護についてであります。

高齢者の多い津和野町において、介護事業所の職員不足の解消が重要な課題となっております。各事業所の危機的状況を掌握して解決するためには、介護福祉士の資格を取得できる学校へ通学する生徒への町からの奨学金の創設というようなものも考えられるのか。

また、町内の介護事業所に就職した場合の奨励金の創設など、そういうものも考えていけるのか検討する余地があるのか、などなどの対策を講じることが重要であると考えます。

また、実務経験3年で介護福祉士の受験資格が取得できます。町民に介護の仕事に関心を持ってもらう講座や職場体験など、独自の育成システムも重要だと考えます。

また、将来的な人口予測に基づいた介護事業所の統合や人事交流などの検討が必要と考えます。現在の町内介護事業所等の状況と所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町の介護について、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように町内介護事業所においては介護人材の確保が非常に困難で、施設利用者の受入れ人数を制限された事業所もあり、人材不足により運営状況が大変厳しいと伺っております。

少子高齢多死社会に突入し、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数は、介護ニーズの上昇に対して少子化による労働人口の減少が顕著であり、2040年には2019年と比較し69万人の介護人材が不足すると推計されております。

人材確保の方法としては、御指摘のように介護職を目指す方に対する奨学金制度を設けることが考えられますが、民間の介護事業所への就職を目指す方に対し町が直接奨学金を貸与することは難しいと考えます。

しかしながら、各事業所が人材確保のために工夫を凝らした独自の取組について奨励金を交付するなど、町から何らかの支援を行うことについては検討の余地があると考えております。

また、介護の仕事に関心を持ってもらうための研修会等の実施についても1つの方法と考えておりますが、平成28年度まで社会福祉協議会において実施されておりました介護職員初任者研修については、制度的に130時間の研修及び終了評価としての筆記

試験が義務づけられており、ハードルの高いものでありました。そのため介護に関心を持つ介護未経験者に対して、基本的な知識を研修する数時間程度の入門研修を実施することにより、介護の業務に携わる上での不安を軽減することも必要なものであると考えております。

また、入門研修を受講し生活援助従事者研修や介護職員初任者研修にステップアップしやすい環境を整えていくことも介護人材の確保につながっていくものと考えております。

人材の確保が厳しく、職員不足が解消されない場合においては、介護人材を効率よく配置することも鍵となります。人事交流や事業所の統合による解決策も考えられますが、各事業所においては給与をはじめとした処遇面が異なっていることなどの様々な調整課題を認めております。今後、専門家や各事業所の御意見を十分にくみ取りながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 昨年、県社協の主催で、介護に関する入門的研修が益田市及び2自治体で開催をされました。その状況の中で、この介護に関する入門的研修というものが介護に触れていく最初のきっかけになる、また介護人の仕事に関心を持っていこうというものになっていくかと思いますが。

私も介護事業所に勤めているときに食事介助から清拭、車椅子の移動方法、そして介護の方の褥瘡ができないための体位交換や様々なことを実際に学ばさせていただいて、今でもそのことが非常に介護を、例えば家族の介護、そして誰かの介護を必要とされる方の手伝い、そういうことに繋がっていると感じます。

やはりそういう入門的研修というものは大事だと思っております。これは町でも市町村でも実施できるとお聞きしておりますが、このことについてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 介護取得の入門的研修でございますけども、先ほど町長からの答弁がありましたとおり、介護初任者研修等につきましては、130時間等というハードルの高いものでございますけども、この入門研修につきましては、全部で21時間というところになっております。基礎講座と入門講座として研修を受けるというわけでございますけども、内容的には介護に関する基礎知識や介護の基本、基本的な介護の方法や認知症の理解、障がいの理解、介護における安全確保、こういったものを行うこととなっております。

先ほど申しましたとおり、この研修につきましては、介護事業に携わる切っ掛けをつくる大変有意義なものであると考えておりますので、現在医療対策課の中で来年度に向けて実施できるかどうかというのを検討しているところでございます。

検討に当たりまして、この入門研修につきましては、行政職員もしくは介護福祉士、社会福祉士等の職員が講師を担うことができるとなっております。これにつきましては、介護事業所等の協力を得ながら実施することも可能とは思っておりますけども、他市町での状況を聞きますと、委託するというところがやっぱり多いというところを聞いておりますので、委託方式にするのか独自方式にするのかというところも併せて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、次の質問に移りまして、しまね留学と多拠点生活つわの学び未来についてであります。

津和野高校は今年の新入生が定員の80名を満たし、80名の新入生のうち36名が県外からのしまね留学であります。今年、県外の中学校から島根県の公立高校に入学した生徒は230名となり、12年前の4.2倍となっているとのことであります。

多拠点生活をサポートするADDRESSサテライトオフィスである津和野オフィス、しまね留学、学校と地域をつなぐ一般財団法人つわの学び未来が共同して、学校と都市と津和野を結ぶ役割を担っていただいていると考えます。現状についてお尋ねいたします。

また、ADDRESSサテライトオフィスには、島根県立大学のサテライトオフィスも併設しており、島根県立大学総合政策学部総合政策学科井上厚史先生のゼミ生の津和野班が、津和野オフィスに定期的に訪問して地域の研究や課題解決にも取り組んでおられますとお聞きしております。

また、津和野高校のグローバルラボの部活は地域住民とともに地域課題の解決を目指す活動を行っており、津和野高校留学の魅力の1つにもなっております。

これらの活動を通して交流人口の増加や空き家を使つての津和野高校への3年間の母子留学など、また津和野町に住む人々の課題を解決し、満足度を向上させることも重要であり、また連動して町内の商工観光業の活性化も図るべきではないかと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、しまね留学と多拠点生活つわの学びみらいについてお答えをさせていただきます。

誘致企業である株式会社アドレスが運営する津和野A邸については、開設当初の稼働率は2割程度で推移しておりましたが、11月に入り稼働率が4割程度となり、徐々に人気が増している状況と報告を受けているところであります。

職員の体制は、職員4名のうちIターン者が1名、Uターン者が2名、さらに1月には、1名のIターン者が就労する予定となっております。

株式会社アドレスの多居住拠点サービスでは、地域と利用者を繋ぐ家守を配置しており、利用者が津和野町のことを知ることでできる体制をとっており、U I ターン促進のみならず交流人口拡大の一助を担っていただいております。

また、津和野A邸は島根県立大学のサテライトオフィスが併設されているため、島根県立大学と連携して毎月1回つわの未来塾をこの施設で開催し、島根県立大学生が津和野町をフィールドに地域学習を行い発表する場となっております。この活動には、津和野高校地域系部活動グローバルラボが参加することもあり、大学生と協働の課題解決学習に取り組んでおります。

一般財団法人つわの学びみらいに所属する教育魅力化コーディネーターが、大学生と高校生の協働学習に伴奏役として参加する機会もあり、サテライトオフィスとしての機能を有効に活用しております。

当町では、総人口の減少に加えて担い手となる生産年齢人口も減少しております。この担い手不足は地域が抱える大きな課題となっていることから、今後は交流人口と呼ばれる地域外の人材を地域づくりの担い手として確保していく必要があると考えております。

津和野高校生と島根県立大学生との交流は、地域外の担い手を確保するのみでなく、交流する地域の方も刺激を受け、新たな担い手となることが期待されます。

町といたしましては、交流事業を通じた交流人口の拡大と担い手不足解消等の地域課題解決に取り組み、地域の活性化につながる新たな社会需要を取り込む施策を県の支援を得ながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 多居住拠点サービスにおいて、今担い手不足、そしてそれに伴って人口減少も伴い、消費不足ということが非常にまだ課題となっております。その中で交流人口を拡大していくというのが、ただ、一居住ということだけではなく、季節、季節で例えば津和野に住んでいただいたりしながら、農業のお手伝いや体験をしながら、それがまた新規就農に繋がるのではないかと考えております。

県の産地創生事業においても、ワサビが採択をされました。京都市では、各大学で京都市の地域課題を解決する活動に対して、ふるさと納税を活用して、この活動に支援をしたいという方が、そのふるさと納税を納めるシステムもあります。これは京都市民以外の方は返礼品がありますが、京都市民の方は返礼品はなくてもこの活動に協力したいということでインターネットのボタンを押せば、それで協力ができることとなっていくそうであります。

これらの多居住拠点サービスにおいて、担い手不足、消費不足、それらの課題を解決する、そして新規就農に繋がるのではないかと考えますが、この多居住拠点サービスという考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） この多拠点居住サービスではありますが、今町長の答弁にもありましたとおり、株式会社アドレスさんが昨年度津和野町に進出しておられます。アドレスさんは全国に215か所の拠点を持っておられまして、月々4万4,000円の会費で、その215点の拠点をいろいろな住み歩きといいますか移住できるというような環境を整えております。

たまたま島根県が、今回初めての地域でございまして、島根県で47都道府県を完了したということで、津和野町は島根県における第1号の拠点となったということでございます。

こうした今、アドレスさんはかなり多くの会員数も抱えていらっしゃいますので、そうした方のいろいろな多拠点居住の1つに津和野町がなり得たということは大変喜ばしいことと考えておりまして、この方々が交流人口の一助になっていくというふうに考えております。

議員御指摘のこれが、じゃ担い手不足にすぐ直結するかと申しますと、新規就農等にはすぐには結びつかないかもしれませんが、津和野町をアピールするいい機会になっていただくということはできていると思いますので、今後はこのアドレスに常駐する家守さんを中心に、そうした津和野町の新しい特色もPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 交流人口の拡大ということが、やはりこの山村に、じゃ津和野町にいきなり移住してきてくださいというよりも、まずはお試し的に1週間なら1週間、2週間、一月、そういうスタンスで進んでいただきながら、その中でいろんな体験をしながら、こういうことで居住していこうという、そこに結びつけるやり方もあるでしょうし、また春先は田植えやそして秋には稲刈り、そしてワサビ等の育成、そういうものもやってみたいという、そういうことも出てくるかと思えます。

この交流人口の拡大ということが、今から定住とともに非常に重要になってくると思いますので、担当課におかれましては一層の尽力を期待をいたしまして、次の質問をいたします。

4点目であります。グルメを使った観光振興についてであります。

津和野町内には、清流高津川のアユ料理を食すために全国から客が集まるアユ料理の名店やじゃらんの中四国の夕食がよかった宿ランキング1位の料理旅館、全国の有名シェフたちとの交流があるイタリアンの店、毎月その旅館の料理を食べに来るためだけに来町される常連客を持った旅館、うどんやそばの名店、フランス料理や天ぷら料理、日本海の海の幸や高津川のアユを扱う寿司屋や天然すっぽん料理をレトルトで出して好評を博している料理店、うずめ飯や川魚料理、うどんや団子などでたくさんのお客さんが訪れる店、旧畑迫診療所で野菜ソムリエがおり、地元産の野菜料理を中心に出すレストラン、地元産の季節の野菜料理を中心に好評を博す旅館や民宿、道の駅のレストラン、

地元民からソウルフードと呼ばれるお好み焼き屋、お客の絶えない洋食店、料理とともに頂く日本酒等の地酒、県外の方々からもリピートが絶えないわさび、タラの芽やコゴミ等の山菜、まめ茶・ざら茶、一緒でありますけれども、そういうお茶や日本酒等の地酒、笹山や大蔭などのブランドの里芋、ユズなど魅力のある食の町の津和野町であります。県内他町村にはA級グルメの町としてアピールしている町もあります。

また、全国にはB級グルメの町として、津山のホルモンうどんや富士宮やきそば等、観光の目的にもなっております。津和野町ももっと食を全面に出して津和野町の食を目的に訪問される方々を増やしていくように、食の町津和野としてアピールすべきではないかと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、グルメを使った観光振興についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように町内には多彩な食資源や名店が多く存在していると認識しております。先ほどお示しをされた料理の名店をはじめとして、評価の高いワサビやお茶、地酒、里芋、山菜など枚挙にいとまがないほどであります。

しかしながら、こうした名産物、名店は特定の人には高評価の認識を持っていただいておりますが、まだまだPR不足や流通・販売促進の弱さから一部を除いて全国区に名を連ねるまでには至っておりません。

こうしたことから、御指摘のありました「食の町津和野」のアピールは、コロナウイルス感染症で落ち込んでいる本町の経済再生の一つとしてのみならず、郷土料理やその地域にしかない食を中心とした観光誘客戦略の重要なキーワードとして取り組むべきものと思っております。

現在、食を絡めた施策としては、地方創生推進交付金を活用した電動自転車を中心とした体験ツアーの中で、食の分野での体験メニューの造成や森鷗外没後100周年記念事業を進める中で、鷗外の食した食べ物等をコンテンツの一つとして取り組むことなどがあります。

また、町内事業者においては、本町で導入いたしました真空高压調理器を事業者が積極的に活用する中で、芋煮、すっぽん、甘酒等をレトルト加工品として、新たな商品を開発しているところでございます。

町内には、宿泊客をもてなす旅館料理、洋食店などの昔からのソウルフード、歴史に育まれた伝統的な郷土料理、津和野町の偉人が愛した食べ物、町内のそれぞれの地域で食べられている季節の旬な食材や料理があり、これらの津和野グルメを戦略的に観光振興に利用する必要があると考えております。

本年度は、5年に一度の観光振興計画の策定年であり、現在その作業中ではありますが、新しい計画の中の柱の一つとして、食を中心とした誘客施策を検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今からなかなか食堂などを担っておられる方の高齢化に従って、店がやはりどんどん閉店していくのかなという、そういう懸念をしておりましたが、美容室を兼ね備えた喫茶店やそして洋食店なども県外から進出してこられて開店をしておられたりする状況を見ながら、やはりこの食の町というものをアピールしながら、また店を継いだり、また出店したりという方が増えてくることを、そして津和野町に来た人たちが津和野町の食はおいしいねと言っただき、また行きたいねという、それがやはり最大のアピールになっていくんではないかと思っております。

先般、町長の方からもありました三津同盟、津山市、中津市、津山市のホルモンうどんや中津市の唐揚げ、そういうB級グルメも観光の目玉となっております。この三津同盟というものを契機としながら、津和野町もそのような誰でも安価でも食べていけるようなそういう名物を、津和野町の料理人の方々いろんな知恵を出し合いながら、また津和野町出身の方が全国屈指の旅館の総料理長になっておられたり、京都の名店に勤めておられたり、いろんな方があります。

また、三國シェフや様々な方々も津和野町に関わっておられますので、そういう方々とともに、その食というものを考えながら、津和野町の一つの——うずめ飯というようなものもありますけれども、いろんな食の祭典というものも考えたり、食を考えたりしていくべきではないかと考えておりますが、最後に御所見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 食の関係でございます。ただいま議員のほうからありました食の祭典ということでもあります。

津和野町におきましては、過去あがん祭というお祭りがありまして、これが平成12年から10回ほどやって、最後21年まで続けられたわけでございます。このお祭りの中で、津和野町の郷土料理、お菓子、あと地酒ですね。その他、農産加工品を広く宣伝することによって、観光の誘客に繋げるということで開催された模様でございます。

そうした大きいイベント、このイベントによりまして、多くの方が津和野町を訪れ、津和野町の食を知っていただき、さらに津和野町、その奥にある魅力を知ってもらったというふうに考えております。

こういう大きいイベントを含め、またイベント以外についても、他市町でございますが、A級グルメ、B級グルメ、そういったような戦略的なことがあります。そういう戦略的な施策を通して、観光誘客も併せた地域活性化もされている模様でございます。

今回観光振興計画を策定中でございますが、その中で今後5年間の食に対する観光含めた、そういったようなものを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） それでは午後の会議に入りますが、本日は、たくさんの傍聴者の町民の皆さんにお越しを頂きまして誠にありがとうございます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

発言順序10、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 議席ナンバー7番、御手洗剛でございます。通告いたしておりますように、2項目について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1項目めであります。津和野町国土強靱化地域計画に沿った事業展開についてであります。

近年、我が国をはじめ世界各地で大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きております。我が国においても、平成30年7月豪雨や令和元年の東日本台風に伴う豪雨災害などが記憶に新しいところでもあります。本町においても、平成25年7月の集中豪雨で名賀や吹野地区を中心に大きな被害を受け、その復旧のために最近までの長期にわたり多額の事業費を投じてまいりました。

これらの近年頻発する自然災害に備える上で、その背景にある地球温暖化の影響を考慮しておく必要があり、災害がいつ、どこで発生しても不思議でないことを認識しておくべきと考えます。

国においては、平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災等に資する国土強靱化基本法を公布・施行し、平成26年6月、国土強靱化基本計画を閣議決定をいたしました。

当町においても、近年、多くの自治体が被害を受けている大型台風や豪雨による風水害、地震災害の発生が危惧されることから、国や県の動きに併せ解決すべき課題を整理し、津和野町国土強靱化地域計画を策定しました。本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

そこで、国土強靱化への取組の進捗状況についてお尋ねをいたします。

まずは、本年8月に発生しました台風9号による豪雨災害の被災件数並びに復旧状況はどのようであったかについてであります。

二つ目として、これまでに実施してきた国土強靱化、長寿命化のためのハード、ソフト両面の取組の状況について。

三つ目に、今後、本町国土強靱化地域計画に沿い、ハード面で優先して取り組む事項についてはどのようなことか。

四つ目として、地域住民の方々からは、町管理の河川において豪雨の都度、川からの越水により土砂が田畑へ流入することから、河床掘削の要望を数多く聞くところであり、災害予防のための実態把握に鑑み、年間を通じての施設の巡回・点検が肝要であると考えます。その実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町国土強靱化地域計画に沿った事業展開についてでございます。

まず、一つ目の御質問でございますが、本年8月に被災し災害復旧事業により復旧を計画しているものは、公共土木施設が道路7か所、河川7か所の計14件、林道が8件、続いて、農地・農業用施設が10件となります。農地・農業用施設の内訳については、田2か所、用排水路5か所、頭首工が3か所です。

これらの被災箇所には、10月上旬より12月10日までのところで国の災害査定が修了し、準備ができ次第工事発注を予定しております。

また、現在通行止めをしている町道や農業用施設等については、地域の方々には大きな影響を及ぼすことから、優先して準備を進めているところです。

なお、林道柳二俣線については、被災規模が大きく十分な現地調査が必要であることから、復旧工法の検討など現在、国と事前協議を行っている状況です。

また、住宅裏が崩壊した箇所が5件あり、うち4件は町の林地等崩壊対策事業により対処することとし、1件についてはのり面の十分な対策工事が必要なため、林地崩壊防止事業として間もなく発注予定としております。

そのほか、農地への土砂流入など被害が小規模なものについては、津和野町農地農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱による支援を行っており、現在、申請を受けているものが17件となっております。

二つ目の御質問であります。津和野町国土強靱化地域計画は、昨年、令和2年度に策定したもので、起きてはならない最悪の事態を設定し、これを回避するための具体的な事業の一覧をまとめているものでございます。

本計画に基づき、起きてはならない最悪の事態として、被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止の設定を踏まえ、町道の道路改良や落石対策、または橋梁やトンネルにおける長寿命化対策に取り組んでおります。

そして、住宅・建物・交通施設等の崩壊や火災による死者の発生の設定においては、中座団地等の公営住宅の整備、また、ソフト面として、木造住宅の耐震改修補助事業やブロック塀耐震化補助金制度などの住民への周知・利用促進に取り組んでいるところでございます。

三つ目の御質問であります。今後、本町国土強靱化地域計画に沿い、ハード面で優先して取り組む事項はという御質問でございますが、今後、優先して取り組む事項については、町道改良や橋梁等長寿命化対策に引き続き取り組んでいくとともに、緊急性や財政状況を勘案した上、改めて取り組む事項について検討したいと考えております。

一方、起きてはならない最悪の事態として設定している土砂災害等による死傷者の発生については、島根県と連携し、河川改修事業、砂防事業、治山事業、ため池整備等防災減災事業による取組を進め、津和野町全体の強靱化を図ってまいりたいと考えております。

四つの御質問であります。地域住民からは河床掘削についての要望を数多く聞く、災害予防に鑑み、年間を通じて施設の巡回・点検が肝要であると考え、その実施状況はという御質問でございますが、御指摘のとおり、河床掘削は各地域から実施の要望がございます。

高津川本流及び津和野川については県へ要望し実施頂き、その他の支流等については土砂の堆積状況等を確認の上、優先順位を決定し工事を実施しております。この財源については、河川浄化対策事業補助金として全体事業費の2分の1が県からの補助金となっております。

施設の巡回・点検については、シルバー人材センターへ道路パトロールを含め年間委託しており、異常があった場合、日報や口頭による報告があります。

また、各地域の河川愛護団に、法面の除草や清掃を委託しており、異常があった場合、随時連絡頂いているところでございます。

なお、8月の豪雨災害においても愛護団体等地域住民の方々からの通報が大半を占めております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問に移らさせていただきます。

本年8月の台風9号による豪雨災害の被害状況につきましては、9月定例議会におきまして同僚議員の一般質問に対する現時点における被害状況の報告がございました。その中では、公共土木施設で法面や路肩崩壊など8か所、護岸崩壊など河川6か所の14件となっているということであります。

また、林道が15件、農地・農業用施設が23件で、被害金額については公共土木施設で約4,700万円、林道で約1億9,000万円、農地・農業用施設が約9,500万円の合計3億3,200万円と推計されるとしておりました。そのほか農地への土砂流入等であって、被害が小規模で災害復旧事業として復旧が計画できない農地・農業用施設が約20件との報告がございました。

その後確認された被害についてお聞きをするところでありますが、先ほど御回答がありました被害状況の中で、林道につきましては15件と9月議会では報告がございましたが、これが8件、農地・農業用施設で23件が10件、また、小規模災害が20件が

17件というふうになって回答がございましたが、これについてはどういったことで件数が少なくなったのか、お願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、今御質問のありました災害復旧工事における件数が、以前御報告いたしましたものと相違があるということの御主旨の御質問であろうかと思えます。これにつきましては、まず、今回御説明させていただきましたものが、補助災害といたしまして国の災害査定をまず受検させていただいたものでございます。

前回御説明差し上げたものにつきましては、またちょっと補助で向かうか、町の単独で向かうかというのが若干確定できていない部分がございます。

それとこちらは、件数の考え方でございますが、災害復旧工事におきましては、普通、ここAか所、Bか所それぞれございまして、近接する距離が、私ちょっと定かではないんですが、100メートルないし150メートル以内につきましては1か所工事として、通常1か所として見るということがございますので、そういったこともございまして、実際、国の災害査定を受けるに当たりまして、それを取りまとめたということでもありますので、ちょっと件数については前回御説明差し上げたものと乖離がございますけど、一応今回、町長が先ほど答弁申し上げた件数につきましては、国の災害査定を現在受けたものでありますので、この件数で御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 分かりました。

それから、9月議会当時はまだ査定といいますか、調査が十分ではない段階であったというふうに思っておりますが、9月以降、追加でこの対象になったものがその中にあるという理解でよいのかどうか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 9月以降という今、ことでございますが、一応、その時点で一応確認させていただきまして、先ほども申し上げましたが、なかなか小災害であって、それぞれの事業において金額が40万円以上とか被災金額が基準がございまして、実際積算して弾いたところ、そのくらいの金額までに行かなかったものにつきましては、町で維持の範疇等で対応をしなければいけないということもございました。そういったことでございますので、前回と数字が異なっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） そういうことは、9月で報告のあった追加というものは基本的にはなかったという理解をしいいものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 追加というか、町で今、維持管理の範疇でやるものにつきましては、これからも今、精査しておるところでございますので、ちょっと現時点で何件だということが明らかにできませんで、どうしても国の災害査定が、8月の豪雨災害を受けて早く受検の準備をしなければいけませんでしたもので、このほうを進めておりました、先ほど申し上げました件数が国の国庫補助事業の対象になる災害復旧事業の件数になります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 分かりました。

御回答の中で、現在通行止めをしている町道や農業施設等について、地域の方々に大きな影響を及ぼすことから、優先して復旧の準備を進めているという御回答でありました。この通行止めをしている町道、また、農業用施設、これは、具体的にはどこの部分を言うのか、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 現在通行止めにしております路線につきましては、こちら天文台のほうに向かう道がありますが、北斗台線がございます。次に、日原中学校の護岸沿いに町道が走っておりますが、日原青原線2号でございます。

これらにつきましては、まず、北斗台線のほうは、法面崩壊がかなり大きゅうございまして、こちらのほうが電線とかいろんなものの影響があり、応急工事ではまた再崩落の危険がありますので、現在通行止めにしておる状況でございます。

また、日原青原線2号につきましては、隣接に中学校もございまして、生徒の皆さんも通られるということでもありますので、万全を配しまして現在通行止めにしておる状況であります。

それと、農業用施設災害につきましては、先ほど申し上げましたとおりの件数で全体が10件でございますが、これから年度が変わって冬季を迎えますが、春の作付というのが農家の皆さん、頭におありと思っておりますので、それに影響がないように早目に発注できたらということで今準備しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町道については、当然ながら皆さん方、生活のためには必要不可欠なものでありますので、これは急ぐ必要があると、そのように対応されるように回答がありましたので、お願いをしたいところであります。

それから、毎年豪雨で被災する箇所、河川からの越水で土砂が流入する農地、このようなことで毎年のように起きております。立地条件もあると考えられますが、河川の幅員が狭い上に、土砂が堆積し、河床が上がっていることが大きく起因していると思われ

ます。河床を掘削し、堆積土砂の撤去を計画的に実施することが何よりも本町にとっては優先すべきものと思っております。

折しも木部地区におきましては現在、中山・長福地区において農業競争力強化基盤整備事業による再圃場整備が進行中であります。また、令和5年度以降、山下地区におきましても、この事業を実施予定であります。

せっかく高規格の圃場が完成をいたしましても、毎年のように発生する豪雨による河川からの越水で土砂が圃場に流入する危険性は多いにあります。また、現在もであります。取水風致に土砂が堆積していることで水が取れないと、地元からは早急な対応を求められる声が多々あるわけであります。

このことは、木部地区だけにとどまらず、町全域共通の緊急に対処すべき事項でもあります。災害予防に鑑みて計画的な実施を望むものであります。これにつきましての所見をお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの河床掘削についての御質問でございますが、これにつきましては、例年1か所実施しておる状況でございます。これにつきましては、県から2分の1が補助をされます河川浄化対策事業として実施しておるところでございます。

河床掘削につきましては、先ほど議員申されましたとおり、町内から多くの御要望を頂いております。町といたしましては河川の状況を確認の上、優先順位を決めさせていただき対応をしておるところでございます。ただ、昨年度の実施箇所の状況において補足で御説明させていただきますと、工事費約400万円程度で延長が300メートルほどの施工区間であったかと思っております。

こういったことでございますので、なかなか河床掘削の延長が長くなりますと、町で行う部分につきましては時間を要すということがありますので、高津川本流とか津和野川につきましては、島根県に対して要望をして、実施していただければと考えるところでございます。いずれにいたしましても、一度現地を確認させていただきまして、対応を検討させていただきたいと思っております。

また、河床掘削につきましては、残土処理のほうのこともございますので、また地元のほうでその辺を選定について御協力頂けましたら、運搬距離が短いほど区間が実施できますので、御検討を頂けたらと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 1級河川につきましては、当然ながら県が管轄するものであろうというふうに思います。

今回答がありました町で対応する、1級河川以外の数は相当数あろうかというふうに思っておりますが、その中で調査の対応は例年1か所程度で、要は予算が限られておると

ということであろうというふうに思っておりますが、シルバー人材センターなり愛護団等からの報告があつて、相当数あるというふうに回答があるわけでありましたが、相当数の、それこそ私が想像するにおいても、実は最近、1級河川以外の木部地区にある町管理の施設を見て歩きましたら、相当数の件数とともに堆積がかなりあるところが目につきます。

なかなか、例年1か所ずつであるなら、相当のその先になるんかなというふうなことで、大変心細い話になってくるわけでありましたが、地元からは、県への要望なり町への要望をぜひ出して、急いで対処していただきたいということがずっと私のほうにもお願いをされることであります。

どうかその予算を確保されまして、これに対する対応というのは、被害が起きてからでは、また相当復旧までに時間がかかるということがあるわけでありまして、町全域にわたる話であろうかと思ひますが、これに対する優先順位もなかなかつけづらいというふうなこともあろうと思ひます。

そういった中で、やはり地域の方々には説明がいくようなものにしていかなくてはいけないんじゃないかならうかというふうな思ひをするところでもあります。

先ほど申し上げましたように、木部地区においても基本、一町5反といひますか、そういった規模で区画整理を現在もしておりますし、今からもほぼ全体的に取り組む格好にしております。

せつかく圃場整備をしても、こういった一つの災害で、土砂が堆積していることを起因とするもので災害がやはり大きくなるといひますか、そういったことでは、やはり今圃場整備をしている、それを見ておられる地元の農家からは、早急の中で本当対応をしてもらわないと、圃場整備をした圃場がすぐ被害を受けるというふうな格好になつても大変であるということが大きな声として出ておりますので、ひとつ御検討も頂きながら今後の整備計画といひますか、そういったものを強化するようひとつ論議をお願いをしたいなというふうに思ふところでもあります。

シルバー人材センターの道路パトロールをされているといふのも、私も知っておりますし、一つの仕事として取り組んでおられるというふうなことは目に見るところであります。

日報のように上がっておるんであろうと思ひます。そういったことの把握は十分御存じで、担当課は特に実態把握はできているというふうにも思ひますし、こういった川の状況については、やはり雨の都といひますか、状況は変わります。やはり、被害があつて愛護団等から早急に対応をしてほしいというふうな声を聞くまでに、やはりしっかりとした年間を通じた対応というものをぜひ求めるものであります。

先ほどの回答の中でもありました。そういった河床掘削をするためには、河川からの土砂を処理するための残土処理場、この確保がまず必要であるといふことで、県なり町

も、その必要性の中でかなり交渉等も、場所の設定を検討し、現在木部においても場所が決定しているということも私も承知しておりますが。

この残土処理場というものは1か所では決して済むものではなかろうかというふうに思っておりますし、ましてや近い将来、津和野地区においても山入から喜時雨に抜けるトンネル、この残土処理というものが当面の課題としてあるわけでありますので、地域との協議の中で、我々も今まで多少は協力してきた経過もあるわけでありますが、地権者交渉と申しますか、そういったことをいち早く取り組むようお願いをしたいというふうに思っております。

現在、残土処理場として、県の関係もありますが、この町内にどの程度、現在、今から使える残土処理場、大方の話でいいですが、あるものか。そして、今後どういったところに確保していくかということの検討がされているかについての状況についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの残土処理場の選定についての御質問でございますが、先ほど議員申されましたとおり、県事業として島根県に対して要望をし、事業採択され実施するに当たっても、どうしても残土処理場の件が考えていかなければならないことがございます。

これにつきましては、やはり県の方より、地元におりますこちらの町の職員のほうが、現場の状況とか地権者の顔が見える部分がございますので、県との間に入ってございまして、その交渉のほうに当たっているところでございます。

それで、今も残土処理場の選定につきましては、いろいろ地権者の方と協議しておる途中でございますので、まだ確定とは申し上げられませんが、今大きなところで県土等の工事でその残土処理場として予定しておりますところが、川尻地区と田二穂地区に2か所考えておるところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、地権者の方からいろいろと御要望を頂いておりますので、まだその辺で協議中でございますので、現時点ではそういった2か所あるということで御理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） なかなか一つの事業を行うについても、かなりの段取りをしながら取り組むざるを得ない、当然の話であります。今当面の課題として、こういった河川の浄化と申しますか、スムーズに水が流れることが何よりも必要であるというふうに思うわけであります。予算の確保等も行いながら、その取組を早める、この必要があるというふうに思っております。

町長、これにつきまして御意見ありましたら、ひとつお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 防災対策につきましては、治水事業、または治山事業、様々な事業を着実に進めていかなければならないわけでございます。やはり町の財源だけでは限界もあるということと、それから、県の管理のものも多々あるということで、県については、毎年鹿足土木協会をつくっております。その協会を通して、津和野町長、それから吉賀町長、それから津和野町議会議長、吉賀町議会議長とで県のほうに参りまして、県知事並びに県土木部のほうへ、こうした町内の様々な危険箇所をピックアップをして、そして要望書にまとめて整備のお願いをしてきているというような状況でございます。

ただ、県のほうも財源は国からによっておりますので、やはり国全体としても予算がつかないと、県もお願いしていることを全てやっていただくということには、すぐにはならないということにもなります。

同時に、我々としては国交省等にも毎年この予算の確保の要望にも行くというような状況の中で、御承知のとおり国土強靱化のためのまずは3か年の予算というのが非常に大きな規模でついたわけでございます。このことによって、この3年間は県のほうも津和野町内、これまで要望してまいりました河川の危険箇所、河床掘削をかなり進めていただいたということで、私としても大変喜んでいっている状況であります。

実際、今年の夏も大雨が降りました。消防団員にも警戒に出ていたわけですが、今までとはやはり川の水位の上がり方が非常に緩やかだったというお話を聞いてもいるところであります、やはり河床掘削がかなり進んで効果というのは、そういうところからも感じているといったところであります。その声がまた県知事や、あるいは国交省にも私から常に、その効果があるからということ伝えてもいるということで、次の予算の確保に向けては、そういうこともしっかり声を上げる必要があるというふうに思っております。

このたびこの国土強靱化の予算も5か年の延長が決定をしたということになりました。今後もまたこの5年間は、過去の3年間の、また、予算規模よりも相当増額されての予算措置がされるということでもありますので、今後の5年間、また、津和野町においても県事業を中心に河床掘削が相当進んでいくんだらうというふうに期待をしているといったところであります。

ただ、御承知のとおり、川の底を掘っても、一時的にはいいわけですが、まただんだん土砂がたまってくるわけでございますから、そういうことを繰り返しながら、常に河床掘削を繰り返して行いながら河川の安全を図っていくということが大切になってくるんだと思いますので、これからまた5か年の延長が今度終わったときに、また、今後もやはり継続的にこの予算がついていくということは今から、またしっかり国のほうにも訴えていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

国のほうも、現在は全国的に毎年のように大きな豪雨災害が発生している状況でありますから、この国土強靱化の必要性というのは、以前に比べるとかなり必要性を感じていただいているというふうに思っているところであります。

そういう中で、しっかり声を上げていくということが大事であろうかと思っておりますので、町長の仕事としても、しっかりこれから声を上げてまいります。また、議員の皆様方からもいろんな場面、お立場の中で国にも声を届けていただけるとありがたい、そのように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

もう一つは、要は国全体の予算が増額されて、島根県にもその分増額の予算が下りてきて、それを県が県内の危険箇所はどういうふうに事業に充てていくかという、今度はそういう問題にもなるわけでございます。

津和野町の河床掘削の予算も、増額されておるといっても、やはり決まっているわけでございますから、そういう面において、今まで要望してきているところが全て一遍に解決するという、まだそこまでの状況でもないということになります。

そういう中で、我々も津和野土木事業所窓口にも、県にもいろんな要望箇所をお示しをしているわけですが、津和野町としては、各町内箇所から頂いているところに、なかなかその優先順位をつけにくいという側面もあります。

そういう中で、やはり地域が、時には直接県の津和野土木事業所でもいいかと思っておりますが、そこへ声を住民のほうから伝えていただくということも、またその箇所が進む一つのきっかけにもなるかとも思っておりますので、その治水事業の必要性を伝えていくという部分についてもまた御検討を頂ければいいんじゃないかと、そのときには津和野町も一緒に同行させていただいて、県のほうにも参りながら一緒にお願いをするということは可能かと思っておりますので、そういう点についても御検討を頂ければありがたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 町長から御回答も頂きました。この津和野町においてもやはり、先ほど私は、支流といいますか、そういったところの話をしたわけですが、やはり必要なのは本流の整備といいますか、これから当然優先があるべきだというふうにも思います。そういった意味で、県への要望等の必要性は大いに感じるものであります。

それでは、別な案件ではありますが、以前、辺地債対応で実施を、改良予定になっております町道砥石線並びに町道福谷線の整備のことであります。

町道砥石線につきましては、2年度から4年度に向けての工事期間として設定がなされておるものであります。福谷線については3年度までというふうな格好になっておろうかと思っておりますが、現在のところまだ、測量はされたようではありますが実施の状況にない、これにつきまして、どのような経過と、今後、いつを目処にこの事業が完了するか、分かればひとつお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 通告はあるんだな。建設、できる。建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 今御質問のありました町道砥石線、町道福谷線の状況でございます。議員御質問の中で、津和野町国道強靱化地域計画、この中におきましても両路線計画が上がっております。

それで、完了予定につきましてもこちらのほうに記載しておりますが、令和3年度に終わる予定になっておるものもございませうけど、まだ着手していないという御趣旨の御発言かと思えます。

これにつきましては、先ほど御質問にありましたとおり、測量設計につきましては、それぞれで申し上げますと、砥石線は本年7月に完了しております。福谷線につきましては、本年6月に完了しております。

それで、一応計画のほうの青写真ができましたので、いろいろ進める予定としておりましたが、先ほどから申し上げております豪雨災害の対応等がございまして、正直申し上げまして遅れが症いているところでございます。

それで、完成見込みでございますが、今、私が思うところではありますが、福谷線につきましては、何とか来年度完成見込みで今から頑張っていきたいと思っておるところでございます。

それと、砥石線につきましては、今回の豪雨によりまして災害出すような状況ではなかったですけど、路面の一部が荒れたりいろいろした状況がございました。その辺のところでは維持管理の範疇で対策はさせていただいたところでございます。ただ、この路線につきましては、議員御承知のとおり急勾配で幅員も狭く、なかなか工事難しいところじゃないかなと思っておるところであります。

これにつきましては延長も700メートルということでもありますので、ちょっと感覚的には1年ではちょっと難しいのではないかなと思っておるところであります。

よって、砥石線につきましては、完成につきましては令和5年ということで見込んでおるところでございます。両路線につきましては遅れが生じておりますが、そういったことで御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） なかなか計画どおりにはいかないということであろうかと思えます。ただ、やはり議会決定をし、それを皆さんが知っておられる状況の中で、そろそろできてもおかしゅうないんじゃないかなろうかなというのが本音であります。

そういった中で、地域の自治会長なり町民の方から私のほうへも、また、公民館を通じて町のほうへも声が上がっているのではなかろうかなというふうに思っておるところであります。極力早めに対応ができるように御努力をお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。米の需給安定についてであります。

21年産、令和3年産は永年作であったものの、新型コロナウイルス感染拡大による外食需要の減少もあり、古米の在庫量が異例の高水準となり、21年産米の価格は大幅に下落し、担い手農家を中心に大幅な減収の影響を受けることになりました。22年産米の需給均衡には大幅な作付転換を迫られる状況にあると予測しております。

農水省は11月19日、食糧・農業・農村政策審議会食糧部会で米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更案を示し、了承されました。22年産主食用米の適正生産量は675万トンとし、21年産生産見込みの701万トンから約26万トン低い水準となっています。21年産の主食用米の作付面積は、130万3,000ヘクタールで、20年産の136万6,000ヘクタールから過去最大規模となる約6万3,000ヘクタールが作付転換をされたところであります。

22年産はそれに加え、来年であります、さらに4万ヘクタールの作付転換が必要であるとしています。そして、23年6月末在庫量は181万から185万トンになるとの見通しを示したところであります。

大幅な作付転換を求めるには、例年にも増して早い段階で地域協議会における論議が必要であります。このことに鑑みて下記事項についてお尋ねをいたします。

一つ、本年産主食用米の生産面積並びに転作の内容及び転作の作付面積は。

二つ目に、22年産主食用米作付面積並びに転作面積の目安が示される時期はいつ頃か。

三つ目に、水田での転作物であるWCS用稲等、計画生産するためには収穫機械等の装備が必須要件でございます。今後における町としての見解は。

四つ目に、経営所得安定対策である水田活用の直接支払交付金の見直しがあるとお聞きをしますが、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、米の需給安定についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、当町における令和3年産の主食用米の作付の実績は354.1ヘクタールとなっております。また、転作の内容につきましては、国からは、飼料用米、WCS用稲、麦、大豆、飼料作物などが推進されているところですが、本町におきましては、それに加えて高収益を見込めることができる山菜、わさび、里芋、スイートコーン、キャベツ、ミニトマト、タマネギ、アスパラガス、白ネギ、ブロッコリーなども推進しており、それら転作による今年度の作付の実績は77.8ヘクタールでございます。

二つ目の御質問でございますが、例年、主食用米の生産水量の目安は、概ね1月下旬から2月上旬に開催します水田農業協力員説明会でお示しさせていただいております。21年につきましては、コロナ禍のため説明会は実施せず、文書にて目安等をお示しし

たところですが、22年は例年どおり説明会を実施し、作付面積及び転作面積の目安につきまして、お示しをさせていただき予定としております。

三つ目の御質問であります。現在のWCS用稲等の収穫機械は、平成27年度に導入をしたものでございます。その導入から現在6年が経過し、最近では故障や修繕が多くなってきており、更新等の要望もあることもお聞きしております。

この機械は、WCS用稲等を生産する際、効率的な収穫作業ができることから町内各地の栽培圃場で利用されております。しかしながら、この収穫機械は大変効果であることから、新たに追加の装備等をする場合も含めまして、国や県の活用できる補助事業等を利用することと併せ検討をしていきたいと考えております。

次の御質問であります。水田活用の直接支払交付金の見直しについては、12月1日の日本農業新聞の1面に掲載されておりました。新聞の内容によりますと、5年間一度も水張りをしなかった水田は交付対象から除外することや、飼料用米などでの複数年契約の加算措置として10アール当たり1万2,000円の産地交付金が配分されてきたものの、22年度は6,000円に値下げをされるなどの記載がされておりましたが、具体的な見直しの内容等も含め詳細等につきましても、現在のところ国から正式に示されていない状況でございます。

今後、具体的な見直し案が提示されると思いますが、その時点で水田農業協力員説明会等を通じて、関係者の皆様にお知らせをさせていただき予定でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、時間がなくなっておりますが再質問に移らさせていただきます。

本年10月、津和野町農業再生協議会より稲作農家の皆様へ、令和4年産水田作付意向調査が実施をされております。国による生産目標の配分がなくなり、令和4年度以降も国・県からの情報を基に需給調整を行い、農業再生協議会が米の生産数量の目安を示すこととなっております。意向調査の結果はどのようなであったかについてお聞きします。まず、それからお願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 2021年度、今年度の意向調査の結果でいきますと、積み上げまして356ヘクタールが意向調査の結果の生産の数量といったところがアンケート結果で出ております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） といいますと、今年より米を作りたいという者が、圃場整備の関係もあろうかと思いますが、増えると、354.1ヘクタールが356ヘクタールになるということであろうと思います。これを見ましても、やはりこの転作強化

を求められる状況の中で、農家からは今まで以上に米を作りたいということであります。大変なことではなかろうかなというふうな思いがしております。

それから、時間がありませんので、もう1点にしたいと思います。今朝の新聞にも、日本農業新聞にはございます。米どころを中心に県や市町村などの自治体が、21年産の米価下落に対し、稲作農家への支援策を相次いで打ち出しております。これは営農継続などにつなげるためであります。

市町村関係においては生産者への給付、これは育苗の消毒のために、育苗散水施設等を整備したときに費用の5割を支援するとか、収入保険の掛金補助をするということ等であります。

また、県からは、つなぎ融資なり利子補給を、また、米の販売促進をするというふうな支援策が出たり、主食用米から転換を図れば費用の一部を出すとか、それから、水稻種子の購入費用の一部助成をするとか、このようなことが打ち出されておる県なり市町村の状況は、全部ではありませんが、一部が報道されておるのを見たわけであります。なかなか営農継続が厳しいということがいかに多いかというふうに見るものであります。

町長、また検討を何もされていないかというふうに思っておりますが、この水稻生産農家なり転作に関連して、町としての支援策と申しますか、そういったことのお考えがあれば、お願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先日、農政会議のほうから、新年度予算に向けての御要望を頂いた中で、このたびの米価下落のこの度合いが凄まじいという、大変これが懸案材料だということを、状況をお話を聞かせていただいたというところであります。

これの対策をどうするかということにもなるわけですが、まず一つは、現時点においても津和野町も業績悪化の関係、これは商工観光業だけではございません。農林業版もつくっております、農業従事者、林業従事者が新型コロナ等の影響によりまして売上等が下がったときに、この業績の悪化分を緩和させていただく事業というのを現在進行形で行っているというものがひとつございます。

それから、農政会議、いろんな部会があるわけがございますけれども、各部会ごとに、上限50万円でございますけれども、いろんな事業へ自由に使っていただけるという、もちろん新型コロナの影響という、そのきちとした目的がなければなりませんけれども、いろんな事業展開をしていく上で、その事業費にさせていただくための支援事業というものも現在行っております、これも先日の農政会議では有効に使わせてもらっているというお話を聞かせていただきました。

今後につきましても、御承知のとおり現在、国のほうでこの新型コロナウイルスの臨時交付金がまた予算措置をされるというような状況でございます。津和野町においても、その臨時交付金が配分されてくるというふうな思っておりますので、これを全て農林業

ということにはなりませんけれども、感染症対策、それから、商工観光課への支援対策、そして、併せて農林業の支援対策ということに有効的に使っていきたいというふうに考えているところであります。

その中で、またこの米価下落に対しての対策ということについても、農業関係者、あるいは農政会議等ともまた相談をさせていただきながら、より有効的に御支援をさせていただく方法というものを考えて進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） ありがとうございます。農業者にとって、農林業者もそうありますが、ひとつ頑張れる一助になるような町としての施策を見せていただければ何よりだなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わり、ここで2時10分まで休憩といたします。

午後2時00分休憩

.....
午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

12月定例会最後の通告者であります発言順序11番、4番道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ラストバッターです。

私は、今回はですね、観光について質問をしたいというふうに思っております。

津和野の観光というのは、ただ単に、観光の業者だけが、どうだあだという、そういう問題じゃなくて、これは、津和野が全国、日本津々浦々に知れ渡ったのは、この津和野の持つ観光の力だというふうに思っております。と同時に、観光にかかわる人等々にとっては死活問題ということですので、もう真剣に、この問題を解決していかなければならないというふうに思っております。

そこで、今回の私の質問は、観光課長はまだ、若葉マークをつけておりますので、ですから、以前のことを聞くということももうできないし、それから、いろいろな判断がついて回りますので、今回の質問に関したら、全て町長に答えていただきたいというふうに思っております。

それではまいります。

まずですね、最初の通告したのが、皆さんも御存じだろうというふうに思いますけども、それから私、資料をいろいろ検討しておりまして、こういう資料に基づいて発言してますよということですので、ここからちらっと見せてもわからんとは思いますが、せつかく、町民の方もおられますし、資料に基づいてやっているんだよということを理解していただくために、かざしますんで、読めはしませんけども、かざしてみますんで。

昨今の旧津和野町の、我々の関心事は、やっぱりホテル。道の駅に建てよう。建つかどうかというのは知りませんが、建てようとしているホテルについて、非常に関心がございます。これは、ただ単にホテルというだけの問題ではなくて、下森町政が今後ですね、津和野の観光をどのように持っていきたいかという大局的な施策を知るという意味で、そういう意味で取り上げてまいりますので、ただ単に、ホテルだけのことではないということに注目しておいてください。

まず、皆さんに通告しておりましたところから、まずまいります。

これは1週間前に、皆さんに文書で通告しておりますので、それをまずは読み上げてまいりたいと。

私が耳にしております外資系ホテルというのは、現在、世界一のホテル経営をしているアメリカのマリオットホテルというふうに伺っております。それで、場所はなごみ温泉前のヘリポートの横の土地ということですね。

3番目として、この企画はマリオット側から働きかけがあったのか、津和野町が働きかけたものなのか、このあたりをちょっと知りたいと思います。

次、4番目。この計画は道の駅に隣接した場所に積水ハウス、大手の住宅メーカー積水ハウスが建物を建て、マリオットが経営をするというトリップベイスというものらしいんですけど、この計画で津和野町が果たす役割、これをお聞きします。

それから、次が5番目、あそこに防災ヘリがありますよね。ヘリコプターが飛んでますけども、そのときの離発着の方向とか勾配に支障を来すんじゃないかなということを心配しております。

私も益田の消防署に聞いてみたんですけども、うちでも分からんと。国に聞いてくれということで、一応、資料を取り寄せるというよりも、見てやったんですけども、非常に素人では難しいんですよ。勾配が何ぼとか、そういうものが書いてありますので、これは分からんなど。ですから、町のほうで大丈夫かということをお墨付きをもらえば、まあそれでいいだろうというふうに思っております。

6番目が、御存じのように、海外においては、コロナが再び活発になっておりますけども、契約と完成予定はいつを設定しているのか。

7番目が、私、毎日、観光客と接しているわけですし、外を見ているわけですけども、その流れを見てみると集客、いわゆる、町を歩いている人たちというのが、子供を中心とした家族が、私の目では8割ぐらい、それに若者がついてきて、そして、少し年配の方がおられると、そういうふうに見ておるんですけども、特に、子供さんが動いているというのは、観光業というのは、一番最初に、これ私の経験でもあるんですけども、私、旅行社にもいましたから、まず最初に、若い者が動くんですよ。

特に、学生とかね、このあたりが動いて、それから、年齢がどんどんどんどんと上がっていくというような流れになっているんですけども、その子供さんが動いている分に

対して、その子供さんに対しての施策というのを、どのようなものを考えておられるかということ、まず、最初の質問にしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

外資系ホテルの建設についてでございます。

まず、1番目の御質問でございますが、交渉を行っている相手先の御意向もあり、現段階で決定していることではありませんので、具体的なホテル名については、答弁を差し控えさせていただきます。

次の御質問であります、現在想定をしている場所は、つわの温泉なごみの里前のヘリポート横の第2駐車場を含む土地でございます。

3つ目の御質問であります、津和野町から事業を展開してほしいと働きかけをしているところでございます。

津和野町内の宿泊施設では、主なものとして、ホテル1件、旅館2件、民宿4件、オーベルジュ1件の全部で8件であり、コロナ禍以前の繁忙期には、多くの宿泊希望者の予約に対してお断りをしている状況です。

そうした状況の中、地方創生事業「Trip Base道の駅プロジェクト」地域の知られざる魅力を渡り歩く旅の拠点となるホテルとして、全国で展開を行っている事業があることを知りました。大きな特徴として、宿泊特化型のホテルであり、食事やお土産などは、道の駅を初めとする地域のお店を利用させていただくなど、地元消費の喚起を促す効果が期待されることが挙げられます。

なお、地元宿泊事業者との競合も予想されるため、まずは、旅館組合の御意見を伺い、その上で、津和野町にホテルが必要との考えに至っております。

次の御質問であります、津和野町としての役割は、ホテル建設地を貸与することが想定されます。

次の御質問でございますが、ヘリコプターの離着陸の場所については、航空法に定められているところであり、このヘリポートについては、大阪航空局の管轄で、緊急輸送等に使用する離着陸場として使用されています。

緊急輸送離着陸場の場合は、場外にある離着陸場に比べて、設置の基準が緩和されており、ヘリポート周辺の建物の高さの制限は、その建物からの距離にもよりますが、最低15メートルとなっております。

次の御質問であります、契約と完成予定については、新型コロナウイルスの影響が終息しておらず、現段階で決定していることではありませんので、明確な時期を申し上げる段階にはございません。

最後の御質問であります。現在、津和野町に来られている観光客の方は、時間や経済面でも一定の余裕があるアクティブシニア層、SL写真ファン、子供連れの家族層、近隣県からの日帰り層が多いと考えております。

議員御指摘のように、現在、SLやまぐち号等により、多くの子供を連れた家族層が訪れております。街中を回遊する家族層にとって、町内の文化財を含む観光コンテンツは子供には少々難しいこともあり、十分に楽しめてないといった声も聞こえてきます。さらに、津和野駅から太鼓谷稲成神社までの間には、子供の好きな楽しい商品を販売する店舗や季節、天候に対応した休憩場所も乏しく、民間事業者と連携を取りながら、施設を含めた観光整備の必要性を感じております。

本年度は、5年に一度の観光振興計画の策定年であり、現在、その作業を行っており、新しい計画の中で、施設の整備やイベントの開催など、子供連れの家族層にも満足していただく新たな施策を盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、ただいまの回答を聞いた上で、私の次の質問に入ります。

まず最初に、冒頭に言いましたように、これ、はっきり言ってびっくりしたんですよ。それが、この新聞の、もうどーんと出ましたよね。これですよね。ちょっと後ろの方も見てもらって、これで、私どもは情報を知りましたというよりも、以前に、町長選挙の前に、このことにちょっと触れておられましたし、少しは知ってたんですけども、ここまで本気なのかと。新聞に出たから本気だということはないと思うんですけども、相当気合をいれているなというふうに感じました。

そこで、私が調べたのが、経営がマリOTT、それから、建物が積水ハウス、土地が町、この三段構えで、3部構成で、このホテルはどうも建つらしいということが、大体今、わかったんですけども、ここに積水ハウスのコメント、トリップベース道の駅プロジェクトの特徴ということがここにちゃんと載っております。もう公式なあれでね。こういうふうに載っております。

これをもとに、当然、私はこの質問を組み立てたわけですけども、さらには、それでは、このホテル、このプロジェクトによって、既にもうホテルが、今年の10月に建っているんですよ。建ち始めている。それがここに、私が調べた中では、15ほどありますね。ここに15ほどのものが、もう既に動いております。

この中に津和野が入るかどうかということになるわけですけども、それでは、私の2番目の中で一番やっぱり、気になったのは、この資料、津和野町総合振興計画、この振興計画、分厚いやつですね。この資料の中の観光及びレクリエーションの振興というところを読みますと、この中に目を通しますと、近年の観光形態は、近隣地域での旅行が増加し、働きながら観光するワーケーションやアウトドア、滞在型観光、分散型旅行、オ

ンラインツーリズムを踏まえた観光施策を行うと謳っております。基本的な考え方ですね。

さらに、この中の主要な施策、これは当然、町長がつくつとるわけですから、主要な施策として、電動自転車による自然体験、日本遺産の再構築、朝夜散策ルートの設定、朝と夜に散策できるようなルートの設定というふうにして、非常に身近な旅行ですよ。身近な旅行。

大体、旅行というのは、先ほど言いましたが、最初は、特に、心当たり言いましょうか。津和野・萩秋芳洞という2泊3日の東京、大阪からの旅行客がどんと来た。それが一段落すると、次には、大体200キロ圏内の、広島とか博多とか岡山とか、そのあたりの行楽客が動いたわけです。その次は、本当に近郊近在になっている。いいか悪いかは別ですよ。これが旅行の流れなんです。これは津和野だけじゃなくて、どこでもそうなんです。

私が旅行社におったときなんか、いろんなところも、大体そういうふうに通っていく。津和野もピクニック客になったという感じがします。それが今の津和野の現状ですよ。

ところがですね、このホテルのプロジェクト、トリップベース道の駅の基本的な考え方は、日本各地の地域と連携し、全国にある道の駅を巡り歩くとある。この振興計画の中、それと私が今、言うたことの中には、道の駅プロジェクトの姿というものは、全くないですね。この中には、感じられていません。盛り込まれていない。津和野の今の観光の実態と、もうこうやって謳ってあるわけですから、私からすれば、余りにもかけ離れている。

そこでですね、町長にお聞きします。

いつ、何がきっかけでこの計画を浮上させましたか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今、議員いろいろと御指摘されたことというのは、主に、国内旅行という視点からの御発言だというふうに思っておりますけれども、やはり、観光は、国内旅行も当然、津和野町においては大事でございます。そして、これからの観光を進展させていく上で大きな期待を持っているのがインバウンドでございます。訪日外国人観光客、これをいかに津和野町に取り入れていくかということが、国内旅行とともに、もう1つ重要な視点だというふうに、私自身は受け止めているところであります。これは観光協会、商工会とも常々話をしているというところであります。

今回のこの誘致ということの始まりというところから御質問でありますので、お話しさせていただこうと思いますが、過去3年前か4年前ぐらいになると思います。ベルリンのミッテ区との交流事業でミッテ区に行きました。ちょうどそのときに、津和野町の話題として、殉教者の列福のお話が、相当話題として盛り上がっていたということでありまして、この列福が正式に認められれば、津和野町にも、外国人の方が多く訪れていく、その切っ掛けになるというような、大変夢のあるお話でありました。

そういうこともありましたので、せっかくベルリンまで行きますから、少し足を延ばさせていただこうということで、キリスト教のカトリック教会の本山でありますバチカン市国へ行かせていただいて、その日本大使館へ行ってお話を聞いたり、また、幾つかの大小の教会を訪問させていただいて、お話を聞いたということでもあります。

その聞いたお話の内容というのは、津和野町が列福を正式に認定されたときに、どういう人の流れが起きるかということを中心に聞いてまいりました。

その中で、そのキリスト教会の中で、この列福というのは大変大きな時代、重要なことだけれども、ただ、それが決まっただけで、じゃあ、津和野町にたくさんの方が訪れてくれるかという、決してそうではないということも伺ってきたということでありまして、この列福という、大変重要な事項をいかに世界の、特に信者の方々を中心に、情報発信ができるかということが、今後、津和野町の大きな課題として問われているのを、私自身、その現地に行って持ち帰ったことであつたということでもあります。

そして、国内に帰ってきて、しばらくしたときに、ちょっと具体的な、もし御迷惑かかっちゃいけませんので、町村名は出しませんが、ある全国の1つの町で知り合いの町長さんがおられまして、実は、その町には今回、そのプロジェクトのほうから話があつたと。その町に進出をしたいという話があつた。その話、町長、最初は乗り気でいらっしやっただけなんですけれども、地元の宿泊業者から、やっぱり根強い懸念が、反対が示されたということで、断念されたという話でありました。

私は、あちら側から話があるということで、うらやましいというふうには受け止めながらも、津和野町がもし、このプロジェクトが、誘致ができたならば、非常にいろんな効果があるということでもあります。

先ほど申し上げた、特にインバウンドの関係でございます。

まずはやはり、宿泊施設が増えて、宿泊のパイが増えるという、そのメリットがあると思いました。それからもう1つは、やはり、企業誘致の1つでもありますから、雇用の確保にもつながるということでもあります。

併せて、それ以上に一番大きな期待を寄せたのが、このプロジェクトが、いわゆる外資系の世界にホテルを持つグループということでありまして、大きなネットワークを持っているということに、このプロジェクトに魅力を感じたというのが私の思いでございます。

というのも、この関連が、津和野町に誘致できれば、まさに、先ほど申し上げた列福を初めとする津和野町の魅力を、そのグループのネットワークを通す形をして、手法をもって、その情報発信というのが世界へしていけるんじゃないかという、大きな期待を寄せたというのが私のスタートの思いでございます。

だからこそ、今の津和野町に来ていただきたいという思いで今回、こちら側から、ちょっと関連する企業については、相手先の意向があつて、まだ出さないでほしいということがございますので、私の口からは、これまで申すことは差し控えていただきま

すけれども、そちらのほうに自ら行きまして、この気持ちをお伝えしてきたということでもあります。

その前に、津和野町においても、旅館組合のほうに、やはり、業者から後で反対が出てはいけませんので、こういう話を持っていきたい。津和野のぜひのためになるからということで、事前にお話をして、旅館組合にも了解をいただいた上で、その相手先企業に行ってきたというのが始まりであります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） はい、わかりました。

いろいろ質問しますんでね、手短かにお願いしますね。

今、インバウンドの話が出ましたけどね、インバウンドを期待している、すごい期待しているという感じですけども、これもこの中にあります。

平成28年度、1,000人、29年度が849人、30年度が1,061人、31年度が1,247人、4年間、ほとんど1,000人ですよ。これ、1日に直すと2.7人ですよ。2.7人、いや、これが100倍になるんだというんなら、そら話は別ですけども、こういう統計的な事例から言ったときに、そのようなものは期待できないと。これが経営的に、マリオットがどういう計算をしているか、分かりませんが、マリオットホテルが計算している中で、これが採算に合う数字まで上がるというのは、非常に大変ですよ。一日2.7人ですよ。

このマリオットホテル、先ほど、見せましたね。これのホテルの大体の客室数が、これ3階、4階建て、それ以上は、ちょっともう無理でしょう。でいくと、大体60室で、ツインでいくと、あるいはシングルもありますけど、1.5人を掛けていくと、大体90人、1日90人泊まれるんですよ。90人泊まれて、それで採算ベースに合うというのが、ホテル業界では7割ぐらいというふうに言われているんですけども、2.7人のこの統計の中から、これが今の数字まで上がるとは到底思えない。

確かに、列福のこともありますが、それはイベントであって、ずうっとこれが続かなければならない。私はマリオットがそういうものを、特に、外資系はもうからないとなったら、すっと引きますからね。だから、こういうものが連動していくというのは、ほぼ私は難しいと。

それと、マリオット系列の中で、お客さんを回すということはありません。これはほぼ、じゃらんとか楽天とか、こういうところとか、あるいは、直のホームページですね。こういうところがお客さんを回しますので、だから、マリオットの中で、お客さんをだあっと回していくということはほぼあり得ないというふうに思っております。だから、世界一のホテルだから、その中から、誘客でずうっと回していくんだなんていうのは、これは全くあり得ないというふうに私は思っております。

そしたらですね、今、私2.7人と言ったでしょう。私、決して、私の感覚で言うてるんじゃないんですよ。これ町長、あなたがつくった表ですよ。この中の数字化に基づ

いて、私は言っているんです。2.7人をじゃあ、どのぐらいまでいくだらうというふうな目論見を、あるいは目算を持っておられるか、ちょっと、もしお答えできるんだったら、答えてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の道の駅プロジェクトというのは、もう既に、15施設国内でできております。このそれぞれのできている場所はどこかということになりますと、基本的に、観光では、津和野町より知名度がまだそんなに高くないところにも、たくさんできています。そして、町というレベルのところにもたくさんできて、もう既にこの状況です。

今回の道の駅プロジェクトというのは、まさにそこに、そのプロジェクトをすることで、その地域に人をたくさん呼んでくる、そういう思いも込められた事業だということでございます。ですので、津和野町も、過去、コロナ前の数字は、宿泊客数というのは、そういう数字で間違いございません。

今、観光協会、商工観光課とも話しておるのは、列福というようなものを初め、大きな期待を寄せられるイベントがある中で、このインバウンド、本当、飛躍的に増やしていこう。そうしないと、津和野町の観光の将来はないんじゃないかというようなことであります。

だからこそ、この旅館組合においても、自らの自分の商売ということも考えた中で、ライバルのこのホテルができるということを認められて、この誘致活動に賛同もしていただいたというところでございます。

ですので、この道の駅が、じゃあ何人、この2.7人で採算が合うのかとか、そういうことはまさに、相手先が今、考えておられることでもありますし、あえて、これが私が、それをどうこう、ここの場で言うていることは、相手先は、名前さえも今、出してほしくないと言われている中で、そこに踏み込んで申し上げるということは、もうこの話を潰すということにもなりかねません。

ですので、私はこの道の駅プロジェクトを通して、そして、誘致企業とともに、このインバウンドを飛躍的に増やしていく取組を、情報発信をしながら努力をしていきたい。それが津和野の観光の将来につながることだというふうに信じながら、やってまいりたいと思っております。

そして、もう1つだけ、誤解のないように申し上げておきますが、それはグループ内の客数を回すという観点ではございません。これは世界に情報発信を、そのグループのネットワークを通してしていきたいと、そういうことを、私としては期待をしているということでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 期待、期待だけですよね。今、数字は全くない。けど、これ、国の金が入ってきますよね。当然、この地域創生事業費というのが入ってき

ます。国の金が、交付金が。当然、計画出さないかんでしょう。これに対して「いやあ、期待だけしてます」そんなことで、この交付金が下りるわけがない。

だから、じゃあ大体どのぐらいの誘客をするのか、どのぐらいの利益が上がるのか。この積算基礎があってこそ初めて、この交付金が受けられるものだろう、そのように思ってますが、今の返答ですと、期待しております。私から言えば、言葉は悪いですけど、思いつきかいなという感じがするんです。

だから、もう大体、このぐらいの数字を予定してますとかいうふうに、そういう答えが来るのかなと思ったら、全くないから、それではちょっと、余りに無責任だというふうに思っております、そして、次の質問ですけども、危機管理なんですよ。

危機管理ですけども、このホテルに……

○議長（沖田 守君） 道信君、ちょっと待ってください。町長。

○町長（下森 博之君） 誠に慎重に進めなければならないプロジェクトで、こうして、議会という公開の場でやっていることでありますので、間違いは間違いとして、大変恐縮でありますけれども、訂正させていただきたいと思っておりますけれども、町から国のほうに、この交付金をいただくために申請をするということは、一切ございません。この点については誤解がないように、この場で申し上げておきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君ね、少し、根拠に基づいた質問をしてくださいよ。はいどうぞ。

○議員（4番 道信 俊昭君） この交付金は地方公共団体に出される金ですよ。この交付金の要綱、後で言いますが、これ見せますけど、これは業者に出る金じゃありませんよ。地方公共団体に交付されるお金ですよというふうに書いてあります。だから議長、今の事実に基づいてということですけども、事実に基づいてますよ。

○議長（沖田 守君） 道信君、ちょっと待ってください。

町長、今の発言が正しいかどうか、あなた方は当事者なんだからね。きちっと執行部が、これは役所のほうで交付金の対象になるんならなる、ならないんならならないときっちり言わないと、彼は、資料に基づいて質問しとるということなんだから、そこら辺ははっきりしないといけないから、執行部のほうもきちっと答弁してください。

はい、町長、先。

○町長（下森 博之君） 町としては、今まで、交付金を国に申請するような準備というのは、一切してありません。ですから、今回のこのプロジェクトにつきましても、土地の、先ほど申し上げた貸与ということでの相手先との話し合いはしておりますけれども、国から、そうした交付金を町がいただくというようなことについては、一切今まで、かかわっておらないということは明言をさせていただきたいと思っております。もし、仮にそういう交付金制度があるならば、それは町がいただければありがたいと思っておりますので、むしろ、もう一回調べて、もしいただけるものが本当にあるならば、研究はしてみたいとは思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） この要綱に書いてあります。ですから、後で見といてください。要綱に、この交付金は地方公共団体に交付されるもんだと。これが積水ハウスに交付されるということはありません。まあいいです、いいです。もう後で調べてください。時間がないので、次にいきます。

ホテルの建物そのものに町がお金を出すということはありませんね。まずそれ。そして、そうすると、その建物の所有者は誰か。所有権は誰が持つのか。まず、次ですね。

それから、土地は、土地を貸しますよと言いましたね。土地は貸します。そうすると、普通、貸したら、もう万が一のときに、万が一、倒産したときには、普通は、貸したら旧に復するというのが普通の契約ですけども、こういうところの建物を撤去するというような現状回復の申出をしていますか、あるいはしますかということとは2つ目。

3つ目ですね。危機管理というところで私、まとめたんですけど、それから、そのほかに、これ誘致企業になるわけですけども、誘致企業に対する特典というのはね、これはどんなものがあるか。2つぐらいでいいですけど、固定資産税とか何とかあるでしょうから、このあたりで、わかっとなる範囲で、今のことを、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） ちょっとお答えできることとできないことがあるかと思えます。

まず1つは、私なりに相手先との関係のことも考えながら、お話をしていく必要があると思っておりますが、施設に、建設に対して町がお金を出すことというのは、今まで、全く話をしたことはございません。それから、誘致企業への、いわゆる優遇策、これについては、2,000万円以上の投資に対して固定資産税を減免させていただく、そういう優遇策がございます。

あと、所有権であるとか、旧に復する場合の撤去のこととか、それはまさに、相手先との交渉条件ということにもなっておりまして、今日ここで、お示しすることはできないというふうに思っております。

現段階で名前さえも、相手先がまだ出さないでほしいという御意向を持っておられるということで、交渉事は当然、道信議員も御存じだと思いますが、相手のこともありますので、やはり、ある程度のことが決まるまでは、慎重にも慎重を期して、相手先のこともおもんばかって進めていかなければ、話さえが、やはりもうこれ、おじゃんになってしまうということを、今、私も心配しながらやりとりをしているというところであります。

これは決して、議会を軽視しようということではございません。ある程度の話し合いがまとまったときには、議会全員協議会等を開催をさせていただいて、申し合わせた条件等は、必ず、議会にお示しをさせていただきます。そのときに議会が、どうしてもそれではだめだと言われれば、それはまた、相手先交渉にもお願いをしたり、話が最終的

に振り出しに戻る場合もあると思います。それは町長といえども、議会を無視して決断できる話ではないというのは、重々承知しているということでもあります。だけれども、今、この段階は、まだ、交渉途中でありますから、何とぞそこは御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ここに固定資産税、誘致企業に対する減免のまろもろを書いたものですね。こういうことに基づいて、誘致企業に対してはやっているので、決して、1つのところを優遇して、こっちはどうだとかということはないという。

町民の中には、そのあたりがよくわかってないところもありますので、誘致企業とは何ぞや。それに対しての優遇措置というのが、当然ありますので、そういうものに基づいてやるんだということを、町民の方も知っておいていただきたいということで今、ちょっと言っております。

それから、契約の問題ですけれども、やっぱりね、一番心配するのがね、今、9号線で、前のグランドホテルを撤去してますね。これ、町の金でやってますね。サンルートが今、そのままになってますね。あれ、民間だからそのまま。私は契約のときに旧に復するという言葉を入れないと、あそこにできました。万が一、だめでした。あつと残りますよ、また。また、残りますよということが私が言いたいところだから、そこでどうするかということは決まっておらんけれども、それはきちんと、契約の中でやっておいてほしいという、そういう要望を入れて、言うております。

一例として今、サンルートのことも言いましたけれども、この前、大阪のお客さんが来られてね、滋賀県の湖西、町長も京都におったからわかってますけど、滋賀県の湖西、これ、もうホテルの幽霊屋敷っぽい形になって、私のおった当時もありましたけどね。関西の人がなげいているんですよね。そのまんまになって、幽霊屋敷で残つとる。これが津和野になったら大変ですよ。一気に津和野の名がすたっていきますよ。だから、もし何か都合があったら、湖西のほうを回ってみてください。そら大変ですから。

それからですね、次、まだ決まっておらないというふうに言われましたよね。どの段階が決まってないかということをおつと教えてほしい。

1つ目が、町の今の執行部の会議の中で、庁内の会議の中で、その中で、まだまとまっていないのか。

次は、国の地方創生事業費申請をしていないのか。内諾がとれていないのか。

3番目が、プロジェクトチームね。トリップベイス道の駅プロジェクトチーム、これとの内部交渉がうまくいっていないのか。内部交渉はいつとるんだけど、正式契約まで、まだ至っていないのか、決まっていないという段階がよくわからないんですよ。これね、結構ね、興味持っている人がおつとですよ。

昨日もちょっとその話したんですけどね。私あんまり、このあたり、興味なかったと言えなかつたんですけども、非常に興味を持っている町民の方がおられる。一体どこ

に、進捗状況に接してどこなのかということ、そのあたり、ちょっとお答えできれば、よろしく。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、庁内の中でまとまっているのかどうかということについては、これは庁議でも図って、最初の段階で諮って、誘致の動きを始めたということでもあります。

それから、国の交付金の申請というのは、先ほどのやり取りでも申し上げたように、町には元々、その交付金という、その意識が全くございませんので、私は恐らく、ないんだろうということで、進めておりましたし、今、担当課長に振り向きながら確認もしておりますけれども、そうしたことは念頭にございませんでしたから、当然、申請も今まではしていません。

最後の、この相手先との関係であります、これは何度も先ほどから申し上げておるように、現段階では、これをお話しするのは、何とぞお許しをいただきたいと。いずれまた、そのときが来れば、全員協議会なりで、もちろん、契約書を、印鑑を交わす前に、議会の中でお諮りをさせていただいて進めさせていただくということを申し上げております。

今日、今も、かなり私もはらはらしておるという状況でありまして、余り具体的なことを、今、やり取りをすると、交渉先と信頼関係を失う形になって、今進めてきた、積み上げてきた話さえ、もうおじゃんになりかねないというぐらい、はらはらしながらお話をしているという状況でございます。何とぞ、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ほとんど進んでない。私がちらっと小耳に挟んどったのは、既にもう、図面を書き始めているというようなことまで聞いておったんで、今止めてどうするんだろうというね、これは小耳に挟んだあれですよ。

もう既に、某何とかハウスは、図面まで、もう書いているというような話だったんで、そのあたり、ちょっと、よう確認しながら進めていってください。

それから、例えばですよ。私、ユーチューブでこれ、結構見たんですよ。このできたホテルを。それからですね。これ2020年の10月に最初が出発してますからね。まだ1年しかたってない。まだ、最初のオープンケーキのときですよ。これから傾いとならどうしようもないわけですから、オープンケーキのときで、ユーチューブで見たら、すごくお客さんが来ているような雰囲気ですけども、これがどうなるか。まだ1年しかたってない。

ここが非常に危険だな。あるいは、何十年もたつとところだったらまだわかるんですけども、そこの経営のところのトリップベイスじゃないやり方がありますから、それはもう何十年も経歴があるから、それを津和野に持ってきたら、だめかいとかというのは、それは判断つきますけど、この事業は、まだ1年しかたってない。海のものとも山

のものとも、どうにもわからんという状態の中にあるというのを、私、だから最初に言うたように、危ないですねということをおっしゃいます。

それから次です。例えば、私がユーチューブで見たのは、大体、四角い4階建てぐらいの箱がポーンと置いてある。中には7階建てというのがあるんですけど、これはちょっとね、問題外ですけども、大体、3階から4階ですね。ですけども、これがあそこの場所に建ったときに、城山から眺めてみてごらんないというのがあるんですよ。

この城山から眺めて見た風景が、我々の世代だったらよくわかっているんです。さだまさしの案山子という曲、これをあの上から眺めた状態を歌にしているわけですけども、これ、御存じない方、若い人はわからん。あのあたりを歌っているんですよ。

城跡から見下ろせば、青く細長い川、橋のたもとに、造り酒屋の赤いレンガのレンガ煙突、これはわかりますわね。この町を綿菓子に染め抜いた雪が消えればお前が云々。次はですね、山のふもと、煙吐いて列車が走る。木枯らしが雑木林をころげ落ちてくる。銀色の毛布つけた田園にぼつり、置き去られて、雪をかぶった案山子が一人。これがイメージなんですよ。これが。それで、私が冒頭に言った津和野が全国に発信できた力なんです。

そうしたときにね、あそこに真四角かどうか知りませんよ、図面見てないから。大体四角なんですよ。建ったときのことを想像したときにね、これ、ぶち壊しだなという感じがしているんです。だから、観光の風景、風景にとっては非常にマイナスというふうには私は思っています。

大阪から来たドローン飛ばしたお客さんにも聞いてみました。ドローンを飛ばしたときに、あそこの小学校から上に上るのがいいんだよ、あそこがというね。これはやっぱり牧歌的で、そういう津和野のよさを本当に持っているところだということを受けたときにね、あそこにホテル建てるなよというのが、まあ2人で話したんですけど。こういうようなことをちょっと、考えておいてほしいんですよ。

それから次がですね、議会。町長、マニフェストでも言っておられたし、新聞でもどーんと出た。議会での全員協議会で、全くこの話というのが出てないですよ。ある意味ね、どことも相談しないのとか、議会にぐらい相談してよというのがあるんですけども、議会軽視とまでは、ちょっと言わないけども、それをどうです。どこかでやられるんですよ。どのあたりでやられます。全員協議会なんかに出されます。

○議長（沖田 守君） 町長、発言してくださいじゃが、全員協議会で、我々は聞いた記憶がありますが、そこら辺も含めて、再度説明してください。町長。

○町長（下森 博之君） なかなかもう、ちょっと答弁が難しくなっちゃいましたけれども、道信議員は、どうもこれまでの御意見聞いておりますと、建設が反対というお立場で、むしろ、なくなったほうがいいというようなお考えで、そういうことをおっしゃられているんだろうというふうに思っております。

ただ、我々は今のように、旅館組合等や、あるいは観光協会とも話をしてまいりまして、やはり、このホテルの、今後の津和野の観光を考えた中で、重要性というのは、共通理解のもとで、この誘致活動を始めてきたということでもあります。その上で、景観等はどういうふうに配慮したものをつくっていくのかというのは、また、その次のステップとして課題を解決していく必要があると思います。

景観ということを上申するならば、先ほどもおっしゃられたように、今回、9号線沿いのホテルを、長年の懸案でありましたが、これを今、景観上の問題から、ようやく、国の着工金をいただいて解体を始めたということでもあります。

残念ながら、まだその隣にも施設が残っております。こういうものも、景観上はどうしたらいいかというのはまだ、解決できない課題にもなっていますし、休館中のホテルもございませう。そういう物もまた、景観上の問題が出てきているという状況でありますから、現実的な問題はしっかり解決をしながら、また次の、将来を展望した取組をしていくということが大事だろうと思っております、そのためには、私はこの外資系のホテル。

特に、外資系にこだわっているというのは、この列福等の大きなイベントを生かすための情報発信ツールとして、この外資系ということに、私はこだわっての誘致活動を進めようとしているということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして、議会との関係でございますが、全協で正式にこのこととお話したことはないと思います。ただやはり、議会の方々にも、何人かは相談をしてまいりました。旅館組合と、それから観光協会もそうでありましたが、そのときに、同時に議長、副議長、そして、経済委員長、また、特に、津和野地域で観光に御関心の高い議員さん、そうした方々には、事前にこういう活動を始めたいんだがということをお話をさせていただいて、それはいいことだというような、全員がそういう意見をいただきましたので、そういうことも踏まえながら進めてきたという経過でもあります。

ただ、全員協議会という公式の場で、まだ、その誘致活動を大々的に発表する、それはまた、そのときにマスコミに取り上げられては、また問題も出るということで、公式な場では、そういう相談ができなかったということでありまして、今後、この話がまとまったときには、全員協議会を開いて、正式に、こういう契約で、こういう形でやりたいので、議会の御了解をいただきたいということは、当然な手続として進めていきたいというふうに思っております。ただ、それが今、どの時期かというのは、先ほどから申し上げているように、明確な時期はできないというところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 時間もあんまりないんでね。最後に、この件の地方創生推進交付金、これは決して、このホテルのためだけに当然、あるわけじゃないですよ。私これ、ちょっと戻りますけども、対案ぐらい出しましょう。批判ばかりしとるって言われるぐらいなら。

やっぱりあそこの、この前も阿武町、阿武の道の駅、日本で最初に道の駅をつくった。どんどんきれいになっています。あそこは今、キャンプ場をずうっとつくった。道の駅なんで、津和野の道の駅もね、キャンプ場とかというようなのはすごくいいなど。ここは、どうもこの地方創生資金を使っているみたいなんですよ。どうもですよ。ここに書いてあるのがそういうふうに書いてあるから。

だから、こういうもの。それから、同僚議員が今日も言いましたけども、そのあたりが一致しているわけで、そういうものをつくったほうがいいんじゃないですかというのが対案として出しておかないと、批判ばかりしとるって言われても、私も困りますんで。

そういうのと、それから、最後になりますから、この創生資金なんですけども、これは決して、今のようなものだけに限ったわけではなくて、この創生資金の使い方として、地方創生推進交付金の使い道は、地域の実情に応じた事業とある。本町の宿泊施設の実情は、まず、サンルートホテルと吉野家の再構築ではないか。これが最初でしょう。これをやりなさいと。

それともう1つ、後ろに近くですけど、あの戎、宿泊の人数見たらね、大変少ないなと思っています。だから、まずそこを整備してから、宿泊者を増やしたいのなら、そこを整備することが先でしょう。それで、この創生交付金も使えますということですので、これすごい、広い形なんですよ、この交付金は。だから、宿泊施設に関したら、そこをまずやる。再構築したらどうですかというのはありますけども、最後の最後に。

そのほかには、こんなことも書いてあるんですよ、この資金は。結婚、出産、または育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業、移住及び定住の促進事業や、地域社会を担う人材育成、農林水産業の振興、その他、町が地域再生を図る事業と様々な使い道があるということなんで、ホテルから離れましたら、ぜひ、そういうところに使っていただきたいというふうなことを、最後に言っときます。どうされるかというのはあれですけども、そういうことまでこれ、しっかり勉強してほしいんですね。じゃあ、このホテルに関して、もう時間がないので。

○議長（沖田 守君） 道信君、ちょっと待ってください。

創生事業の関連についてはね、各担当部署もあって、国から、県からの説明等も、重々執行部は聞いとるんだから、町長が発言を求めるのは当然だと思う。町長どうぞ。

○町長（下森 博之君） 地方創生推進交付金と言われましたんで、それで、大体わかったような気がしたわけではありますが、当然、その国のその制度はあるわけでありまして、津和野町ももう、何年も前から、例えば、津和野高校魅力化事業ですとか、様々な地域づくりの事業を、国にこの交付金をとるために申請をして、現実には何億円というお金をいただいてきている、そういう、もう使ってきているという状況であります。

今回のこの道の駅プロジェクトに取り上げられたのは、恐らく、たまたま、そのどこかの自治体が、その建設資金かなんか、国がもしかしたら町が出すかということの中で、

その交付金を活用されたのではないか。たまたまですね、ということではないかというふうに思っております。

津和野町は、特に、その辺に、この誘致企業に対しての資金を、今のところ、出す予定はございませんので、当然ながら、地方創生推進交付金も使う、そのお金さえも必要ないという、そういうような状況の中での企業誘致活動をしているということになります。

ですから、今、議員がおっしゃられたような地方創生推進交付金は、繰り返しになりますが、高校魅力化を初め、もういろんな事業に今、使わせていただいているというのが現実でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私が間違っていたら、それは申し訳ないと。私はそういう形でこれ、見ましたし、ここにもちゃんと、地方創生事業と頭に書いてありますもんね。これ、私書いたんじゃないですよ。答弁書に、地方創生事業「トリップベース道の駅プロジェクト」と書いてあるんですから、そのお金でしようが、これね。それで、詳しいことはまた、次回に、これ一遍に終わるわけじゃないんで、あれしましょう。

そしたら、最後にもう1つありましたから、これをちょっと聞かせていただきたい。

かわべですね。かわべの売上はどうなんですかということをお答えください。かわべの売上じゃなくて、あの中のお茶店ですね。これの売上を教えてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、当初計画とその後についてお答えをさせていただきます。

日原賑わい創出拠点施設内の「クレープリーいと」につきましては、現在、NPO法人にこはらに指定管理委託しているところであります。令和元年の開設より3年目を迎えて、認知度も向上し、山口県内や益田地域等からもリピーターが訪れるとともに、地元の事業者からも評価をいただいているところでございます。

御質問の売上についてでございますが、設立年度の売上見込額は423万円でありましたが、開設が9月にずれ込みましたので、これを按分計算しますと、約246万8,000円となります。これに対する各年度の実績額は、それぞれ令和元年度が236万9,000円、令和2年度が323万3,000円、令和3年度の現在額は、11月末日現在で280万6,000円となっており、コロナウイルス感染症の影響下にありながら、順調に伸びている状況であります。

この状況については、商工会の経営指導員からも小さな営業面積であり、かつ、営業が金曜日から月曜日までの期間であることを考えると、良好な状態であるとの評価をいただいているところであります。町といたしましては、今後も地域と連携しつつ、地域の拠点として、一層の賑わいの創出を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私から見たら、最初の計画423万円でしたかね。400万円ぐらいですね。実績は200万円ぐらいでしょ。半分ですよ。だから、この当初計画というのは、要するに、最初つくった金額ですからね、それがうまくいかないというのはわかるんですけども、どう見たって半分ですよ。

次に、このクレープハウスというのがどういうふうになっていくかというのは、様々なうわさなんかもあったりするんですけども、来年度からしっかり、クレープハウスなのか、クレープリーハウスなのか、ほかのものなのか、ようわからんですけども、頑張っ、て、400万円に近づけてもらいたいというふうに思っております、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番道信俊昭君の質問が終わり、以上で、全質問者の質問が終わって、本日は、これで日程全て終了いたしました。

○議長（沖田 守君） 本日はこれで散会といたします。大変御苦勞でありました。午後3時10分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和3年 第11回(定例)津和野町議会会議録(第4日)

令和3年12月16日(木曜日)

議事日程(第4号)

令和3年12月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第122号議案 令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第123号議案 津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について
- 日程第4 町長提出第124号議案 津和野町地域審議会設置条例の廃止について
- 日程第5 町長提出第125号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第126号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第127号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第128号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第129号議案 津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第130号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第131号議案 指定管理者の指定の変更について(訪問看護ステーション)
- 日程第12 町長提出第132号議案 指定管理者の指定の変更について(津和野町医療従事者住宅)
- 日程第13 町長提出第133号議案 指定管理者の指定の変更について(日原診療所)
- 日程第14 町長提出第134号議案 令和3年度津和野町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 町長提出第135号議案 令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 町長提出第136号議案 令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 町長提出第137号議案 令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第2号）

- 日程第18 町長提出第138号議案 令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 町長提出第139号議案 令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 町長提出第140号議案 令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 町長提出第141号議案 令和2年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第22 町長提出第142号議案 第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更について
- 日程第23 町長提出第143号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第24 町長提出第144号議案 津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第25 発委第4号 議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議について
- 日程第26 請願第3号 災害時等における避難場所として役場本庁舎3階の使用を求める請願について
- 日程第27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第29 議員派遣の件
- 日程第30 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第122号議案 令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第123号議案 津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について
- 日程第4 町長提出第124号議案 津和野町地域審議会設置条例の廃止について
- 日程第5 町長提出第125号議案 津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第126号議案 津和野町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第127号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

て

- 日程第 8 町長提出第 128 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 129 号議案 津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 130 号議案 日原特定公園条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 131 号議案 指定管理者の指定の変更について（訪問看護ステーション）
- 日程第 12 町長提出第 132 号議案 指定管理者の指定の変更について（津和野町医療従事者住宅）
- 日程第 13 町長提出第 133 号議案 指定管理者の指定の変更について（日原診療所）
- 日程第 14 町長提出第 134 号議案 令和 3 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 15 町長提出第 135 号議案 令和 3 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 町長提出第 136 号議案 令和 3 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 町長提出第 137 号議案 令和 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 町長提出第 138 号議案 令和 3 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 町長提出第 139 号議案 令和 3 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 町長提出第 140 号議案 令和 3 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 町長提出第 141 号議案 令和 2 年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第 22 町長提出第 142 号議案 第 2 次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更について
- 日程第 23 町長提出第 143 号議案 津和野町過疎地域持続的発展計画の策定について
- て
- 日程第 24 町長提出第 144 号議案 津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 25 発委第 4 号 議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議について
- て
- 日程第 26 請願第 3 号 災害時等における避難場所として役場本庁舎 3 階の使用を求める請願について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 29 議員派遣の件

日程第 30 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宏文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	益井 仁志君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	齋藤 道夫君		

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） 皆さん、改めておはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、令和 3 年第 11 回定例会 4 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、11番、岡田克也君を指名します。

日程第2. 議案第122号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第122号令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 解体後の活用というか、そのような目的というか、何か考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） ただいま議員質問の解体後の活用のことについてでございますが、現在コンサルタントのほうに委託をして計画を実施しております。

この中で整備方針としまして、展望ゾーン、津和野城下が展望できるゾーンということで、展望ゾーンを一つ。

それとお客さんが集うところ、また多目的に利用可能なスペースがあったらいいということで、広場ゾーン、それと9号線に隣接しておりますので、一般車と、また観光バス等が駐車可能なスペースがいるということで、駐車ゾーンということで大きく三つのゾーンを考えているところでございます。このほかに、また楽しめるところということで、現在検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において所定の時間内にボタンを押さなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第122号令和3年度見晴らし広場解体工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第3、議案第123号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第123号津和野町総合振興計画等審議会条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 第4条において、補欠委員とありますが、補欠委員は何人ぐらいそろえられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 第4条にあります補欠委員に関しましては、人数の取決めは特にございません。必要が生じたとき、欠員が生じた場合に任命するという決まりになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第123号津和野町総合振興計画等審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第4. 議案第124号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第124号津和野町地域審議会設置条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第124号津和野町地域審議会設置条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第5、議案第125号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第125号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第125号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第125号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第6、議案第126号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第126号津和野町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第126号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第126号津和野町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君

板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第7. 議案第127号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第127号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第127号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認ください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第127号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宥文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第8. 議案第128号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第128号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第128号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第128号津和野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第9、議案第129号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第129号津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第129号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第129号津和野町医療技術者等修学資金貸与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 岡田 克也君

棄権（1名）

後山 幸次君

日程第10．議案第130号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第130号日原特定公園条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第130号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式によるこの表決においては、所定の時間内にボタンを押さなかった場合は、申合せ事項により棄権とみなすことになっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第130号日原特定公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第11．議案第131号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第131号指定管理者の指定の変更について（訪問看護ステーション）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。
賛成全員であります。したがって、議案第131号指定管理者の指定の変更について（訪問看護ステーション）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第12．議案第132号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第132号指定管理者の指定の変更について（津和野町医療従事者住宅）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第132号指定管理者の指定の変更について（津和野町医療従事者住宅）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君

板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第13. 議案第133号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第133号指定管理者の指定の変更について（日原診療所）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第133号指定管理者の指定の変更について（日原診療所）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君
反対（0名）

米澤 宥文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君

日程第14. 議案第134号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第134号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 31ページ、総務費、工事請負費1,194万6,000円ですか、これ危険家屋の解体工事になっておりますが、どこの場所ですか、これ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 場所は日原地区にございます、元縫製工場のクローネにございます。場所、具体的に申しますと、日原地区の高津川漁協があると思うんですが、あの隣、隣接しておる建物でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 72ページ、73ページであります、負担金補助及び交付金の中で、備品購入費としてチップヤードの関係で高所作業車購入ということがあります。附帯施設については、町が整備するということになっておりますが、これ以外に、今後想定されるこういった装備があるのかどうか、まずこれをお聞きします。

それから、126ページ、127ページで災害復旧費の関係であります。今回工事請負費として3億2,300万ですか、計上されております。この14か所ということでございますが、具体的にどの場所にあたるかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） まず初めに、73ページの原木・チップヤードの関係でございます。備品購入費としまして、機械器具費としてチップヤードの高所作業車を購入することにしております。これにつきましては、これ以外に議員のほうから、ほかにはないだろうかということで御質問でございますが、今のところ聞いているのはこれだけで聞いておまして、今後それ以上の設備に関してですけども、今のところは聞いておりません。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 災害復旧事業につきまして、具体的に内訳をとということでしたが、先に資料のほうで、図面で配らせていただいとる部分もございしますが、一応補助債で出しておりますものにつきましては、こちらが該当箇所になっております。個別の金額等につきましては、まだ発注前でございますので、こちらでの答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 79ページの商工費のところなんですけども、駅舎移転補償補填及び賠償金として券売機等の移転に伴い駅舎移転補償の5,300万円が計上されているんですけども、今、津和野町が工事を行っている中で、何に対する補償なのか、工事費だったら何となく券売機を造るのかなとか思ったんですが、何に対するどういう補償にあたるのかというのが1点と、それと113ページ、森鷗外記念館費の中で当初説明の中にもありましたが、資料購入費というのは、こういった資料の購入なのかというのをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 補償費のほうでございますが、これについては、先ほど申されたように券売機等の移設に係る部分も含みますし、その他、大部分になるんですけども、鉄道の運行に必要な大きい機械があります。その機械が今回の改築によりましてレイアウトなりが変更になります。そういったような鉄道の運行に関する機械を移設するための金額になっております。それから、細かいところでは、JRのほうが使用されている備品等についても移設ということで、そういったようなものも含まれております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この資料につきましては、全て鷗外、初刊になりまして、3か所から購入することになっておりますが、全集には未収録の初刊ということで、来年、鷗外の没100年という年に当たりますけども、その中で展示に使ったりと、そういった関係の資料でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 29ページの、例のつわぶき交流センターということで、今日、名称も変わったようでございますが、これから工事費が1億3,970万ですか、こういう工事さらに備品購入等々が予算化されておりますが、これから工事をスタートされて、大体工事が終わるのがいつ頃で、その間、今まで聞いておるとこの工程表から言えば、3月いっぱいには工事が済むのかどうかというのが懸念されますけども、最終的に出来上がるまでに、この高校生が県外から新しく来られたり、現状今おられる高校生の方が、どのような対応で過ごされるのかなということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、工期についてでございますが、恐らく今日予算が認めていただきますと、入札が年明けになろうかと思っています。そうしますと年度内完成はちょっと難しいと考えておりまして、繰り越しをさせていただきまして、恐らく1学期いっぱい、早くても夏ぐらいまでには、かかるんじゃないかなろうかと

見込んでおります。また、それまでの生徒の代替えの部分でございますが、一応、町内の民宿等をお借りして、そこに代替え的に1学期間住んでいただいて、夏休みに引っ越しぐらいのイメージで今考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 85ページの道路維持業務委託料というのが、今回1,131万1,000円ですか、このことについてはちょっと説明を聞き漏らしましたのでもう一度お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 道路維持の委託料でございますが、これは年度当初に津和野地区、日原地区それぞれ委託をしております。それで今回、いろいろ豪雨災害による維持補修等でございます。それと、通常のいろいろ水路のほうの維持管理、そういったいろいろなものがございまして、今回ここで要求させていただいたものでございます。それで、地区ごとの内訳で申し上げますと、まず道路維持に関しましては、津和野地区が527万2,000円プラスということと、日原地区が414万2,000円プラス、あと別途、舗装関係の維持を出しておりますが、津和野地区が120万6,000円、日原地区が69万1,000円ということで、今該当箇所をそれで積算いたしまして、積み上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 例の町道だと思いますけど、鷗外記念館、それから津和野土木事業所のあの何百メートルかありますが、あそこの何て言いますかね、がたがたがあるんですよ。あのがたがたが、今の説明の中に、舗装という事業の中に加わっておるかどうかを確認したいと思いますが、かねてからあそこは少し1回補修されたかと記憶にありますが、結果的にまだ全体がきれいになっていないので、住民の方から非常に苦情が出ておりますがいかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） ただいまの御質問でございますが、申し訳ございません。今その箇所がちょっと入っておるかどうかもでちょっと把握しておりませんで、町内至るところにつきまして、舗装修繕のほうも御要望が出ておりますので、現在積算しとるものにちょっとそこが入っているかどうか分かりかねます。ただ、そういった御要望がありましたら、またほかのところといろいろ兼ね合いがございますけど、状況を確認させていただきまして対応したいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 62、63ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業費のところであります。多分これから、3回目の接種に向けて接種券や接種していただく医師への報酬等が入っているのかなとも思いますが、その内訳と今後のおおよそのスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 3回目の接種につきましては、一般質問でもお答えをさせてもらっておりますが、今のところ2月の初めからは一般の方の接種を始めていくというところで考えております。基本的には、個別接種を今回は主でいきたいと思っております。津和野共存病院のほうで1週間に110名、それから和崎医院のほうで1日36名の5日ですんで、約200名ぐらい、それからつわぶき医院のほうで週に100名、これを今お話をさせていただいております。

それから2月中に集団接種のほうは2日程度ほど、日原側が個別接種の機会、今言いました三つの病院と診療所は皆津和野地域側になりますので、日原側で集団接種の機会を設けるようにしております。ただ、本当に雪がたくさん降る時期であったり、寒い時期でありますので、高齢者の方がどうやったら来やすいかというところで、今検討しているところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 内訳もお尋ねしていたんですけど、このおおよその、この予算の。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 内訳と言いますと、今回、これまでの1回目、2回目接種の予算の組替えと、それから3回目分の1,800万追加分ということで、予算を上げさせてもらっておりますが、接種者については約5,500人分程度でありまして、個別接種の場合は2,070円、1回、医療機関に支払うということ、それから集団接種の場合は人数に応じて20万から30万を1日、医療機関のほうへ支払うというような感じの積み上げとなっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すいません。不勉強で申し訳ありません。29ページなんですけれども、企画費の中のひとつづくりによる地域の好循環形成事業なんです、この事業の概要と、それと450万円の減額になっておりますがどういったものが減額になっているかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、一般財団法人つわの学びみらいへの委託料になります。この450万の減額の内訳でございますが、主に地域おこし協力

隊として一般財団法人つわの学びみらいに来ていらっしゃる方々の事業費の減額でございます。なので、今3名いらっしゃるんですが、その方々の、今年新型コロナウイルスの関係で出張等に行かれなかったとか、あと事業ができなかったということを積算したものが、この450万4,000円ということになります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 67ページの上から5、会計年度任用職員パート期末手当が12万7,000円増額になっているんですが、先般の条例改正で期末手当はマイナスが全てについているんですが、なぜここでプラスになっているのか教えてください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） この12万7,000円につきましては、農業委員会のほうの補助事業が、実は内示で幾らかついております。もともと単費といいますか、単独事業で組んでおまして、それで、ここにありますページ数でいったら70ページの多面的機能支払事業費というのがございますが、この期末手当マイナス14万3,000円で、農業委員会のほうが12万7,000円と金額は違いますけれども、差額につきましては、それこそ人勧分でマイナスになって組み替えたということでございます。有利な補助事業のほうに組み替えたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 51ページの旧木部さとやま保育園解体工事費3,340万7,000円かけて解体するわけですが、後の利用は何か考えておられますか。それから73ページ、原木・チップヤード、これの高所作業車機械器具費1,155万ですが、これは多分バスケット付のもんでしょう。

もう一つ、土木費、87ページですが、900万、旭橋ほかとかありますが、随分長寿命化対策工事費というのが長くかかっているような気がしますが、終期というか、いつ頃までで終わるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 旧木部さとやま保育園の解体につきましては、敷地が、ほとんどが民地でありまして、利用しなくなったら旧に戻して、お返しをするという契約になっておりますので、できるだけ早いうちに、こうやって解体をして、更地にして所有者にお返しをするというような考えでおります。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 今度購入を予定しております高所作業車につきましては、先っちょにこう箱がついておるのがバスケットということかどうかは、私も詳しくは分

からないんですけれども、12メートルの高さまで可能な、先つちよといいですか、先端には1メートル高さ、幅が1メートル50の、幅が750の箱のようなものについておるような機械でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 先ほどの、これは道路長寿命化対策事業費の橋梁関係と思いますが、こちらの900万円につきましては、円ノ谷線あるいは鉄砲丁耕田線、それと旭橋の関係の工事請負費の増額になっております。これにつきましては、12月中に発注する予定としるところであります。

それと、いつ終わるかという御質問でございますが、橋梁、かなり町内にございまして、いろいろ事前に調査をした上、工事発注をしておりますので、それと国のほうで長寿命化ということにつきましては、いろいろ力を入れているということでこちらの事業も、道路メンテナンス事業補助ということで行っておりますので、これからも継続的に行っていく必要があるかと思っておるところでございますが、ちょっと今のところの段階で全橋梁が終わるのがいつかということは、ちょっと申し上げられません。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 板垣さん。申し上げますが、あなたは既に3回やっておいでになります、もう一回許します。どうぞ。

○議員（5番 板垣 敬司君） 大変すいません。お許しいただいてありがとうございます。61ページの医療対策費の中で委託料というのが42万円、介護サービス事業展開支援委託料ということでございますが、今日の課題を、介護の事業体をどうだこうだというのが文教でも議論がありましたが、この委託というのはどこへ委託して、どういう内容のものを委託しようとしとられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 医療対策費の委託料42万円でございますけども、これにつきましては、津和野町の介護事業所の今後の在り方について現在検討をさせていただいております。その中で、どうしても専門家からの御意見を伺わないとできない部分というのが多々出てきておりました。その関係で、現在、医療法人橋井堂と委託契約を結んでおります福岡の業者に対しまして、随意契約のほうで契約を結ばさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 73ページです。先ほどから出ておりますけど、高所作業車、これのことなんです、これは最初からもう計画されとって、今回補正に上げられたのか、それが、建屋を1メートル下から上げましたよね、上に。そういう関係で

このことが出てきたのか、もうもともとやっぱり必要だったのか、途中で変更でこういうことは必要になったのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほどおっしゃいました、篩機がヤードが、もともとピットにあったのが上がったことによってではございません。もともとコンベアが高さがもともと高いところにございまして、これをいわゆるメンテナンスといいますか、維持するのに必要だということで、当初からあるというふうに私は伺っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 27ページの総務費・企画費の委託料、つわぶき交流センターの、先ほど差し替えをされた分ではありますが、これは高校の寮のこの何でありますか、今回、16名の定員のためにこれを建設されるわけですが、県の高校でありますので、町が一体どこまで財政投入していかれるお考えか。今、66人ぐらいつわぶき寮に入寮されておりますね、これにさらに16人ですか、今度の計画では女子寮ということで計画をされておるようではございますが、これをどの程度まで津高に対して町は財政負担をしていかれるおつもりなのか、限度がどこというの大変難しいでしょうが、そこんところがどのようなお考えかをお聞かせいただきたい。

次に73ページ、同僚議員も質問しておりますが、農林水産業費の原木・チップヤードの高所作業車の問題であります。これは、工事費用については、また変更が出ておるんでそんときにお尋ねしますが、これはリースで借られるというお考えはないのか、どうしてもこのものを購入せにゃならんか、高所作業車といいますと点検用であろうというふうに思うんですが、そこんところはどうぞございますか。リースで考えたことはないのか、そのほうが安くつくと思うんですが。

それと、ほかにもう備品ちゅうといいますか、機械類、わし、前から思っどるんですが、タイヤショベルがあそこで前は必要であったろうというふうに思っておったんですが、それは、今回はもう要らないということで理解していいですか。その点をお聞かせいただきたい。

それと79ページ、商工費で歴史的維持向上で駅舎周辺の整備が上げてありますが、今回、回廊の計画がされております。これが今、駅舎の工事と観光便所のほうと2社が入っておられますね。そうすると、工事がなかなか競合して回廊やろうたつてできないと思うんですよ、工事が一緒の場所でやりますから。そうしたとき、これは随意契約でもされて工事を施工されるお考えがあるかないか。そうせんと、ほかの業者が入っても工事ができませんので、そうしないと、今、予算をつけられても来年3月まで工事ができるかどうか、それが懸念されますが、そういうことは考えておられるかおられないか、お聞かせいただきたい。

それだけ、先、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 初めに、津和野高校の関連でございますが、どこまでやるのかといったような御質問ですが、現在、今、金額的にどこまでというのはなかなか申し上げにくいところでございますが、島根県が今、島根留学ということで、県内の公立高校に対して県外生のアピールといえますか、その受入れについて非常に積極的にやっておられます。

そうした中で県立津和野高校は、その島根留学のトップを走っておるといような認識は、我々町も、それから島根県も一致しております。で、今回の新しく町営でこうした建設をさせていただくということに関しまして、県の教育委員会とも話をしてみました。本来なら、議員がおっしゃるように島根県立高校でございますので、県の責任においてやっていただきたい、現行のつわぶき寮の改良、それから改築、それから増築を含めて、ぜひ、やっていただきたいという要望は、私も県の松江まで出向いて話をしてきたところでございます。ただ、県の回答としたら、今、現行のつわぶき寮以上のことはなかなかできないというような回答でございまして、その代替えと言ってはあれですが、みなし寮として、本来なら県が建てなきゃいけないものを町が代替えをする、それに対して、それに県立寮としてみなすということで、みなし寮としての補助金の内諾も頂いておるというところでございます。

また、町長の最初の挨拶にもありましたが、教育のまち、それから、教育移住を今から標榜する津和野町の方針にのっとり、この津和野高校が、0歳児からのひとつづくり構想の中核でもあるというふうに、我々ども認識しておりますので、津和野高校支援をしっかりと、この勢いを止めてはならないということの思いで、今回も上程させていただくものでございます。

今後、どこまでやるかということに関しては、十分、議会の皆様方ですとか、住民の方々の意向なりに配慮しながら、予算編成については気をつけてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、つわぶき交流センターということで建設をいたします。

教育の魅力化ということで、0歳児から、これからひとつづくりを、幼児期から高校まで一貫してやっていこうということでありますので、その辺の、例えば人員の強化とか、それから、どういう教育をしていくかという部分、主にソフト部分については、また、これからも力を入れてやっていきたいというふうに思っております。ただ、ハード部門については、ひとまず、この交流センターの建設をもって、町としては一区切りというふうに、私自身は考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほどの御質問で、原木・チップヤードの高所作業車について、リースでは考えなかったのかということでございます。

実は、リースでも正直、検討したところでございます。先ほど、議員、おっしゃられたとおり、リースのほうが安くつくんじゃないかということもございますけども、我々が検討した結果、リースのほうが、5年リースで計算しまして約200万くらい、ちょっと高くなるという結果が出ております。そうしたことから、購入ということで、今、検討したところでございます。

それから、先ほどの御質問にもありましたけれども、今後、そういったほかに機械を買うことはないのかということもございますが、今のところ聞いておるのは、この高所作業車のみでございます。

今後、どうなるか分からないと言えはあれですけども、この機械を買うということで、ほかの機械を買う予定は、今のところございません。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） J R津和野駅舎周辺工事についてでございますが、ここにつきましては、現在、J R駅舎を利用しながら工事を進めてまいっているところでございます。今回、補正で上げさせていただいたところは、議員、おっしゃられるように、駅舎本体の前、前正面部分の回廊の工事、2期と3期部分のと、あと、その前に広場の辺りの工事になります。

駅舎本体がJ Rの運行に関わる部分になりますので、業者としましては精通業者でないといけないという部分の一つあること。それと、この工事につきましては、人の通路の流れを随時変えながら段階的に工事をしているということ。それと、本体の駅舎と回廊部分の取付けが微妙なところがありまして、その部分に手間がかかるということの理由がありますので、一応、随契という形を考えながら進めていって、なるべく早くといいますか、一刻も早く駅舎が完成するような形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 27ページのつわぶき交流センターであります。これ、8室の16人、現在、下宿生が18人おると聞いております。この下宿生をここに入れるということでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今現在、下宿している方は想定はしておりません。ですから、それ以上の入学者数は増えるという見込みの中で、今回の建設のほうを一緒にさせていただきたいというものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員の方も含めて、職員の期末手当の引下げに反対するので、この議案に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第134号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第134号令和3年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第15. 議案第135号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第135号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第135号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第135号令和3年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第16．議案第136号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第136号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第136号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第136号令和3年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第17. 議案第137号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第137号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第137号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第137号令和3年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君 米澤 宥文君

川田 剛君 道信 俊昭君

板垣 敬司君 丁 泰仁君

御手洗 剛君 三浦 英治君

寺戸 昌子君 後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第18．議案第138号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第138号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 11ページの下水道事業費の光熱水費が出ております。他会計繰入金ということで、一般会計の繰入れだと思んですけども、光熱水費が基本的に受益者負担というところで賄われるところと思うんですが、この光熱水費が出てきた理由というのは、どういったところなのでしょう。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） この光熱水費の増額に当たりましては、清水管理センターと星の子ステーションの2件の処理場なんですけど、ここのポンプの関係のちょっと不具合で、電気料と水道料金がちょっとダブルで上がってしまったということで、ちょっと光熱水費が増額となりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第138号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第138号令和3年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第19．議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第139号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すいません、説明があったと思うんですけど、聞き漏らしました。4ページの支出のところの減価償却費が減額で補正されているんですけども、減価償却費のこの時期での補正というのがちょっと分かりませんでしたのでお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） このたびの補正におきまして、減価償却費のほうを減額させていただいております。この減額分につきましては、当初予算のときの編成時には年度内で工事が完了するということで見込み予算ということで、非常用発電機の令和3年分の減価償却費を計上させていただいておりましたけども、非常用発電機の工事につきまして、令和3年度への繰越し事項となったということに伴いまして、減価償却費が令和4年から始まるということが分かりましたので、このたび、減額とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第139号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第139号令和3年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

日程第20．議案第140号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第140号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第140号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、議案第140号令和3年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

寺戸 昌子君

○議長（沖田 守君） それでは、10時20分まで休憩とさせていただきます。

午前10時10分休憩

午前10時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21. 議案第141号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第141号令和2年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案いたします案件は、契約案件1件、計画案件2件、条例案件1件の合計4案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第141号でございますが、令和2年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） それでは、議案第141号につきまして御説明申し上げます。

令和2年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、令和2年度原木・チップヤード建設工事でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

契約金額につきましては、変更の金額が税込みで2億8,948万3,700円、変更前の金額が2億6,070万円、変更額が2,878万3,700円の増額でございます。

契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名は、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義であります。

裏面に資料としまして、工事請負変更仮契約書を添付しておりますので、御覧頂きたいと思っております。

次項には参考資料1をつけております。

1の当初契約の概要は御覧のとおりであります。

2の変更の理由でございますが、主な理由としまして、篩機ピットを廃止したことにより、新たに破碎機の架台の追加が必要になったこと。コンクリート舗装を追加したことにより、これらに関連する工事費が増額となったこと。

また、この建屋建設の掘削の際、地下水の湧き出しが大量に発生したことから、この敷地を調査した結果、新たに排水対策をする必要があり、そのための対策工事を追加で実施することによる、工事費の増額変更が必要となったためでございます。

それから、参考資料2としまして、工事図面の平面図をつけておりますので、御覧ください。

中央の黒く、白黒で申し訳ないんですけど、黒く塗りつぶしてあります箇所が建屋の建設部分でございます。中央に側溝が上から下へあると思うんですけども、側溝がありますが、その側溝の右側の丸い敷地部分が貯木場となる予定の箇所でございます。

参考資料3としまして、チップヤード建屋の立面図及び、参考資料4としまして機械関係の図面を添付しております。

また、本工事の変更仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。根本的に篩機ピットを廃止したというのはどういったところから廃止されて、破碎機架台工が必要となったということだと思うんですけども、根本的にこのピットを廃止した理由のところと、それとコンクリート舗装を追加するっていうのは、これは変更は当初から上がってなくて、なぜ追加で出てきたのかということをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） ピットを廃止したという理由でございますが、当初このピットがありまして、地下に篩機があったんですけども、それをそうすると水がそこへ溜まってしまって、大量ではないと思うんですけども、幾らか水没をしてしまうおそれがあるということでピットを上げまして、篩機をフラットG Lの部分まで上げまして、その部分に投入するというごことでございます。ですので、投入するのに高さがありますので、架台を約1メートルぐらいだったと思うんですけども、高さの架台を設置しまして、投入が機械でしやすいように架台を設置したというものでございます。

それから、コンクリートの舗装の追加でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、ピットの架台、スロープになりますけど、それを設置した関係で面積が少し広くなりました。もともとはそれが無い予定で考えておったんですけど、それをつけることによって、コンクリート舗装が一部増えたということでございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） その、もともとピットを地下に篩機を置いておいたら水が入ってきて埋没することになったということで、水が出てくるっていう話は、ごめんなさい、どの段階で分かりませんが、水が出てくるなって話はあったと思います。それ地下に置いたら当然水が入ってくるので、排水対策は必要なんだろうということは想定できるわけなんですけども、そこも当初の段階では分からなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 当初はピットに、地下に入ってますので、さっき議員おっしゃるとおり、水が溜まってというのは想定がなかったと思います。じゃあ、それどうするのかという話になったときに、水中ポンプでくみ上げるなんて話もあったんですけども、やはりそれでも機械類でございますので、高い機械でございますのでなかなかそういうわけにもいかんだろうということで変更をしたということでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、2,878万3,700円の変更がありましたけれども、基本的には3月31日で工事が完了する予定であると考えておりますが、かなり大幅な補正等があり、今後はこれで一応完成と見なしていいのでありましようか。今後もまだ何かあれば対応していく可能性もあるのでしょうか、非常に話題にもなっておりますので、確かめたいと思います。お願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 今回の変更で、今3月末とおっしゃいましたけど、一応今、先般の臨時議会のときで工期の変更をお願いし、皆様のほうにお認めを頂いたと思うんですけども、1月末の今工期を予定しております。先ほど理由にもございましたとおり、この変更の理由の主な理由がそこに書いてあるとおりでございますけれども、

一応今のところ1月末をめどに舗装まで全て終わらすということで、工程については進んでおるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 参考資料2の図面で排水路がずっとありますが、流末のところ、これは恐らく沈砂池みたいなのところがあって、そこに流すようになるんじゃないかと思いますが、あれ見ても沈砂池というか、あんまり、何か自然に少し下げとるようなところに最終的にはこの水を溜めて、その後どうなるんですか、これ国道の側溝にそれが出るのでどうか、その辺りを土木事業所との協議、これはされているかどうかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） その流末につきましてですが、議員おっしゃるとおり、ここの溜め池みたいなのが最終的に国道の横に、これは参考資料2の図面でいったら真ん中辺りになりますけども、ここの溜め池に一応水が集まるように、地下水と一緒に水が集まるようになっております。ここはきれいに掃除はするんですけども、こっから流末につきましては、ここの出口に国道187号線の側溝がございますが、そこから20メートルぐらい、どういいますか、左鑑寄りといいますか、ほうに行ったところに600用の暗梁がございます。そこが道路を横断しておりまして川に出るとという構造になっております。

津和野土木事業所とも実はこれについては協議をしております、若干流量が多いだろうということで、これはちょっと来年度になると思うんですけども、取水機までのところではここのところの約20メートルぐらいあるんですけども、そこを今の道路側溝ではなくて、自由勾配側溝、V S側溝を、縦断用のV S側溝を今考えております。これもまだちょっと今、具体的にどうこうっていうことは申し上げられませんけども、今そういうV S側溝をここに、要するに水路を大きくすることによって、水量を廃棄してしまおうという予定で今考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 県のほうもそういう工事はするということです。今ちょっと言われたかもしれませんが、それについては、全部県の負担でやるということでもない、町も幾らかの負担は出るということですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） この工事につきましては一応、河川法第24条の関係になりまして、県のほうからお願いをされております。これは町のほうで工事についてはやるということになります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） これも、前から指摘しておりましたが、湧水処理のことで随分議論をしたはずなんですけども、途中で側溝が整備されるように変更でやられま

したね。それからまた、今回こういうふうなピットやらが廃止になって、また増額になったということですが、まずピットが初めに作ったときに、ピットつちゅうのは地下へ何ぼか入るわけですから、そのときに恐らく1メートル20ぐらいのピットじゃなかったかと思うんですが、そん中へベルコンが入るようになってしまったわけですね。それでダンプから積んできたのをそこに落として入れるというふうな工程で、その計画をしてあったもんが、ピットを全然もう地下へせんこうに平らにしてしまうた。そうしますと、この前も説明を求めたんですが、ベルコンが短こうなりますよね、地下に入らんですけえ。そういうことから考えると、工事金額が私はだいぶ少のう減額になるんじゃないかと思うんですけど。

ところが、フラットにしても工事金が高くなっていくというところがちょっと理解しにくいんですが。ピットを廃止したから、そういった金額は増えていくというのがちょっと理解しにくいんですが、そこんところをちょっと説明頂きたい。

それと今、同僚議員が言いましたが、この用地の下に県道があります。県のほうは恐らく側溝をつけというような指摘をしてくると思います、相当の水量があるんですから。それを今度どうされるんか。町のほうで恐らく187号に、道路に向けて側溝をつけるようになると思いますが、これは県がやってくれるわけじゃない、町がやらにゃならんと思いますが、そのところをどうなつとるんか。これからまだ完成するまでにそれをやられるのかどうか、そのことをお聞かせ頂きたい。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（益井 仁志君） 先ほどのピットの話でございますが、ピットにつきましてはもともと、先ほども申し上げましたけども、ピットにつきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、1メートルか1メートル20ぐらいの下に当初は計画をされておったというふうに聞いております。それが、やはり水取り対策で、水がこれにつきましては溜まるだろうということで、ピットをフラットまで持ってきてまして、それに対して、まあベルトコンベアも若干は短くはなっておるとは思うんですけども、ただ、その代わり架台も今度設置するという事になったわけでございます。その架台も設置費がやはり金額が上がってきたということで、御理解頂きたいというふうに思っております。

それから、先ほど来出ております側溝についてで、187号線の側溝についてでございますが、当初今の溜め池を調整機能を持たせておこうということで考えておりましたけれども、実際やってみますとそれもですけども、側溝のほう、県と協議をしたところによりますと、なかなか今の流量がそれではちょっともたんだらうということで、若干ですけども、水が大量に出たときに、道路に向いて水が出る可能性も場合によってはありますよということで、先ほどから議員もおっしゃるとおり、県のほうからも工事についてはやっていただきたいというお願いがありました。

これにつきましては、出水期までにやればよいという県の御指導もございますので、できれば来年度にここの側溝、あと20メートルぐらいだったと思うんですけども、

そこの部分を今さっきも言いましたけどもV S側溝に、5 0 0だったと思います。5 0 0の、5 0 0だったと思うんですけども、そのV S側溝に、縦断用のV S側溝に替えさせていただくという予定にしております。これも県からの指導で、そこにつきまして、町のほうで設置をするということになる予定でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第1 4 1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトは点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第1 4 1号令和2年度原木・チップヤード建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宏文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第22．議案第142号

○議長（沖田 守君） 日程22、議案第142号第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第142号でございますが、第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第142号について御説明いたします。

第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更にあたりまして、津和野町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第2次津和野町総合振興計画につきましては、11月29日の議会全員協議会において、議会の皆様方に草案並びに策定趣旨等についてお示しさせていただいたところであります。この間、同時進行しておりました委託業者による文章及び文言等の確認作業等踏まえまして、全員協議会以降において計画の一部修正等を行っております。

別紙の第2次津和野町総合振興計画の御説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、目次を御覧ください。

第2次津和野町総合振興計画は、第1部、序論、第2部、基本構想、第3部、後期基本計画の概要、第4部、後期基本計画の4部により構成されており、これは前期と同様の構成となっております。

続きまして、19ページを御覧ください。

第2部、基本構想でございます。基本構想につきましては、津和野町総合振興計画等審議会におきまして、審議員の皆様方から多くの御意見を頂いたところであり、新型コロナウイルス感染症などによる急激な社会情勢や経済情勢を踏まえまして、構成を含めて変更をしております。

前期計画に比べまして主に変更を加えた箇所は、23ページの第3章、基本目標から26ページの第5章SDGsと総合振興計画までとなっております。

続きまして、33ページを御覧ください。

第4部、後期基本計画でございます。

以下、35ページからは、基本構想で示す将来像の実現に向けて分野ごとに様々な取組を展開していくため、具体的に内容を示しております。御確認頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 主要指標のところなんですけれども、当然目標として掲げられている数値に達成をするのは大事なことだと思うんですが、この目標の設定はどのような設定といたしますか、各課で行われているのか、それともその審議会の中で設定していくのか、目標数値の設定について教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 基本的には、役場内の職員で組織しました策定委員会で設定をいたしました。その設定したものを基に審議会の皆様方にお諮りをして決定したという経過でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 当然議会でもこの数値のチェックしていくと思うんですが、その審議会においても、この数値のチェックをされるのか。チェックされるのであれば、どういうタイミングでチェックをしていくのか。また、それがチェックされた後に、どういうふう施策につながっていくのかというのをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今後この、いわゆる事務事業評価、行政評価等をこの審議会、この総合振興計画ベースでやっていきます。評価の頻度としましては、一応基本は毎年1年に1回ということをして今のところ想定をしております。といいますのも、町のいろいろな計画がございますが、その計画の中でも一応今回の総合振興計画は最上位に当たりますので、この審議会等でいろいろな計画が審議できるよう、今回先ほどの条例改正等も行いましたが、そうしたことで、事務の効率化を図りながらこの行政評価をしっかりとできた上で、いわゆるPDCAサイクルがきちんと回るような形を想定しております。

ですから、今回のこの主要目標は、実はかなり力を入れて、今までの前期計画と比較してかなり明確化させていただきました。なので、課題と現状、それから主要事業、それから今回の主要指標をうまくひもづけをさせていただいて、今後の評価がしやすくさせていただいたということで、御理解頂ければと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） つまり、いろいろな計画がある中で最上位ということは、これは行政評価に当たると、それだけは職員さんの罰はないにしても、やる気といいますか、モチベーションといいますかというところにも繋げていくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） そのとおりであります。主要指標については、もっと大きくしろとか、例えば、ふるさと納税で言いますと、もっと金額を大きくして職員の意識も上げるようにとか、審議会でいろいろな御意見も頂いた中で入れております。もちろんそうしたことで議員御指摘のように、職員のモチベーションにも繋がっていきたいというふう考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 26ページ、第5章としてSDGsの総合振興計画ということで、これは新しく入ってきた分だろうというふうに思いますが、そこにSDGsとはどういうことだということが書いてありますけれども、ちょっと私のいよいよ勉強不足で申し訳ないんで、このことがどういうことかなかなか分かりにくいんですが、例えば、この新しい振興計画の中で、SDGsに関する何か具体的にこれこういうことがSDGsですよというような、何か具体的に、どこでもいいんですが、何か具体的に説明できるようなところがあればしていただきたいんですが、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） このSDGsといいますのは、持続可能な開発目標ということで、平成27年9月の国連サミットで採択されたものでございます。その後、このSDGsの視点を取り入れた計画づくりというのは、全国の自治体でやっぱり実践されておりまして、こうした総合振興計画等実施する場合は、このSDGsの基本指標に沿った形で計画しなさいというのが、基本的な流れでございます。

具体的にどっか例を示して説明してほしいということでございますが、どういたしますか、ちょっとなかなかそんなうまく例が説明しにくいんですが、例えば46ページを御覧ください。

例えば、1-4道路の整備・維持管理とございますが、その横に11番と17番で色をつけて図が描いてありますよね。これがSDGsの先ほど草田議員が言われた26ページのこの1から17番までに突合しておると。持続可能なこの17の指標のうち、1と17がこの道路の維持管理には適合していますよというふうに突合して見ていただいて、御理解頂ければというふうに思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結させていただいていいですか。それでは、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第142号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第142号第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の変更については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第23．議案第143号

○議長（沖田 守君） 日程23、議案第143号津和野町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第143号でございますが、津和野町過疎地域持続的発展計画の策定について、議会で議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第143号について御説明いたします。

本町の過疎地域持続的発展計画を定めるに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

津和野町過疎地域持続的発展計画につきましては、先般11月29日の議会全員協議会において、議会の皆様方に草案をお示しさせていただいたところでございます。

市町村計画の策定に当たりましては、あらかじめ都道府県との協議が法律で義務づけられておりまして、本町におきましても、11月中旬から島根県と事前協議を行ってまいりました。このたび、島根県との協議が完了しまして、島根県からの意見等を踏まえて計画の一部修正等を行っております。

次に、別紙の津和野町過疎地域持続的発展計画につきましては、先ほど御提案させていただいた、本町の最上位計画であります第2次津和野町総合振興計画（基本構想）後期基本計画と整合性を取り、策定しているものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、これから質疑に入ります。草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 人口の関係で基本目標とか8ページですか、載せておられます令和7年度の人口、津和野町の人口ビジョンでは6,216人、それが目標値で少し高い目標値がここでまた定められておりますが、これはどういう、高い目標でいいとは思いますが、その辺はどういうことでこの目標値を設定されたのか。お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは津和野町人口ビジョン、これは平成27年度に作成しました「まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン」というのがございまして、その数値でございます。その中のそれよりも上回る数値をやっぱり目標値にして掲げなさいというような県との協議がございまして、それで6,535人という数字となっております。この数字の根拠は何かといいますと、ちょっと、県との協議をしたということ以外になかなかないんでございますが、詳細につきましては、もし根拠があるようでしたら、私のほうで調べてまた後ほど御連絡させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 提案されてからあまり時間がないので、なかなか指摘をするという箇所もなかなか見つけにくいとは思いますが、ないようでありましたら、質疑を終結してよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） それでは質疑を終結し、これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第143号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。それぞれ自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第143号津和野町過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第24．議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第144号津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第144号でございますが、津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第144号につきまして御説明いたします。

津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに令和3年4月1日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、町においても、津和野町過疎地域持続的発展計画が策定されたことに伴いまして、固定資産税の課税免除に関する条例について制定するものであります。

まず、第1条の趣旨では、法に定める目的の達成に資するため固定資産税の課税免除を行うことを規定しております。

第2条では、課税免除が適用される特別償却設備について規定しております。

第3条、過疎地域における固定資産税の課税免除でございますが、この条文の中で課税免除についての具体的な内容を規定しております。

それでは、課税免除の内容について御説明いたします。まず、対象となる地域は津和野町全域です。対象となる事業者は、製造業、情報サービス業等、農林水産業等販売業または旅館業で青色申告書を提出する法人または個人であります。

対象となる固定資産は、当該家屋の敷地である土地、直接事業の用に供する家屋、償却資産です。

生産設備の取得価額要件として、情報サービス業、農林水産業等販売業は500万円以上、製造業、旅館業は、資本金の額等が5,000万円以下の場合で500万円以上です。

なお、製造業、旅館業においては、資本金の額等に応じ、取得価額要件が段階的に変わってきます。例えば、資本金の額が5,000万円を超え1億円以下では1,000万円以上、1億円を超えると2,000万円以上の所得した場合に対象となります。

適用期間内に取得または製作もしくは建設した生産設備が対象となりますが、資本金等の額が5,000万円を超える法人については、要件が厳しくなり、新設または増設の場合に限ることとなります。

適用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、課税されるべき年度から3年度分課税免除を行います。

旧法である過疎地域自立促進特別措置法での課税免除に比べると、一区画要件が2,700万円を超えるものであったのが、500万円以上に引き下げられ、対象となる業種も情報サービス業が追加されました。また、対象となる設備投資も、以前は新設・増設のみでしたが、資本金の額等が5,000万円以下の場合には、取得または製作もしくは建設した設備投資が対象となっております。

続きまして、第4条では申請等について規定しております。

第5条では、決定及び通知。

第6条では、課税免除措置の承継について規定しております。

第7条では、課税免除の取消し等について規定しております。

第8条は、この条例を施行するに当たり、必要な事項の規定を規則に委任するものがあります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

第2項では、本条例の制定に伴い、旧条例であります津和野町固定資産税の免除に関する条例の廃止について規定しております。

また、第3項では、令和3年3月31日以前に新增設したものについての経過措置を規定しております。

第4項、第5項では、本条例の制定に伴い、ほかの条例も一部改正が必要となりましたので、そのことを規定しております。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

津和野町産業振興のための固定資産税の減免等に関する条例及び、津和野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について用語の整理を行っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、議案第144号津和野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第25. 発委第4号

○議長（沖田 守君） 日程第25、発委第4号議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本議案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 発委第4号、件名、議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び津和野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議であります。次のとおり議員定数等議会活性化特別委員会を設置するものとする。

1、名称、議員定数等議会活性化特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び津和野町議会委員会条例第5条。

設置の目的、津和野町議会の活動及び議員活動の活性化に向けて議会運営の在り方等を検討する。

構成委員、議長を除く全議員。

調査期間は、3月定例会まで。

令和3年12月16日、津和野町議会議長沖田守様、提出者、津和野町議会運営委員会委員長後山幸次であります。

それでは、発委第4号についての提案の趣旨説明をさせていただきたいと思っております。

この4年間の任期のうち、後半の2年間については新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで当たり前としてきた日常の生活が一変し、我々議員の活動にも様々な影響がありました。地域住民との意見交換の場、イベント等も減り、これまでのような議会議員活動ができなくなっておりました。私たち、議員の任期も残すところ4か月半となりましたところでありますが、少子高齢化、人口減少が喫緊の課題である津和野町において、議会議員活動の在り方、活発な議会運営、議員活動する上で必要な議員数等について我々が経験したコロナ禍において、当たり前が当たり前でなくなった日常生活と議会、議員活動の経験を基に、今後の津和野町議会の活性化に向けて議論・検討していく必要があると考え、特別委員会の設置を決議するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で、もろもろ、趣旨説明等終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、発委第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに、賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、発委第4号議員定数等議会活性化特別委員会設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（1名）

道信 俊昭君

○議長（沖田 守君） それでは、ここで特別委員会より正副委員長の選任をお願いしたいと思います。

暫時休憩といたします。

午前11時08分休憩

午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

暫時休憩中に、特別委員会の正、副委員長の選任を頂きました。

委員長に岡田克也君、副委員長に草田吉丸君がそれぞれ選任されましたので、報告をいたします。

それではここで、選任された委員長より自席で御挨拶を頂きたいと思います。

岡田克也君。

○議員定数等議会活性化特別委員会委員長（岡田 克也君） このたび、議員定数等議会活性化特別委員会の委員長に選任されました岡田でございます。

議会活性化に向けて様々な議論を重ねてまいりたいと思いますので、皆様の御協力、お力添えをお願いいたしまして、就任の言葉とさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございました。

日程第26．請願第3号

○議長（沖田 守君） それでは、日程第 26、請願第 3 号災害時等における避難場所として役場本庁舎 3 階の使用を求める請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。草田吉丸君。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） 総務経済常任委員会請願審査報告書。

令和 3 年 9 月定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第 9 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により報告します。

記。

受理番号第 3 号、付託年月日、令和 3 年 9 月 22 日、件名、災害時における避難場所として役場本庁舎 3 階の使用を求める請願。

審査の結果、採択。

審査の内容、別紙のとおりであります。

審査の経過であります。審査年月日、令和 3 年 11 月 10 日水曜日、内容、机上及び現地審査、出席者であります。総務経済常任委員会委員 6 名、総務財政課長岩本要二、防災担当係長山本淳、紹介議員、川田剛、寺戸昌子。

審査意見であります。

ここ数年にわたり、世界各地でこれまでの記録を更新するような異常気象が報告をされている。

近年のデータによれば年間雨量は増加傾向にあり、気候変動等の影響により、水害リスクは高まっていると言われている。

津和野町においても、平成 25 年の激甚豪雨災害をはじめ、毎年豪雨災害が発生している状況である。

いつどのような災害が発生するか想定できないような気象状況の中で、災害に対する備えは重要である。

中でも、安全な避難所の確保は重要課題の一つである。

枕瀬地域の指定避難所は滝元・枕瀬公民館と日原小学校であるが、土石流警戒区域やそれに隣接する場所である。

一方、防災拠点でもある役場本庁舎の位置は、ハザードマップ上でも安全な場所といえる。

特に 3 階部分については、河川の増水時においても安全地である。

指定避難場所として各種法令基準のクリアや用途変更手続と併せ、電気、水道（給排水）、空調、エレベーター、トイレ等の設備の点検・整備のための基本設計を早急に進められ、一日も早く枕瀬地区及び日原地区の指定避難所として開設されることを強く要望する。

審査結果、本請願は全員賛成で採択と決した。

令和3年12月16日、津和野町議会議長沖田守様。総務経済常任委員会委員長草田吉丸。

以上であります。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございました。

それでは、委員長の報告について質疑に入りたいと思います。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

はい、委員長、ありがとうございました。

それでは、これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成全員であります。したがって、請願第3号災害時等における避難場所として役場本庁舎3階の使用を求める請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

賛成（11名）

草田 吉丸君

米澤 宥文君

川田 剛君

道信 俊昭君

板垣 敬司君

丁 泰仁君

御手洗 剛君

三浦 英治君

寺戸 昌子君

後山 幸次君

岡田 克也君

反対（0名）

日程第27. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第27、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。草田吉丸君。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

令和3年9月の定例会において、許可を頂きました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告をいたします。

- 1、まず、調査事件になりますが、商工・観光の現状について。
- 2、目的、現状を調査し議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過であります。

第1回でございますが、令和3年11月15日、場所、本庁舎第5会議室であります。

出席者、総務経済常任委員会6名、商工会事務局長藤山宏、観光協会事務局長金子誠一郎、商工観光課長堀重樹、課長補佐村田隆昭。

調査内容は、机上調査であります。

調査概要であります。まず商工観光課の関係であります。

まず、コロナ対策の経過と令和3年度の状況についてということですが、これについては事業の内容については省略させていただきますが、まず業績悪化緩和運転資金補助金であります。予算計上は4,000万であります。

次を、2ページをお開き下さい。

表の中で一応掲げておりますが、9月までの実績であります。給付金額が2,514万5,000円となっております。

2として、商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金であります。予算が200万であります。

実績といたしましては、これ、9月までであります。件数が10件、136万6,000円あります。

主なものが、空気清浄機、飛沫防止パネル、オゾン発生器、検温器でございます。

3番目として、事業者独自キャンペーン実施支援事業補助金であります。予算が500万円あります。

実績といたしまして、件数が11件、143万3,000円あります。

主なものが、PRパンフレットの作製、チラシ等、のぼり旗であります。

次に、新商品施策開発支援補助金、予算が200万円あります。

実績といたしまして、件数が4、決定額が80万円あります。

主なものが、餅を使用したレトルト商品、パウンドケーキ、酒類等の中国向け商品、元氣米を使った新商品等あります。

次に、日本遺産の再審査についてであります。これにつきましては、5月27日にオンライン調査が始まりまして、以降、推進協議会を4回ほど開催をされております。その中で活性化計画、それらを検討されておりました、11月5日、日本遺産を通じた地域活性化計画書を提出をされております。

これにつきましては、日本遺産再審査結果発表はまだ未定であります。12月かあるいは1月発表予定ということになります。

次に、津和野駅周辺整備の状況であります。表のようになっております。3年度事業として3件、それから今後の予定として5件の事業が発注予定であります。

それから、4月以降はJR津和野駅舎管理業務委託、7月には駅業務の簡易委託契約、それから8月5日、山口線津和野駅開通100周年、それらが計画をされております。

城山整備の状況であります。これも表のとおりでございます。

ライトアップの期間ということで、10月までが金土日祝8時から10時、11月からは6時から8時というふうになっております。

それから、外資系ホテル誘致についてであります。津和野町の宿泊施設の現状は現在2施設が休館中で、団体客等はキャパシティー不足で受け入れしがたい状況にあり、行政としてもコロナの終息後の観光需要の取り込みを図るために、誘致に積極的に働きかけていると。

町内の旅館組合との協議は同意済みで、誘致後は町内事業者と連携した形での運営について協議中ということになります。

今後の主な事業計画としましては、既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業、森鷗外没後100周年、列福への準備等があります。

次に、商工会の関係であります。これは商工会からの資料頂いたものをそこにつけております。

事業所数の状況とか会員数の関係であります。そこで一つ新規加入というところ見ていただきたいんですけども、10という数字があると思うんですけども、新規加入ですね、これがコロナ禍ではありながら少し増えている、そういう状況が特徴的かなというふうには思っております。

その下には、商工会で今の実態等を記入させていただいております。

事業承継の実態、それから空き店舗活用の実態、そして商工会の課題、これらについて掲載しておりますので、その辺については目を通していただきたいと、そういうふうに思います。

次に、観光協会の関係であります。観光客の入り込み数であります。津和野地区、これも10月までの実績であります。まだ、そういった関係で年間のはっきり分かりませんが、66%ぐらいの入り込み客数の状況であるということになります。

日原地区につきましても、これは9月までの実績であります。約77%、これで前年対比ですね、ぐらいであります。

それから、宿泊人数であります。下段については訪日外国人客の人数を示しております。これも、訪日外国人については特に全く3年度は今のところゼロというような状況であります。

町屋ステイの利用実績については、表のとおりであります。

審査意見であります。コロナウイルス対策。

各種コロナウイルス対策については、商工・観光業者にとって事業継続の支援につながっていると考えられる。

コロナ禍の中でも商工会会員の新規加入の増加が見られるのは、各種対策の効果の現れとも思える。

今後についても、コロナウイルスの状況を見極めながら、町内経済3団体の協議を重ね、支援事業の継続と実情に合った支援策等について検討されたい。

次に、日本遺産再審査についてであります。

津和野町日本遺産活用推進協議会において作成された地域活性化計画を提出し、再審査結果待ちの状況である。

日本遺産の認定を受けた貴重な文化遺産であることを誇りとして、地域活性化計画に掲げている重点課題について積極的に取り組まされたい。

結果発表で再認定されることを期待するものである。

次に、外資系ホテル誘致についてであります。

現在外資系ホテルの誘致に向け働きかけている状況である。

コロナ収束後の観光需要の受入れのためにも、今後のインバウンドの増加や列福認定を想定した受入体制の整備として前向きに検討されたい。

併せて、旅館組合や関係する事業者との協議を進め、地元業者との連携でホテル運営がなされるよう十分な配慮をされたい。

最後であります。

今後の商工観光に期待するものということで、津和野駅前整備、城山整備、ホテル誘致、見晴広場等の観光関連施設が整備されていく中で、これらの施設が十分活用されるようソフト面も含めて、コロナ収束後を見据えた商工観光業の復興について行政としても積極的に支援されたい。

令和3年12月16日、津和野町議会議長沖田守様。総務経済常任委員会委員長草田吉丸。

以上であります。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございました。

それでは、委員長の報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようでありますので、質疑を終結します。

はい、委員長、御苦労でありました。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第28. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 所管事務調査報告書。

令和3年第8回（9月）定例会において、閉会中の許可を頂きました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

記。

1、調査事件、上下水道事業の現状と課題について。

2、調査目的、現状を調査して、議会活動に資するため。

3、調査方法、机上調査。

4、調査月日、令和3年10月7日（木曜）午後1時半。

5、調査場所、津和野町役場本庁舎、委員会室。

6、出席者、文教民生常任委員会委員6名、議長、環境生活課長野田裕一、係長日熊憲明。

7、調査概要、平成29年3月議会（文教民生常任委員会報告）以降における上下水道事業の進捗状況及び今日における課題等について調査を行った。

水道事業。

1、クリプトスポリジウム対策では、中曽野、日原地区第2浄水場及び第4浄水場が既に工事完了し、日原地区第1浄水場が工事中である。下横道浄水場は令和5年度に計画している。

2、水道未普及地であった麓耕地区の工事は、今年度より3か年で実施。概算事業費は2億4,900万円が見込まれる。

3、奥ヶ野、三歩市地区は令和5年度、コンサルタントによる水利、概算事業費等を含め事業採択を検討する。

4、管路更新は毎年1%に相当する予算5,000万円を見込んでいる。

5、平成30年度から公営企業会計で、平成31年2月に改訂された「津和野町水道事業経営戦略」に基づく投資・財政計画にほぼ沿った実績となっている。令和3年度の一般会計繰入金は1億2,205万円である。

6、令和4年度から5年度にかけてコンサルタントによる調査を行い、令和7年度を目途に水道料金の改定を計画している。

下水道事業。

1、下水道への加入状況、日原地区87.8%、津和野地区57.3%。

2、津和野処理区における事業進捗は、事業認可区域105.3ヘクタールのうち92.9ヘクタールで、橋南地区（中座工区）、橋北地区（山根丁工区）とも、令和3年度未工事完了見込みである。

3、高岡通り（津和野庁舎裏）から今市通りの管路新設工事は令和4年度計画となる。

4、令和3年度下水道事業特別会計における一般会計繰入金は1億6,300万円である。

8、調査意見。

水道会計。

1、未普及地区の解消に努力されたい。

2、空き家における漏水対策を講じられたい。

3、独立採算が原則であるが、住民生活の影響には特に配慮されたい。

下水道会計。

1、各処理区の延長管路は39.2キロメートル、当面の管路更新は必要ないが、最終処分場、マンホールポンプ等定期的な点検により維持管理を徹底されたい。

2、令和6年度より公営企業会計に移行することになる。職員体制の強化によって、スムーズな事業進捗を図られたい。

参考資料としては、市町村別の水道料金が書かれてあります。

令和3年12月16日、津和野町議会議長沖田守様。文教民生常任委員会委員長板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。はい、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 下水道のところの事業の3番目の高岡通りから今市通りの新設工事とはというのは、これは意味がようちょっと、どういう意味かよう分からん、どこの場所を言っているのかよう分からんので、もうちょっと詳しく説明してください。

○議長（沖田 守君） はい、委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 稲成丁の、何と申しますか、あそこに大きな鳥居がありますが、あれから下——高岡通りというのがどこまでかといいますが、私も十分承知しておりませんが、ちょうどスクランブル交差点の下の辺からずっと今の役場の裏、給油所がありますが、ガソリンスタンドの辺をずっと下へ下って、さらに和崎医院のところを真っ直ぐ、今度は高岡通りを真っ直ぐ下がるのではなく、和崎医院さんのところを右に曲がる、そして本町通りへ、本町というか新町通りというか、へ接続するということで、和崎医院様から下のほうについては管路の新設については現在、計画としてはないということでございます。

そういう表現でございます。

○議長（沖田 守君） はい、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） よう分からんのですが、高岡通りは入るんですか。（「高岡通りということが表現として」と呼ぶ者あり）そこがちょっとよう分からん。高岡通りも入る。（発言する者あり）庁舎裏から。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 駅の近くの高岡通りということもありますが、現実的にはスクランブル交差点から駅のほうへ向かって下がってきますが、そのまま高岡通りを下がるのではなく、和崎医院様のところを、右に曲がるというか（「ああ、上から行ったらね」と呼ぶ者あり）はい、そういう感じで管路が接続される予定であって、いわゆるその和崎医院様から下のほうの駅までの高岡通りに関しては、当面計画がないということです。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） はい、はい、分かりました。

○議長（沖田 守君） はい、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、ないようであります。質疑を終結します。
委員長、ありがとうございました。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

日程第29. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っておりますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第30. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第30、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	林業振興について	3月定例会まで
文教民生	〃	社会福祉法人「つわの清流会」の現状について	3月定例会まで

議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	3月定例会まで
------	--------	-------------	---------

○議長（沖田 守君） お諮りします。申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年第11回津和野町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞でございました。

午前11時38分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

